（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年４月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目	案分率	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 (事務費) 人件費	共通案分率	(50%) 25%
1		それ以外の案分	
		案分の説明	コピー機リース料 20,570円×50% ＝10,285円 10,285円を充当

04-4-4 口座振替３｜ ★20,570｜ｼｬｰﾌﾟ ﾌｧｲﾅﾝｽ

670-0012
兵庫県姫路市本町６８　大手前第一ビル

戸井田事務所　御中

（6601K0616041）　01901-　01901

（お問い合わせ窓口）
541-0052
大阪市中央区安土町２丁目３－１３
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス（株）
事務センター
0570-003338

【営業時間　9時～17時30分（土、日、祝日を除く）】

ご利用の内容

お支払日	毎月　3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2020年 9月30日	お問い合わせ番号	[redacted]
商品名	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｶﾗｰﾌｸｺﾞｳｷ ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。		
リース期間	2020年10月 1日から 2025年 9月30日まで　（ 60ヵ月 ）		
お支払合計額	1,234,200 円	内消費税額	112,200 円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、口座番号は表示しておりません。

[redacted]
口座名義人　ﾄｲﾀﾞ ﾕｳｽｹ

お取扱店　シオタニ（株）
TEL　0792-33-0071

お支払明細

作成日　2020年 10月 5日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額		お支払後の残高
1	20 11	20570 円	1870 円	円	1213630 円
2	20 11	20570	1870		1193060
3	20 12	20570	1870		1172490
4	21 1	20570	1870		1151920
5	21 2	20570	1870		1131350
6	21 3	20570	1870		1110780
7	21 4	20570	1870		1090210
8	21 5	20570	1870		1069540
9	21 6	20570	1870		1049070
10	21 7	20570	1870		1028500
11	21 8	20570	1870		1007930
12	21 9	20570	1870		987360
13	21 10	20570	1870		966790
14	21 11	20570	1870		946220
15	21 12	20570	1870		925650
16	22 1	20570	1870		905080
7	22 2	20570	1870		884510
8	22 3	20570	1870		863940
19	22 4	20570	1870		843370
20	22 5	20570	1870		822800
21	22 6	20570	1870		802230
22	22 7	20570	1870		781660
23	22 8	20570	1870		761090
24	22 9	20570	1870		740520
25	22 10	20570	1870		719950
26	22 11	20570	1870		699380
27	22 12	20570	1870		678810
28	23 1	20570	1870		658240
29	23 2	20570	1870		637670
30	23 3	20570	1870		617100
31	23 4	20570	1870		596530
32	23 5	20570	1870		575960
33	23 6	20570	1870		555390
34	23 7	20570	1870		534820
35	23 8	20570	1870		514250
36	23 9	20570	1870		493680
37	23 10	20570	1870		473110
38	23 11	20570	1870		452540
39	23 12	20570	1870		431970
40	24 1	20570	1870		411400
41	24 2	20570	1870		390830
42	24 3	20570	1870		370260
43	24 4	20570	1870		349690
44	24 5	20570	1870		329120
45	24 6	20570	1870		308550
46	24 7	20570	1870		287980
47	24 8	20570	1870		267410
48	24 9	20570	1870		246840

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額		お支払後の残高
49	24 10	20570 円	1870 円	円	226270 円
50	24 11	20570	1870		205700
51	24 12	20570	1870		185130
52	25 1	20570	1870		164560
53	25 2	20570	1870		143990
54	25 3	20570	1870		123420
55	25 4	20570	1870		102850
56	25 5	20570	1870		82280
57	25 6	20570	1870		61710
58	25 7	20570	1870		41140
59	25 8	20570	1870		20570
60	25 9	20570	1870		0

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。
消費税は月々のお支払金額に含まれています。

<営業担当窓口>　神戸支店
神戸市須磨区弥栄台３丁目１５番２

☆お客様がお申込みになる会社名
賃貸人(乙) シャープファイナンス㈱
〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13
【リースについてのお問合せ窓口】事務センター TEL 0570-003338

シャープリースお申込みの内容(控)

お申込の際は、2枚目承諾欄裏面の同意条項ならびに表面の契約約款をよくお読みいただき、十分納得された上でお申込者および連帯保証人予定者ご本人様が自署捺印してください。

お取扱店様は、このページをお客様へお渡しください。 No1125(19.12改)

申込種別	1.新規 2.機種変更 3.増設
	機種変更の場合、旧契約番号

① 申込書控(お客様用)

申込年月日 20 年 月 日

左記契約番号のリース物件をグレードアップ解約し、その解約金をきめた契約として了承しています。

リース申込者(甲)

所在地・社名・代表者名	住所 フリガナ ヒメジシ ホンマチ 4チョウメ 27バン7ゴウ 〒670-0012 姫路市本町68大手前ガーデン 社名 フリガナ トイダ ジムショ 戸井田事務所 役職名 代表者名 フリガナ トイダ ユウスケ 戸井田祐輔
電話	☎ 079-281-7700
FAX	FAX 079-281-7707
E-mail	
2・3・4枚目に押印してください。	
担当窓口	部署名 / 担当者名
区分	法人・公的機関 / 個人事業主(男・女)
設立	明・大・昭・平・令 年 月
業種	
資本金	百万円
年商	百万円
従業員	人

個人事業主の場合追記

代表者 ご自宅住所	[redacted]
☎	[redacted]
携帯電話	- -
生年月日	昭・平・令 57年9月13日

連帯保証人予定者

お名前 フリガナ	
2・3枚目に押印してください。	
お勤め先 / ご自営	名称・所属・役職
ご住所	〒 - ☎ - - 携帯電話 - -
所在地	〒 - ☎ - -

性別	生年月日	お申込者との関係	ご家族	お住い	居住年数	勤続	年収
男・女(法人)	昭・平・令 年 月 日		配偶者 有 無 子供( )人	1.自己所有 2.家族所有 3.社宅・官舎 4.借家 5.賃貸マンション 6.公団・公営 7.アパート	年	年	万円

お支払口座

ゆうちょ銀行以外の金融機関	ゆうちょ銀行
[redacted]	

口座名義人 名義人(金融機関お届け名義通りにご記入ください。)	フリガナ
名義人 戸井田祐輔	メイギニン トイダユウスケ
役職名※	ヤクショクメイ
代表者名※	ダイヒョウシャメイ

※法人様名義の口座の場合、ご記入ください。ゆうちょ銀行を除く。

4枚目に金融機関お届け印を押印してください。

リース物件

	商品名	メーカー名	機種名	台数
1	カラー複合機	富士ゼロックス	APeosPort C3070PFs	1
2				
3				
4				
5				
6				

物件設置場所 (賃借人住所地と異なる場合) 設置先名称・郵便番号・住所・電話番号を記入してください。

リース期間	リース開始日から 60 ヶ月
リース開始予定日	20 年 月 日

月額リース料		
	リース料	1,700 円
	消費税等	170 円
	合計	1,870 円

※小数点第一位を切り捨てした整数が消費税等となります。

リース料支払月		
	第1回目	20 年 月
	第2回目	20 年 月
	最終回	20 年 月

支払日	毎月3( )日	支払方法	口座振替・銀行振込
支払口座	「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」にて指定の口座		

再リース料(年額) 月額リース料に2を乗した額と同額 ※再リース料は再リース開始時のお支払となり、所定の消費税等が付加されます。(リース満了日の翌日から再リース開始となります)

月額保守料		
	保守料	円
	消費税等	円
	合計	円

代理受領期間		
	第1回目	20 年 月
	最終回	20 年 月
保守料総額(税込)		円

特約条項

保守会社 (保守についてのお問合せ先)

取扱店 (商品についてのお問合せ先)

シャープ株式会社
〒672-8071 姫路市飾磨区構2丁目102番地
TEL(079)233-1231(代)

No 担当者

- 金融機関休業日の場合は翌営業日の引落となります。(口座振替)
- リース契約日・リース期間・保守料等は後日送付致します「リース料お支払い明細書」にてご通知申し上げます。振込みの場合、振込手数料はお客様ご負担となります。

ご記入後、お申込者(甲)様ご自身でお控えをお取りになり、大切に保管ください。

リース契約約款

賃借人（申込者はこの契約が成立したときに賃借人になります。）以下「甲」という）と賃貸人（以下「乙」という）並びに連帯保証人（連帯保証人予定者はこの契約が成立したときに連帯保証人となります）は、以下のとおり契約します。

第1条（リース契約の目的）

乙は、契約書（申込書含む。以下同じ）に記載された甲が指定する取扱店（以下「取扱店」という）から、契約書に記載された甲が指定するリース物件（ソフトウェア付きの場合はソフトウェアを含む。以下同じ。以下「物件」という）を賃受けて甲にリースし、甲はこれを借受けます。

第2条（中途解約の禁止）

この契約は、この契約に定める場合を除き解約することはできません。

第3条（物件の引渡し）

1. 物件は、取扱店から契約書記載の物件設置場所（以下「物件設置場所」という）に搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときから引渡のときまで善良な管理者の注意をもって、甲の負担で取扱店のために物件を管管します。
2. 甲は、搬入された物件について直ちに甲の負担で検査を行い、物件の品質、種類及び数量と規格、仕様、性能その他物件につき甲が必要とする一切の事項を含む。以下これらを総称して「物件の品質等」という）がこの契約の内容に適合していることを確認したとき、借受日を記載したリース物件受領書（以下「物件受領書」という）を乙に発行するものとし、乙が物件受領書を受け取ったときに、この借受日をもって乙から甲に物件が引渡されたものとします。
3. 前項に基づく検査の結果、物件の品質等がこの契約の内容に適合していない（以下「物件の品質等の不適合」という。）ときは、甲は、直ちにこれを乙に書面で通知し、取扱店との間でこれを解決した後、前項に従い、物件受領書を乙に発行するものとします
4. 甲が物件の引渡しを不当に拒んだり、遅らせたりしたときは、乙からの催告を要しないで通知のみで、この契約を解除されても、甲は異議がないものとします。この場合、取扱店から請求があったときは、甲は、その請求の当否について取扱店との間で解決します。

第4条（物件の使用・保管）

1. 甲は、前条による物件の引渡しを受けたときから物件設置場所において物件を使用できます
2. 甲は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、物件を事業または職務のために通常の用法に従って使用及び保管するとともに、物件が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように保守、点検及び整備をおこなうものとします。また、物件が損傷したときは、その原因のいかんを問わず、甲が修繕するものとします。
3. 甲は、前項のために必要となる一切の費用を負担し、乙に対しこれらの費用の償還等を請求することはできないものとします。

第5条（リース期間）

リース期間は契約書記載のとおりとし、物件受領書の借受日より起算します。

第6条（リース料）

甲が乙に対して支払うリース料の額・支払期日・支払方法は契約書記載のとおりとします。

第7条（前払リース料）

1. 前払リース料は、この契約に基づく甲の債務履行を担保するため、支払われるものとします。
2. 前払リース料は、最終支払分のリース料並びにこれに対する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）額に、その支払日が到来する都度、充当されるものとし、前払リース料には利息を付さないものとします。
3. 甲が第20条第1項各号の一つにでも該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ、事前の意思表示を要しないで、前払リース料をもって甲に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
4. 甲は、前払リース料の支払いをもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができません。

第8条（物件の所有権標識）

1. 乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識（以下「乙の所有権標識」という。）を物件に貼付することができるものとし、また、甲は、乙から要求があったときは、物件に乙の所有権標識を貼付します。
2. 甲は、リース期間中、物件に貼付された乙の所有権標識を維持します。

第9条（物件の所有権侵害の禁止等）

1. 甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差し入れたりするなどの所有権を侵害する行為をしません。
2. 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、次の行為をしません。
   (1)物件を他の不動産または動産に付着させること
   (2)物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること、(3)物件を第三者に転貸すること、
   (4)物件の占有を移転し、または物件設置場所から物件を移動すること
   (5)この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること
3. 物件に付着した動産の所有権は、乙が当然に、甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。
4. 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を乙に通知します

第10条（物件の点検等）

乙または乙の指定した者が、物件の現状、稼働及び保管状況を点検または調査することを求めたときは、甲は、これに応じます

第11条（事業状況の報告）

甲及び連帯保証人は、乙から要求があったときは、その事業の状況を説明し、各事業年度の決算書類その他乙の指定する財務書類を乙に提出します

第12条（通知義務）

甲または連帯保証人は、次の各号の一つでも該当するときは、その旨を遅滞なく書面により乙に通知します

1. 名称または商号を変更したとき　2. 住所を移転したとき
3. 代表者を変更したとき　4. 事業の内容に重要な変更があったとき
5. 合併、会社分割、資本金若しくは準備金の額の減少、主要株主その他の実質的支配者の変動があったとき
6. 財務または営業状況に著しい悪影響を及ぼす訴訟、仲裁、調停等の申立て若しくは開始の事実が発生し、またはそのおそれがあるとき
7. 第20条第1項第2号から第4号（不渡り、差押え、法的整理）までの事実が発生し、またはそのおそれがあるとき

第13条（費用負担等）

1. 甲は、この契約の締結に関する費用及びこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用を負担します
2. 乙は、固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税額が増額された場合には、甲は、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います
3. 甲は、この契約の開始日（物件の借受日）の税率に基づいて計算した消費税等相当額を負担するものとし、消費税等額が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います
4. 甲は、固定資産税及び消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用及びこの契約に基づく取引に課され、または課されることのある諸税相当額を名義人のいかんにかかわらず負担します。
5. 乙が前項記載の諸税を納めることとなったときは、その納付の前後を問わず、甲はこれを乙の請求に従い乙に支払います。

第14条（相殺禁止）

甲は、この契約に基づく債務を、乙または乙の承継人に対する債権をもって相殺することはできません

第15条（物件の保険）

1. 乙は、リース期間中（再リース期間を除く）、物件に動産総合保険を付保します（但し、地震、甲の故意または重大な過失、その他保険約款に定める免責条項に起因する損害については、担保されません）。
2. 物件に係る保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、その保険金受取りに必要な一切の書類を遅滞なく乙に提出します。
3. 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲及び乙は次の各号の定めに従います。
   (1)物件が修繕可能の場合には、乙は、甲が第4条第2項の規定に従って物件を修繕した場合に限り、第4条第3項の規定に従って修繕のために支払った費用に充てるため、この金額を限度として保険金相当額を甲に支払います
   (2)物件が滅失（修繕不能及び盗難を含む。以下同じ。）した場合には、甲は、乙に支払われた保険金額を限度として、第18条第2項の債務の弁済を免れます。

第16条（物件の品質等の不適合等）

1. 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、取扱店の都合及び乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延しまたは不能になったときは、乙は、一切の責任を負いません。
2. 物件の品質等の不適合があった場合並びに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は、一切の責任を負いません
3. 前二項の場合、甲は取扱店に対し直接請求を行い、取扱店との間で解決するものとします。また、甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の取扱店に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより、乙は、甲の取扱店への直接請求に協力するものとします。
4. 第2項の場合において、甲が、乙に対してリース料の全部その他この契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は取扱店に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。但し、前項及び本項の場合、乙は、取扱店の履行能力並びに瑕疵担保責任に係る請求権の存否を担保しません。
5. 甲は、第3項に基づいて、取扱店に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払いその他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

第17条（物件使用に起因する損害）

1. 物件自体または物件の設置、保管及び使用によって、第三者が損害を受けたときは、その原因のいかんを問わず、甲の責任と負担で解決し、乙に何らの負担をかけないものとします。また、甲及び甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
2. 前項において、乙が損害の賠償をした場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います
3. 物件が第三者の特許権、実用新案権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害及び紛争について、前二項の定めを準用します

第18条（物件の滅失・損傷）

1. 物件の引渡しからその返還までに、物件が滅失しまたは損傷した場合、または物件を使用及び収益することができない期間（物件の保守、点検、整備、修繕等に要する期間を含むがこれらに限られない）が生じた場合、甲は、その原因のいかんを問わず、リース料の支払いを拒むことができず、乙に対し、物件の修繕、代替物の引渡し、リース料の減額及び休業補償その他損害賠償の請求をすることはできません。また、この場合において、甲からこの契約に基づく甲の目的を達成することができないときであっても、甲はこの契約を解除することはできないものとします
2. 物件の引き渡しからその返還までに、物件が滅失した場合、甲は、物件滅失日以後のリース料の支払いに代えて、直ちにリース料総額から支払済リース料を控除した金額（以下「残存リース料」という）を乙に支払います。また、物件が残存しているときは、甲は、乙の指示に従い、甲の責任と負担で物件を乙に返還します。
3. 前項の支払いがなされたとき、この契約は終了します

第19条（担利の移転等）

1. 乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
2. 乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲はこれについてあらかじめ承諾します。
3. 乙は、この契約による権利を守り、若しくは回復するため、または第三者より異議若しくは苦情の申立てを受けたため、やむを得ず必要な措置をとったときは、物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を甲に請求できます

第20条（契約違反・期限の失効）

1. 甲が、次の各号の一つにでも該当したときは、甲は、乙からの通知及び催告を要しないで、当然にこの契約に基づく全ての債務について期限の利益を失うものとします。
   (1)この契約または、この契約以外の乙に対する金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき
   (2)小切手若しくは手形の不渡りまたは電子記録債権の支払不能を1回でも発生させたときその他支払いを停止したとき
   (3)仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立て若しくは諸税の滞納処分または保全差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生その他債務整理・事業再生に係る手続開始の申し立てがあったとき
   (4)事業を廃止または解散し、若しくは官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき
   (5)住所変更の届出を怠るなど甲の責に帰すべき事由によって、乙に甲の所在が不明となったとき
2. 甲が、次の各号の一つにでも該当したときは、甲は乙からの通知によりこの契約に基づく全ての債務について期限の利益を失うものとします。
   (1)この契約の条項または乙との間のその他の契約条項の一つにでも違反したとき
   (2)経営が相当悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
   (3)物件について必要な保有行為をしないとき
   (4)連帯保証人が前項または本項の各号の一つにでも該当した場合において乙が相当と認める保証人を追加提供しなかったとき
3. 甲が前2項の各号の一つにでも該当したときは、乙は、催告を要しないで通知のみでこの契約を解除できるものとし、甲は、乙の請求に従い、直ちに乙への物件返還及び残存リース料並びにその他の債務・費用を支払います。

第21条（遅延損害金）

甲は、第6条のリース料、その他この契約に基づく金銭の支払いを怠ったとき、または乙が甲のために費用を立替払いした場合の立替金償還を怠ったときには、支払うべき金額に対して支払期日またはは立替払日の翌日からその完済に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払います

第22条（再リース）

1. リース期間満了の1ヶ月前までに、甲が乙に対して乙所定の終了通知書によりリース終了の通知をしない場合には、この契約は契約書記載の再リース料で、この契約と同一の条件にて、リース終了日の翌日から1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。但し、再リース期間中は物件について損害保険契約を締結しません。
2. 前項にかかわらず、乙が再リースを承認しない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、甲は第23条に従い物件を乙に返還するものとします。

第23条（物件の返還・清算）

1. この契約がリース期間の満了または解除により終了したとき、若しくは第20条第3項によって乙から物件の返還の請求があったときは、甲は、直ちに甲の責任と負担で、物件の引渡し完了後に生じた損傷（通常の使用及び収益によって生じた損耗並びに経年劣化を除き、甲の責任によらない事由による損傷を含む。を原状に回復したうえ、乙の請求に従い乙の指定する場所に返還します。なお、第9条第3項により甲の所有権が認められた物件が物件に付着しているときは、甲は、甲の責任と負担で当該動産をすべて分離撤去しなければならないものとします。また、物件にソフトウェア（電磁的記録）が記録されているときは、甲は、甲の責任と負担で当該データを消去するなど物件を乙に返還するものとし、返還後に当該データが復元されても、乙は、一切の責任を負いません。
2. 甲が物件の返還を遅延したときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害金を乙の請求に従い乙に支払うとともに、この契約の定めに従います
3. 甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、甲は、これを妨害したり拒んだりしません。なお、物件の引揚げに関する一切の費用は甲の負担とします。
4. 甲が物件に付着させた動産の収去または物件の原状回復を怠ったときは、甲は、乙が支払った当該動産の収去及び物件の原状回復に要した費用を乙の請求に従い乙に支払うとともに、乙が被った損害のすべてを賠償します。
5. リース期間の満了以外の事由により、物件が返還され、かつ、第20条第3項の残存リース料並びにその他の債務・費用の全部が支払われたときは、その金額を限度として、乙の選択により、物件を相当の基準に従って乙が評価した金額または相当の基準に従って処分した金額から、その評価または処分に要した一切の費用及び乙が相当の基準に従って評価した満了時の見込残存価額を差引いた金額を甲に返還します。本項の規定は前条の再リースには適用されません。
6. 甲から乙に物件が返還され、乙が当該物件を廃棄処分し、この契約締結時に施行されていない法令（物件の廃棄処分に適用される法律、政令、省令、条例等であって、この契約締結時に施行されている法令が改正された場合を含む。）により廃棄等の費用が生じた場合は、乙は甲に当該費用の全部または一部の負担を求めることができます。

第24条（連帯保証人）

1. 連帯保証人は、この契約に基づく甲の乙に対する次の各号に掲げる支払債務（以下「本債務」という。）を保証し、甲と連帯して、債務履行の責任を負います
   (1)リース料及び消費税等相当額
   (2)物件滅失した場合の損害賠償金
   (3)契約違反・期限の失効にかかるリース料の全部
   (4)第21条に規定する遅延損害金
2. 乙が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、甲及び他の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。
3. 連帯保証人が保証債務を履行した場合、連帯保証人は、この契約及び第22条の再リース契約に基づく取引が終了し、かつ、もたる債務すべてが弁済されるまで、書面による乙の事前の承諾がなければ乙の権利に代位しません。
4. 連帯保証人は、乙がその都合によって他の保証または担保を変更若しくは解除しても、免責の主張及び担害賠償の請求をしません。
5. 連帯保証人が法人でないときは、以下の規定が適用されるものとします。
   (1)甲は以下の情報をすべて、法人ではない連帯保証人に提供済みであること、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ、不足がないことを、乙に対して表明及び保証します。
      ①財産及び収支の状況
      ②主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
      ③主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
   (2)法人ではない連帯保証人は、甲から前号の情報すべての提供を受けたことを、乙に対して表明及び保証します。
6. 甲は、乙が連帯保証人に対して、甲のこれに対する債務の履行状況を開示することをあらかじめ承諾します。

第25条（弁済の充当）

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序及び方法により充当することができ、甲は、その充当に対して異議を述べません。

第26条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び連帯保証人は、この契約（再リース契約を含む）の締結日において、自ら及びその役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」と総称する。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
   (1)暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
   (2)暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
   (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること
   (4)暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
   (5)その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 甲及び連帯保証人は、自己またはそれぞれの役員もしくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
   (1)暴力的な要求行為
   (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
   (3)乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
   (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。
   (5)その他前各号に準ずる行為。
3. 甲、連帯保証人またはそれぞれの役員が、暴力団等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができるものとします。この項に基づき乙がこの契約を解除した場合の措置については第20条第3項、第21条及び第23条が適用されるものとします。
4. 前項の解除権の行使により、甲、連帯保証人または当該役員に損害が生じても、乙は一切の責任を負担しないものとします。

第27条（特約条項）

契約書記載の特約条項は、この契約の他の条項に優先して適用されます。但し、特約条項欄に記載されていないものは、効力はないものとします

第28条（合意管轄）

甲及び連帯保証人は、この契約に関して訴訟が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず、乙の本社、担当支店、担当営業所の所在地を管轄する各地方裁判所または各簡易裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第29条（通知の効力）

第20条の通知その他この契約に関し乙が甲または連帯保証人に対して発した書面であって、この契約書記載または第12条により通知を受けた甲または連帯保証人の住所あてに差し出された書面は、通常到達すべきときに到達したものとみなし、甲は本書面または延着によって生じた損害または不利益を乙に対して主張することはできません

第30条（公正証書）

甲及び連帯保証人は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

第31条（保守料代理受領の特約）

契約書の「保守料」欄に金額等の記載がある場合、下記条項が適用されます。

1. 甲は、契約書記載の保守会社との間で締結した保守契約に基づく契約書記載の保守料をリース料の支払と同時に乙に支払うものとし、乙は保守会社の委託に基づきこれを甲から受領して保守会社に支払います。
2. 乙は、甲に対して、前項の保守契約の内容及びその履行については一切その責を負いません。
3. リース契約が解除された場合、乙は保守料の代理受領は行いません。
4. 甲の支払う金額が月額リース料及び月額保守料の合計額に満たない場合、乙は、甲から受領した代金を優先してリース料に充当します。
5. 消費税率が変更された場合、甲は、変更後の税率による税額を乙に支払います

第32条（費用等の負担）

1. この契約の締結に要する費用及びこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用は、甲の負担とします。
2. 甲は、リース料の支払いを怠り、乙が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは、再振替手数料として振替依頼回数1回につき400円＋消費税、甲及び連帯保証人に対し書面をもって支払の督促（振込用紙の送付を含む）をしたときは、督促手数料として督促回数1回につき400円＋消費税を別に乙に支払うものとします。
3. 甲及び連帯保証人は、その都合により、乙から集金のため訪問を受けたときは、訪問回数1回につき訪問手数料として1,500円＋消費税をそのつど乙に支払うものとします。

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 4年 4月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

2

案分率

共通案分率	50% 25%
それ以外の案分	95%

案分の説明
「政務活動以外の部分が全体の5%を占めるため」
ホームページレンタルサーバーサービス料
1,430円×95%
=1,358円
1,358円を充当

04-4-11 口座振替５ | *2926 | ﾐﾂﾋﾞｼUFJﾆｺｽ

ＭＵＦＧカードご利用明細書

平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。
戸井田　祐輔様の
ご利用明細をご案内申しあげます。

http://cr.mufg.jp

発行日　令和 4年 5月 2日

お支払日　令和 4年 4月11日

三菱ＵＦＪニコス株式会社
〒812-8607
福岡市博多区下川端町9-3　津田ビル
福岡事務センター

関東財務局長(13)第00115号

当月お支払合計額	当月ご請求額	[redacted]
[redacted]	事前お支払額	0円
	内キャッシング分	円
	合計	[redacted]

リボ払いのご案内	
返済方式	定額方式
返済コース	Ａコース
手数料率	１５．０００％

ご入会年月　2020年7月(入会経過月数：1年11か月)
カード名称　[redacted]
会員番号
金融機関名
支店名

お問い合わせ先
ＭＵＦＧカードコールセンター
0570-050535 または 03-5489-6165

ご請求明細

ご利用区分	前月お支払後残高(円)	新規ご利用額(円)	残　高(円)	ご請求金額(円)	内訳			当月お支払後残高(円)
					元金(円)	手数料(円)	可能枠超過額(円)	
通常払い				[redacted]				

メッセージ

【住所変更手続きのお願い】　お引越し等で住所が変わられた際には、当社宛にお早めに住所変更の届出をお願いします。お届けいただけない場合、当社からの重要なお知らせ・更新カード等が届かない場合もあり ますのでご注意ください。

ご　案　内

２０２２年６月１日に個人会員規約を改定いたします。
詳しくは三菱ＵＦＪニコスＷＥＢサイトをご覧ください。
ｈｔｔｐｓ：／／ｗｗｗ．ｃｒ．ｍｕｆｇ．ｊｐ／ｋｙｋ／

お客様が気づかないうちにカードが悪用される被害が多発しております。当社では２４時間３６５日体制でモニタリング（不正利用の監視）を行っています。カードをご利用の際に、不正利用ケースと類似点があったり、会員様ご本人のご利用ケースと異なる点が見受けられた場合、お取引を保留させていただく場合がございます。

翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることができる場合があります。

CA4ECF01B30483A0718B4ACF59483274

発行日　　令和 4年 5月 2日

ご利用明細

ご利用日	ご利用店名 海外ご利用店名／海外都市名	支払回数	何回目	ご利用金額(円)	摘要 現地通貨額	通貨名称	換算レート
	【戸井田 祐輔 様】						
4/ 3/ 1	オナマエドットコムレンタルサーバー	1		1,430			

2020年4月以降の分割払い、2回払い、ボーナス一括払いのショッピング利用代金の遅延損害金率は未払債務に対し年2.99%とします。

Gmail 戸井田事務所[redacted]

[お名前.com]■サーバーサービス■ご請求／領収明細（クレジットカード） 2022年3月度

1 件のメッセージ

info@onamae-server.com <info@onamae-server.com> 2022年3月19日 11:25
To: info@toi-da.com

ードメイン公式登録サービス――――――――――――――――――――――――――――

□■□ お名前.com のレンタルサーバー by GMO □■□

―――――――――――――――――― https://www.onamae-server.com/ ―

お名前.comのレンタルサーバーサービスをご利用いただき誠にありがとうございます。

翌月分(まとめ払いのお客様は翌月以降分)のサービスご利用料金についてご登録のクレジットカードより領収いたしました。

詳細につきましては以下をご確認くださいますようお願いいたします。

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

■ご請求／領収内容■

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

会員ID.....:[redacted]
請求番号.....:[redacted]
ご請求日.....: 2022/03/01

[ご請求／領収明細]――――――――――――――――――――――――――――――――

you-toida.com
共用サーバーSD-11プラン 2022年4月ご利用分 1 1,430円

==========

お支払い金額.....: 1,430円

■お知らせ■
2019年10月1日以降のご利用分より、消費税率が8%から10%に変更となります。
何とぞご了承くださいますようお願いいたします。
詳細につきましては以下のご案内ページをご確認ください。
https://www.onamae-server.com/tax/2019/

※記載の料金はすべて税込金額です。
※一部のオプションの追加/削除について、お申込みの翌月にご利用料金の調整(精算)をさせていただく場合がございます。

ご請求につきましてご不明な点がございましたら、お客様窓口までご連絡ください。

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

【重要】■「お支払いのお願い」メールを受信されているお客様へ■

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年４月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目	案分率	共通案分率	50% 25%
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		それ以外の案分	
3			案分の説明	パソコンソフト リース料 1496円×50% ＝748円 748円を充当

04-4-11 口座振替５　　*2926 [redacted]

発行日　令和 4年 5月 2日

ご利用明細

ご利用日	ご利用店名 海外ご利用店名／海外都市名	支払回数	何回目	ご利用金額(円)	摘要 現地通貨額	通貨名称	換算レート
	【戸井田　祐輔　様】						
[redacted]							
4/ 3/ 6	MSFT *<E0400HR9NO> / MSBILL.INFO	1		1,496	１４９６．００	エン	１．０００

2020年4月以降の分割払い、2回払い、ボーナス一括払いのショッピング利用代金の遅延損害金率は未払債務に対し年2.99%とします。

Microsoft

請求書

2022 年 3 月
請求書発行日: 2022/03/05
請求書番号: E0400HR9N0

1,496 JPY

お客様名
戸井田事務所
日本 670-0012
hyogoken 姫路市
本町68
大手前第一ビル 戸井田事務所

請求先
戸井田事務所
[redacted]

サービス送付先
戸井田事務所
日本 670-0012
hyogoken 姫路市
本町68
大手前第一ビル 戸井田事務所

注文の詳細		口座の概要	
製品:	Online Services	**請求額:**	1,360
発注書番号:		**割引:**	0
発注 ID:	2119dade-6c5b-4f37-a262-96280f860881	**クレジット:**	0
請求期間:	2022/02/05 - 2022/03/04	**消費税:**	136
		合計:	**1,496**

お支払いについて: お振り込みは不要です。ご登録のクレジットカードに請求されます。

サポート

この課金内容には、繰越残高は含まれません。注文合計残高と前回以前の課金内容を表示するには、管理センターへアクセスして [課金情報] > [課金内容] の順にクリックしてください。

ヘルプ https://aka.ms/Office365Billing
電話: 0120 996 680 (Office 365 Enterprise), 0120 628 860 (その他のプラン)

注意:

Microsoft

請求書

2022 年 3 月
請求書発行日: 2022/03/05
請求書番号: E0400HR9N0

1,496 JPY

Microsoft 365 Business Standard

料金の計算式
サービス期間内のライセンス数 X 月間 (または年間) の価格/ライセンス X (サービス期間の日数/合計サービス期間) = 請求額

今回新たに発生する料金

これは、お客様の現在のライセンス数に対する次の請求期間の料金です。

サービスのご利用期間	詳細	サービス期間内のライセンス	月額料金/ライセンス	サービス期間内の日数	請求額	割引	クレジット	小計	消費税 %	消費税	合計
2022/03/04 - 2022/04/03	月間のサブスクリプション料金	1	1,360	31	1,360	0	0	1,360	10.00 %	136	1,496
小計					1,360	0	0	1,360		136	1,496
総計					**1,360**	**0**	**0**	**1,360**		**136**	**1,496**

日本マイクロソフト株式会社　〒108-0075東京都　港区　港南2-16-3品川グランドセントラルタワー

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年４月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
4	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費

案分率

共通案分率	(50%) 25%
それ以外の案分	
案分の説明	電話使用料 19098円＋110円（手数料） ＝19208円 19208円－22円（ナビダイヤル） ＝19186円 19186円×50% ＝9593円 9593円を充当

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
04-04-15	[redacted]	料金払込 PE
記号		番号
***		***
取扱番号		お取引金額
N117		*19,208
[redacted]		残高

4605083249003
払込金額 *19,098円

払込内容ＮＴＴファイナンス
２０２２年 ４月分

払込手数料 *110円

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちょ銀行

印紙税申告納付につき麹町税務署承認済

請求書（西日本ご利用分）

〒670－0012
姫路市本町６８－１７０

大手前第一ビル　２階
戸井田事務所　様

0220421010045530 20

郵便区内特別

20365

Webでのお問い合わせ先

NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南１－２－７０

発行年月日　２０２２年　４月　７日発行
発 行 会 社　ＮＴＴファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先　０８００－３３３５５５０（無料）
【還付先】
〒５３６　大阪市城東区森之宮１－６
－００２５　－１１１　ＮＬＣ森の宮ビル６Ｆ
社用コード　M30021111001 20365 20201 00 J
61 000000 1 0　22040101J

日頃、ＮＴＴファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。（　1／　3ページ）

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
079－281－7700 [redacted]	2022年　4月ご請求分	１９，０９８円	2022年　4月20日（水）

お　知　ら　せ

【ＮＴＴファイナンスからのお知らせ】－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

＊＊＊　ＮＴＴグループ各社ご請求金額　＊＊＊

ＮＴＴ西日本分ご請求額	８，１８８円
ＮＴＴファイナンス分ご請求額	１０，９１０円
（合計）	１９，０９８円　詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

＊＊＊　ＮＴＴファイナンスからのお知らせ　＊＊＊
奇数月のご請求額が５，０００円未満の場合は、翌月分の偶数月に２ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

＊＊＊ＮＴＴ西日本からのお知らせ＊＊＊
フレッツ光の割引サービス（光もっともっと割、Ｗｅｂ光もっともっと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割）は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はＮＴＴ西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中（自動延伸後を含む）に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはＮＴＴ西日本フレッツ公式サイト［ｈｔｔｐ：／／ｆｌｅｔｓ－ｗ．ｃｏｍ／ｗａｒｉ／］でご確認ください。
＊ＮＴＴ西日本請求額のうち、料金回収代行分はＮＴＴファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	079-281-7700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年 4月ご請求分

ご請求内訳 （お客様番号 [redacted] ）

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN （本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。）		税区分 TAX
◆079-281-7700				
◇ＮＴＴ西日本ご利用分				
8,166	5,400	フレッツ 光ネクスト ＦＨＳ利用料	2月 1日～ 2月28日	合 算
	-1,790	光もっともっと割	２０２４年１２月～２０２５年０２月以外の解約は解約金がかかります	合 算
	1,100	ひかり電話オフィスＡ（エース）基本料	2月 1日～ 2月28日	合 算
	2,000	複数チャネル使用料	2月 1日～ 2月28日	合 算
	300	追加番号使用料	2月 1日～ 2月28日	合 算
	176	ひかり電話（通話料）	2月 1日～ 2月28日	合 算
	80	ひかり電話（携帯電話等への通話料）	2月 1日～ 2月28日	合 算
	8	ユニバーサルサービス料他	2月 1日～ 2月28日 ４番号分のご請求となります。	合 算
	100	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用になります。	合 算
	50	収納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金融機関でお支払いいただく場合の手数料です。	合 算
	742	消費税等相当額（合計）	合算表示の料金合計×１０%	
◇ＮＴＴコミュニケーションズご利用分				
× (22)	(20)	ナビダイヤル [redacted]		合 算
	(2)	消費税等相当額（合計）	合算表示の料金合計×１０%	
◇ＮＴＴ西日本分（小計）				
8,188	8,188	（小計）		
◇ＮＴＴファイナンスご利用分				
10,910	1,320	ＯＣＮ光ｗｉｔｈフレッツ利用料等	＊ 契約番号：Ｎ109983264	非対象等

ユニバーサルサービス料他には、２０２１年７月利用料分から２０２２年１月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として１番号あたり１．１円（税込）が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
ｈｔｔｐｓ：／／ｗｗｗ．ｔｃａ．ｏｒ．ｊｐ／ｔｅｌｅｐｈｏｎｅｒｅｌａｙ＿ｓｅｒｖｉｃｅ＿ｓｕｐｐｏｒｔ／ｑａ／

＊＊＊ユニバーサルサービス料について＊＊＊
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から１番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	079-281-7700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年 4月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 [redacted])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN 〔本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。〕	税区分 TAX
	9,590	NTTコミュニケーションズご利用分。 リース料 ＊ リース料金3月分、残23回 NTT・TCリース株式会社ご利用分。	非対象等
◇合計 19,098	19,098	合計	
		<NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記＊印はサービス提供者に代わって、ご請求させて いただきます。	

C1100020371000

リース契約書

(NTTファイナンス保管用)

メンテナンス (あり)・なし

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス
フリーダイヤル 0120－810－110

2017 3 3

トイタ コウスケ

※私は「個人情報の取扱いに関する同意条項」を確認のうえ、本契約を申込みます。

戸井田 祐輔

トイダジムショ

戸井田 事務所

1. 代表取締役社長
2. その他→
( )

(注) 記入不要

(注) 兵庫県姫路市本町６８大手前第一ビル１階
記入不要

(注) ☎079281不要
☎079-281-7700

F 3 3 4 0 7 0 1 0 1 6 0 0 5 2 0

ビジネスフォンサポートプラス・ビジネスフォンサポート・Aコース・Cコース

2017 3 3

役務提供日はリース開始日となります。
※お客様の設備サービスのご利用状況により、ご請求日が変更となる場合があります。

2017 3 24
2024 3 23

8 4
2017 5

8880
710
9590
8055 60

NTTビジネスホン αA1 (S)
5

079281 －7700

下記リース契約についてリース開始日をもって解約し、その解約金（上乗せ金額計）が本契約のリース料に含まれて請求されることに同意します。

グレードアップ対象契約番号																	
	F	3	3	4	0	7	0	3	0	－	1	5	－	0	0	2	5	8
	F									－			－					
	F									－			－					
上乗せ金額計（税抜）														7	3	5	0	0 円

▷ 再リース料(年額)＝年額リース料×1/10（年間分一括前払い）
▷ 解　約　金＝リース料月額×リース期間－請求済リース料

－ －

口借主と同じ － －

私は「個人情報の取扱いに関する同意条項」を確認のうえ、連帯保証人になります。

県 市郡 (区)村
都 区 町

ご署名あて 1.代表者・2.役員 3.その他（ ）
生年月日 大昭平 年 月 日
☎ ( ) －

※連帯保証人は自署・捺印願います。

西日本電信電話株式会社(NTT西日本)
事業所名 兵庫 支店
住所 神戸市中央区海岸通11
電話番号
担当者氏名

NTTビジネスソリューションズ㈱
事業所名 兵庫第二ビジネス営業部 支店
住所 神戸市中央区相生町1-3-2
電話番号 0120-927919
担当者氏名

3枚目

16-05HM 2/3

[redacted]

戸井田 祐輔（戸井田事務所） 様

（郵便物還付先）
〒 651-0088
兵庫県神戸市中央区小野柄通４丁目１番２２号 アーバンエース三宮ビル ６階
ＮＴＴファイナンス株式会社
お問い合せ先 神戸支店
(INFORMATION) 078-252-3371

お 支 払 予 定 表

拝啓 貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。この度は、弊社をご利用頂きまして誠にありがとうございます。
この「お支払予定表」は、今後継続してお支払い頂くに当たりお客様のお支払管理として、ご利用願いたくご送付申し上げます。 敬具

契約番号（管理番号）	代表物件名	取引種類	契約日	開始日	満了日
[redacted]	ＮＴＴビジネスホン αＡ１（Ｓ）	リース	2017年03月03日	2017年03月24日	2024年03月23日

リース料 消費税額等（別掲）	****** ******	お支払総額	****** ******	お支払回数
745,920 59,640	********** **********	805,560	********** **********	83 回

請求先電話番号	預金種別	口座番号	口座名義人
０７９２８１－７７００	****	*******	**********

※お問合せの際は、上記の契約番号にてご照会下さい。

回数	年 月 分	お支払約定日	回収方法	リース料 消費税額等（別掲）	消費税額等（別掲）	お支払金額 消費税額等（別掲）	備 考
1	2017/03	2017/05/20	回収代行	17,760 1,420	0 0	17,760 1,420	*
2	2017/05	2017/06/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	*
3	2017/06	2017/07/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	*
4	2017/07	2017/08/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	*
5	2017/08	2017/09/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	*
6	2017/09	2017/10/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	*
7	2017/10	2017/11/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
8	2017/11	2017/12/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
9	2017/12	2018/01/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
10	2018/01	2018/02/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
11	2018/02	2018/03/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
12	2018/03	2018/04/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
13	2018/04	2018/05/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
14	2018/05	2018/06/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
15	2018/06	2018/07/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
16	2018/07	2018/08/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
17	2018/08	2018/09/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
18	2018/09	2018/10/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
19	2018/10	2018/11/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
20	2018/11	2018/12/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
21	2018/12	2019/01/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
22	2019/01	2019/02/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	

当社管理用情報
F33407010-16-00520(000-00-001-001)

回数	年 月 分	お支払約定日	回収方法	リース料 消費税額等（別掲）	消費税額等（別掲）	お支払金額 消費税額等（別掲）	備　　考
23	2019/02	2019/03/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
24	2019/03	2019/04/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
25	2019/04	2019/05/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
26	2019/05	2019/06/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
27	2019/06	2019/07/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
28	2019/07	2019/08/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
29	2019/08	2019/09/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
30	2019/09	2019/10/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
31	2019/10	2019/11/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
32	2019/11	2019/12/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
33	2019/12	2020/01/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
34	2020/01	2020/02/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
	2020/02	2020/03/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
36	2020/03	2020/04/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
37	2020/04	2020/05/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
38	2020/05	2020/06/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
39	2020/06	2020/07/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
40	2020/07	2020/08/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
41	2020/08	2020/09/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
42	2020/09	2020/10/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
43	2020/10	2020/11/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
44	2020/11	2020/12/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
45	2020/12	2021/01/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
46	2021/01	2021/02/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
47	2021/02	2021/03/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
48	2021/03	2021/04/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
	2021/04	2021/05/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
50	2021/05	2021/06/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
51	2021/06	2021/07/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
52	2021/07	2021/08/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
53	2021/08	2021/09/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
54	2021/09	2021/10/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
55	2021/10	2021/11/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
56	2021/11	2021/12/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
57	2021/12	2022/01/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
58	2022/01	2022/02/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
59	2022/02	2022/03/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
60	2022/03	2022/04/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
61	2022/04	2022/05/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
62	2022/05	2022/06/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	

当社管理用情報
F33407010-16-00520(000-00-001-001)

回数	年 月 分	お支払約定日	回収方法	リース料 消費税額等（別掲）	消費税額等（別掲）	お支払金額 消費税額等（別掲）	備　　考
63	2022/06	2022/07/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
64	2022/07	2022/08/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
65	2022/08	2022/09/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
66	2022/09	2022/10/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
67	2022/10	2022/11/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
68	2022/11	2022/12/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
69	2022/12	2023/01/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
70	2023/01	2023/02/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
71	2023/02	2023/03/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
72	2023/03	2023/04/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
73	2023/04	2023/05/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
[illegible]	2023/05	2023/06/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
	2023/06	2023/07/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
76	2023/07	2023/08/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
77	2023/08	2023/09/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
78	2023/09	2023/10/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
79	2023/10	2023/11/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
80	2023/11	2023/12/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
81	2023/12	2024/01/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
82	2024/01	2024/02/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
83	2024/02	2024/03/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
							以下余白

当社管理用情報
F33407010-16-00520(000-00-001-001)

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 4年 4月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
5	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 (事務費)・人件費

案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

コピー機使用料

2805円＋110円（手数料）
＝2,915円
2915円×50%
＝1,457円

1,457円を充当

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

[redacted]

お振込金額	¥2,805
振込手数料	¥110

お受取人は
[redacted]
ソフトバンクビジネスイノベーションジャパン（カ 様
お振込人は
トイダ ユウスケジムショ 様

お取扱日 4. 4.15 電信振込

取扱店	機番	年 月 日	時刻
[redacted]		4. 4.15	13:19
			0444

[redacted]

印紙税申告納付につき銭町税務署承認済

三井住友銀行

請求書

発　行　日：2022年04月04日
請求書番号：820401-0043548

戸井田事務所　様

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

今回ご請求額	2,805円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、郵便名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合せ番号：3302201632　電話：0120-069-840

お支払のご案内	
お支払約束日	2022年05月02日
お支払方法	お振込
金融機関名	[redacted]
本・支店名	
預金種目／口座番号	
指定口座名	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

	料金項目／品名	期間／送品NO	枚数／数量	単価	小計（円）	合計（円）
1	トータルサービス料金	2022/03/01-2022/03/31				2550
2	黒モード	1ｶｳﾝﾄ 以上	203	3.00	609	
3	フルカラー	1ｶｳﾝﾄ 以上	81	20.00	1620	
4	最低コピー料金				2550	
5	ご使用合計		284			
6						
7	【代金/料金合計】					2550
8	【消費税および地方消費税(10%)】					255
9	【今回ご請求額】					2805
10						
11	※ご利用機種/機械番号:ApeosPort C3070 (Model-PFS) 110458					
12	（今回）（前回）（テスト）（ミス）	2022/03/01-2022/03/31				
13	1（9554）（9350）（0）（1）					
14	2（）（）（）（）					
15	3（260）（178）（0）（1）					
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						

36400 22400　3302201632 31 0407 0C9
A-077413　0000 3302201632 510 1NK 0000 12503050

31 備考：

M1F003

注 文 請 書



発注者（甲）
戸井田事務所　御中

注文番号 209D783042001
発行日 2020 年 9 月 15 日

添付の契約条項にもとづき以下のとおり注文をお請けします。

受注者(乙)
所在地　兵庫県神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
社　名　富士ゼロックス兵庫株式[redacted]
役職名
氏　名　[redacted]

（以下の金額には、消費税および地方消費税相当額を含みません。）

記載項目

契約対象商品／契約種類／契約期間等

契約種類：トータルサービス契約
契約条件書番号：[redacted]
契約対象商品：ApeosPort C3070 (Model-PFS)
機番号：110458
契約期間：2020年9月15日から2025年9月14日まで
開始メーターカウント：
メーター1 6　メーター2 1　メーター3 3
メーター4　メーター5　メーター6
設置調整完了日（新規購入の場合）：2020年9月15日
初回締切日：請求サイクルに応じ契約開始日から最初に到来する料金計算の締切日とします。
料金計算の締切日：末日締
支払日：料金計算締切後翌月末日支払
請求サイクル：1ヵ月
ミスコピー控除方法：
乙は、「テスト控除後コピー/プリント数」に、黒モード,カラーモード各々に0.3%を乗じた枚数を不良コピー/プリントとみなし、各モードのコピー/プリント数から差し引きます（小数点以下切り上げ）。

料金項目等	数量	単価（円）	料金（円）
トータルサービス料金（1台につき）			
コピー／プリント料金（1コピー／プリントにつき）			
黒モード（メーター1）	1カウントにつき	3.00	
フルカラーモード（メーター3）	1カウントにつき	20.00	
最低コピー／プリント料金（1台につき）			2,550（月額）

設置先等

＊設置先事業所：
＊＊所在地：兵庫県姫路市本町６８
＊＊事業所名：戸井田事務所
＊＊部課名：事務所
＊EP適用：（する・しない）
＊FAX番号：

以下余白

契約条件書番号　：　JTTA001B　トータルサービス契約　契約条項

第1条　本契約条項は，表記記載の契約対象商品（以下，商品という）に関する，甲を発注者乙を受注者とする甲乙間の表記記載の契約（以下，本契約という）に適用されます。
第2条　トータルサービスとは，乙が甲に乙のサービス可能地域内において第７条の保守サービスを行い，ドラムカートリッジ等の感光体（以下，感光体と総称する）および必要な消耗品等（乙の指定する販売消耗品を除く。以下同じ）を供給，交換することをいいます。
第3条　甲は商品の設置場所を変更する場合，予め乙に通知します。この場合，作業は乙または乙の指定する者が実施し，甲は移動，設置調整等設置場所の変更に要する費用を乙に支払います。
第4条　表記記載の契約期間満了の2ヵ月前までに甲乙いずれからも本契約を終了させる意思表示がない場合，更に1年間更新し以後の更新も2回を限度として同様とします。ただし，乙が本契約条件で保守サービスの継続が困難と判断した場合，乙は，表記記載の契約期間満了（更新後においては更新後の契約期間満了）の2ヵ月前までに甲に次の方式を通知し，甲は，当該方式から選択します。
(1) 乙所定の有料オーバーホールを実施した上本契約を１年間更新し，その後の更新は2回までとする。
(2) 乙所定の再契約料金により3年間を限度として新たなトータルサービス契約を締結する。
(3) スポット保守方式および感光体，消耗品等，部品の別売方式とする。
2. 前項にかかわらず，感光体，消耗品等，部品の製造中止にともない供給が困難になる場合，乙は2ヵ月以上前に甲に通知し，本契約を終了させることができます。
第5条　甲は，毎締切日のメーターカウントを次のいずれかの方法により乙に連絡し，乙は連絡された使用コピー/プリント数および表記記載のトータルサービス料金にもとづいて料金を計算し，料金計算の開始日は本契約の開始日とします。
(1) 甲がメーターカウントを記入した商品毎のメーター連絡票あるいはそれに代わる書類等を乙に送付する方法
(2) 甲の承諾にもとづき，乙が毎締切日のメーターカウントを遠隔自動検針する方法
2. コピー/プリント数の算出は，表記記載の料金項目等に記載のメーターを使用して算出します。各メーターの適用については，別途乙所定の書面によります。
3. トータルサービス料金は，表記記載のトータルサービス料金項目等に記載の各モード料金の合計額とします。
4. 乙の技術者が商品の保守にあたって，商品の点検と調整のため使用したコピー/プリントは，その数を各モードのコピー/プリント数から差し引きます（差し引き後のコピー/プリント数を以下，「テスト控除後コピー/プリント数」といいます）。
5. 不良コピー/プリントが発生した場合は，表記記載のミスコピー控除方法の記載に従い取り扱います。
6. 用紙サイズによりコピー/プリントのカウントアップは，乙が別途定める条件に従い，複数になる場合があります。
7. 両面コピー/プリントをした場合，表面コピー/プリント，裏面コピー/プリントそれぞれを1コピー/プリントとしてカウントします。
8. 表記記載の「請求サイクル」期間中のトータルサービス料金が最低コピー/プリント料金に満たない場合，甲は最低コピー/プリント料金を乙に支払います。
9. 契約開始または終了時において，商品の使用期間が表記記載の「請求サイクル」に満たない場合は，次のとおりとします。
(1) 「請求サイクル」が1ヵ月の場合，最低コピー/プリント料金を適用せず使用コピー/プリント数に相当する額とします。
(2) 「請求サイクル」が複数月の場合，最低コピー/プリント料金を適用せず，使用コピー/プリント数をもとに経過月数（端数切上げ）に応じて計算します。
(3) 表記にトータルサービス料金加算額がある場合，当該加算額は商品の使用日数に応じて日割計算した額とします。
10. 料金の計算にあたり，円未満の端数は切捨てます。
第6条　乙はトータルサービス料金および本契約にもとづくその他すべての甲の金銭債務に消費税等相当額を加算して甲に請求し，甲は表記記載の支払日までに当該請求金額を乙に現金（銀行振込を含む）で支払います。
2. 甲が前項の支払を遅延した場合，甲は年利12%の割合による遅延損害金を乙に支払います。
第7条　乙は商品が故障した場合，甲からの要請にもとづき技術者を派遣または乙が相当と認める方法により修理および部品交換等の保守サービスを実施し，商品の部品を交換した場合，取り外した部品の所有権は乙に帰属します。
第8条　乙がトータルサービスを甲に提供する時間帯は，乙の営業日における乙所定の営業時間内とします。
2. 乙が技術者を派遣して乙のサービス拠点から100km以上離れている場所において保守を提供する場合，甲は乙の請求にもとづき乙所定の遠距離保守サービス料金等を乙に支払います。
3. 乙の技術者が障害原因を調査した結果，本契約対象以外の機械装置等に原因があることが判明した場合，甲は乙所定の基準により計算される原因調査料金を乙に支払います。
4. 乙が要請した場合，甲は甲の費用と責任において，商品に接続する本契約対象以外の機械装置または当該機械装置で搭載使用するコンピューター・プログラム，データの障害等を調査します。
5. 次のいずれかの事由に該当する場合，乙は前条に定める保守サービスの提供義務を免れます。
(1) 商品所定の取扱説明書等に記載された操作方法以外の使用または商品所定の設置使用環境以外での使用に起因する故障の修理・調整
(2) 誤操作，落下，電磁的影響，強い衝撃その他取扱い上の不注意に起因する故障の修理・調整
(3) 商品以外の機械装置またはコンピューター・プログラム（コンピューター・ウイルス等の有害プログラムを含む）に起因する故障の修理・調整
(4) 乙が指定する者以外の者による修理もしくは改造または乙が指定する方法以外の方法による移動に起因する故障の修理・調整
(5) 火災，風水害，地震等の天災地変およびその他不可抗力に起因する故障の修理・調整
(6) 乙の指定する仕様規格以外のパーツまたは消耗品等の使用に起因する故障の修理・調整
(7) 甲が独自に設定した使用環境への復旧その他納入時と異なる状態への復旧
(8) 高所作業，重量物の移動を伴う作業その他の危険作業
6. 前項のいずれかに該当しそれが原因で故障した商品の保守を甲が乙に要請する場合，乙は，甲乙協議の上決定する対応処置を乙所定のスポット保守料金でおこないます。ただし，乙が対応不能と判断する場合において，乙は何らの提供義務も負うものではありません。
第9条　乙は本契約成立と同時に商品毎に感光体1本および適当数量の消耗品等を甲に供給し，その後は乙の指定する者の巡回または甲の申出によって適宜供給します。ただし，感光体およびデベロッパーについては，画質維持のため乙が必要と認めた場合に乙が交換します。
2. 乙は，第7条の保守サービスの提供および前項の感光体および消耗品等の供給を乙の指定する者に委託できます。
第10条　感光体および消耗品等の所有権は乙に属し，甲はこれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管し，通常の用法に従い使用します。
2. 甲は乙が供給する感光体および消耗品等を商品以外の機械装置等に流用できません。
第11条　商品の使用にあたり，甲は商品の取扱説明書等に記載する仕様に適合した用紙を使用します。
第12条　甲が乙の事前の書面による承諾を得ずに本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡または賃貸した場合，本契約は終了します。
第13条　乙は1ヵ月前までの（ただし，甲が不利とならない場合は事前の）書面による通知によってトータルサービス料金を改定できます。
第14条　甲または乙が本契約の解約を希望する場合，解約希望日の1ヵ月前までに書面による通知によって相手方に予告します。ただし，甲が前条の料金改定によって解約する場合，料金改定の通知後10日以内に書面によって乙に通知することにより料金改定の前日をもって解約できます。
第15条　甲または乙が次の各号のいずれかに該当した場合，債務の期限の利益を自動的に失い，相手方にその時現在負担する債務を即時履行します。
(1) 本契約条項の１つにでも違反する事由が生じたとき
(2) 差押，仮差押，仮処分，競売，破産，民事再生，特別清算，会社更生，特定調停その他これらに類する手続の申立または公租公課の滞納
(3) 手形または小切手の不渡り，その他信用を著しく失墜する事由が生じたとき
2. 甲または乙が前項各号のいずれかに該当した場合，相手方は何ら催告を要せず，直ちに本契約を解除できます。
第16条　乙が前条第2項にもとづき本契約を解除する場合，乙および乙の関連会社は本契約以外の甲との取引においても，甲との間に発生する債権債務を甲の承諾なく相殺することができます。
第17条　乙は，火災，水害，地震，ストライキその他不可抗力が原因でトータルサービスを実施できない場合，その責任を負いません。
第18条　本契約が終了した場合，甲は乙に感光体および残存消耗品等を直ちに返還し，かつ残債務の全額を即時支払います。
第19条　甲と乙は，表記記載の設置調整完了日に商品および商品に装着している器具類の設置調整が完了したことを確認します。
第20条　甲および乙は，自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体等をいう。）でないこと，反社会的勢力でなかったこと，反社会的勢力を利用しないこと，反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損もしくは業務の妨害を行いまたは不当要求行為をなさないこと，自己の主要な出資者または役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し，保証します。
2. 甲および乙は，前項の規定を，自己の委託先および自己の関連先にも順守させるよう努力するものとします。
3. 甲および乙は，前2項に対する違反を発見した場合，ずみやかにこれを是正するものとし，当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には，直ちに相手方にその事実を報告します。
4. 甲および乙は，相手方が前3項に違反した場合，催告なく，直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合，相手方に損害が発生しても，その損害は賠償しないものとします。
5. 本契約締結以前に，甲乙間で反社会的勢力との取引防止に関して合意している場合，当該合意内容を優先して適用するものとします。
第21条　本契約に関する訴訟は，乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。
第22条　本契約に定めのない事項または本契約条項の解釈に疑義が生じた場合，信義にもとづき誠実にその都度甲乙協議の上決定します。

以上

EP(Electronic Partnership)の利用に関する追加条項

甲と乙は、乙が甲に提供するEP(Electronic Partnership)の利用に関し、以下のとおり同意します。

第1条（EPの利用に関する同意）
甲および乙は、対象機械（以下「機械」という）において本追加条項に定める条件でEP(Electronic Partnership)を利用することに同意します。

第2条（定義）
1. 「EP」とは、「機械」の使用状況に関する情報を、乙が通信を利用して取得するシステムをいいます。
2. 「EP-BB」「EP-BB light」とは、甲のイントラネット（プロキシサーバ等を含む）を経由し、「EP」を提供する機能のことをいいます。
3. 「EP-DX」とは、FAX回線を使用して「EP」を提供する機能のことをいいます。
4. 「EP通信装置」とは、「EP-BB」または「EP-DX」機能を利用できない「機械」に、「EP」を適用する場合に必要な乙提供の通信装置（「EPnet-BOX」、「3Gnet-BOX」、「4Gnet-BOX」およびこれらの後継機）の総称とします。

第3条（「EP」の利用目的・乙が取得する情報項目）
1. 乙は、下表に記載の利用目的のうち必要な範囲で下表に記載の情報を利用するものとします。ただし、取得したデーターに個人情報が含まれる場合は、個人を特定できない状態に加工した後に利用する場合があります。
2. 乙は、当該情報を下表に記載の利用目的以外の目的で使用、開示しません。
3. 乙が「機械」より取得する情報項目は下表に記載の取得情報のとおりとします。ただし、甲は、技術上その他の事由により、乙が情報項目の一部を取得できない場合があることを承諾します。

EPの種類	利用目的	取得情報
「EP-DX」	(1)「機械」のメーターカウントの遠隔自動検針 (2)上記メーターカウントにもとづく料金の請求 (3)「機械」の故障状況の予知・把握およびリモート保守（故障の発生回避を含む） (4)消耗品の配送 (5)乙が製造、販売または提供する商品およびサービスの品質改善および機能追加・向上 (6)乙から甲に対する各種提案	・「機械」の各種メーターカウント値 ・「機械」の使用消耗品交換などの情報 ・故障自動監視 ・「機械」に登録されたFAX自局ID（EP-DXのみ）
「EPnet-BOX」 「3Gnet-BOX」 「4Gnet-BOX」		・「機械」の各種メーターカウント値 ・使用消耗品交換，補給等の情報 ・「機械」の故障に対する自動監視および故障診断のための「機械」の情報
「EP-BB」 「EP-BB light」		・「機械」の故障に対する自動監視および故障診断のため、甲が「機械」に登録した情報から必要な部分のみ抽出した情報

第4条（「EP通信装置」の貸与）
乙は、「EP-BB」または「EP-DX」機能を利用できない「機械」については、「EP通信装置」等の機材を甲に無償で貸与する場合があります。「EP通信装置」の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理します。また甲は、「機械」がリース会社等第三者の所有である場合は、「EP通信装置」を「機械」に接続し利用することにつき事前に所有者の承諾等必要な措置をとります。

第5条（「EP」利用時の費用負担）
1. 「EP」の接続環境の整備等に関する次の事項に要する費用は、甲が負担します。
   (1)公衆回線へのアクセス可能な回線の確保
   (2)設置・維持に必要な電源工事、構内回線工事等および電気料金
2. 「EP」の利用に必要な公衆電話回線の通話料は乙が負担します。
3. 甲は、「EP通信装置」を取付けた「機械」の設置場所を変更する場合、事前に乙に通知するものとします。

第6条（「EP」利用時の注意点）
甲は、下記の「EP（Electronic Partnership）ご使用上のお願い」に記載された内容を理解し、承諾したことを確認します。

第7条（「EP」の利用中止）
1. 甲または乙は、相手方に対して事前に通知することにより「EP」の利用を中止することができます。
2. 前項により「EP」の利用を中止した場合、甲はただちに乙から貸与された「EP通信装置」一式を乙に返却します。

EP（Electronic Partnership）ご使用上のお願い

1.「EPnet-BOX type W2」、「3Gnet-BOX」、「4Gnet-BOX」および後継機ご使用にあたっての制限事項

「EPnet-BOX type W2」、「3Gnet-BOX」、「4Gnet-BOX」および後継機（以下「本装置」という）は無線通信機能を有しますので、ご使用いただく場合、一般の携帯電話と同様の制限事項があります。

① 埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器を装着されている場合は、「本装置」または「本装置」の無線装置部分から「EPnet-BOX type W2」、「3Gnet-BOX」では22cm以上、「4Gnet-BOX」およびその後継機では15cm以上離れて携行および使用してください。電波により埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器の動作に影響を与える場合があります。

② 航空機内や病院など、使用を禁止された区域では、「本装置」の設置および使用は許されません。電子機器や医用電気機器に影響を及ぼす場合があります。医療機関内における使用については各医療機関の指示に従ってください。また、航空機内などの使用を禁止されている場所で「本装置」を使用した場合、法令により罰せられる場合があります。

③ 医療機関の屋内では次のことを守って使用してください。
- 手術室、集中治療室（ICU）、冠状動脈疾患監視病室（CCU）には「本装置」を持ち込まないでください。
- 病棟内では、「本装置」を使用しないでください。
- ロビーなどであっても、付近に医用電気機器がある場合は、「本装置」を使用しないでください。
- 医療機関が個々に使用禁止、持ち込み禁止などの場所を定めている場合は、その医療機関の指示に従ってください。

④ 埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器以外の医用電気機器を「本装置」の近傍で使用される場合には、電波による影響について個別に医用電気機器メーカーなどにご確認ください。電波により医用電気機器などの動作に影響を与える場合があります。

2.「EP-DX」ご使用にあたってのお願い事項

「EP-DX」を装着した「機械」と弊社システムがデータ通信している間、「機械」の操作画面に、次の案内が表示される場合があります。データ通信中は、データ通信が優先的に処理され、データ通信が完了しますと、操作画面の案内表示が消えます。データ通信は通常5分程度で完了いたしますが、操作画面にデータ通信中の案内が表示されている際には少々お待ちいただき、操作画面の案内表示が消えたことをご確認の上、「機械」をご利用くださいますようお願い申し上げます。

＜EP-DX 表示例1＞

リモートメンテナンス、またはリモートサービス中です。

＜EP-DX 表示例2＞

リモートメンテナンス中です。

以上

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年４月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
6	（調査研究費）・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・資料作成費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	（50%） 25%
それ以外の案分	
案分の説明	自動車リース料 別添の通り 295/2円を充当

04-4-18 口座振替３ ¥72,600 TF)トヨタファイナンス

兵庫トヨタ自動車㈱　充当計算

4月請求分

支払い総額	¥72,600	
除外額合計	¥13,576	
出金総額	¥59,024	
充当額合計　（５０%）	¥29,512	

除外オプション内訳

除外項目	除外額	備考
ＴＶコントロールキット	¥29,700	
ドライブレコーダー前後	¥51,700	
ナンバーフレーム	¥6,710	
任意保険	¥400,620	
合計	¥488,730	

計　¥488730/36回　　月々　¥13576　を除外

トヨタクレジットカーリース集金保証(L型方式)お申込みの内容

★ボールペンで強く自筆願います。

お申込日 | 令和 2 年 7 月 24 日

21219058

※お申込者が法人の場合、代表者名をご記入下さい。

リース会社 (右下賃主欄記載の会社となります)
保証会社 トヨタファイナンス株式会社
住所 名古屋市西区牛島町6番1号

お申込者

私は、「個人情報の収集・利用・提供・登録に関する同意条項」の内容を理解した上で、内容を確認・了承します。また私は連帯保証お申込者に契約条項所定の情報を提供しました。

お名前 フリガナ トイダ ユウスケ
戸井田 祐輔 (1)男性 (2)女性 (3)法人
生年月日・設立 ④昭和 57 年 9 月 13 日 (年令・業歴 37 才 年)

ご住所 [redacted]
①自己所有 2:家族所有 3:社宅・官舎 4:借家 5:公営公団 住宅ローン ①有 2:無 居住年数 1:1年未満 2:3年未満 3:5年未満 4:10年未満 5:10年以上 ①有 2:無 生計が同じ人数 0 人 内、子供 0 人
6:賃貸マンション 7:アパート 8:寮 9:その他( ) (配偶者共有)

おつとめ先 フリガナ ヒョウゴケンギカイ
名称 兵庫県議会 営業内容 所属部課
所在地 〒 6 8 0 - 8 5 1 7 フリガナ ヨウベンチョウオクジモヤマテドオリ
神戸市中央区下山手通5-10-1
電話 078 - 341 - 7711 (内線)
勤続年数 ④10年未満 5:10年以上 役職
従業員数 1:50名未満 2:50~100名未満 3:100~300名未満 4:300~1000名未満 5:1000名以上 6:上場
年収(税込) ※年金含む [redacted] 万円 主な収入計算期間が1年ですか ①はい 2:いいえ
職業 1:自営業 2:会社役員 3:会社員 4:公務員 5:専業主婦 7:学生 8:パートアルバイト 9:年金が主な収入の方 A:その他(派遣・嘱託) B:左記以外のお勤めでない方
担当部署 地方公共団体等 職歴 資本金 1:1000万円未満 2:1000万~3000万未満 3:3000万~1億未満 4:1億~3億未満 5:3億以上 6:上場 年商 百万円 保有台数 台

お支払予定口座

金融機関 ゆうちょ銀行 (金融機関の内容は、⑦金融機関用の記入欄にご記入下さい。)
口座名義人 フリガナ トイダ ユウスケ 戸井田 祐輔
お申込者と同一にして下さい。

連帯保証お申込者A

私は、「個人情報の収集・利用・提供・登録に関する同意条項」の内容を理解した上で、内容を確認・了承します。また私はお申込者から契約条項所定の情報を受領しました。

お名前 フリガナ
1:男性 2:女性 昭 平 年 月 日( )才

ご住所 〒 - フリガナ
自宅・呼出(構方) ・無
固定電話 - -
携帯電話 - -
1自己所有 2:家族所有 3:社宅・官舎 4:借家 5:公営公団 住宅ローン 1:有 2:無 居住年数 1:1年未満 2:3年未満 3:5年未満 4:10年未満 5:10年以上 配偶者 1:有 2:無 生計が同じ人数 人 内、子供 人
6:賃貸マンション 7:アパート 8:寮 9:その他( ) (配偶者共有)

おつとめ先 フリガナ
名称 電話番号とのご関係 1:親子 2:兄弟 3:親戚 4:夫婦 5:上役 6:同僚 7:友人 8:代表者 9:その他( )
所在地 〒 - フリガナ 営業内容 所属部課
勤続年数 1:1年未満 2:3年未満 3:5年未満 4:10年未満 5:10年以上 役職
電話 - - 内線( )
職業 1:自営業 2:会社役員 3:会社員 4:公務員 5:専業主婦 7:学生 8:パートアルバイト 9:年金が主な収入の方 A:その他(派遣・嘱託) B:左記以外のお勤めでない方
年収(税込) ※年金含む 万円 主な収入計算期間が1年ですか 1:はい 2:いいえ

連帯保証お申込者B

私は、「個人情報の収集・利用・提供・登録に関する同意条項」の内容を理解した上で、内容を確認・了承します。また私はお申込者から契約条項所定の情報を受領しました。

お名前 フリガナ
1:男性 2:女性 昭 平 年 月 日( )才

ご住所 〒 - フリガナ
自宅・呼出(構方) ・無
固定電話 - -
携帯電話 - -
1自己所有 2:家族所有 3:社宅・官舎 4:借家 5:公営公団 住宅ローン 1:有 2:無 居住年数 1:1年未満 2:3年未満 3:5年未満 4:10年未満 5:10年以上 配偶者 1:有 2:無 生計が同じ人数 人 内、子供 人
6:賃貸マンション 7:アパート 8:寮 9:その他( ) (配偶者共有)

おつとめ先 フリガナ
名称 電話番号とのご関係 1:親子 2:兄弟 3:親戚 4:夫婦 5:上役 6:同僚 7:友人 8:代表者 9:その他( )
所在地 〒 - フリガナ 営業内容 所属部課
勤続年数 1:1年未満 2:3年未満 3:5年未満 4:10年未満 5:10年以上 役職
電話 - - 内線( )
職業 1:自営業 2:会社役員 3:会社員 4:公務員 5:専業主婦 7:学生 8:パートアルバイト 9:年金が主な収入の方 A:その他(派遣・嘱託) B:左記以外のお勤めでない方
年収(税込) ※年金含む 万円 主な収入計算期間が1年ですか 1:はい 2:いいえ

111310204

お申込み

お申込み 新車 (新規リース・再リース) U-Car 新規リース・再リース

自動車の目録

登録番号	陸運事務所名	分類番号	かな	番号
	姫路	364	さ	1・24

車種名 C-HR 色
型式 3ZYX11-AHXMBC
グレード S GR SPORT 駆動 (2WD)・4WD・その他
車台番号 [redacted]
燃料 (ガソリン)・軽油・その他
初度登録年月 令和2年 使用の本拠の位置 兵庫県
原動機の種類 車両保険付保 (有)・無
使用名義人=お申込者・その他( )

お取引 下取車 有(車名 〈年式 年)・(無)

主な使用目的 (1:通勤・通学 2:買物・レジャー 3:送迎 4:商用 5:その他( ))

「個人情報の収集・利用・提供・登録に関する同意条項」(本書面裏面)について、必ず内容をよくお読みになった上で、お申込み下さい。

①リース料総額	2	3	7	6	0	0	0	円
②消費税・地方消費税額		2	3	7	6	0	0	円
③リース支払総額 ①+②	2	6	1	3	6	0	0	円
④前払金等							0	円
⑤								円
⑥保証委託リース料 ③-④	2	6	1	3	6	0	0	円

リース期間 自 令和2年9月10日 至 令和5年9月9日 36カ月

基本額	3	4	0	4	0	0	1 円
逓減月額			5	2	8	9	円

支払方法 預金口座振替

お客様へのお願い

・お申込みの際は「お申込みの内容」をよく読んでから、十分ご納得の上、太枠内にお客様ご自身でご記入下さい。(複写式のため、ボールペンで強くご記入下さい。)
・お申込みを受けましても応じることができない場合もございますので、予めご了承下さい。
・連帯保証お申込者は、契約成立の際連帯保証人となる方に限ります。

お客様へ必ずお渡し下さい。

お申込み 産業車両 (新車 新規リース) 一体型保険 (新規) 車両入替

連帯保証契約は、リース契約・保証委託契約が成立し、別途作成する契約書に連帯保証お申込者がご捺印されることにより成立します。

承認番号 [redacted]

共用整理番号(トヨタ整理番号)

注文No 0476199

販売店整理番号

契約日 令和 2 年 7 月 24 日

非定型支払明細 (有) (非定型支払の明細を添付・割印して下さい。) (無)

毎月の支払期日 (2日) (17日) 支払回数 35 回

支払条件

支払期間	自	令和 2 年 10 月		
	至	令和 5 年 8 月		
支払方法	(1:均等払 2:ボーナス併用払 3:その他)			
定型支払明細 通常月	第1回目支払額	145200	円	
	第2回目以降支払額	72600	円	×34回
ボーナス月	ボーナス支払開始年月	令和 年 月		
	支払月・支払額	月	円	× 回
		月	円	× 回

姫路市花田町一本松字深田90番地の1
トヨタカローラ姫路株式会社
販売店名・代表者名 代表取締役 瀧川祥也
店舗名 本店
スタッフ名 [redacted]

販売店コード 35403
店舗コード 04
店舗TEL 079-253-2142
スタッフコード [redacted]

(2)お客様用の表面より続く

お申込みの内容

第３条（各種サービス実施にかかる利用）
甲及び連帯保証お申込者は、乙及び丙が収集した属性情報及び契約・取引情報を以下の目的の範囲内で自ら利用することに同意します。
(1)乙の事業及び丙のクレジット関連事業を含む金融サービス事業において取扱う商品・サービス等について宣伝印刷物の送付・ｅメールの送信等の方法によりご案内すること、自動車とその関連商品・住宅・船舶及び金融商品並びに乙の取扱う商品・サービス等に関するアンケートの実施、並びにトヨタ製品ユーザーへの各種サービスを実施するため。
(2)乙の事業及び丙のクレジット関連事業を含む金融サービス事業における市場調査、商品開発及び営業活動のため。
(3)丙が、提携企業から委託を受けて行う宣伝印刷物の送付・ｅメールの送信等による商品等のご案内、営業活動及び市場調査のため。
※なお、上記の丙の具体的な事業内容については、丙のホームページ等に記載し、お知らせしております。
丙　https://www.toyota-finance.co.jp/
第４条（個人信用情報機関への照会及び登録・利用）
(1)　丙は、甲及び連帯保証お申込者の支払能力・返済能力の調査のために、丙が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び会員に対する当該情報の提供を業とする者）及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、甲及び連帯保証お申込者の個人情報が登録されている場合には、割賦販売法（昭和36年法律第159号）により、支払能力・返済能力の調査の目的に限り、当該個人情報を利用します。
(2)　甲及び連帯保証お申込者の本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、丙の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、丙が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、甲及び連帯保証お申込者の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されること。

登録情報	登録期間
(1)本契約に係る申込みをした事実	丙が個人信用情報機関に照会した日から６ヶ月間
(2)本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後５年以内
(3)債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了後５年間

(3)　丙が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号は下記の通りです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し同意を得るものとします。

記

○（株）シー・アイ・シー（ＣＩＣ）
（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
TEL（フリーダイヤル）0120-810-414　ホームページ［https://www.cic.co.jp/］
※（株）シー・アイ・シーは、主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関です。同社の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧下さい。
(4)　丙が加盟する個人信用情報機関（（株）シー・アイ・シー）が提携する個人信用情報機関は、下記の通りです。

記

○全国銀行個人信用情報センター
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
TEL03-3214-5020
ホームページ［http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/］
※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関です。同情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同情報センターが開設しているホームページをご覧下さい。
○株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル５号館
TEL（ナビダイヤル）0570-055-955
ホームページ［https://www.jicc.co.jp/］
※（株）日本信用情報機構は、主に貸金業者を会員とする個人信用情報機関です。同社の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧下さい。
(5)　丙が加盟する個人信用情報機関に登録する個人情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、性別、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、商品名及びその数量、[illegible]期間、契約額、受付番号、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、[illegible]等の支払状況となります。
(6)　個人信用情報機関の業務内容等については、各機関のホームページで公表しております。
第５条（個人情報の[illegible]）
(1)　丙は、個人情報の保護措置を講じたうえで、以下の内容の情報を、以下の目的で利用するため、丙と個人情報の提供に関する契約を締結した以下の提供先（以下「情報提供先」という）に、甲及び連帯保証お申込者の[illegible]
(1)【提　供　先】トヨタ自動車株式会社　〒471-8571　愛知県豊田市トヨタ町１番地
【提供内容】属性情報、契約・取引情報
【目　的】トヨタ自動車の事業において、トヨタ自動車が提供する製品・サービス等について宣伝印刷物の送付・ｅメールの送信等の方法によりご案内すること、自社製品・サービスに関するアンケートを実施すること、並びにトヨタ製品ユーザーへの各種サービスを実施すること等の市場調査、商品開発及び営業活動。
(2)【提　供　先】乙
【提供内容】属性情報、契約・取引情報
【目　的】乙の事業において、乙が提供する商品・サービス等について宣伝印刷物の送付・ｅメールの送信等の方法によりご案内すること、自社商品・サービスに関するアンケートを実施すること、並びに乙商品ユーザーへの各種サービスを実施すること等の市場調査、商品開発、営業活動及びサービス履行活動
(2)　上記(1)-1～2の提供先への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から５年間とします。
なお、上記(1)-1～2)の提供先における個人情報の利用期間については、各社にお問合せ下さい。
(3)　本契約の有効期間中に第(1)項の提供・利用先が新たに追加された場合には、甲及び連帯保証お申込者に書面により通知し、同意を得るものとします。
第６条（個人情報の開示・訂正・削除）
(1)　甲及び連帯保証お申込者は、乙、丙及び第４条で記載する個人信用情報機関並びに第５条で記載する情報提供先に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。
1 乙及び丙に開示を求める場合には、第９条記載のお客様相談窓口に連絡して下さい。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続につきましては、当社のホームページでお知らせしております。
（URL）http://www.toyota-finance.co.jp
2 個人信用情報機関に開示を求める場合には、第４条記載の個人信用情報機関に連絡して下さい。
3 情報提供先に対して開示を求める場合には、第５条記載の各情報提供先に連絡して下さい。
(2)　前項の場合、甲及び連帯保証お申込者は、本人であることを証明するための書類（自動車運転免許証、パスポート等）を提示する等所定の手続により行うとともに所定の手数料を負担するものとします。また、甲及び連帯保証お申込者が、丙が加盟する個人信用情報機関に対して開示請求する場合、当該機関の定める手続により行うものとします。
(3)　開示請求により、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、丙は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。
第７条（本同意条項に不同意の場合）
(1)　丙は、甲及び連帯保証お申込者が本契約の必要な記載事項（申込書に甲及び連帯保証お申込者が記載すべき事項）を記載できない場合及び本契約の内容を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。但し、本同意条項第３条及び第５条に同意しないことを理由に丙が本契約をお断りすることはありません。
(2)　甲及び連帯保証お申込者が、第３条及び第５条に同意しない場合、丙は第３条及び第５条記載のすべての提供・利用を行わないものとします。この場合、第３条及び第５条に記載した利用目的に関連して甲及び連帯保証お申込者に提供されるサービスの全部又は一部を受けられないことについて、甲及び連帯保証お申込者は予め了承します。
第８条（個人情報の提供・利用の中止の申出）
本同意条項第３条及び第５条による同意を得た範囲内で丙が当該情報を利用・提供している場合であっても、中止の申出があった場合、それ以降の第３条に基づく乙及び丙での利用及び第５条に基づく丙から情報提供先への提供を中止する措置をとります。この場合、第３条及び第５条に記載した利用目的に関連して甲及び連帯保証お申込者に提供されるサービスの全部又は一部を受けられないことについて、甲及び連帯保証お申込者は予め了承します。
第９条（個人情報に関するお問合せ先）
宣伝印刷物の送付等の中止、提供先企業への個人情報の提供中止及び個人情報の開示・訂正・削除についての請求、その他甲及び連帯保証お申込者の個人情報に関するお問合せ・ご意見は、下記の丙お客様相談窓口までお願いします。なお、丙では個人情報保護を推進する管理責任者として個人情報保護管理者（コンプライアンス担当役員）を設置しています。
［対応部署］お客様相談窓口
［住　所　等］〒451-6014　名古屋市西区牛島町６番１号 名古屋ルーセントタワー
TEL（名古屋）　052-239-2533
TEL（東　京）　03-5617-2533
第10条（本契約が不成立の場合）
本契約が不成立の場合は、第２条及び第４条第(2)項に基づき一定期間利用されますが、それ以外の利用はありません。
第11条（同意条項の変更）
(1)　本同意条項は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。
(2)　本同意条項のうち、個人情報の収集・利用の目的、提供先の追加、及び提供先の利用目的について変更が生じた場合は、甲及び連帯保証お申込者に通知し、同意を得るものとします。
(3)　前項以外の事項について変更が生じた場合は、必要に応じ甲及び連帯保証お申込者に通知するものとします。
第12条（通知・受領事務の委託）
甲及び連帯保証お申込者は、本契約に基づく取引を円滑に進める目的のため、その限度で以下の事務手続において、甲及び連帯保証お申込者の個人情報を含む情報を、乙丙間で相互に通知、受領及び交換することを、予め乙及び丙に対して委託するものとします。
1 審査の諾否に関する事項（否決理由を除く）
2 精算及び完済に関する事項
3 住所及び自動車の使用の本拠の位置等の変更に関する事項
4 自動車の所有名義及び所有権登録に関する事項
5 その他本契約において必要となる事項
第13条（企業情報の利用）
甲及び連帯保証お申込者が法人又は団体の場合、甲及び連帯保証お申込者の企業情報は、丙と丙の提携するトヨタ販売店又はトヨタグループに属する企業との間で、相互に利用されます。

自動車リース契約書

借受人用

・この契約書に添付の約款は、リース契約の条件及び個人情報の取扱いについて記載したものですから、借受人および連帯保証人におかれましては、これらの事項をよくお読み頂き充分にご納得の上、ご署名(記名・捺印)ください。
・個人情報の取扱いにつきましては添付の【個人情報の取扱い】に記載しております。
・4枚目「公正証書作成に関わる委任状」は内容を十分ご理解の上、直接ご署名ください。

借受人(甲)(所在地・名称・代表者)

[redacted]

[redacted]

連帯保証人(住所 氏名・職業)

貸渡人(乙)(所在地・名称・代表者) 令和2年9月24日

姫路市花田町一本松字深田90番地の1
トヨタカローラ姫路株式会社
代表取締役 瀧川祥也

[redacted]

連帯保証人(住所・氏名・職業)

㊞ ㊞

貸渡人(以下乙という)と借受人(以下甲という)ならびに連帯保証人は、下記(1)記載の自動車(以下自動車という)のリースについて、下記条件ならびに添付約款のとおり契約を締結します。

借受人 [redacted]

連帯保証人 [redacted]

連帯保証人

リース方式 メンテナンス

契約 No. 0400021

(1)自動車明細

車名 C-HRハイブリッド S GR SPORT 1,800cc FF CVT
(型式) ZYX11-AHXNB(G)
登録番号 姫路 364 ま 24 車台番号 [redacted]
初度登録 令和2年9月 塗色 ホワイトパールクリスタルシャイン (070)
使用の本拠地 借受人の住所に同じ
保管場所 同上

特別仕様付属品

【メーカーオプション】
ホワイトパールクリスタルシャイン
スペアタイヤ
ブラインドスポットモニター&パノラミックビューモニター
【販売店装着オプション】
DA用TVコントロールキット
ボディーコート カートコスメ
ドライブレコーダーDRC51+配線
ETCセットアップ
盗難防止機能付きナンバーフレームセット
三角表示板
GRフロアマット
サイドバイザーベーシック
レインクリアリングブルーミラー
ETC2.0ナビキット
TCナビキット

(2)リース期間 令和2年9月10日～令和5年9月9日 36ヶ月

リース料	毎月	66,000 円	(総額 2,376,000	円)
消費税 地方消費税:10%	毎月	6,600 円	(総額 237,600	円)
(3)支払月額	毎月	72,600 円	(総額 2,613,600	円)

(5)前払金 円 年 号 日支払
充当方法 第 回 円
第 回～第 回 各 円
第 回～第 回 各 円

(6)保証金 円 年 号 日支払

(4)支払期日
第1回 令和2年10月17日 支払
第2回 令和2年10月17日 支払
第3回～第35回 1ヶ月毎 17日 支払
第36回 令和5年8月17日 支払

(7)支払方法 銀行振替
(銀行 支店) [redacted]

3文字削除
6文字追加

(8)リース料に含まれる項目(×…含まれない)

○	登録納車費用	×	事故修理(車両保険付保時)
×	自動車取得税 税理境性能割	○	オイル交換
×	自動車重量税	○	バッテリー交換
○	自動車賠償責任保険	○	トヨタプロケア10
○	自動車税	○	タイヤ交換 4本
×	道路関連サービス		
○	任意保険		
×	車検(定期点検整備及び継続検査)		
○	法定定期点検整備	×	代車 車検× 法点× 事故× 一般×
○	一般修理		

(9)任意保険内容

保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険(株)
保険種類	ダイレクトの保険
フリート区分	ノンフリート
年齢条件	35才以上補償限定
割引割増	4%割増
対人	無制限
対物	無制限 自己負担額 0 万円
人身傷害	1名 5000 万円 1事故 無制限
車両 (自己負担額 万円)	1年目 360 万円 2年目 290 万円 3年目 235 万円 4年目 万円 5年目 万円 6年目 万円 7年目 万円 8年目 万円

(15)規定損害金 基本額 3,404,001 円
遅滞月額 52,889 円

(10)引渡予定日 令和2年9月13日
引渡場所

(11)担当テクノショップ トヨタカローラ姫路株式会社 本店

(12)契約走行距離 1,000 km/月

(13)超過走行料 3 円/km

(14)残価の精算 しない (予定残価 円)

(16)特約事項
新車店頭納車
バッテリー交換1回

【個人情報の取扱い】

1. 甲は、乙が下記の目的で別表記載の個人情報を使用することに同意します。
   a. 裏記に記載の自動車の定期点検および保険契約の手続きその他甲乙間の当付または電子メールの送付、その方法により一切のご案内をすること
   b. 自動車、保険、その他これらに関連するサービスおよびキャンペーンに関する情報の提供、電子メールの送信その他の営業活動のご案内をすること
   c. 前各号の業務のために必要な範囲内で、甲にアンケートを実施すること
2. 甲および連帯保証人は、乙が前記の個人情報、リース支払額支払状況等の支払状況、および本契約の遅延状況および乙から入手した甲の信用情報を与信判断、与信後の管理目的に利用することに同意します
3. 甲は下記のとおり、乙が個人情報の取り扱いを他の[illegible]ことに同意します

提供先および利用目的	

[illegible]

http://www.[illegible].jp

【リース契約条項】

第１条（リース契約）

第２条（自動車の引渡）

第３条（自動車の使用・保管）

第４条（リース期間）

第５条（リース料および支払方法等）

第６条（前払金）

第７条（保証金）

第８条（自動車の登録）

第９条（禁止行為等）

第10条（通知、報告義務）

第11条（保険契約の締結）

第12条（自動車の返還）

第13条（メンテナンスサービス）

第14条（代車）

第15条（事故処理）

第16条（損害賠償）

第17条（自動車の滅失・毀損）

第18条（権利の移転等）

第19条（使用の変動および追加）

第20条（リース支払額の払い）

第21条（自動車の預かり）

第22条（約定による解除または解約）

第23条（自動車の返還時の処置）

第24条（契約走行距離等）

第25条（規定損害金等）

第26条（権利保全）

第27条（再リース）

第28条（返還損害金）

第29条（連帯保証人）

第30条（中途解約）

第31条（特約条項）

第32条（訴訟管轄）

第33条（乙の通知あるいは登記表示）

第34条（公正証書）

第35条（成立条件）

第36条（トヨタファイナンス株式会社への債権譲渡）

自動車リース注文書

トヨタカローラ姫路株式会社 御中

商談No. 0400021

下記のとおり注文致します。

リース料	66,000	円
消費税	6,600	円
支払月間(台当たり)	72,600	円

＊消費税は税率10%にて計算しております。

リース期間	36 ヶ月 (期間 令和 2 年 9 月 ～ 5 年 9 月)

車両明細	車名	C-HRハイブリッド S GR SPORT 1,800ｃｃ FF CVT	
	型式	ZYX11-AHXNB(G)	台数 1 台
	年式	令和２年式	塗色 ホワイトパールクリスタルシャイン (070)

特別仕様・付属品	【メーカーオプション】 ホワイトパールクリスタルシャイン スペアタイヤ ブラインドスポットモニター＆パノラミックビューモニター 【販売店装着オプション】 DA用TVコントロールキット ボディーコート ガードコスメ ドライブレコーダーDR651＋配線 ETCセットアップ 盗難防止機能付きナンバーフレームセット 三角表示板 GRフロアマット サイドバイザーベーシック レインクリアリングブルーミラー ETC2. 0ナビキット TCナビキット

支払期日	第１回	令和 2年 10月 17 日支払
	第２回	令和 2年 10月 17 日支払
	第３回 ～第３５回	毎月 17 日支払
	第３６回	令和 5年 8月 17 日支払

支払い方法 1.銀行振替 2.約束手形 3.銀行振込 4.( )

銀行 銀行 支店

リース料に含まれる項目			
○	納車費用	×	事故修理(車両保険付保時)
×	自動車税環境性能割	○	オイル交換
×	自動車重量税	○	バッテリー交換
○	自動車賠償責任保険	○	トヨタ プロケア10
○	自動車税	○	タイヤ交換 4 本まで
×	JAF会費		
○	任意保険		
×	継続車検整備	×	代車の提供(車検時)
○	法定定期点検整備		
○	一般修理		

任意保険内容			
損保指定	1.有 2.無	損保会社	あいおいニッセイ同和損害保険(株)
代理店指定	1.有 2.無	代理店名	トヨタカローラ姫路(株)
保険種別	ダイレクトの保険	フリート区分	ノンフリート
年齢制限	35才以上補償 限定なし	割増引率	6等級S
対人	無制限	車両	1年目 360万円
対物	無制限	免責	2年目 290万円
人身傷害	5000万円	(0-10万円)	3年目 235万円
搭乗者	—		

※この注文書の他に別途契約書を作成します。

注文主

コード

住所 [redacted]

名称 [redacted]

担当 業種

請求先

コード

住所

TEL:

名称

方法 1．毎月 2．一括 3．( )

使用先

コード

住所

TEL:

名称

登録名義人

住所

名称

保証人

住所

名称

引渡予定日	令和２年 月吉日
引渡場所	トヨタカローラ姫路㈱本店
担当サービス工場	トヨタカローラ姫路㈱本店
契約走行距離	1,000 km/月
超過走行料	3 円/km
残価の精算	1.する(予定残価 円) (2.しない)

【備 考】

新車店頭納車
バッテリー交換１回

[redacted]

200円

お客さま控

000 AAA 020 994
603 ⊗ J152 02 1 — A1

証券番号 021 [redacted] 明細番号 098 印刷連番 F46 [redacted]

お客さま控 1/2

自動車保険申込書 （兼契約明細書）

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 宛

始期日 令和 2年 9月12日
作成日：令和 2年 9月12日 17時34分

申込人（保険契約者）

住所 〒671-0253
兵庫県 姫路市 花田町 一本松 ９０－１

氏名（カナ） トヨタカローラヒメジ カブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤ クロキカワ ヨシナリ
トヨタカローラ姫路 株式会社
代表取締役 瀧川 祥也 様

個人・法人区分 法人
電話番号 079-253-2141
携帯電話番号等
生年月日 年 月 日（ 才）
親族連絡先TEL 登録・変更 前契約どおり 前契約情報削除

記載内容を確認し、Step1～Step5のご確認欄にチェックのうえ、2枚目（または右下）の申込人（保険契約者） 押印欄ご押印してください。

ご注意

※印の項目は、ご契約に際して当社がおたずねする特に重要な事項（告知事項）です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認ください。★印の項目は大切な項目です。訂正時には、申込人（保険契約者）の訂正署名（または訂正印）をお願いします。印字内容に修正・追記をされた場合、◆ご確認欄は変更後の内容でご確認ください。この保険では、ご契約後にご連絡いただくべき事項（通知事項）があり、「重要事項のご説明」に記載しています。本書面の内容は当社が把握した情報に基づいて作成しています。お客さまのご意向に沿っているか、Ｓｔｅｐ欄等をご確認ください。

★保険期間 令和 2年 9月12日午後 6時から令和 5年 9月12日午後 4時まで 3年間

継続手続特約 ○

Step1 記名被保険者の住所・氏名等は以下の内容でよろしいですか？

◇記名被保険者の運転免許証の色が正しいかご確認ください。

◆ご確認欄 レ はい □ いいえ

記名被保険者

※ 住所 [redacted]

※ 氏名（カナ） トイダ ユウスケ
戸井田 祐輔

※個人・法人区分 個人

※＜ワンサポ項目＞始期日の前日から過去3年間の内容 契約 無 事故 契約回数

免許証番号 [redacted]

※生年 S57年 9月 13日（ 37才）

ご契約のお車を使用する方の人数 人 所有する自動車の台数 台

ご契約のお車の初度登録者の向き

ご契約にあたり、当社が把握（一部推定を含む場合があります）しました運転者限定、運転者年令条件に関するお客さまのご意向は右記のとおりです。ご契約内容は本申込書のＳｔｅｐ４でご確認ください。

▲運転者限定 ：限定なし
▲運転者年令条件：３５才以上補償

最も若い運転者 記名被保険者と 1：同じ 2：異なる → 生年 年 月 日（ 才）
「最も若い運転者」とは、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族およびこれらの方が営む事業に従事中の従業員で最も若い方をいいます。

Step2 ご契約のお車の情報等は、以下の内容でよろしいですか？

◇ご契約のお車の使用目的が正しいかご確認ください。

◆ご確認欄 レ はい □ いいえ

ご契約のお車

※車名 Ｃ－ＨＲ
※型式 ZYX11 仕様 S GR SPORT
※登録番号 姫路 364 ま 0024
※車台番号 [redacted]
※用途車種 自家用普通乗用車 （ 11 ）
※車両登録地・保管場所
事業専用車 非該当
※車両所有者 所有権留保の記名は貸与1年以下の契約初の場合は借主 申込人（保険契約者）と同じ
所有権留保 （ ○ ） リース
※使用目的 業務使用

※初度登録 R 2年 9月 車検満了日 令和 5年 9月 9日
※改造車・型式不明車等 （ ）
構内専用車 （ ）
公有 （ ）
※ レンタカー （ ）
※ 教習車 （ ）
準公有 （ ）

料率クラス 車両 6 対人・自損 7 対物 7 傷害 7
前契約 （ ） （ ） （ ） （ ）

付属機械装置 保険金額 名称

装備・装置等
※衝突被害軽減ブレーキ （ 有 ） ※福祉車両 （ ）
※先進環境対策車区分 （ ハイブリッド車 ）

Step3 割引・割増、前契約の情報等は以下の内容でよろしいですか？他の保険契約、過去の事故歴もあわせてご確認ください。

◇「重要事項のご説明」に記載の保険料の割引等が正しく適用されているかご確認ください。

◆ご確認欄 レ はい □ いいえ

割引・割増など

※ 6等級S 事故有係数適用期間 0年
（ 4%割増）

その他 ゴールド免許割引 ＡＳＶ割引 新車割引 先進環境対策車割引

総付保台数：ノンフリート

名称	コード	内容

前契約

※ 前契約なし 中断証明書適用なし セカンドカー割引該当外

※他の保険契約
このご契約以外に、ご契約のお車が同一で保険期間が重複する他の自動車保険または自動車共済がありますか？ （ ） 会社名

※過去1年間に保険会社から普通保険約款・特約により解除されたことがありますか？（ ）

添付書類：車検証等（署名等ありの時のみ）

継続手続特約セットなし 販売企画：Ｄ２

受付区分	引受承認番号	自己契約	特定契約	分担%前年どおり	分担パターン	振替先	特記事項
純新規					Y01	075	467

部店課支社	DCGGO 神戸自営 営業一課	記事 T46	063
代受店/扱者/作立人	AXP6 トヨタカローラ姫路	送状課支社	課分コード 073

NL I 企業コード
協業法人格コード
NL I 支社支部コード1
NL I 支社支部コード2
担当者印

このたびは当社にご用命を賜り、まことにありがとうございました。
本控はご契約内容の確認にご利用いただき、保険証券等をお届けするまでの間、大切に保管してください。

スリップ区分 Y03 （使用） （なし）

お客さま控

(登録番号) 姫路 364 ま 0024

証券番号 [redacted] 明細番号 印刷識番 [redacted]

お客さま控 2/2

Step4 補償内容・保険料の払込方法等は、以下の内容でよろしいですか？
○他社で加入したお客さまの情報、ご契約者さまご自身しか分からない事故歴や車両の情報、ご契約の有無・補償のセット等をご確認ください。（ご契約者さまご自身の事故歴・車両情報でも補償されません。）これらの情報に対し、不足や重複がございましたら、内容を変更・追加・削除してください。
○ご契約内容に相違がございましたら、内容を変更・追加・削除してください。

◆ご確認欄 [レ] はい [ ] いいえ

ご契約内容 D

保険種類			タフ・クルマの保険（個人総合）	
★運転者限定 運転者年令条件			限定なし ３５才以上補償	
使用目的			業務使用	
★相手への賠償	対人賠償	(1名につき)	○ 無制限	
	対物賠償/免責金額	(1事故につき)	○ 無制限 ／免責なし	
	特約		対歩行者等傷害／対人臨時費用 対物超過修理費用	
★おケガの補償	人身傷害	補償範囲 (1名につき)	○ 自動車事故特約 ５０００万円 （無保険車傷害 ２億円）	
	特約		傷害一時金倍額払	
★お車の補償	車両保険	ご契約タイプ	一般補償	
		保険金額	○ 地震・噴火・津波補償なし ３６０万円	
		免責金額	事故１回目 免責なし ２回目以降 １０万円	
	特約		新車保険金額 ３６０万円 全損時諸費用	
★特約・サービス	ロードサービス費用		○補償あり／レンタカー型	
	ロードアシスタンスサービス		○ご利用いただけます	
★その他の補償・特約 （セットされる補償・特約名称を表示します）			長期車両保険金額 ２年 ２９０万円 ３年 ２３５万円 被害者救済費用 代車拡張レンタ型 日額１０００円 車両無過失事故 弁護士費用一自動 車事故型	
★その他特約 上記に記載の補償・特約以外にセットされる特約は右記のとおりです。				
合計保険料			長期一括払 ４００，６２０円	

右記の特約をセットする場合、補償内容が同様のご契約が他にあると補償が重複することがあります。 自動車事故特約 傷害一時金 弁護士費用一自動車事故型

補償重複結果

運転者限定：限定なし／本人限定／本人・配偶者限定、運転者年令条件：年令を問わず補償／２１才以上補償／２６才以上補償／３５才以上補償、から選択可能です。
ワンサポ項目へは当社指定のカーシェアリング等の利用実績を含みます。

Step5 申込人欄、保険期間欄およびStep1～4の内容がすべてご意向に沿っていることを再度ご確認いただくとともに、「重要事項のご説明」（クーリングオフに関する説明を含む）をご確認いただきましたか？

◆ご確認欄 [レ] はい [ ] いいえ

申込日 010 令和 2年 9月12日 機械印字 訂正・変更

★申込人（保険契約者）押印欄

申込人（保険契約者）は、「重要事項のご説明」（クーリングオフに関する説明を含む）を受け取り、意向に沿った内容であることを確認するとともに、個人情報の取扱い、親族連絡先制度および「専用端末の貸与およびサービス利用規約」（該当契約の場合）に同意のうえ、保険種類欄記載の普通保険約款・特約が適用される保険契約を申し込みます。
申込日をご確認のうえ、押印してください。

この書類は控えですので、署名（または記名・押印）は不要です。

証券・約款交付要否確認欄

保険証券等やご契約のしおり（普通保険約款・特約）はWebでの閲覧（eco保険証券・Web約款）または書面より選択可能です。次の3パターンからご選択ください15

パターン	保険証券等	約款
(3)	Webで閲覧（eco保険証券）	Webで閲覧（Web約款）
(1)	書面の保険証券等	Webで閲覧（Web約款）
(2)	書面の保険証券等	書面の約款

募集人ID T78 1005016829

募集人名 [redacted]

電話募集 手続日時 年 月 日 時 分頃
電話番号
お客さま氏名

代理人手続時 代理権確認

代理人と本人の続柄

代理権委任確認日 令和 年 月 日

自動車リース契約書

借受人用

約　款

【個人情報の取扱い】

1. 甲は、乙が下記の目的で表面記載の個人情報を使用することに同意します。
   a. 表記1記載の自動車の定期点検および保険満期の予定等を印刷物の送付または電子メールの送信等の方法により、甲にご案内すること。
   b. 自動車、保険、携帯電話、その他乙において取扱う商品・サービス等や、各種イベント・キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、電子メールの送信等の方法により、甲にご案内すること。
   c. 商品開発等あるいはお客様満足度向上策等を検討するため、甲にアンケート調査を実施すること。
2. 甲および連帯保証人は、乙が表面記載の個人情報、リース支払額支払開始後の支払状況、過去の債務の返済状況および乙が甲から入手した甲の計算書類等を与信判断・与信後の管理目的で利用することに同意します。
3. 甲は下記のとおり、乙が表面記載の個人情報を第三者に提供することに同意します。

   提供先およびその利用目的：

会社名	住所	利用目的
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]

4. 乙は個人情報の取扱いについて、ホームページなどにより公表します
   URL http://www.c-himeji.jp

【リース契約条項】

第１条（リース契約）
貸渡人（以下、乙という）は表記1記載の自動車（以下、自動車という）を借受人（以下、甲という）にリースし、甲はこれを借受けます
2. 本契約は、甲および乙が合意したときを成立日とします。
3. 甲は、本契約成立日からリース期間が満了するまでは、本契約の解除または解約が出来ないものとします
4. 甲および乙は、本契約の履行にあたっては、誠実を遵守します

第２条（自動車の引渡）
乙は、自らまたは乙の指定する者を介して、甲に自動車を引渡します。
2. 甲は、装備・外観その他すべての点についてリース目的の限度において良好な状態にあることを確認のうえ自動車の引渡を受けるものとします
3. 天変地異等、乙の責に帰し得ない事由による自動車の引渡遅延または引渡不[illegible]場合、乙は責を負わないものとします
4. 正当な理由なく自動車の引渡を受けることを拒みまたは甲の責に帰すべき事由により乙が自動車を引渡すことが出来ない場合は、乙は、何らの催告なしに通知のみで、本契約を解除または解約することが出来るものとし、この場合、第22条第２項または第３項を準用します

第３条（自動車の使用・保管）
甲は、善良な管理者の注意をもって、表記1記載の場所に自動車を保管するものとし、その費用は甲の負担とします。
2. 甲は、乙または乙の指定する者から自動車の使用、保管状況を点検・検査するため、保管場所への立入りまたは説明、資料の提供等の申入れがあったときは、異議なくこれに応じるものとします。
3. 甲は、乙から自動車に乙の所有を明示する表示、標識等を設置するよう申入れがあったときは、異議なくこれに応じるものとします。
4. 甲は、自動車について、第13条により乙が整備を実施する場合を除き、自らの責任と負担において、エンジン冷却水・バッテリー液・エンジンオイル・ブレーキオイルの点検補充をはじめとする法定の日常点検整備および法定定期点検整備のほか、自動車製造会社の定める取扱説明書およびメンテナンスノートの指示に基づき点検整備を行うものとし、自動車の価値を著しく減耗させないよう留意するものとします。
5. 甲が前項の点検整備を怠ったことにより、自動車に不具合が生じた場合、甲はそれに起因する一切の損害を自ら負担し、乙は、なんらその責任を負わないものとします。

第４条（リース期間）
リース期間は表記2記載の期間とします

第５条（リース料および支払方法等）
自動車のリース料およびこのリース料に対する消費税・地方消費税（以下、リース支払額という）は表記3記載のとおりとします。
2. 甲は乙に対し表記3記載の金額を表記4記載の各回リース支払額支払期日に、表記7の方法で支払うものとします
3. 甲がリース期間中において自動車を使用しない期間もしくは使用できない期間があるとき、または第13条のメンテナンス、第14条の代車、その他本契約上の乙のサービスを利用しなかったとき、甲はその理由のいかんにかかわらず、リース支払額の変更・減免・返還・猶予等を乙に一切請求しないものとします。

第６条（前払金）
甲は乙に対し表記5記載のとおり前払金を現金または表記7の方法で支払うものとします。
2. 前項の前払金は無利息とし、表記5に記載する該当回のリース支払額支払い期日が到来したときに、何らの通知催告を要することなく、自動的に当該各回リース支払額に充当されます。
3. 第20条により甲が残存期間のリース支払額全額を前払いしなければならない事由が発生したときは、前項の規定および期限の到否にかかわらず、乙が何らの通知催告を要することなく、前払金を甲の乙に対するとの債務に充当しても甲は異議ないものとします。

第７条（保証金）
甲は、本契約から生ずる一切の債務を担保するため、乙が求めた場合は乙に対し表記6記載のとおり保証金を現金または表記7の方法で支払うものとします。
2. 乙は前項の保証金を本契約終了後、甲が乙に対する一切の義務を履行した後、利息を付さないで甲に返還するものとし、甲は本契約期間中、リース支払額・自動車修理代金等乙に対する債務への充当を請求し得ないものとします。
3. 第20条により甲が残存期間のリース支払額全額を前払いしなければならない事由が発生したときは、期限の到否にかかわらず、乙が何らの通知催告を要することなく、保証金を甲の乙に対するとの債務に充当しても甲は異議ないものとします。

第８条（自動車の登録）
甲は、乙が陸上交通省等から自動車の登録情報の提供を受け、自動車の管理その他の目的で利用・活用することについて、異議ないものとします。
2. 乙において、商号変更、住所変更、または合併・会社分割・事業譲渡等に基づき自動車の所有権移転等が生じ、道路運送車両法に基づく変更登録・移転登録を行う必要が生じた場合には、乙がこの変更登録・移転登録を行うことと登録を行うことの承諾をするとともに、甲を代理して自動車検査証に記載事項の変更手続を行うことを予めする承諾します。また、これらの手続に関連して甲にて対応が必要な事項がある場合には、これに協力するものとします。

第９条（禁止行為等）
甲は、本契約に基づき乙に対して負担する債務と、乙またはその承継人に対して有する債権とを相殺出来ないものとします。
2. 甲は、自動車を第三者に転貸する、転貸する、または担保に差入れる等、乙の所有権を侵害するような行為をしないものとします。
3. 甲は、日本国内でのみ自動車を使用するものとし、日本国外に自動車を持ち出してはならないものとします。
4. 甲は、乙の事前の書面による承諾を得なければ、次の行為をできないものとします。
   1 自動車に特別仕様部品、装飾品を装着する等、自動車の原状を変更すること
   2 自動車検査証の記載を変更し、使用の本拠の位置、保管場所などを変更すること。
5. 乙が、書面により甲の所有権を認めた場合を除き、自動車に装着または附合した他の物品の所有権は、すべて無償で乙に帰属するものとします。

第10条（通知、報告事項）
甲または連帯保証人は、下記に掲げる事由の一が生じたときは、乙に対し直ちにこれを通知しなければなりません
1. 甲または連帯保証人がその住所・氏名・商号または事業の目的その他経営に重要な変更をしたとき
2. 第20条２号の事由が生じたとき
3. 甲または連帯保証人について、第20条３号に掲げる事由の一が生じ、またはそのおそれがあるとき
4. 自動車の使用・保管中に人的または物的損害が生じたとき

2. 甲は、乙から申し入れがあったときは、甲の事業の状況を説明し、決算期の計算書類その他乙の指定する関係書類を乙に提供します。

第11条（保険契約の締結）
乙は自動車についてリース期間中、乙を被保険者とする表記9記載の自動車保険契約を締結するものとし、保険証券は乙が保管し、その写を甲に交付します。ただし、車両保険については乙を被保険者とします。
2. 特別の事由により甲自ら保険契約を締結する場合には乙の承諾を得るものとします。この場合車両保険については乙を被保険者とし、甲は乙の求めがあった場合は保険証券の写を保険契約締結後直ちに乙に交付するものとします
3. 第１項および第２項の保険契約により補填されない損害については、すべて甲が負担するものとします。
4. 第１項および第２項の保険契約に免責額が定められている場合は、その免責額については甲が負担し、甲が負うものとします
5. 自動車に付された車両保険が支払われた場合、保険金は乙に帰属するものとし、甲が保険会社から支払を受けた場合には、受領した金額を直ちに乙に引渡すものとします
6. 保険契約自体に関する取決めは、保険会社の約款・取扱規定に従うものとします

第12条（自動車の瑕疵）
自動車の規格、仕様、品質、性能等に関した瑕疵があった場合、または自動車の選択、決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は一切の責を負わないものとします
2. 自動車に瑕疵が発見されたときは、甲は保証書の定めに従い、自動車の製造会社または販売会社に対し直接保証修理等の履行を請求するものとします

第13条（メンテナンスサービス）
甲は、自動車について各契約期間中、表記11記載の担当トヨタテクノショップで表記8記載のメンテナンスサービスを受けるものとします。また、車検（定期点検整備および継続検査）、および法定定期点検整備がリース料に含まれる場合には、メンテナンスノートに定められた自動車製造会社指定の点検整備も併せて受けるものとします。
2. 甲は表記8以外の整備・修理を受ける場合でも、表記11記載の担当トヨタテクノショップで整備・修理を受けるものとします。
3. 次の場合の修理費等はリース料に含まれず、別途甲が負担するものとします。
   1 表記8において記載のあるメンテナンス項目以外の整備・修理に要する費用
   2 甲が第３条の定めを遵守しなかったこと、その他甲の故意もしくは過失に起因する自動車の修理に要する費用（甲に過失のない自動車事故に起因する自動車の修理に要する費用もここに含まれるものとします）。
   3 第11条による自動車の車両保険で補填されない修理等の費用（保険免責、保険対象外および保険超過費用）。
   4 甲が乙の承諾なしに全国トヨタテクノショップおよび指定工場以外で独自に行った修理等の費用。
   5 車両本体以外の架装品（パワーゲート、冷凍装置、保冷装置、クレーン等）の修理等の費用
   6 天変地異、盗難、悪戯等、甲乙いずれの責にも帰さない不可抗力による損害の修理に要する費用
   7 経年劣化等によって発生する腐食、劣化、および退色の修理に要する費用。
   8 自動車の品質・機能に影響がない現象の修理に要する費用。
4. 甲が表記6記載のメンテナンスサービスを受けるとき、または第14条の代車の提供を受けるときは、乙の発行するメンテナンスカードを提示するものとし、この提示がないときは乙が別途代金を甲に対して請求しても異議がないものとします。
5. 第20条第１項各号の事由が生じたときは、それ以降メンテナンスカードの提示があっても乙は整備・修理および代車提供を拒むことができるものとします。
6. 甲は、全国トヨタテクノショップまたは指定工場が車検（定期点検整備および継続検査）等の手続きを代行する時に、放置違反金滞納の有無を確認するため、社団法人日本自動車整備振興会連合会のホームページを利用したインターネット照会を行うことに予め同意します。また、インターネット照会の結果、全国トヨタテクノショップまたは指定工場が各都道府県警察に対してのファックスによる照会を要する場合は、甲は所定の同意書に自署または押印するものとします。
7. 放置違反金の滞納等に起因して車検（定期点検整備および継続検査）が遅延または不能となっても乙は一切の責任を負わないものとします。なお、放置違反金の滞納等に起因して「保安基準適合証」の有効期限が切れた場合、「保安基準適合証」の再取得に係る一切の費用は甲が負担するものとします。
8. 放置違反金の滞納等に起因して車検（定期点検整備および継続検査）が遅延または不能となった場合は、甲は第14条に基づいて代車を借受けていても、当初の予定通りに返還するものとします

第14条（代車）

乙は表記(6)においてリース料に含まれる項目として代車の提供の記載がある場合は、その条件において乙の選定するレンタカーを代車としての無償で甲に貸渡すものとし、保険補償等の貸渡条件は法律でレンタカーの所有事業者（以下、レンタカー所有事業者）が定める貸渡約款に従うものとします。但し、乙の責に帰さない事由により、甲が代車借受期間を延長する場合の代車費用は、甲の負担とします。

2. 甲は、代車の使用・保管に当たっては、本契約に従って自動車と同等の取扱をするものとします。

3. 甲が第1項に従い提供を受けた代車の保管・使用等に起因し第三者に損害を及ぼしたときは、甲はこれをお詫びするとともに、甲は乙およびレンタカー所有事業者に対して迷惑にこれを通知するとともに、自己の責任と負担において解決するものとします。

4. 甲は、代車借受中に、当該代車に関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、違法駐車に伴うレッカー移動、保管などの諸費用を負担するものとします。レンタカー所有事業者が警察などから代車の放置駐車違反の連絡を受け、その旨を甲に通知した場合も同様とします。

5. 甲は、代車が警察により移動された場合には、レンタカー所有事業者が自らの判断により、代車を警察から引取る場合があることを異議なく承諾するものとします。

6. 甲が代車借受中に違法駐車をしたことにより、レンタカー所有事業者が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合または代車の引取に要した費用その他の損害等を負担した場合には、甲はレンタカー所有事業者に対し放置違反金相当額および代車の引取に要した費用その他の損害等について直ちに賠償する責任を負うものとします。

第15条（事故処理）

甲は事故が発生した場合は直ちに乙および保険会社に報告するとともに、甲において下記事項を守り保険処理が確実に行われることに努力するものとします。

1. 法令および保険約款に定められた処置をとること
2. 事故に関して不利益な協定をしないこと
3. 証拠の保全をすること

甲は乙または保険会社が事故の処理をなした場合は、その結果について一切乙に異議を申立てないものとします。

第16条（損害賠償）

次の各号に定める損害が発生したときは、甲は、これを乙に対して賠償するものとし、乙がこれを賠償したときは、甲は、乙の催求があり次第、直ちにその賠償額および問題解決に要した費用一切（弁護士費用を含む）を乙に支払うものとします。

1. 甲による自動車の使用・保管に起因して、人的または物的損害（盗難による自動車により引起こされた事故による人的または物的損害を含む）が発生した場合
2. 甲が本契約に違反したことにより、乙に損害（乙が第三者から損害賠償の請求を受けた場合の当該第三者の損害を含む）が発生した場合

第17条（自動車の滅失・毀損）

第2条第1項に定める自動車の引渡から、その返還までの盗難、火災、天災、その他甲、乙いずれの責にも帰さない事由によって生じた自動車の滅失、毀損等の一切の危険と費用はすべて甲が負担するものとし、乙が当該費用の支払を行った場合は、甲に乙の請求あり次第直ちに乙に支払うものとします。

2. 甲は事故、盗難その他の事由により、自動車の占有を失ったときは、速やかに盗難届または紛失届を所轄の警察署に提出するものとします。
3. 甲は、第11条第5項により、乙が自動車の滅失、毀損に関し保険金を受取った場合、期限の到来にかかわらず、乙のこの受領金額を限度として甲の乙に対するどの債務に充当しても異議ないものとします。
4. 前項の場合において、乙が受領した保険金額が、甲の乙に対する債務を超過する場合はその超過分を乙は甲に返還するものとし、不足する場合は甲は不足分を甲は乙に支払うものとします。

第18条（権利の移転等）

乙は、本契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することはできません。

2. 乙は、自動車の所有権を本契約に基づく乙の地位とともに第三者に担保に入れ、または譲渡することが出来るものとし、甲は、これについて予め承諾します。

第19条（費用の変動および追加）

甲および乙は、次の各号の事由によりリース支払額に含まれる費用の増加が発生した場合は、乙の判断によりその金額を指定するものとし、その支払方法については乙の定めによるものとします。

1. 公租公課および自動車税定額制（年保険料、要するに新しい税金）の場合
2. 甲の申し出による自動車の仕様変更等に伴う装備、部品取付、変換などにより費用を負担するものとし、その支払方法については、乙の定めによるものとします。
3. 甲および乙は、自動車任意保険料の割引率の変更による保険料の過不足については、精算しないものとします。

第20条（リース支払額前払い）

下記に掲げる事由の一つが生じたときは、甲は本契約に基づく期限の利益を失効するものとし、乙は甲に対して残存期間のリース支払額全額の前払いを請求できるものとします。

1. 甲が1回でもリース支払額の支払を遅延したとき
2. 自動車について著しい破損・滅失・変更通常使用の不可抗力によるものを含むも、盗難、紛失、被差押取等の事故を生じたとき、または乙に優先する権利を主張するものがあらわれたとき。
3. 甲について下記に掲げる事由の一が生じたとき
   - イ. 手形・小切手（乙以外の第三者に対して振出したものを含む）が不渡りにしたとき。
   - ロ. 支払停止・公租公課の滞納または仮差押・仮処分・保全処分・強制執行・競売等の申立てを受けたとき
   - ハ. 特別清算・破産・民事再生・会社更生手続きの申立があったとき、あるいは、負債整理のため特定調停の申立てもしくは自己破産申立をなし整理に入ったとき。
   - ニ. 監督官庁よりその営業許可の取消を受け、または営業を停止もしくは廃止したとき。
   - ホ. 事業譲渡または会社分割等の決議をしたとき
   - ヘ. 解散の決議をしたとき
   - ト. 後見開始もしくは補佐開始の審判を受けたとき、または逃亡・隠匿もしくは刑事上の訴追を受けたとき
   - チ. 死亡したとき。
   - リ. 経営が相当悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
4. 連帯保証人について前号に掲げる事由の一が生じ、甲が乙の認める新たな連帯保証人を立てる旨の要求に従わないとき
5. 甲が本契約の条項または乙との間のその他の契約条項の一つにでも違反したとき。
6. 甲が本契約以外の乙に対する債務の支払を怠ったとき

第21条（自動車の預かり）

甲に前条各号の一つにでも該当する事由が生じた場合、または連帯保証人が前条第3号の一つに該当した場合、甲は、乙の請求があった時は、直ちに自動車を乙または乙の指定する者に引渡すものとします。

第22条（約定による解除または解約）

乙は、甲に第20条各号の一つにでも該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに通知のみで、本契約を解除または解約することが出来るものとします。

2. 前項により、本契約がリース期間開始前に解除されたときは、甲は、リース料に含まれる費用、自動車の処分損等、乙が被った損害を賠償するものとします。
3. 第1項により、本契約がリース期間開始後に解約されたときは、甲は乙に対し、第25条に定める規定損害金および未払リース支払額を直ちに現金で一括して支払うものとします。

第23条（自動車の返還時の処置）

リース期間が満了したとき、または本契約が解除もしくは解約されたときは、甲は自動車を乙に返還しなければなりません。なお、乙は返還を受ける自動車の選定を甲に委ねることができます。

2. 甲は自動車を乙に返還するときは、甲の費用負担で乙の指定する場所に自動車を引渡すものとします。甲は自動車を乙に引渡すまでの間、自動車を善良な管理者の注意をもって保管するものとします。

3. 甲は、乙の書面による事前の承諾なしに自動車を改造したり、自動車に取付けた物件を取外すことができません。

4. 甲は、自動車を返還するときは、自動車の車検を有効に継続するために必要な費用を負担するものとします。

5. 甲は、自動車を乙に返還するときは、自動車の車検を有効に継続するために必要な費用を負担するものとします。

6. 甲は、自動車を乙に返還するときは、自動車の車検を有効に継続するために必要な費用を負担するものとします。

7. 甲は、自動車を乙に返還するときは、自動車の車検を有効に継続するために必要な費用を負担するものとします。

第24条（契約走行距離等）

甲、乙双方は、

2. 甲は、

第25条（規定損害金等）

本契約が

1. 甲は、
2. 甲は、
3. 甲は、

第26条（権利保全）

乙が本契約によ

甲は、

乙は、

第27条（再リース）

甲は、

第28条（遅延損害金）

甲は、

第29条（連帯保証人）

連帯保証人は、

連帯保証人は、

連帯保証人は、

第30条（確約事項）

甲および連帯保証人は、

第31条（特約事項）

甲と乙は、

第32条（訴訟管轄）

甲、乙および連帯保証人は、

第33条（乙の通知あるいは意思表示）

乙が第22条の

第34条（公正証書）

甲および連帯保証人は、

第35条（取立委任）

甲および連帯保証人は、

第36条（トヨタファイナンス株式会社への譲渡担保）

甲および連帯保証人は、

2. 甲および連帯保証人は、

反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

トヨタカローラ姫路株式会社 御中

※確認いただき、□に✓をお願いします。

☑1. 私（法人の場合は、当該法人の役員等を含む。以下同じ。）及び保証人（法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。）は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約致します。

① 暴力団
② 暴力団員
③ 暴力団準構成員
④ 暴力団関係企業
⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
⑥ その他前各号に準ずるもの

☑2. 私及び保証人は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」と云う。）と次の各号のいずれかに該当する関係も有しないことを表明、確約致します。

① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
③ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
④ その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

☑3. 私及び保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約致します。

① 暴力的な要求行為
② 法的な責任を超えた不当な要求行為
③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
⑤ その他前各号に準ずる行為

☑4. 私及び保証人は、これら各項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、貴社によって催告無しで貴社との取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより貴社に損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを表明、確約致します。

2020年 6月 30日

住 所 [redacted]

氏 名（自署） 戸井田 祐輔 [redacted]

【車輌名義人との関係：本人・配偶者・子・その他（　　）】

（注）ご記入いただきました個人情報につきましては、トヨタカローラ姫路以外で利用することはございません。

当社使用欄

店長確認印	受付者
	[redacted]

区分及びお客様コード 3

（お客様控）

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 4 年 4 月分）
（会派名 自民党兵庫 ）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
7	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

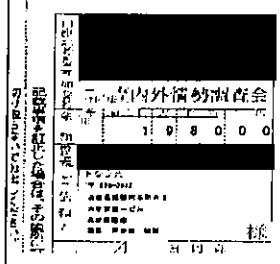
共通案分率	
それ以外の案分	100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため
研修会参加費
一般社団法人
内外情勢調査会
(R4年4月～R5年3月迄)
198,000円
198,000円を充当

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
04-04-19	[redacted]	
取扱店		
払込口座	[redacted]	
払込金額	＊198,000	料金 ＊0

振替受付票



払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
料金には、消費税等が含まれています。
（ゆうちょ銀行）

記号番号 [redacted]
残高 ＊2,435

スマホ決済アプリ ゆうちょPay
口座直結だから事前チャージ不要！

請求日	
請求番号	2520036

請求書

田 祐輔 様

198,000 円
等 18,000 円を含む）

令和 4 年 4 月 ～令和 5 年 3 月

〒104-8178
東京都中央区銀座[redacted]
一般社団法人内外情勢調査会
[redacted]

[配信先]	数量	月 額	月数	請求金額	消費税等
	1	15,000	12	180,000	18,000
合 計				180,000	18,000

年 3 月 22 日付国税庁長官通知により「支出した事業年度の損金に算入」することができます。
合せは、 神戸総局 までお願い致します。 (TEL 078-362-5606)

〒 670-0012
兵庫県姫路市本町６８
大手前第一ビル

兵庫県議会
議員　戸井田　祐輔　様

お客様番号 71 -038485

領収証

兵庫県議会
議員　戸井田　祐輔　様

領収日	
領収番号	2520036

領収金額　　198,000 円
（消費税等　　18,000 円を含む）

期　間　令和　4 年　4 月　　～令和　5 年　3 月

当会は一般法人（非営利型）につき、収入印紙は貼り付けいたしません。

種類	[配信先]	数量	月　額	月数	領収金額
会費		1	15,000	12	180,000
			（　消費税		18,000）
合計					198,000

上記の通り領収いたしました。
この件についてのお問合せは、　神戸総局　　までお願い致します。　(TEL 078-362-5606)

発行責任者　事務局長　　小山　昌樹　連絡先　03-3546-7021
事務担当者　東京事業推進部長　石田　保幸　連絡先　03-3546-7037

〒1[redacted]
東京都中央区銀座[redacted]
一般社団法人[redacted]
会[redacted]

一般社団法人 内外情勢調査会 印

[redacted]

（添付様式７）

活 動 報 告 書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	戸井田　祐輔

活動名	内外情勢調査会　会費　（Ｒ4年4月～Ｒ5年3月分）

活動概要

○内外情勢調査会

一般社団法人内外情勢調査会は、公正な世論の醸成を目的に、報道機関の株式会社時事通信社の関連団体として、1954 年 12 月に設立され、全国各地の企業経営者や諸団体のトップらが会員として入会し、会員への講演活動や資料提供により、国内外の諸情勢について知識の向上と理解の増進を図っている。

○活動内容

講演会は、全国の会員を参加対象とする全国懇談会と、全国各地域の会員で構成する 151 カ所の支部での支部懇談会があり、それぞれ 10 回以内開催、講演会の年間開催回数は 1500 回超に上る。講師には、有力政治家、経済団体首脳、海外主要国の駐日大使、国内各地の自治体首長のほか、政治、経済、国際、防衛、文化などさまざまな分野の著名な専門家を招いている。

以上のことから、政務活動に必要な信頼性の高い情報入手が可能である。

○案分率　　活動内容は全て政務活動である。

経費

領収書No	項目・内容	支出額	案分率(%)	政務活動費充当金額
4 － 7	研修会参加費（令和4年4月～令和5年3月）	198,000	100	198,000
－				
－				
－				
－				
合　　計		198,000		198,000

備考

＊この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年４月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
8	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	50% / 25%

それ以外の案分

案分の説明

事務所電気代
13,690円×50%
＝6,845円
6,845円を充当

2022/4/8

水光費・会費　口座振替のお知らせ

コード　51011

戸井田 祐輔　様

振替金額　¥　14,390 —

上記金額を令和　4 年　4 月　19 日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座までお振り込みの程、お願い致します。

振込先 [redacted]
大手前第一ビル管理組合法人 理事長 柳谷 義則

ご請求内訳

◆電気代　(R　4 年　3 月度分)
電気使用料金　13,690 円
使用量　370 kwh
看板・電灯料金　- 円

◆水道代　(R　4 年　- 月度分)
水道使用料金　0 円
使用量　0 ㎥

[redacted]

合 計　14,390 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル 管理組合法人
理事長 水田 博敏

500

D 4- 4-20 | 管理費 | 44,624 | オオテマエ3ﾀﾞｲｲﾁﾋﾞﾙ

2022/4/8

水光費・会費　口座振替のお知らせ

コード　02011

戸井田　祐輔　　様

振替金額　¥　30,234 —

上記金額を令和　4 年　4 月　19 日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座までお振り込みの程、お願い致します。

振込先 [redacted]

大手前第一ビル管理組合法人

ご請求内訳

◆電気代　(R　4 年　3 月度分)
電気使用料金　- 円
使用量　- kwh
看板・電灯料金　- 円

◆水道代　(R　4 年　-　月度分)
水道使用料金　- 円
使用量　- ㎥

[redacted]

合　計　30,234 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル　管理組合法人
理事長　水田　博敏

領収書等添付様式【共通】

（令和4年4月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
9	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	50% / 25%

それ以外の案分 95%

案分の説明

「政務活動以外の部分が全体の5%を占めるため」

ホームページ

55,000円 × 95%
= 52,250円

52,250円を充当

領収書

戸井田事務所 御中

金額

¥ 55,000−

但 戸井田ゆうすけ様 HP保守・管理費として

上記正に領収いたしました

発行日：2022年4月25日

Ink
〒112-0015
東京都文京区目白台2-10-9-102
TEL 03-6824-2983

[redacted]

〒670-0012 兵庫県姫路市本町68 大手前第一ビル 1F
戸井田事務所 御中

請求日 2022年4月23日

Ink
〒112-0015 東京都文京区目白台2-10-9-102
03-6824-2983
[redacted]

請 求 書

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

ご請求金額	¥55,000

作業内容	金 額	備 考
・HP保守・管理費	50,000	1カ月分

合計	50,000
消費税(10%)	5,000
税込み請求金額	55,000

振込先金融機関 [redacted]

誠に勝手ながら、振り込み手数料はお客様のご負担でお願いいたします。

兵庫県議会議

プロフィール　私の政策　FACEBOOK　問い合わせ

戸井田（といた）ゆうすけ

TOIDA YUSUKE OFFICIAL SITE



県政にチャレンジ!

現在（いま）と未来の架け橋。
あふれる若さと情熱で
「誇れる姫路！豊かな兵庫！」を作ります。

ページをフォロー

戸井田ゆうすけ
約2週間前

昨日、自民党兵庫県連 女性局による街頭演説活動の応援に行かせて頂き、女性局の活動と女性が活躍出来る社会の活動の促進を訴えさせていただきました。



8　コメント　シェア

戸井田ゆうすけ
約1か月前



戸井田祐輔（といだ ゆうすけ）

誕生日　1982年9月13日
血液型　A型

| 経歴 |
昭和57年姫路市にて生まれる
祖父は、元厚生大臣 戸井田三郎
父は、元衆議院議員 戸井田徹
姫路市立安室東小学校 卒業
姫路市立安室中学校 卒業
私立二松学舎大学附属高等学校 卒業
専門学校 東京ビジュアルアーツ 卒業
獨協大学 中退

| 職歴 |
学校卒業後、TV局制作会社にて番組映像編集作業に携わり
その後、元衆議院議員戸井田とおる秘書を務め
父の引退後は、会社員として勤務

| 自己紹介 |
趣味　サッカー観戦、読書
尊敬する人物　清瀬一郎
好きな言葉　忘己利他

私の政策

1

今後ますます進む少子高齢化や
人口減少により、危機にさらされる
地方の伝統文化や様々な活動の継承を
自らも担うと共に現場で得られる
地域の声を県政に届けます

2

幅広い世代、地域の意見を聞き、
地域の持つ魅力、潜在能力を引き出し、
姫路、兵庫の更なる発展を目指します。

3

プロフィール　私の政策　FACEBOOK　問い合わせ

暮らしやすく、住みよい姫路を目指して
周辺自治体との連携を進めると共に
姫路と県をつなぎ、来たるべき
人口減少社会に備えます.

同世代の有権者から、結婚、出産、
育児、教育等に関する現場の声を
拾い集め、課題の解決に努めることで、
若者が集まり、子育てのしやすい
まちづくりに尽力します.



兵庫県議会議員 戸井田ゆうすけ
〒670-0012 姫路市本町68 大手前第一ビル1F
TEL 079-281-7700
FAX 079-281-7707

ホームページ制作業務委託契約書

戸井田事務所（以下「甲」という。）とInk（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

第１条　目的

1. 甲は、ホームページの制作業務(以下「本業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

第２条　仕様の提示

1. 甲は文書にて、乙に納入物の満たすべき仕様を提示する。
2. 乙が、甲より提示された仕様を満たせないと判断した場合は、すみやかに甲に告知する。

第３条　見積

乙は、受託内容、制作金額及び制作期間を明示した見積書（以下「見積書」という）を甲に提出する。

第４条　業務

乙が甲に提供する業務は下記の通りとする。

1. 甲より提示された仕様に従い、甲から提供されるテキスト原稿、画像等のデータと、乙の提供するHTMLによるデザイン・レイアウトデータ、および画像データ、スクリプト等と組み合わせて、ホームページを制作すること。
2. 既存の写真・画像等のスキャン（デジタライズ）。
3. ホームページを公開するためのレンタルサーバーの契約手配。
4. 上記１により制作したホームページの内容を、甲からの指示に基づき更新すること。

ただし、上記のうち、見積書に記載されていない内容については委託の範囲外とする。

第５条　制作期間

1. ウェブコンテンツの制作期間は、乙が甲から制作に必要なすべてのデータを受け取った時点を起算日として計算する。ただし、この起算日よりも遅い日に制作に着手する旨の記載が見積書にある場合は、見積書に記載された着手日付を起算日とする。
2. 納期は、乙が見積書に記載した制作期間を起算日に足して計算した日付とする。ただし、見積書に納期が日付で記載されている場合は、見積書に記載された日付を優先する。
3. 甲からの指示により、見積提出後に制作内容に変更があった場合、見積書に記載された起算日及び制作期間、納期は無効とし、改めて両者協議の上で定める。

第６条　制作物の納品

1. 乙が甲に制作物の納品を行う前に、甲はインターネット上にて制作物の確認をするものとする。制作物確認依頼の案内は、電子メール等の手段によって通知する。
2. 甲は、制作物の確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとする。甲からの乙への確認通知は上記確認依頼通知への返信メール、または文書等により行う。確認依頼通知の受領後７日以内に乙宛への連絡が無い場合は、甲により制作物の内容が承認されたものとする。

第７条　更新サービスの利用

甲が制作完了後の更新を希望する場合は、乙所定の申込書に必要事項を記入の上、提出する。

第８条　制作料金

1. 甲は、納入物の対価として、乙からの請求にもとづき、その制作等に関する料金及び消費税相当額を別途乙に支払うものとする。
2. 本契約に基づく料金額は、乙のホームページ上の料金表及び見積書に定める通りとする。なお、乙は、ホームページ上の料金表については、予め告知することによって価格変更をできるものとする。
3. 料金の支払条件は、月末締め翌月末日銀行振込とし、甲は乙が指定した銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第９条　制作物の返品・再作成

1. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合、それが乙の故意または重大な過失に帰するものである場合に限り、乙の負担にて再作成を行う。
2. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合のうち、甲の制作目的を大幅に阻害するものである場合、両者協議の上返品することができる。この場合、手付け金は返金しない。また、手付け金とは別に、甲は乙が本契約の遂行のために負担した実費（機材・ソフトウェア・素材集の購入）を負担する。
3. 甲が乙に提示した情報または指示の誤りに起因して再作成を行うこととなった場合には、予め定めた制作料金のほかに、甲は乙に、乙が合理的な根拠に基づいて計算した追加料金を支払う。
4. 画像スキャンは、デジタルデータ化された画像の発色や鮮明度等に原稿と多少の差異が生じる場合があるが、これは乙の責任範囲外とする。

第 10 条　通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとする。
2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
3. ただし、本契約を変更または解除する必要が生じた場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第 11 条　知的所有権

1. 本契約に基づくホームページの制作に必要な HTML データ、および画像データ、スクリプト等の一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。
2. 制作途中に制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用権は乙に帰属する。
3. 乙は、甲が制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。
4. 乙は、甲が制作物をインターネット上の公開またはコンテンツの維持の目的で改変することを許諾する。
5. 甲が制作物を上記 3 の目的以外で使用する場合には乙の許可を得なければならない。この場合、乙は甲に対して、乙が使用を許可する時点で提示した著作権料を請求することができる。
6. 乙は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。
7. 甲は、乙の文書による同意なしに上記 2 および 3 で定める制作物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

第 12 条　申込後の取消、修正、解約

1. 甲が、乙によるホームページの制作開始後に申込の取消を行う場合、甲は、乙が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び乙が本契約の遂行のために負担した実費をすみやかに支払う。
2. 甲が、申込後に仕様の修正を行う場合、乙は再見積を提出することができる。見積の内容で合意できない場合は、甲は上記 1 の取消と同様の条件によって計算した金額を支払い、契約を解除することができる。

第 13 条　責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第 14 条　禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第 15 条　期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき
3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき
4. 第 14 条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき
5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき

第 16 条　条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第 17 条　機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第 18 条　準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第19条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合については、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第20条 協議および管轄裁判所について

1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。
2. 本契約に関して訴訟が必要な場合は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 29 年 1 月 23 日

甲 [redacted]

戸井田 祐輔 [redacted]

乙 東京都文京区目白台2-10-9-102

Link 代表 岩崎友宏 [redacted]

ホームページ制作料金表

Ink

ホームページ制作 基本料金

サイト企画・設計・構成(ディレクション費)	制作費合計の30%	コンテンツの企画提案、画面設計・構成(ワイヤーフレーム)の考案・作成を行います。 制作ボリュームに応じて、料金は変動いたします。
進行管理費	制作費合計の15%	スケジュール管理、メール・電話でのやり取り、お打ち合わせ、確認、公開作業などにかかる人件費です。 訪問のお打ち合わせをご希望の場合、2回までこの中で対応可能です。制作ボリュームに応じて、料金は変動いたします。

デザイン

(作業内容に応じて価格は変動いたします)

トップページデザイン	￥50,000～	ホームページのベースとなるデザインです。 ボリュームに応じて料金は変動いたします。 基本的に1案作成。複数案ご希望の場合はご相談ください。
下層ページデザインひな形	1P￥30,000～	トップページと下層ページでデザイン・レイアウトが異なる場合。
下層ページデザイン	1P￥20,000～	使用写真10枚程度まで、文章量A4用紙1枚程度の作業量を基本とします。 使用写真数が多い場合、デザインにこだわりたい場合は都度お見積もりとなります。

コーディング

(作業内容に応じて価格は変動いたします)

トップページコーディング	￥30,000～	デザイン画をHTML+CSSでコーディングし、ホームページとして閲覧できる形に構築します。 動的なコンテンツを作成する場合は都度お見積もりとなります。
下層ページひな形コーディング	1P￥20,000～	下層ページの共通部分(ヘッダー・サイドバー・フッターなど)を含めたコーディングです。
下層ページコーディング	1P￥10,000～	雛型を元に、コンテンツ部分をコーディングします。

オプション

スマートフォンサイト制作	都度お見積もり	内容やページ数によって大幅に変わりますので、まずはご相談ください。
ブログデザインカスタマイズ	￥100,000～	アメブロなどのブログをオリジナルデザインで作成いたします。 ヘッダー画像、ナビゲーションのみなど、部分的なデザイン変更も承ります。(その場合、提示料金よりお安くなります)
ロゴ作成	都度お見積もり	詳しくはお問い合わせください。
原稿作成代行	1P￥10,000～	内容によって大幅に変わります。
地図作成	￥5,000～	内容によって大幅に変わります。
写真加工・合成	￥5,000～	内容によって大幅に変わります。
お問い合わせフォーム設置	￥20,000～	デザイン作成を含んだ料金です。 入力項目数によって料金が変動いたします。
写真撮影同行・ディレクション	1h￥5,000～	撮影する写真のカットをご提案・リストアップいたします。また、撮影現場へ同行して構図のアドバイス等を行います。 往復の交通費、所要時間によって大幅に変動いたします。
お急ぎ制作	通常料金の30%割増	こちらが提示したスケジュールよりも早く制作されたい場合。

公開後のサポート

テキスト修正・追加	￥2,000～	内容によって大幅に変わります。
画像修正・追加	￥5,000～	内容によって大幅に変わります。
バナー作成	￥10,000～	すでに公開しているサイトのバナー修正・追加です。 内容によって大幅に変わります。

管理・保守・更新作業

データ管理・保守プラン	￥20,000／月	データ消失・ウイルス感染などに備える、保険・保証サポート。責任を持ってデータを保管させていただきます。
基本更新プラン	￥50,000／月	上記のデータ管理・保守プランに加えて、月5回までの更新作業、もしくは、追加素材作成を加えたプラン。
無制限更新プラン	¥200,000／月	上記のデータ管理・保守プランに加えて、無制限の更新作業、もしくは、追加素材作成を加えたプラン。

※上記プラン以外にも柔軟にご対応させていただきます。まずはご相談ください。

印刷物

パンフレット制作	￥50,000～	用紙サイズやページ数、内容によって大幅に異なります。 納品はai・eps・pdfデータとなります。
ポスター制作	￥50,000～	用紙サイズやページ数、内容によって大幅に異なります。 納品はai・eps・pdfデータとなります。
フライヤー制作	￥30,000～	用紙サイズやページ数、内容によって大幅に異なります。 納品はai・eps・pdfデータとなります。
名刺制作	￥30,000～	用紙サイズやページ数、内容によって大幅に異なります。 納品はai・eps・pdfデータとなります。

映像・3DCG

映像・3DCG制作	￥200,000～ 都度お見積もり	制作期間・内容によって大幅に異なります。 まずはご相談ください。

※価格は全て税抜価格です。消費税分は別途必要となります。
※リストの制作費はあくまで目安になりますので、価格は作業内容に応じて、都度お見積もりをさせていただきます。
※上記リストにない制作に関しても対応可能ですので、まずはご相談ください。

領収書等添付様式【共通】

（令和4年4月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
10	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	50% / 25%
それ以外の案分	95%

案分の説明

「政務活動以外の部分が全体の5%を占めるため」

県政報告冊子デザイン費

356,125円×95%
＝338,318円

338,318円を充当

領収書

戸井田事務所 御中



金額

¥ 356,125−

但 戸井田ゆうすけ様 県政報告 冊子デザイン費 として

上記正に領収いたしました

発行日：2022年4月25日

Ink
〒112-0015
東京都文京区目白台2-10-9-102
TEL 03-6824-2983

[redacted]

〒670-0012 兵庫県姫路市本町68 大手前第一ビル 1F
戸井田事務所 御中

請求日 2022年4月23日

Ink
〒112-0015 東京都文京区目白台2-10-9-102
03-6824-2983

請 求 書

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

ご請求金額	¥356,125

作業内容	金 額	備 考
戸井田ゆうすけ 県政報告 Vol.7		
・設計／構成費	55,500	制作費合計の30%
・進行管理費	27,750	制作費合計の15%
・表紙デザイン制作費	50,000	1ページ（A4）50,000×1ページ
・中面デザイン制作費	120,000	1ページ（A4）単価15,000×8ページ
・裏面デザイン制作費	15,000	1ページ（A4）単価15,000×1ページ
・修正費	55,500	制作費合計の30%

合計	323,750
消費税(10%)	32,375
税込み請求金額	356,125

振込先金融機関 [redacted]

誠に勝手ながら、振り込み手数料はお客様のご負担でお願いいたします。

（添付様式７）

活 動 報 告 書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	戸井田　祐輔

活動名	県政報告紙の発行　Vol．７　(令和４年４月)

活動概要

○　発行部数　：　３５００部

○　配布方法　：　兵庫県内、姫路市内等　郵送３５００部

○　内容　　：　１２月定例会での代表質疑並びに県政報告

★ 案分率　　政務活動以外の記事を除いて９５%充当とする。

経費

領収書No	項目・内容	支出額	案分率(%)	政務活動費充当金額
4　10	県政報告紙デザイン代	356,125	95	338,318
4　17	県政報告紙印刷費	250,250	95	237,737
4　18	県政報告発送経費(封筒印刷代)	100,100	95	95,095
合　　計		706,475		671,150

備考

＊この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。

兵庫県議会議員

戸井田ゆうすけ
県政活動報告



誇れる姫路、
豊かな兵庫。

発行
戸井田ゆうすけ事務所
姫路市本町68大手前第一ビル
TEL：079-281-7700
MAIL：info@toi-da.com

VOL.

討議資料

こんにちは、兵庫県議会議員の戸井田ゆうすけです。

こんにちは!兵庫県議会議員の戸井田ゆうすけです。いつも、ご支援いただき本当にありがとうございます。早いもので、二期目の当選をさせていただいてから三年が経ちました。二期目の任期が始まった時には、一期目にやり残したこと、新たに取り組みたいこと、この四年間でどのくらい実行に移せるかと考え抜いたものでしたが、その一年後には、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の渦に巻き込まれ、未知のウイルスに振り回されながら県政に取り組むことになりました。緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置の発令により、地域の声を聴く機会が減り、新型コロナウイルス対策を進めながら、県政に取り組むという難しい時代になりましたが、地域の皆様からいただきました二期目の四年間を無駄にすることなく、様々な経験を積み、地域の声を聴いて、その声を県政に届けてまいります。県政報告では、これまで成果や日ごろの活動の一端をまとめさせていただきました。ぜひとも、ご一読頂き、戸井田ゆうすけの 県政活動を知っていただくと共に、兵庫県政へのご理解をいただき、ご意見、ご要望をお聞かせください。地元のため、兵庫県のため、一生懸命頑張ります。

令和４年度　予算特別委員会

令和4年度予算案を集中審議する特別委員会が設置され、私も3つの部局にて、質問させて頂きました。また、会派を代表して総括審査でも登壇し、持続可能な財政運営、躍動する兵庫の実現に向けた事業展開などに関して質疑を行いました。

戸井田ゆうすけの質問

公安委員会

- ❶ 大規模災害時における警察の活動について
- ❷ 災害対処能力向上のための取組状況について
- ❸ 半グレの現状と対策について
- ❹ 認知症高齢者の行方不明事案への対応について

総括審査

- ❶ 持続可能な行財政基盤の確立について
  - ① 県政改革方針の推進について
  - ② 民間活力の活用について
  - ③ 市町との関係構築について
- ❷ 部の再編について
- ❸ SDGsの取組の推進について
- ❹ データ分析等によるコロナ感染症対策の強化について
- ❺ 新たな観光戦略について
- ❻ 県産農水産物の販路拡大等による出口戦略について
- ❼ 社会基盤整備の推進について

病院局

- ❶ はりま姫路総合医療センターについて
  - ① 駐車場対策について
  - ② 開院に向けた転院対策について
  - ③ へき地を含む地域医療対策について
- ❷ 第5波と比較した第6波における県立病院の運営体制について

県土整備部

- ❶ 県道整備の現状について
  - ① 県道姫路環状線の現道対策について
  - ② 都市計画道路船場川線（飯田～延末区間）拡幅と安全対策について
- ❷ 河川対策アクションプログラムに基づく事前防災対策の推進について
- ❸ 持続可能な行財政基盤の確立に向けた建築技術職員の役割について

「ロシアのウクライナ侵攻を非難する決議」全会一致で可決

ロシアのウクライナ侵攻を非難する決議案が3月1日の本会議で上程され全会一致で可決しました。「ウクライナの主権と領土の明確な侵害で、関係国の平和を求める努力を踏みにじる行為である」と非難。県議会として「国際間の法秩序と対話による世界平和の実現を希求」し、政府に対して「国際社会とも連携し、あらゆる外交努力によって、ロシアのウクライナからの無条件即時撤退と原状回復に全力を尽くすこと」を強く要請するものです。

令和４年度県当初予算案を可決

総額４兆２４８２億円

第357回2月定例県議会が2月16日開会し、令和4年度当初予算案、「ひょうごビジョン2050」の策定、行財政運営方針を見直した県政改革方針など重要案件が審議され可決しました。齋藤元彦知事のもとではじめて編成された令和4年度当初予算は、「躍動する兵庫へ~第一歩を踏み出す」ことを基本方針にしています。予算規模は総額で4兆2,482億円(対前年度比で7.8%減)で、新型コロナへの対応を第一に、3つの視点、5つの柱で施策展開を図ります。県政改革方針では、経済成長率を堅実に見込んだ結果、令和10年度までに約140億円の収支不足が生じるため、不断の改革に取り組み令和10年度までに収支均衡の達成を図ります。さらに、行革の効果を新規事業に配分する「ビルド」を重視した行財政運営によって、コロナからの創造的復興、「躍動する兵庫」の実現を目指します。自民党兵庫議員団の一員として予算が適正に執行されるよう、チェックするとともに、山積する困難な課題に対して果敢に挑み、新しい時代を切り拓いてまいります。

「躍動する兵庫へ」3つの視点

人・モノ・投資を呼び込む



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
これからを支えるSDGsにつながる施策群

令和4年度重点施策

最優先課題
コロナへの対応
―5つの柱―

1. 新たな価値を生む経済の構築
2. 安全安心社会の先導
3. 未来を創る人づくり
4. 個性を磨く地域づくり
5. 県政運営の改革

「ひょうごビジョン2050」めざす姿

誰もが希望を持って生きられる
一人ひとりの可能性が広がる
「躍動する兵庫」
包摂×挑戦→躍動

2050年の兵庫の姿
5つのめざす社会

1	自分らしく生きられる社会	①自由になる働き方 ②居場所のある社会 ③世界へ広がる交流
2	新しいことに挑戦できる社会	④みんなが学び続ける社会 ⑤わきあがる挑戦 ⑥わきたつ文化
3	誰も取り残されない社会	⑦みんなが生きやすい地域 ⑧安心して子育てできる社会 ⑨安心して長生きできる社会
4	自立した経済が息づく社会	⑩循環する地域経済 ⑪進化する観食国 ⑫活動を支える確かな基盤
5	生命の維持を先導する社会	⑬カーボンニュートラルな暮らし ⑭分散して豊かに暮らす ⑮社会課題の解決に貢献する産業

令和４年度県当初予算 政策提言が事業化・実現

県議会自民党兵庫議員団は、「躍動する兵庫」を県民と共に実現するため、各種団体からご要望をいただいた内容、議員団のメンバーがそれぞれの地元の課題、意見を政策化し、齋藤元彦知事をはじめとした県当局に対して事業化、予算への反映を求めてきました。来年度予算編成に対する知事への重要政策提言・申し入れ(9月および11月)や、定例会での代表・一般質問をはじめ、委員会審査などあらゆる機会を通じて要望活動を行ってきましたが、2月定例県議会で可決された令和4年度当初予算、令和3年度2月補正予算において重点施策として数多く予算化されました。その主なものを紹介いたします。

実績紹介 県民の声を形に、夢や希望を前に進める

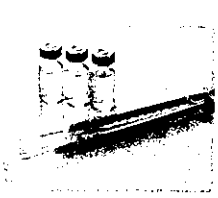
Ⅰ 県民の命と暮らしを守る施策の総合的な推進

政策提言1 新型コロナウイルス感染症対策について、これまでの対策を検証するとともに、よりスピード感を持って次なる感染拡大の波に備えた医療提供体制や追加接種を含めたワクチン接種体制の構築を進めること。

予算化
- ⓐ 入院医療体制等の確保：592億円
- ⓑ 保健所等の体制整備：4.4億円
- ⓒ 検査体制の整備：89億円
- ⓓ 3回目接種の実施に向けたワクチン接種体制等の整備：49億円



政策提言2 県民の暮らしを守るため、コロナ禍により大きなダメージを受けた地域経済・雇用の再生、子育て世帯、学生、高齢者への支援、医療・福祉の充実を図ること。



予算化

- 地域経済の活性化・地域の元気づくり：211億円（2月補正予算）
  - ▶中小企業者等の事業継続への支援強化や持続的な観光需要の喚起を図るとともに、農林水産業の生産基盤・輸出力等を強化
- 県民生活の安定化に向けた支援：3億円（2月補正予算）
  - ▶生活困窮者の多様なニーズへの対応強化や、問題を抱える妊産婦への支援等を強化

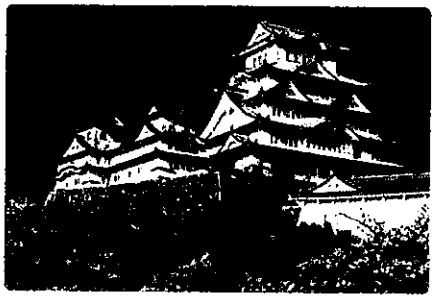
政策提言3 すべての県民の健康・福祉の向上に取り組むこと。



予算化

- 歯及び口腔の健康づくりの推進：730万円
  - ▶歯及び口腔の健康づくり推進条例を制定
- 健康・医療データを活用したデジタルイノベーションへの支援：1,000万円
- 高齢者等への介護支援の取組強化：500万円
- 不妊治療を行う方への支援促進：170万円

政策提言4 新たな価値を創造する兵庫経済の実現、地域の個性を生かす産業振興、県内事業者の底上げ支援、新たな観光戦略の構築を図ること。



予算化

- 地場産業におけるSDGsの取組への支援：3,600万円
- 商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業の実施：1,130万円
- 中小企業等における経営改善・成長力強化への支援：12億円
- 商工会・商工会議所における相談機能の強化：1.4億円（2月補正予算）
- 近隣府県との連携を広げる新たな観光戦略の策定：210万円
- 大阪・関西万博を見据えた水上観光交通圏の形成：1,830万円

政策提言5 農林水産業の持続的発展を図ること。



予算化

- 県産農林水産物流通・販売の拡大：820万円
- 県産農作物の生産拡大に向けた取組強化：1,700万円
- 学校給食における県産食材の供給拡大：850万円
- 県産木材の有効活用と森林の保全再生の取組強化：2,070万円
- 但馬牛生産基盤の強化：9.6億円（2月補正予算）
- 全国豊かな海づくり大会の開催、活動の県民運動への発展：3.6億円

政策提言6 持続可能な環境優先社会の実現に取り組むこと。



予算化

- ひょうご水素社会の推進：3.5億円
  - ▶産学官連携した取組の更なる加速化を図るべく、知事をトップとした「ひょうご水素社会推進本部」を設置
- Jクレジット制度（間伐等の森林整備効果をクレジットとして発行・売買できる制度）の取組への支援：110万円
- 豊かで美しい瀬戸内海の再生に向け、栄養塩類管理計画の策定：2,000万円

政策提言7 犯罪・事故から県民を守る施策を充実強化すること。

予算化

- 警察活動の充実強化：730万円
- 水上オートバイによる危険行為等への対策の実施：770万円
- 地域における交通安全対策の強化：71億円
  - ▶交通安全施設等の整備（交通管制センター整備、信号機の新設・LED化等）・老朽化対策
  - ▶通学路・自転車等の安全対策（歩道・自転車通行空間整備）、事故防止対策（防護柵・道路照明等）

Ⅱ　五国の魅力を磨く地域創生の実現



政策提言1　コロナ禍による地方回帰の流れや、デジタル化の加速等を踏まえ、兵庫五国の魅力を磨き交流人口・定住人口の増加を促進すること。

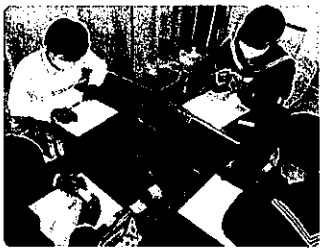
予算化

- ●集落・地域の自主的・主体的な取組による活力創出等へ政策提言が事業化・実現の支援：1,320万円
- ●特区における空家活用への総合的な支援：3,430万円
- ●県民局・県民センターにおける地域躍動推進事業の実施：12億円
- ●2025年大阪・関西万博「ひょうごフィールドパビリオン」の展開：2,230万円
- ●阪神・淡路大交流プロジェクトの推進：860万円
- ●ひょうごテレワークサポートセンターの設置・ワーケーションの推進：1,640万円
- ●スマートシティモデル事業の実施：920万円
- ●デジタルデバイド解消プロジェクトの展開：870万円

政策提言2　道路ネットワークなどインフラ基盤の整備を推進し、地域創生の加速化を目指すこと。

予算化

- ●交流基盤としての基幹道路の整備促進：99億円（※直轄事業負担金・有料道路事業費を除く）
  - ▶名神湾岸連絡線、大阪湾岸道路西伸部、東播磨道、北近畿豊岡自動車道、山陰近畿自動車道の整備促進、播磨臨海地域道路の計画調査の実施
- ●社会基盤等の充実・強化：985億円（※令和3年2月 経済対策補正予算とも連携して実施）



政策提言3　新しい時代に対応した教育・学びの環境づくりに取り組むこと。

予算化

- ●ひょうごリーディングハイスクールの推進：500万円
- ●学校問題への総合的な支援：1.4億円
- ●特別支援学校における「心のバリアフリー」の推進：640万円

Ⅲ　防災先進県・兵庫の災害に強い県土づくりの推進

政策提言1　南海トラフ地震や相次ぐ風水害などの自然災害に備えるため、日本一ともいえる兵庫の防災・減災対策について、ハード・ソフト両面で官民一体となって更なる強化に取り組むこと。

予算化

- ●減災・防災、国土強靭化の推進：432億円（2月補正予算）
  - ▶国の経済対策補正を踏まえた社会基盤整備の充実・強化を図り、事業効果の早期発現を促進
- ●災害に強い県土づくりの推進（県単独事業）：90億円（※令和3年2月 経済対策補正予算とも連携して実施）
- ●避難行動要支援者のための個別避難計画の作成促進：1,170万円
- ●消防団活性化への支援：330万円

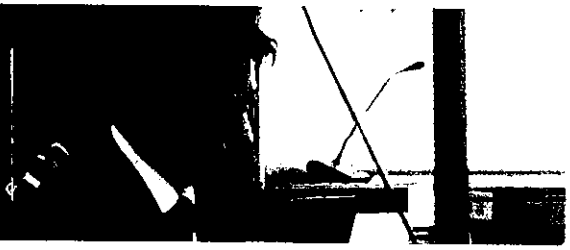
Ⅳ　県民本意の行財政改革の実行

政策提言1　阪神・淡路大震災で悪化した財政状況から行財政構造改革で改善したものの、厳しい財政環境が続いていることから、ポストコロナを見据え、時代にそぐわない事業の廃止も含め、各事業をゼロベースで丁寧に見直すこと。

予算化

- ●県政改革方針の策定
- ●県政改革方針に基づく不断の改革
  - ▶イノベーション型の行財政運営の実現を目指す取組の一環として、外部有識者の評価を加えて施策改善を図る「事業レビュー」を導入
  - ▶県政改革方針の見直しにあたっては、県議会・市町・関係団体、その他広く県民に対して丁寧な説明を行い、幅広い意見を取り入れながら、不断の改革に取り組む

令和3年12月
第356回 定例県議会 一般質問





戸井田ゆうすけから

放課後児童クラブへの支援について

現在、少子・高齢化社会とはいえ、共働きやひとり親家庭の増加などの要因により、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育の需要が高まってきており、県では、国の制度を活用し、放課後児童クラブの施設の創設や改築、環境整備に係る経費や運営費の助成に取り組んでいる。今後、待機児童を減らすために新たな施設整備への支援も大変重要ではあるが、施設の健全な運営にも目を向けていかなければならない。今後の放課後児童クラブへの支援の在り方について伺う。

入江福祉部長の答弁

放課後児童クラブにつきましては、今後、更なる質の確保及び向上を図られるよう、基準額の引上げを引き続き国へ要望すると共に時代の変遷とともにニーズも多様化していることから、補助メニューの更なる充実について国へ要望してまいります。

また、利用料につきましては、各市町において生活保護受給世帯、住民税非課税世帯、ひとり親世帯に対する免除など、独自の軽減策を実施しており、施設のニーズに応じて補助事業のより積極的な活用を実施主体である市町へ働きかけてまいります。

県としましても、全国知事会を通じまして利用料の無償化の提言を行っているところであり、次代を担う児童の健全な育成を支援するため、子供が安心して過ごせる放課後児童クラブが質の高い運営を継続できるよう今後も支援してまいります。



戸井田ゆうすけから

土地利用規制の緩和について



知事は、選挙公約にて、市街化調整区域など土地の用途変更を円滑に進めるための組織体制を強化し、Uターンや民間投資を促進するとしているが、市街化調整区域では、空き家を購入してリノベーションなど行い、移住したいというケースにはハードルが高く、また企業誘致も規制が足枷となり、スピーディーに進められないのが現状である。

日本の縮図と言われる兵庫県で土地利用規制に関する課題を取り扱っていく場合、各地域の声を反映する必要があると思われるが、今後、土地利用規制の緩和を行っていく際、その決定に地域の事業者や住民の意見が反映されていくのか伺う。

齋藤知事の答弁

本県では、市街化調整区域の土地の利用規制などにより、UIJターンの方々の移住であったりとか、企業誘致などがなかなかスピード感を持ってうまく進んでないという切実な声が寄せられており、それらを踏まえ、部局横断体制で規制緩和を含めた土地利用の促進を検討するために各分野の有識者や市や町の代表による兵庫県土地利用推進検討会を令和3年11月5日に立ち上げ、各種の条例案を議論させていただいているところであります。

条例案の作成に当たりましては、市や町に対するアンケートであったりとか、意見交換を行うとともに、県民の皆さんに意見を求めるパブリックコメントも実施しているというところであります。

また、今後規制緩和の決定に当たりましては、対象となる区域等を市町が定めていただくということと、縦覧の手続を経るという仕組みになっておりますので、議員ご指摘のように、地域の実情であったりとか、そういった住民の皆さんの意見も反映したものになるというふうに考えており、それらの意見をしっかり受け止め、人や物や投資を呼び込み、民間投資を促進するために規制緩和を含めた土地利用の促進方策について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。



戸井田ゆうすけから

印刷製造の発注における知的財産権の取扱について

国では、かねてより、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、知的財産権の取扱について、書面をもって明確にするよう努め、重ねて、知的財産権の財産的価値について、十分に留意した契約内容とするよう努めるなど、中小企業者に関する国等の契約の基本方針を定め、取り組んでおり、令和2年度の基本方針では、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は、当該知的財産権の全部、または一部を譲り受けず、受注者に帰属させることが明記されたが、県では、知的財産権が含まれる印刷製造の発注に当たって、著作権の譲渡、利用範囲、権利範囲、財産的価値の適正化について、どのように対応しようとされるのか伺う。



田中会計管理者の答弁

本県では、従来から、部局作成の仕様書に表紙や本文ごとにデザインやレイアウト、あるいはイラスト作成など、あるいは写真手配をそれぞれ受注者側に求めるのかどうかということを明記させております。求める場合には、著作権を県に帰属させない、すなわち業者側にあるということを基本としまして、出納局で最終チェックを行っており、同じ受注業者への増刷の場合を除いて他に用いないようにしております。

いずれにしましても、印刷業団体とで毎年定期的に意見交換を行っておりますし、今回新たに多岐にわたる著作権に的を絞ったこういう担当職員研修会も開催することといたしました。中小企業の多い印刷発注面での著作権の丁寧、適切な運用について周知徹底を図ってまいります。



戸井田ゆうすけから

新たな時代における広報活動と情報発信について

現在、オールドメディアといわれる、テレビ、ラジオ、新聞や雑誌を中心とした旧来から存在する広報媒体から新たなメディア、ニューメディアとして社会に浸透しているSNSを中心としたインターネット媒体を活用した情報発信が重要な位置を占めていく中において、若年層は、娯楽や情報収集のツールとして、テレビやラジオといった旧メディアからインターネットメディアへと関心が移っている。

若年層に県の情報発信を知ってもらうためには、そういった媒体の広報に力を入れていかなければならないが、今後は、例えば兵庫県出身の著名人で、独自のユーチューブチャンネルを開設されている方々と知事とのコラボ動画を発信するなど、更に若者に興味を持っていただく企画をされてみてはどうかと考える。

また、ユーチューブの動画やインスタグラムのIGTV動画などには広告がつき、広告収入を得ることができるので、多くの方に見ていただく努力をすることで収益化が可能となり、その収入によって、更なる広報活動ができる可能性も出てくると思われ、SNS等のインターネットメディアでも新たな取組をされるのもよいのではないかと考えるが、県の考えを伺う。

齋藤知事の答弁

デジタルメディアの活用に当たりましては、議員ご指摘のとおり、世間に影響を与えるインフルエンサー、拡散をしていただける方の活用であったりとか、きめ細やかなターゲットの設定など、それぞれの媒体の特性を踏まえた広報展開が重要だというふうに考えております。インフルエンサーの方々とのご活用させていただく中では、パワーインスタグラマーということで、多くの影響力を持っておられる県内の学生さんとかとコラボレーションしまして、フォロワー数を伸ばすということにつなげるなど、発信力の強化も図ってきたというところでございます。より幅広い視点から県内の魅力を発信するためにインフルエンサーのネットワーク化というのもこれから進めていきたいというふうに考えております。

デジタルメディアでは、年齢や地域など、明確にし、ターゲットに直接訴えるという、いわゆるプッシュ型の広報も可能になるということでございますので、こうしたメリットも踏まえながら、広報内容に通じた広告収入獲得なども検討していきたいというふうに考えております。国内のみならず、世界に向けてデジタルメディアコンテンツを発信していくといった、そういった兵庫県のこれからの視点もしっかり重視しながら、取組を進めていきたいというふうに考えております。





戸井田ゆうすけから

県立病院における患者と家族のつながりと面会制限について

コロナ禍では、様々な制限が課せられる中、病院現場では、国からの通達等を受け、多くの病院で面会制限がとられており、仮にオンライン面会ができたとしても、実際に会って話ができない、ふれあえないといったもどかしさが残ることは否めない。家族の支え、家族のつながりがあってこそ乗り越えられる部分もあると思われる。

オミクロン株など新しい変異株に警戒しなければならないが、少しずつ日常を取り戻しつつある状況から、県立病院における面会制限の緩和も進められていくものと期待しているが、県立病院における患者と家族の関わりを支援する取組をどのように進められているのか、県の考えと併せて面会制限の現状と今後の見通しについて伺う。

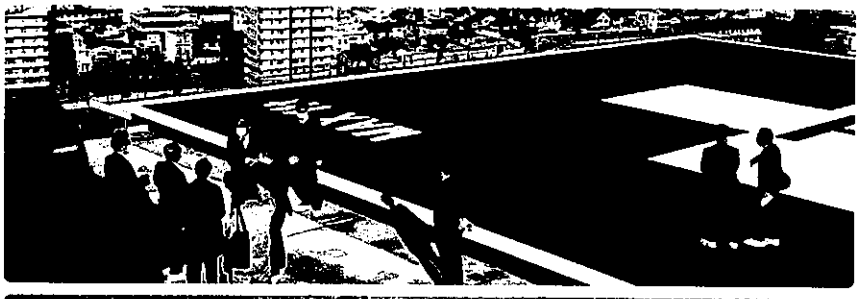
杉村病院事業管理者の答弁

入院患者が家族と関わりを支援する取組として、例えばこども病院では、家族が滞在できるファミリーハウスを病院に隣接して整備しているほか、本年3月には、家族が安心して面会できるよう、入院中の患者の兄弟、姉妹を一時的に預かる兄弟ルームを新設いたしました。

また、オンライン面会も順次導入しており、面会制限する中でも、患者が小児の場合や看取りなどの場合においては、医師の判断の下、一部の面会を許可するほか、ひょうごこころの医療センターでは、患者の精神面への影響を考慮し、少人数、短時間での面会も許可するなど柔軟な対応も行っております。

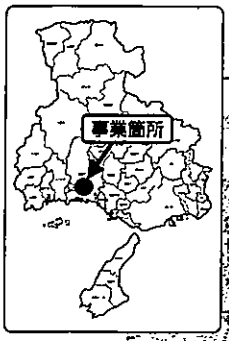
今後の面会制限については、患者が安心して治療に専念できる環境を整えるとともに、家族の思いにも配慮しながら、患者と家族の関わりの支援に資する取組を積極的に推進してまいります。

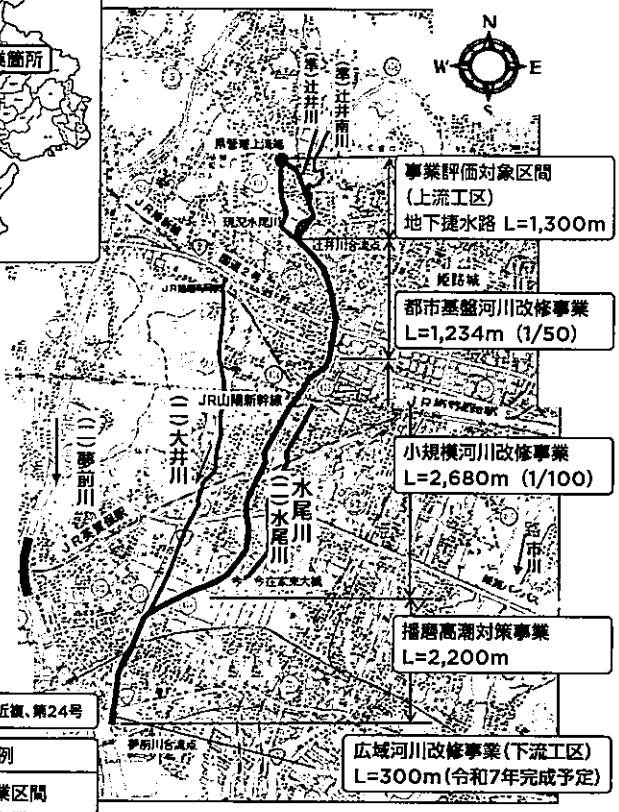






ご報告　二級河川 夢前川水系「水尾川」治水対策 事業化決定





目　的

河川整備計画(平成26年10月)に基づく治水安全度の向上
(下水道雨水排水計画と整合を図り、年超過確率1/20の規模の洪水を流下させることを目標とする)

事業概要

事業区間：姫路市田寺～北今宿
総事業費：82億円
内用地補償費：1.5億円
事業期間：令和4(2022)年～令和9(2027)年
事業概要：地下捷水路整備
延 長：1,300 m(φ4.75m)
費用便益比B/C = 5.0
(河川整備計画における全ての事業による費用便益比)

計画流量：43.3m³/s(河川：35m³/s、下水道(姫路市)8.3※m³/s)
※下水道の流量は今後の市における詳細検討により変更する場合がある
負担割合：河川と下水道との流量の割合を基本に設定

工 程 表

※現地条件を反映した見積りや、類似事業である津門川地下貯留管整備事業を参考に、事業費及び工程の妥当性を確認した。

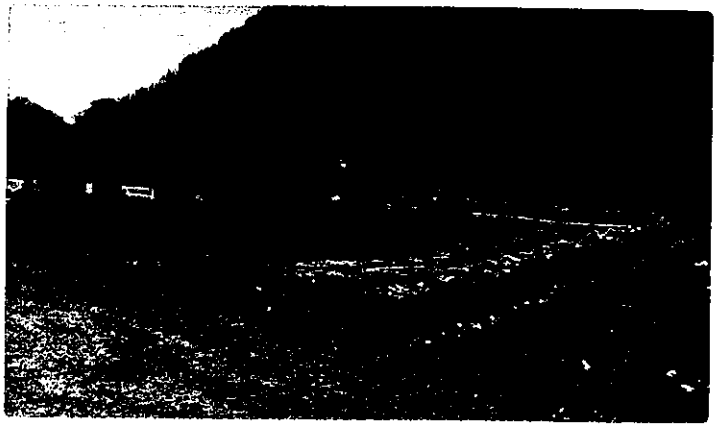
事業内容	年度 R4	R5	R6	R7	R8	R9
調査設計	■					
用地補償	■					
立 杭		発進立杭			到達立杭	
シールド製作		■	■			
シールド掘削			■	■	■	■



水尾川治水対策事業は、地元自治会の皆さんの要望を受け、共に県へ要望書を提出、担当部署への陳情や働きかけを重ねた結果、事業化が実現しました!

ご報告　夢前川の河川・護岸工事

私が1期目に取り上げました、夢前川の河川・護岸工事の質問から7年が経ち、これまでの県政報告でも取り上げて報告させて頂いておりますが、上流から順次工事が進んでおります。河川・護岸工事の進捗に伴って、夢前川に沿って走る県道の整備も進んでおります。これからも県民の皆様の安心安全なくらしを守る為、引き続き取り組んで参ります。

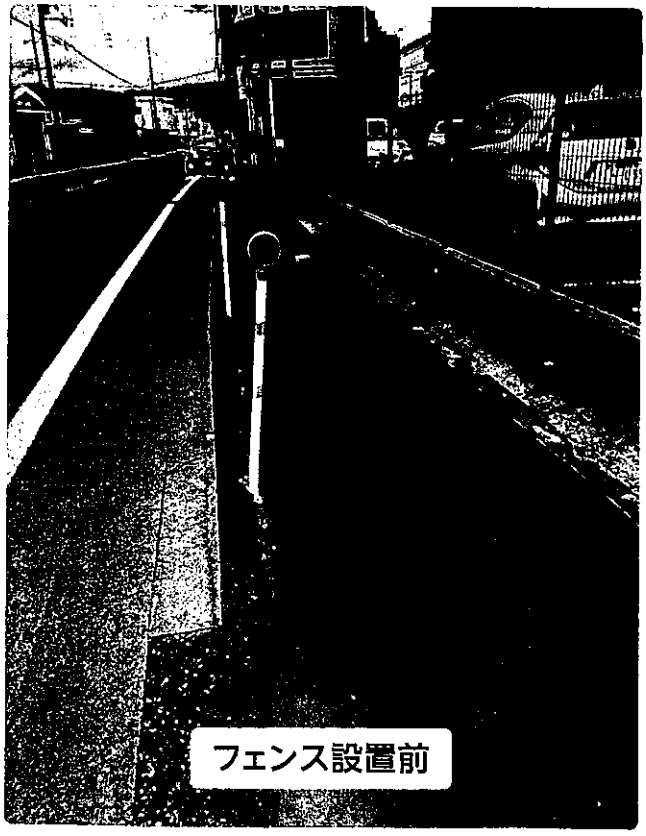


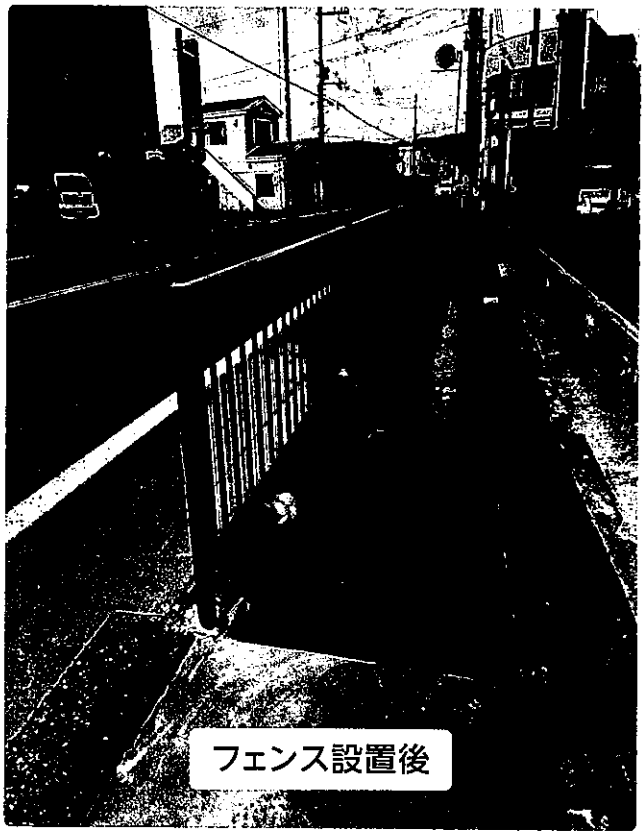




ご報告　県道67号線（書写街道）の側溝とグリーンベルトの間に安全策

田寺一丁目交差点の北、県道67号線（書写街道）の側溝とグリーンベルトの間に、反射ポールは設置されているものの、ガードレールやフェンスが設置されておらず、交通量も多く地域の子どもたちの通学路でもあるため、地元の方々から柵を設置して欲しいとの要望があり、県の姫路土木事務所と相談し、フェンスを設置して頂きました。







兵庫県議会議員

戸井田ゆうすけ
県政活動報告

ご意見・ご感想をお聞かせください

〒670-0012 姫路市本町68 大手前第一ビル 1F
TEL 079-281-7700　E-Mail info@toi-da.com
FAX 079-281-7707　http://you-toida.com

facebook 戸井田ゆうすけで検索

領収書等添付様式【共通】

（令和 4 年 4 月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
11	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・**資料購入費**・事務所費・事務費・人件費

案分率	共通案分率	
	それ以外の案分	100%
	案分の説明	すべて政務活動に係るものであるため

読売新聞代
4,400円を充当

領収書

区域058　全戸0016　お問合せNo26209

お名前 戸井田事務所 様
本町68-170
大手前第一ビル 1F
4年　4月分

	銘柄		部数	金額
1	読売新聞セット	※	1	4,400
2				
3				
	合計			4,400円

◇左記の通り領収しました

領収日 R4年 4月25日

※は軽減税率　（10.0%対象　0円）（8.0%対象　4,400円）

読売センター姫路東
姫路市下寺町３９
TEL 079-282-6420

領収印

4/25 支払い

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 4年 4月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
12	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費

案分率	
共通案分率	
それ以外の案分	100%
案分の説明	すべて政務活動に係るものであるため

神戸新聞代
4,400円を充当

2022年04月分

神戸新聞

領収証

ID(15034)
No. 1- 103-0447-000
本町大手前ビル１階

戸井田事務所 様

銘柄	部	金額
神戸セット※	1	4,400
合計 ※は軽減税率対象品目		¥4,400

お知らせ

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,400(消費税 ¥326)

株式会社神戸新聞姫路中央販売
〒670-0925
姫路市亀井町１１１
TEL: 079-223-8513 FAX: 079-288-3314

領 神戸新聞 収

4/26支払い

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 4年 4月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
13	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費

案分率	
共通案分率	
それ以外の案分	100%
案分の説明	すべて政務活動に係るものであるため

産経新聞代
4,400円を充当

2022年04月分

領収証

ID(22890)
No. 1- 103-0447-001

本町６８
大手前ビル1階
戸井田事務所 様

銘柄	部	金額
産経セット※	1	4,400
合計 ※は軽減税率対象品目		¥ 4,400

お知らせ

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。
8%対象 ¥4,400(消費税 ¥326)

株式会社神戸新聞姫路中央販売
〒670-0925
姫路市亀井町１１１
TEL: 079-223-8513 FAX: 079-288-3314

領 神戸新聞 収

5/26 支払い

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年４月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目	案分率	共通案分率	それ以外の案分
14	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・資料作成費・資料購入費・(事務所費)・事務費・人件費		(50%) 25%	案分の説明：来客用駐車場代（R4.5月分）14000円×50%＝7000円 7,000円を充当

領収証

No. 38298

戸井田ゆうすけ事務所 様

R4 年 11 月 27 日

金額								
			¥	7	0	0	0	-

但し 5月分

上記の金額正に領収いたしました

宗教法人に付 収入印紙を貼 付しません

〒670-0015 姫路市総社本町190
総社會館
電話(079)224－1111番代

駐車契約書

(宗)射楯兵主神社(以下甲という)と戸井田事務所(以下乙という)は、自動車の駐車につき、次の通り契約する。

記

第一条　甲は乙に対し末記車両を以下の条項により甲の境内地に駐車することを認める。

第二条　乙は前条に定めた駐車車両を変更しようとする時は、事前に甲の承諾を得なければならない。

第三条　駐車契約の期間は次の通りとする。

令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで

但し、上記期間内において、祭礼及び甲の行事に支障をきたすと認めた場合は、乙は駐車することができない。

第四条　１、駐車料金は、一車両につき一ケ月１４、０００円(消費税含む)とし、乙は甲に当月末日までに翌月分を支払う。

２、前条により乙が駐車できない期間があっても、前条の金額は返金若しくは減額しない。

第五条　乙は駐車場に車庫等の工作物を設置してはならない。

第六条　乙は甲の承諾を得ないで、本契約による権利を第三者に譲渡・転貸してはならない。

第七条　甲は駐車場内の車両については保管・車両の盗難・損傷等その他一切の事故に対して甲はその責を負わないものとする。

第八条　乙または乙の関係人(使用者・運転者・同乗者等を含む)が駐車場並びに付帯設備及び駐車場内で他の車両を損傷したときは、速やかに甲に連絡すると共に、その損害の賠償をしなければならない。

第九条　乙が本契約上の義務に違反したときは、第三条の期間中を問わず甲は催告その他の手続を執ることなく即時この契約を解約することができる。

第十条　乙が何らかの都合によって本契約を解約する場合は一ケ月前までに甲に予告しなければならない。

第十一条　本契約が期間満了又は解除により終了したときは、乙は直ちに車両を駐車場内から搬出しなければならない。

前項の定めにもかかわらず乙が車両を搬出しないとき、又は残留物があるときは、甲は適当と思われる方法で車両の搬出、その他適宜の措置を講じることができ、その費用は乙の負担とする。

第十二条　本契約の定めにない事項が生じたときは甲乙協議の上決定する。

令和４年４月１日

甲　姫路市総社本町１９０番地
射楯兵主神社

乙　住所　姫路市本町６８番地　大手前第一ビル１Ｆ
氏名　戸井田事務所
戸井田　祐輔
連絡先　０７９－２８１－７７００

申出書

兵庫県議会議長 様

令和２年 ４月 １日

駐車契約に基づく料金は、播磨国総社 射盾兵主神社の営業部門である総社会館へ支払うよう指定されています。

兵庫県姫路市本町６８ 大手前第一ビル１Ｆ

戸井田 祐輔 [redacted]

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年４月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
15	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・(事務所費)・事務費・人件費

案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

事務所賃借料

132,000円×50%
＝66,000円

66,000円を充当

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

☆☆お振込☆☆ SMBC

[redacted]

お振込金額 ¥132,000
振込手数料 ¥0

お受取人は
[redacted]
ｶﾌﾞ ﾀｿﾐﾊｳｽｻｰﾋﾞｽ 様

お振込人は
ﾄｲﾀﾞ ﾕｳｽｹｼﾞﾑｼｮ 様

お取扱日 4. 4.28 電信振込

取扱店	機番	年 月 日	時 刻
[redacted]		4. 4.28	10:47
			8625

銀行番号	店番号	口座番号等
[redacted]		

税務署承認済 付につき翌町 印紙税申告納

三井住友銀行

令和 2年 8月30日

事業用賃貸借契約書

姫路市本町68番地170　大手前第一ビル 1階5号

借主:　　戸 井 田　祐 輔　様

貸主:　株式会社辰己ハウスサービス

事業用賃貸借契約書（事務所）

貸主 株式会社辰己ハウスサービス （以下「甲」という。）と借主 戸井田祐輔 （以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書（１）　目的物件の表示

建物	名　称	大手前第一ビル　１階５号室		
	所在地	（住居表示）姫路市本町６８番地１７０		
		（登記簿）姫路市本町６８番地１７０		
		（家屋番号）本町６８番１７０の９		
		（建物の名称）１Ｆ５号		
	構　造	（一棟）鉄筋コンクリート造・陸屋根地下１階付５階建　（専有部分）鉄筋コンクリート造１階建		
	種　類	事務所	新築年月	昭和４７年４月
	面　積	５１.97㎡		
附　施　設		なし		

頭書（２）　事業内容（具体的に記載すること）

頭書（３）　契約期間

令和　２年　７月　１日　から　　令和　４年　６月３０日まで（　２年間）

頭書（４）　賃料等

賃　料	月額１３２，０００円 （内消費税等12,000円）	管理・共益費	賃料に含む		
敷　金	[redacted]	礼　金	[redacted]		

その他の条件				
貸与する鍵	鍵No.			
	本　数			
賃料等の支払時期	毎月末日までに翌月分を支払う			
賃料等の支払方法	■振　込	[redacted] 株式会社辰己ハウスサービス　※振込み手数料は借主負担		
	□持　参	持参先		
	□口座引落	委託会社名		

頭書(5)　借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏　名)	
	(自　宅)ＴＥＬ	
	(勤務先)ＴＥＬ	(会社名・部署名)
	(携　帯)ＴＥＬ	

頭書(6)　貸主及び管理業者

貸　　主	氏名	[redacted]
	住所	
	ＴＥＬ	

管理組合	名称　大手前第一ビル管理組合
	住所　姫路市本町６８番地の１７０
	ＴＥＬ

頭書(7)　乙の債務の担保

担保の方法	■連帯保証人	氏名	
		住所	

頭書(8)　更新に関する事項

契約更新月の６ヵ月前までに借主からの申し出がない場合は、同条件で２年間更新したものとみなします。

頭書(9)　特約事項

1. 借主が搬入した内装・動産・設備に関しては解約時には撤去し基本的に引き渡し時の状態にすることとします。
   尚、看板等も撤去し契約前の状態にする。
2. 本契約締結後消費税法により税額が変更になった際には変更後の税率を家賃に付加して支払うものとします。
3. 業種変更がある場合は事前に家主の承諾を必要とします。
4. 本事務所の営業に係る許認可関係については借主の責任と負担においてなうものとする。
5. 本契約条項第６条（Ａ・Ｂ）項全文を末消。

本契約の締結を証するため、本契約書を２通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　2年　7月　1日

甲・貸主	氏名	株式会社辰巳ハウスサービス 代表取締役 赤鹿嘉[redacted]	[redacted]L
	住所	姫路市辻井1丁目2番22号	
乙・借主	氏名	戸井田祐輔[redacted]	TEL [redacted]
	住所	[redacted]	
連帯保証人	氏名		
	住所		

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の営業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合

二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

入居時、1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とし、解約時は月割り計算とする。

(共益費)

4条 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

入居時、1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とし、解約時は月割り計算とする。

(負担の帰属)

5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

乙は、頭書(2)記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

(敷金)

6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料の　ヶ月分相当

額を差し引き、返還するものとする。

4　甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5　前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条　甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

一　自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

二　甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと

三　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

四　自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条　乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2　乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3　乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、頭書(2)の事業内容を変更してはならない。

4　前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の1ヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

5　乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

6　乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7　乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一　銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること

二　大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること

三　騒音等の迷惑行為を行うこと

四　第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること

五　本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

六　本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

七　本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

8　乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一　階段・廊下等共用部分への物品の設置

二　階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条　乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2　乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3　乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4　契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5　乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

（原状の変更）

第10条　乙が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、付属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

2　前項の工事により法令による設備の新規改善の必要が生じた場合、その費用は乙が負担するものとする。

（契約期間中の修繕）

第11条　甲は、第３項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2　前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3　乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。

一　電球、蛍光灯、ヒューズの取替え

二　その他費用が軽微な修繕

4　本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

（契約の解除）

第12条　甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

一　乙が賃料又は共益費の支払いを２ヶ月以上怠ったとき

二　乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき

2　甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

一　本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき

二　第８条(第７項第五号から第七号を除く。)から第10条までの規定に違反したとき

三　入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実に重大な虚偽があったことが判明したとき

四　その他乙が本契約の各条項に違反したとき

五　銀行取引の停止

六　破産手続きの開始

七　民事再生手続きの開始

八　会社更生手続きの開始

九　特別清算手続きの開始

3　甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

一　第７条の確約に反する事実が判明したとき

二　契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

4　甲は、乙が第８条第７項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

（乙からの解約）

第13条　乙は、甲に対して６ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

2　前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から６ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して６ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第14条　乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2　乙は、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3　乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。

4　本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

5　本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。

6　乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第15条　甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2　乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3　本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4　甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件箇所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第16条　甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

一　賃料等支払い方法の変更

二　頭書(６)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第17条　乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

一　乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡又は転貸と評価できるときは、第８条第１項の定めに従うものとする

二　長期に休業するとき

三　連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更

四　連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

第18条　乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日当たり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第19条　本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2　頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一　頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする

二　連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第17条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

三　前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

3　頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一　頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二　乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三　前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(契約の消滅)

第20条　本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第21条　地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第22条　甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第23条　本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第24条　特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年４月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
16	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	50% (25%)

それ以外の案分

案分の説明

ガソリン代
18,981円＋110円（手数料）
＝19,091円
19,091円×25%
＝4,772円
4,772円を充当

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

[redacted]

お振込金額 ¥18,981
振込手数料 ¥110

お受取人は
[redacted]
ヨコタレキセイコウギヨウ （カ 様

お振込人は
トイダユウスケジムショ 様

お取扱日 4. 4.28 電信振込

取扱店	機番	年月日	時刻
[redacted]		4. 4.28	10:49
			8626

銀行番号	店番号	口座番号等
[redacted]		

三井住友銀行

税務署承認済 印紙税申告納付につき題町

領収証

No. 010049

戸井田事務所 殿

令和 4 年 4 月 28 日

金額	¥18,981 円

但し

上記金額正に領収致しました

内訳	
現金	
小切手	
手形	
口座振込	○
相殺	

収入印紙

横田瀝青興業株式会社
本社 〒672-8064
姫路市飾磨区細江995番地
電話（079）233－0555番

御支払確認印 取扱者 [redacted]

=COUNT

お客様コードNo. 9301

請　求　書

No. 32

2022年 3月 31日 締切分 (30)

６７０－００１２

姫路市本町68

戸井田事務所 様

横田瀝青興業株式会社 兵庫営業所
〒679-3111 神崎郡神河町大河755-1
ＴＥＬ (0790) 34-0792
ＦＡＸ (0790) 34-0791
〒672-8064 姫路市飾磨区細江995番地
ＴＥＬ (079) 233-0575
ＦＡＸ (079) 233-0561
取引銀行 [redacted]

TEL:079-281-7700 FAX:079-281-7707

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

※3万円以上は手数料をご負担願います。

前回御請求額	御入金額		繰越金額	御買上額	今回御請求額	
25,718	25,718		0	18,981	¥18,981	[redacted]

伝票日付	伝票No.	品名	数量	単位	単価	金額
22/ 3/10	1	レギュラーガソリン (横田S/S)	22.42	リットル	161.00	3,610
22/ 3/14	2	レギュラーガソリン (横田S/S)	28.50	リットル	161.00	4,589
22/ 3/19	3	レギュラーガソリン (横田S/S)	32.00	リットル	161.00	5,152
22/ 3/30	4	レギュラーガソリン (横田S/S)	24.25	リットル	161.00	3,904
22/ 3/31	85468	[入金 (振　込)]				[25,718]
		【税別御買上計10.0%】				17,255
		消費税等10.0%				1,726
		【合　　計】				18,981

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年4月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
17	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	50% 25%
それ以外の案分	95%

案分の説明
「政務活動以外の部分が全体の5%を占めるため」
県政報告冊子印刷費
250250円×95%
＝237737円
237737円を充当

No.

領収証

戸井田ゆうすけ事務所 様　　4年4月28日

[redacted]

金額		¥	2	5	0	2	5	0

但し
上記金額正に領収致しました

入金内訳	
現金	
小切手	
手形	
相殺	

係

株式会社 イ[redacted]
〒670-0043 姫路市小姓町351-1船場西ビル1-3
TEL(079)292-1184 FAX(079)293-1396

請求明細書

令和 4年 4月28日 締切分　請求No. 00004655

670-0012
姫路市本町68　大手前第一ビル1F

戸井田ゆうすけ事務所 様

(1400YU1)

670-0043　姫路市小姓町35-1　船場西ビル1-3
株式会社　イセダ印刷
代表取締役　伊勢田 聖
TEL 079-292-1184 FAX 079-293-1396
取引銀行　[redacted]

下記の通り御請求申し上げます

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御買上額	消費税	今回御請求額
0	0	0	227,500	22,750	250,250

日付 伝票番号	商品コード／商品名	数量	単位	単価	金額
04.28	県政活動報告　VOL.7　・10p	3,500			227,500
	消費税				22,750

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年4月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
18	調査研究費・研修費・会議費・(広報広聴費)・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	50% 25%
それ以外の案分	95%

案分の説明
「政務活動以外の部分が全体の5%を占めるため」
県政報告封筒印刷費
100100円×95%
=95095
95095円を充当

No.

領収証

戸井田ゆうすけ事務所様　　4年4月28日

[redacted]

金額	¥	1	0	0	1	0	0

但し

上記金額正に領収致しました

入金内訳	
現金	
小切手	
手形	
相殺	

係

株式会社 イセダ印刷
〒670-0043 姫路市小姓町135-1 船場西ビル1-3
TEL(079)292-1184 FAX(079)293-1396



兵庫県議会議員

戸井田ゆうすけ

事務所/ 〒670-0012 姫路市本町68（大手前第一ビル1F）
TEL.(079) 281-7700 FAX.(079) 281-7707
E-mail : info@toi-da.com

請求明細書

令和 4年 4月28日 締切分　請求No. 00004656

670-0012
姫路市本町68　大手前第一ビル1Ｆ

戸井田ゆうすけ事務所 様

(1400YU1)

670-0043　姫路市小姓町35-1　船場西ビル1-3
株式会社　イセダ印刷
代表取締役　伊勢田　聖
TEL 079-292-1184 FAX 079-293-1396
取引銀行　[redacted]

下記の通り御請求申し上げます

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御買上額	消費税	今回御請求額
0	0	0	91,000	9,100	100,100

日付 伝票番号	商品コード／商品名	数量	単位	単価	金額
04.28	封筒　角2　白特A<100>	3,500			91,000
	消費税				9,100

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年４月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・(人件費)

19

領収書は別添の通り

案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

人件費

118,784円×50%

＝59,392円

59,392円を充当

政務活動補助業務　勤務実績表・領収書

4　月分　　氏　名　[redacted]

日	曜日	定時勤務 開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	備考(時間外勤務等) 開始時間	終了時刻	勤務時間
1	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
2	土							
3	日							
4	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
5	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
6	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
7	木							
8	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
9	土							
10	日							
11	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
12	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
13	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
14	木							
15	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
16	土							
17	日							
18	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
19	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
20	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
21	木							
22	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
23	土							
24	日							
25	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
26	火							
27	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
28	木	9:00	18:00	1:00	8:00			
29	金							
30	土							
31								
計					(A)128:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。　　議員名 [redacted]

【総支給額の計算】

① 時給の場合　(A) [128時間00分] × 単価[928円] = 118,784 円(B)

①' 月額の場合　支給額 = 0 円(B)

② 時間外勤務手当等　支給額 = 0 円(C)

③ 総支給額　(B)+(C) = 118,784 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) － [　　円](所得税・住民税、保険料本人負担額) = 円(E)

金 118784 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。

R 4 年 4 月 28 日

住所 [redacted]

氏名

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与　総支給額(D)[118,784円] × 案分率[50%] = 59,392 円(F)

○ 保険料等雇用主負担額　総額[　　円] × 案分率[　%] = 0 円(G)

○ 政務活動費充当額の計　(F)+(G) = 59,392 円

（添付様式８）

雇　用　契　約　書

ふりがな	[redacted]	生　年　月　日	
氏　　名	[redacted]	[redacted]	
現　住　所	[redacted]	Tel	[redacted]

下記の条件で契約します

雇用期間	令和　元年　　６月　　１１日から　令和　　５年　　４月　２９日まで
雇用形態	正規職員　・　(パートタイム)　・　その他
就業場所	姫路市　　本町　　６８　大手前第一ビル　戸井田事務所
仕事内容	事務一般
就業時間（休憩時間）	(午前)　・　午後　９時００分から　　午前　・　(午後)　６時００分まで （休憩時間は、１２時００分から　１３時００分）
休　　日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末及び年始、夏期休暇
給与（賃金）	月額　　，　　円（　時給　９００　円）
給与支払	毎月分を月末日に支払い
給与振込先	

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する。

令和　元年　６月　１１日

雇 用 者　　兵庫県議会議員
戸井田　祐輔　[redacted]

被雇用者　[redacted]　[redacted]

領収書等添付様式【共通】

（令和4年5月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率		
	共通案分率	50% 25%
	それ以外の案分	
	案分の説明	コピー機リース料 20,570円×50% =10,285円 10,285円を充当

1

本領収書は県議会議員

戸井田 ゆうすけ 宛のものである。

04-5-6 口座振替 3	★20,570	シャープ ファイナンス

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年５月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

2

本領収書は県議会議員

戸井田 ゆうすけ 宛のものである。

領収書（明細）は、別添のとおり。

案分率

共通案分率	50%
	25%

それ以外の案分 95%

案分の説明

「政務活動以外の部分が全体の5%を占めるため」

ホームページ レンタルサーバーサービス料

1,430円×95%
=1,358円

1,358円を充当

04-5-10 口座振替５ | ★2926 | ミツビシUFJニコス

ＭＵＦＧカードご利用明細書

平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。
戸井田　祐輔様の
ご利用明細をご案内申しあげます。

http://cr.mufg.jp

発行日　令和 4年 6月 2日

お支払日　令和 4年 5月10日

三菱ＵＦＪニコス株式会社
〒812-8607
福岡市博多区下川端町9-3　津田ビル
福岡事務センター

関東財務局長(13)第00115号

当月お支払合計額	当月ご請求額	[redacted]
[redacted]	事前お支払額	0円
	内キャッシング分	円
	合計	[redacted]

リボ払いのご案内	
返済方式	定額方式
返済コース	Ａコース
手数料率	１５．０００％

ご入会年月　2020年7月(入会経過月数：2年)
カード名称　[redacted]
会員番号
金融機関名
支店名

お問い合わせ先
ＭＵＦＧカードコールセンター
0570-050535 または 03-5489-6165

ご請求明細

ご利用区分	前月お支払後残高(円)	新規ご利用額(円)	残　高(円)	ご請求金額(円)	内訳			当月お支払後残高(円)
					元金(円)	手数料(円)	可能枠超過額(円)	
通常払い				2,926				

メッセージ

ご利用明細はＷＥＢで簡単に確認して、すっきりペーパーレス！ＷＥＢ明細チェックは毎月のご利用明細書の郵送を停止し、ＭＵＦＧカードＷＥＢサービスでご利用明細をご確認いただくサービスです。詳しくは三菱ＵＦＪニコスＷＥＢサイトへ。※一部、対象外のカードがあります。

ご　案　内

２０２２年６月１日に個人会員規約を改定いたします。
詳しくは三菱ＵＦＪニコスＷＥＢサイトをご覧ください。
ｈｔｔｐｓ：／／ｗｗｗ．ｃｒ．ｍｕｆｇ．ｊｐ／ｋｙｋ／

お客様が気づかないうちにカードが悪用される被害が多発しております。当社では２４時間３６５日体制でモニタリング（不正利用の監視）を行っています。カードをご利用の際に、不正利用ケースと類似点があったり、会員様ご本人のご利用ケースと異なる点が見受けられた場合、お取引を保留させていただく場合がございます。

翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることができる場合があります。

86266DEBB4E550C3975B222D514097E8

発行日　令和 4年 6月 2日

ご利用明細

ご利用日	ご利用店名 海外ご利用店名／海外都市名	支払回数	何回目	ご利用金額(円)	摘要 現地通貨額	通貨名称	換算レート
	【戸井田　祐輔　様】						
4/ 4/ 1	オナマエドツトコムレンタルサーバー	1		1,430			

2020年4月以降の分割払い、2回払い、ボーナス一括払いのショッピング利用代金の遅延損害金率は未払債務に対し年2.99%とします。

Gmail 戸井田事務所[redacted]

[お名前.com]■サーバーサービス■ご請求／領収明細（クレジットカード） 2022年4月度

info@onamae-server.com <info@onamae-server.com> 2022年4月19日 11:28
To: info@toi-da.com

ードメイン公式登録サービス――――――――――――――――――――――――――――――

□■□　お名前.com のレンタルサーバー　by GMO　□■□

―――――――――――――――――――――――― https://www.onamae-server.com/ ―

お名前.comのレンタルサーバーサービスをご利用いただき誠にありがとう
ございます。

翌月分(まとめ払いのお客様は翌月以降分)のサービスご利用料金について
ご登録のクレジットカードより領収いたしました。

詳細につきましては以下をご確認くださいますようお願いいたします。

――

■ご請求／領収内容■

――

会員ID.....:[redacted]
請求番号.....:[redacted]
ご請求日.....: 2022/04/01

[ご請求／領収明細]――――――――――――――――――――――――――――――――
you-toida.com
共用サーバーSD-11プラン 2022年5月ご利用分　　1　　1,430円
==========
お支払い金額.....: 1,430円

■お知らせ■
2019年10月1日以降のご利用分より、消費税率が8%から10%に変更となります。
何とぞご了承くださいますようお願いいたします。
詳細につきましては以下のご案内ページをご確認ください。
https://www.onamae-server.com/tax/2019/

※記載の料金はすべて税込金額です。
※一部のオプションの追加/削除について、お申込みの翌月にご利用料金の
　調整(精算)をさせていただく場合がございます。

ご請求につきましてご不明な点がございましたら、お客様窓口までご連絡ください。

――

【重要】■「お支払いのお願い」メールを受信されているお客様へ■

――

・ご解約は【最短翌月末日】のご指定が可能です。
即時解約、当月末でのご解約はできかねますのでご了承ください。
※まとめ払いにてご利用の場合は【利用期限日】での解約指定が可能です。

・サービスのお申込み後、無料期間を除く3ヶ月間は【最低利用期間】と
なりますのでご解約を承ることはできません。

■お問い合わせ■

・ヘルプ　https://help.onamae.com/
・カスタマーサポート　https://help.onamae.com/contact/
・メール　info@onamae-server.com

■ご利用のルール■

・お名前.comのレンタルサーバーサービスはお名前.com レンタルサーバー
規約に基づいて提供させていただいております。必ずご確認ください。
https://www.onamae-server.com/agreement/

お名前.com レンタルサーバーは、GMOインターネット株式会社が提供しております。

https://www.gmo.jp/

GMOインターネット株式会社
GMO Internet, Inc.

〒150-8512 東京都渋谷区桜丘町26番1号セルリアンタワー
Cerulean Tower
26-1 Sakuragaoka-cho,Shibuya-ku,Tokyo (150-8512) Japan

HOMEPAGE https://www.gmo.jp/
https://www.onamae-server.com/
STOCK CODE 証券コード9449 （東証プライム）
STOCK QUOTE https://www.gmo.jp/quote/

おかげさまで26周年　すべての人にインターネット

■ GMO INTERNET GROUP ■ https://www.gmo.jp/

領収書等添付様式【共通】

（令和4年5月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費

3

本領収書は県議会議員

戸井田ゆうすけ 宛のものである。

領収書（明細）は、別添のとおり。

案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

パソコンソフト
リース料
1,496円×50%
＝748円
748円を充当

04-5-10 口座振替5 | ★2926 | ミツビシUFJニコス

発行日　令和 4年 6月 2日

ご利用明細

ご利用日	ご利用店名 海外ご利用店名／海外都市名	支払回数	何回目	ご利用金額(円)	摘要 現地通貨額	通貨名称	換算レート
	【戸井田　祐輔　様】						
4/ 4/ 6	MSFT *<E0400I4FLV> / MSBILL.INFO	1		1,496	１４９６．００	エン	１．０００

2020年4月以降の分割払い、2回払い、ボーナス一括払いのショッピング利用代金の遅延損害金率は未払債務に対し年2.99%とします。

Microsoft

請求書

2022 年 4 月
請求書発行日: 2022/04/05
請求書番号: E0400I4FLV

1,496 JPY

お客様名
戸井田事務所
日本 670-0012
hyogoken 姫路市
本町68
大手前第一ビル 戸井田事務所

請求先
戸井田事務所
[redacted]

サービス送付先
戸井田事務所
日本 670-0012
hyogoken 姫路市
本町68
大手前第一ビル 戸井田事務所

注文の詳細		支払の概要	
製品:	Online Services	請求額:	1,360
発注書番号:		割引:	0
発注 ID:	2119dade-6c5b-4f37-a262-96280f860881	クレジット:	0
請求期間:	2022/03/05 - 2022/04/04	消費税:	136
		合計:	**1,496**

お支払いについて: お振り込みは不要です。ご登録のクレジットカードに請求されます。

サポート

この課金内容には、繰越残高は含まれません。注文合計残高と前回以前の課金内容を表示するには、管理センターへアクセスして [課金情報] > [課金内容] の順にクリックしてください。

ヘルプ https://aka.ms/Office365Billing
電話: 0120 996 680 (Office 365 Enterprise), 0120 628 860 (その他のプラン)

注意:

Microsoft

請求書

2022 年 4 月
請求書発行日: 2022/04/05
請求書番号: E0400I4FLV

1,496 JPY

Microsoft 365 Business Standard

料金の計算式
サービス期間内のライセンス数 X 月間 (または年間) の価格/ライセンス X (サービス期間の日数/合計サービス期間) = 請求額

今回新たに発生する料金

これは、お客様の現在のライセンス数に対する次の請求期間の料金です。

サービスのご利用期間	詳細	サービス期間内のライセンス	月額料金/ライセンス	サービス期間内の日数	請求額	割引	クレジット	小計	消費税 %	消費税	合計
2022/04/04 - 2022/05/03	月間のサブスクリプション料金	1	1,360	30	1,360	0	0	1,360	10.00 %	136	1,496
小計					1,360	0	0	1,360		136	1,496
総計					**1,360**	**0**	**0**	**1,360**		**136**	**1,496**

領収書等添付様式【共通】

（令和 4年 5月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
4	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費

案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

電話使用料
19,078円＋110円（手数料）
＝19,188円
19,188円×50%
＝9,594円
9,594円を充当

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
04-05-11	[redacted]	料金払込 PE
記号		番号
***		***
取扱番号		お取引金額
N133		*19,188
[redacted]		残高

4605083249003
払込金額 *19,078円

払込内容ＮＴＴファイナンス
２０２２年 ５月分

払込手数料 *110円

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちょ銀行

印紙税申告納付につき麹町税務署承認済

本領収書は県議会議員

戸井田ゆうすけ 宛のものである。

領収書（明細）は、別添のとおり。

請求書（西日本ご利用分）

〒670−0012
姫路市本町68−170

大手前第一ビル　2階
戸井田事務所　様

郵便区内特別

02205210100441130 7

09576

Webでのお問い合わせ先

NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1−2−70

発行年月日　2022年　5月　7日発行
発行会社　NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先　0800−3335550（無料）
【還付先】
〒536−0025　大阪市城東区森之宮1−6
−111　NLC森の宮ビル6F
社用コード　M30021211001 09576 09285 00 J
61 000000 1 0　22050101J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。（1／3ページ）

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
079−281−7700 [redacted]	2022年　5月ご請求分	19,078円	2022年　5月20日（金）

（2／3ページ）

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	079-281-7700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年　5月ご請求分

ご請求内訳　（お客様番号 [redacted] ）

内訳項目　金額（円） CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額（円） AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN （本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。）		税区分 TAX
◆079−281−7700				
◇NTT西日本ご利用分				
8,168	5,400	フレッツ　光ネクスト　FHS利用料	3月　1日〜　3月31日	合　算
	−1,790	光もっともっと割	2024年12月〜2025年02月以外の解約は解約金がかかります	合　算
	1,100	ひかり電話オフィスA（エース）基本料	3月　1日〜　3月31日	合　算
	2,000	複数チャネル使用料	3月　1日〜　3月31日	合　算
	300	追加番号使用料	3月　1日〜　3月31日	合　算
	200	ひかり電話（通話料）	3月　1日〜　3月31日	合　算
	48	ひかり電話（携帯電話等への通話料）	3月　1日〜　3月31日	合　算
	10	ひかり電話（IP電話への通話料）	3月　1日〜　3月31日	合　算
	8	ユニバーサルサービス料他	3月　1日〜　3月31日　4番号分のご請求となります。	合　算
	100	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用になります。	合　算
	50	収納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金融機関でお支払いいただく場合の手数料です。	合　算
	742	消費税等相当額（合計）	合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分（小計）				
8,168	8,168	（小計）		
◇NTTファイナンスご利用分				
10,910	1,320	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。	＊　契約番号：N109983264	非対象等
	9,590	リース料 NTT・TCリース株式会社ご利用分。	＊　リース料金4月分、残22回	非対象等

ユニバーサルサービス料他には、2022年4月利用料分から2022年9月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1．1円（税込）が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

＊＊＊ユニバーサルサービス料について＊＊＊
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	079-281-7700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年 5月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 [redacted])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN (本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。)	税区分 TAX
◇合計 19,078	19,078	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記＊印はサービス提供者に代わって、ご請求させて いただきます。	

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年５月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
5	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・~~事務費~~・人件費

案分率

共通案分率	50% 25%

それ以外の案分

案分の説明

コピー機使用料
2,805円＋110円（手数料）
＝2,915円
2,915円×50%
＝1,457円
1,457円を充当

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆ お振込 ☆☆

[redacted]

お振込金額	¥2,805
振込手数料	¥110

お受取人は
[redacted]
フジフイルムビジネスイノベーションジャパン（カ 様
お振込人は
トイダユウスケジムショ 様

お取扱日 4. 5.16 電信振込

取扱店	機番	年 月 日	時 刻
[redacted]		4. 5.16	11:06
			2445

銀行番号	店番号	口座番号等
[redacted]		

印紙税申告納付につき税務署承認済 裁町

三井住友銀行

本領収書は県議会議員

戸井田 ゆうすけ 宛のものである。

領収書（明細）は、別添のとおり。

請求書

発　行　日：2022年04月28日
請求書番号：820427-0008475

戸井田事務所
様

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

今回ご請求額	2,805円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合せ番号：3302201632　電話：0120-069-840

お支払のご案内		
	お支払約束日	2022年05月31日
	お支払方法	お振込
	金融機関名	[redacted]
	本・支店名	
	預金種目／口座番号	
	指定口座名	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

	料金項目／品名	期間／送品NO	枚数／数量	単価	小計（円）	合計（円）
1	トータルサービス料金	2022/04/01-2022/04/30				2550
2	黒モード	1ｶｳﾝﾄ 以上	466	3.00	1398	
3	フルカラー	1ｶｳﾝﾄ 以上	5	20.00	100	
4	最低コピー料金				2550	
5	ご使用合計		471			
6						
7	【代金/料金合計】					2550
8	【消費税および地方消費税(10%)】					255
9	【今回ご請求額】					2805
10						
11	※ご利用機種/機械番号:ApeosPort C3070 (Model-PFS) 110458					
12	（今回）（前回）（テスト）（ミス）	2022/04/01~2022/04/30				
13	1（10022）（9554）（0）（2）					
14	2（）（）（）（）					
15	3（266）（260）（0）（1）					
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						

36400 22400　3302201632 30 0506 0C0
A-014761　0000 3302201632 510 1NK 0000 12503050

31 備考：

M1F003

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年５月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
	(調査研究費)・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

6

本領収書は県議会議員

戸井田 ゆうすけ 宛のものである。

案分率

共通案分率	(50%) 25%
それ以外の案分	
案分の説明	自動車リース料 別添の通り 29,572円を充当

04-5-17 口座振替３	*72600	TFﾄﾖﾀﾌｧｲﾅﾝｽ

兵庫トヨタ自動車㈱　充当計算

5月請求分

支払い総額	¥72,600	
除外額合計	¥13,576	
出金総額	¥59,024	
充当額合計　（５０%）	¥29,512	

除外オプション内訳

除外項目	除外額	備考
ＴＶコントロールキット	¥29,700	
ドライブレコーダー前後	¥51,700	
ナンバーフレーム	¥6,710	
任意保険	¥400,620	
合計	¥488,730	

計　¥488730/36回　　月々　¥13576　を除外

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年５月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
7	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	50% 25%

それ以外の案分

案分の説明

事務所電気代
11340円×50%
＝5,670円
5,670円を充当

2022/5/11

水光費・会費　口座振替のお知らせ

コード　51011

戸井田　祐輔　　様

振替金額　¥　14,929 —

上記金額を令和　4 年　5 月　19 日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座までお振り込みの程、お願い致します。

振込先 [redacted]
大手前第一ビル管理組合法人　理事長　柳谷　義則

ご請求内訳

◆電気代　(R　4 年　4 月度分)
電気使用料金　11,340 円
使用量　270 kwh
看板・電灯料金　- 円

◆水道代　(R　4 年　3・4 月度分)
水道使用料金　2,889 円
使用量　3 m³

[redacted]

合　計　14,929 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル　管理組合法人
理事長　水田　博敏

500

D 4- 5-20 | 管理費 | 45,163 | オオテマエ2ﾞ ｲｲﾁﾋﾞﾙ

2022/5/11

水光費・会費　口座振替のお知らせ

コード　02011

戸井田　祐輔　　様

振替金額　¥　30,234 —

上記金額を令和　4 年　5 月　19 日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座
までお振り込みの程、お願い致します。

振込先 [redacted]
大手前第一ビル管理組合法人

ご請求内訳	
◆電気代　(R　4 年　4 月度分)	
電気使用料金	- 円
使用量	- kwh
看板・電灯料金	- 円
◆水道代　(R　4 年　3・4 月度分)	
水道使用料金	- 円
使用量	- m^3
[redacted]	
合　計	30,234 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル　管理組合法人
理事長　水田　博敏

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年５月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
8	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	50% 25%

それ以外の案分

案分の説明

事務所水道代
（R4.3月.4月分）
2889円×50%
＝1444円
1,444円を充当

2022/5/11

水光費・会費　口座振替のお知らせ

コード　51011

戸井田 祐輔　様

振替金額　¥　14,929 －

上記金額を令和　4 年　5 月　19 日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座までお振り込みの程、お願い致します。

振込先 [redacted]
大手前第一ビル管理組合法人　理事長　柳谷　義則

ご請求内訳

◆電気代　(R　4 年　4 月度分)
電気使用料金　11,340 円
使用量　270 kwh
看板・電灯料金　－ 円

◆水道代　(R　4 年　3・4 月度分)
水道使用料金　2,889 円
使用量　3 ㎥

[redacted]

合 計　14,929 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル　管理組合法人
理事長　水田 博敏

500

領収書等添付様式【共通】

（令和4年5月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
9	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・~~事務所費~~・事務費・人件費

案分率

共通案分率	~~50%~~ 25%

それ以外の案分

案分の説明

来客用駐車場代
（6月分）
14,000円×50%
＝7,000円
7,000円を充当

領収証

No. 37017

戸井田ゆうすけ事務所 様

令和4年5月24日

金額			¥	1	4	0	0	0	

但し 6月分

上記の金額正に領収いたしました

宗教法人に付収入印紙を貼付しません

〒670-0015 姫路市総社本町190
総社會館
電話(079)224－1111番代

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年5月分）
（会派名自民党兵庫）
（議員名戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
10	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	
それ以外の案分	100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため

神戸新聞代（5月分）
4,400円を充当

2022年05月分

領収証

神戸新聞

ID(15034)
No. 1- 103-0447-000
本町大手前ビル１階

戸井田事務所 様

銘柄	部	金額
神戸セット※	1	4,400
合計 ※は軽減税率対象品目		¥4,400

お知らせ

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,400(消費税 ¥326)

株式会社神戸新聞姫路中央販売
〒670-0925
姫路市亀井町１１１
TEL: 079-223-8513 FAX: 079-288-3314

領 神戸新聞 収

5/24 支払い

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年5月分）
（会派名自民党兵庫）
（議員名戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
11	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	
それ以外の案分	100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため

産経新聞代
(5月分)
4,400円を充当

2022年05月分

神戸新聞

領収証

ID(22890)
No. 1- 103-0447-001
本町６８
大手前ビル1階
戸井田事務所 様

銘柄	部	金額
産経セット※	1	4,400
合計 ※は軽減税率対象品目		¥ 4,400

お知らせ

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。
8%対象 ¥4,400(消費税 ¥326)

株式会社神戸新聞姫路中央販売
〒670-0925
姫路市亀井町１１１
TEL: 079-223-8513 FAX: 079-288-3314

領 神戸新聞 収

5/24 支払い

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 4年 5月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目	案分率
12	調査研究費・研修費・会議費・(広報広聴費)・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	共通案分率 50% 25% それ以外の案分 95% 案分の説明「政務活動以外の部分が全体の5%を占めるため」 ホームページ保守管理料 55,000円×95% =52,250 52,250円を充当

領　収　書

戸井田事務所　　御中

金　額

¥　55,000−

但　戸井田ゆうすけ様 HP 保守・管理費として

上記正に領収いたしました

発行日：2022年5月25日

Ink
〒112-0015
東京都文京区目白台2-10-9-102
TEL 03-6824-2983

〒670-0012 兵庫県姫路市本町68 大手前第一ビル 1F
戸井田事務所 御中

請求日 2022年5月23日

Ink [redacted]
〒112-0015 東京都文京区目白台2-10-9-102
03-6824-2983

請 求 書

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

ご請求金額	¥55,000

作業内容	金 額	備 考
・HP保守・管理費	50,000	1カ月分

合計	50,000
消費税(10%)	5,000
税込み請求金額	55,000

振込先金融機関 [redacted]

誠に勝手ながら、振り込み手数料はお客様のご負担でお願いいたします。

兵庫県議会議員

戸井田（といた）ゆうすけ

TOIDA YUSUKE OFFICIAL SITE



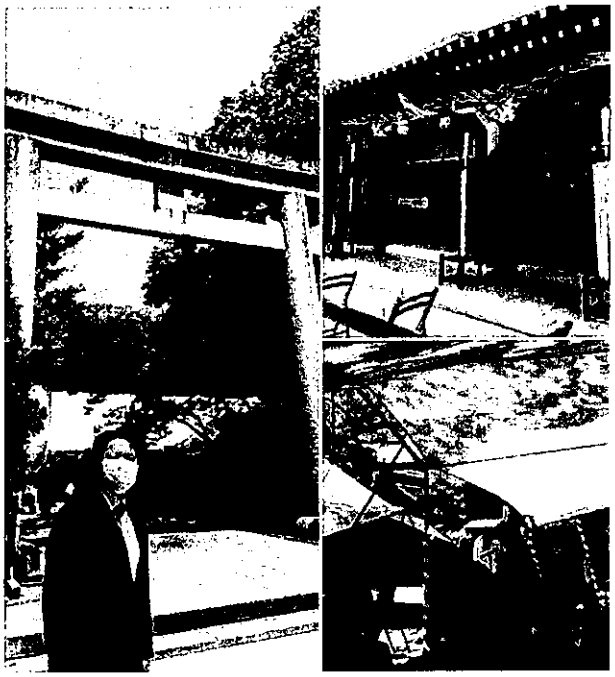
県政にチャレンジ！

現在（いま）と未来の架け橋。
あふれる若さと情熱で
「誇れる姫路！豊かな兵庫！」を作ります。

ページをフォロー

戸井田ゆうすけ
約1か月前

先日、令和４年度春季例大祭へ出席させて頂きました。多くの御英霊の御霊に対し、我々が現在、享受する平和に感謝し、哀悼の誠を捧げさせて頂きました。祖国のために殉ぜられた人々に思いを馳せ、顕彰していく事は今を生きる我々の大切な務めであります。



16　コメント　シェア



戸井田祐輔（といだ ゆうすけ）

誕生日　1982年9月13日
血液型　A型

［経歴］
昭和57年姫路市にて生まれる
祖父は、元厚生大臣 戸井田三郎
父は、元衆議院議員 戸井田徹
姫路市立安室東小学校 卒業
姫路市立安室中学校 卒業
私立二松学舎大学附属高等学校 卒業
専門学校 東京ヒューマンアーツ 卒業
関西大学 中退

［職歴］
学校卒業後、TV番組制作会社にて番組制作に携わり
その後、元衆議院議員戸井田とおる秘書を務め
父の引退後は、会社員として勤務

［自己紹介］
趣味　サッカー観戦、読書
尊敬する人物　高瀬一郎
好きな言葉　忘己利他

私の政策

1

今後ますます進む少子高齢化や
人口減少により、危機にさらされる
地方の伝統文化や様々な活動の継承を
自らも担うと共に現場で得られる
地域の声を県政に届けます

2

幅広い世代、地域の意見を聞き、
地域の持つ魅力、潜在能力を引き出し、
姫路、兵庫の更なる発展を目指します

3

プロフィール　私の政策　FACEBOOK　問い合わせ

暮らしやすく、住みよい姫路を目指して
周辺自治体との連携を進めると共に
姫路と県をつなぎ、来たるべき
人口減少社会に備えます.

同世代の有権者から、結婚、出産、
育児、教育等に関する現場の声を
拾い集め、課題の解決に努めることで、
若者が集まり、子育てのしやすい
まちづくりに尽力します.



兵庫県議会議員 戸井田ゆうすけ
〒670-0012 姫路市本町68 大手前第一ビル1F
TEL 079-281-7700
FAX 079-281-7707

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年５月分）
（会派名自民党兵庫）
（議員名戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
13	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費（資料購入費）・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	
それ以外の案分	100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため

読売新聞代
（5月分）
4,400円を充当

領収書

区域058　全戸0018　お問合せNo26209

お名前 戸井田事務所 様
本町68-170
大手前第一ビル 1F
4年　5月分

	銘柄	部数	金額
1	読売新聞セット ※	1	4,400
2			
3			
	合計		4,400円

◇左記の通り領収しました
領収日　年　月　日

※は軽減税率　（10.0%対象　0円）（8.0%対象　4,400円）

読売センター姫路東
姫路市下寺町３９
TEL 079-282-6420

領収印

5/26 支払い

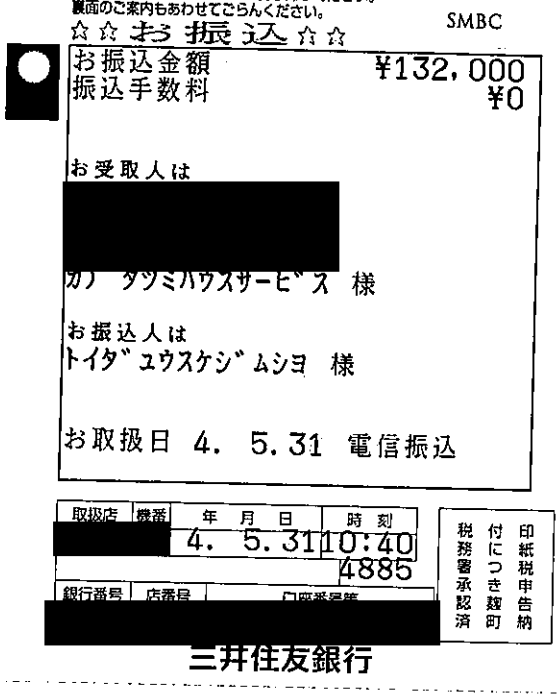
領収書等添付様式【共通】

（令和4年5月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
14	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・(事務所費)・事務費・人件費

案分率

共通案分率	(50%) 25%
それ以外の案分	
案分の説明	事務所賃借料 132,000円×50% =66,000円 66,000円を充当



ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

[redacted]

お振込金額 ¥132,000
振込手数料 ¥0

お受取人は
[redacted]
ｶﾌﾞ ﾀﾂﾐﾊｳｽｻｰﾋﾞｽ 様

お振込人は
ﾄｲﾀﾞ ﾕｳｽｹｼﾞﾑｼｮ 様

お取扱日 4. 5.31 電信振込

取扱店	機番	年 月 日	時刻
[redacted]		4. 5.31	10:40
			4885

銀行番号	店番号	口座番号等
[redacted]		

印紙税申告納付につき麹町税務署承認済

三井住友銀行

領収書等添付様式【共通】

（令和4年5月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
15	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	50% (25%)

それ以外の案分

案分の説明

ガソリン代
18,942円＋110円（手数料）
＝19,052円
19,052円×25%
＝4763円
4,763円を充当

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

お振込金額	¥18,942
振込手数料	¥110

お受取人は
[redacted]
ｺｺﾀﾞﾚｷｾｲｺｳｷ ﾖｳ （カ 様

お振込人は
ﾄｲﾀﾞ ﾕｳｽｹｼﾞﾑｼｮ 様

お取扱日 4. 5. 31 電信振込

取扱店	機番	年 月 日	時刻
[redacted]		4. 5. 31	10:41
			4886

銀行預号	店番号	口座番号等
[redacted]		

三井住友銀行

印紙税申告納付につき税務署承認済 麹町

領収書（明細）は、別添のとおり。

領収証

No. 010301

戸井田事務所 殿

令和 4 年 5 月 31 日

金額	¥	1	8	9	4	2	円

但し

上記金額正に領収致しました

内訳	
現金	
小切手	
手形	
口座振込	0
相殺	

収入印紙

横田濾青興業株式会社

本社 〒672-8064
姫路市飾磨区細江[redacted]
電話 (079) 233－[redacted]

御支払確認印 取扱者 [redacted]

請　求　書

お客様コードNo. 9301

No. 2

2022年 4月 30日 締切分 (30)

６７０－００１２

姫路市本町68

戸井田事務所 様

TEL:079-281-7700　FAX:079-281-7707

横田瀝青興業株式会社　兵庫営業所
〒679-3111　神崎郡神河町大河755-1
ＴＥＬ　(0790) 34-0792
ＦＡＸ　(0790) 34-0791
〒672-8064　姫路市飾磨区細江995番地
ＴＥＬ　(079) 233-0575
ＦＡＸ　(079) 233-0561

取引銀行 [redacted]

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

※3万円以下は手数料をご負担願います

前回御請求額	御入金額		繰越金額	御買上額	今回御請求額
18,981	18,981		0	18,942	¥18,942

伝票日付	伝票No.	品名	数量	単位	単価	金額
22/ 4/ 1	1	レギュラーガソリン（横田S/S）	28.01	ﾘｯﾄﾙ	161.00	4,510
22/ 4/ 6	2	レギュラーガソリン（横田S/S）	22.23	ﾘｯﾄﾙ	161.00	3,579
22/ 4/18	3	レギュラーガソリン（横田S/S）	27.70	ﾘｯﾄﾙ	161.00	4,460
22/ 4/25	4	レギュラーガソリン（横田S/S）	29.01	ﾘｯﾄﾙ	161.00	4,671
22/ 4/28	85738	［入金（振　込）］				[18,981]
		【税別御買上計10.0%】				17,220
		消費税等10.0%				1,722
		【合　　計】				18,942

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年５月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目	案分率	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	共通案分率	50% 25%
16	領収書は別添の通り		それ以外の案分 案分の説明 人件費 103,936円×50% =51,968円 51,968円を充当

政務活動補助業務　勤務実績表・領収書

5　月分　氏　名 [redacted]

日	曜日	定時勤務 開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	備考(時間外勤務等) 開始時間	終了時刻	勤務時間
1	日							
2	月							
3	火							
4	水							
5	木							
6	金							
7	土							
8	日							
9	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
10	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
11	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
12	木							
13	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
14	土							
15	日							
16	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
17	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
18	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
19	木							
20	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
21	土							
22	日							
23	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
24	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
25	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
26	木							
27	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
28	土							
29	日							
30	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
31	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
計					(A) 112:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。　議員名 [redacted]

【総支給額の計算】

① 時給の場合　(A) 112 時間 00分] × 単価[928円] = 103,936 円(B)

①' 月額の場合　支給額 = 0 円(B)

② 時間外勤務手当等　支給額 = 0 円(C)

③ 総支給額　(B)+(C) = 103936 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) － [　　円](所得税・住民税、保険料本人負担額)＝　　円(E)

金 103,936円(E)

左記金額を確かに領収致しました。

R4 年 5 月 31 日

住所 [redacted]

氏名

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与　総支給額(D)[103,936 円] × 案分率[50 %] = 51,968 円(F)

○ 保険料等雇用主負担額　総額[　　円] × 案分率[　%] = 0 円(G)

○ 政務活動費充当額の計　(F)+(G) = 51,968 円

領収書等添付様式【共通】

（令和 4 年 6 月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
1	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費

共通案分率 (50%) / 25%

それ以外の案分

案分の説明

コピー機リース料
20,570円×50%
＝10,285円
10,285円を充当

案分率

本領収書は県議会議員
戸井田 ゆうすけ 宛のものである。

04-6-3 口座振替３ | ★20,570 | シャープ ファイナンス

領収書等添付様式【共通】

（令和4年6月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
2	調査研究費・研修費・会議費・(広報広聴費)・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

本領収書は県議会議員

戸井田ゆうすけ 宛のものである。

領収書（明細）は、別添のとおり。

案分率

共通案分率	50% 25%
それ以外の案分	95%

案分の説明

「政務活動以外の部分が全体の5%を占めるため」

ホームページレンタルサーバーサービス料

1,430円×95%
=1,358円

1,358円を充当

04-6-10 口座振替 5 | *2,926 | ﾐﾂﾋﾞｼUFJﾆｺｽ

ＭＵＦＧカードご利用明細書

平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。
戸井田　祐輔様の
ご利用明細をご案内申しあげます。

http://cr.mufg.jp

発行日　令和 4年 7月 1日

お支払日　令和 4年 6月10日

三菱ＵＦＪニコス株式会社
〒812-8607
福岡市博多区下川端町9-3　津田ビル
福岡事務センター

関東財務局長(13)第00115号

当月お支払合計額	当月ご請求額	[redacted]
[redacted]	事前お支払額	0円
	内キャッシング分	円
	合計	[redacted]

ご入会年月	2020年7月(入会経過月数：2年1か月)
カード名称	[redacted]
会員番号	
金融機関名	
支店名	

リボ払いのご案内	
返済方式	定額方式
返済コース	Ａコース
手数料率	１５．０００％

お問い合わせ先
ＭＵＦＧカードコールセンター
0570-050535 または 03-5489-6165

ご請求明細

ご利用区分	前月お支払後残高(円)	新規ご利用額(円)	残　高(円)	ご請求金額(円)	内　訳			当月お支払後残高(円)
					元金(円)	手数料(円)	可能枠超過額(円)	
通常払い				2,926				

メッセージ

ご利用明細はＷＥＢで簡単に確認して、すっきりペーパーレス！ＷＥＢ明細チェックは毎月のご利用明細書の郵送を停止し、ＭＵＦＧカードＷＥＢサービスでご利用明細をご確認いただくサービスです。詳しくは三菱ＵＦＪニコスＷＥＢサイトへ。※一部、対象外のカードがあります。

ご　案　内

２０２２年６月１日に個人会員規約を改定いたします。
詳しくは三菱ＵＦＪニコスＷＥＢサイトをご覧ください。
ｈｔｔｐｓ：／／ｗｗｗ．ｃｒ．ｍｕｆｇ．ｊｐ／ｋｙｋ／

お客様が気づかないうちにカードが悪用される被害が多発しております。当社では２４時間３６５日体制でモニタリング（不正利用の監視）を行っています。カードをご利用の際に、不正利用ケースと類似点があったり、会員様ご本人のご利用ケースと異なる点が見受けられた場合、お取引を保留させていただく場合がございます。

翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることができる場合があります。

73BF7FBBE3C1D06A3481D7F81EC1650B

発行日　令和 4年 7月 1日

ご利用明細

ご利用日	ご利用店名 海外ご利用店名／海外都市名	支払回数	何回目	ご利用金額(円)	摘要 現地通貨額	通貨名称	換算レート
	【戸井田　祐輔　様】						
4/ 5/ 1	オナマエドットコムレンタルサーバー	1		1,430			

2020年4月以降の分割払い、2回払い、ボーナス一括払いのショッピング利用代金の遅延損害金率は未払債務に対し年2.99%とします。

Gmail 戸井田事務所 [redacted]

[お名前.com]■サーバーサービス■ご請求／領収明細（クレジットカード） 2022年5月度

1 件のメッセージ

info@onamae-server.com <info@onamae-server.com> 2022年5月19日 11:27
To: info@toi-da.com

ードメイン公式登録サービス――――――――――――――――――――――――――――――

□■□ お名前.com のレンタルサーバー by GMO □■□

――――――――――――――――――――――― https://www.onamae-server.com/ ―

お名前.comのレンタルサーバーサービスをご利用いただき誠にありがとう
ございます。

翌月分(まとめ払いのお客様は翌月以降分)のサービスご利用料金について
ご登録のクレジットカードより領収いたしました。

詳細につきましては以下をご確認くださいますようお願いいたします。

――

■ご請求／領収内容■

――

会員ID.....:[redacted]
請求番号.....:[redacted]
ご請求日.....: 2022/05/01

[ご請求／領収明細]――――――――――――――――――――――――――――――――

you-toida.com
共用サーバーSD-11プラン 2022年6月ご利用分 1 1,430円
==========
お支払い金額.....: 1,430円

領収書等添付様式【共通】

（令和 4年 6月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
3	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 (事務費)・人件費

本領収書は県議会議員

戸井田 ゆうすけ 宛のものである。

領収書（明細）は、別添のとおり。

案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

パソコンソフトリース料

1,496円×50%
＝748円

748円を充当

04-6-10 口座振替 5 | ★2926 | ミツビシUFJニコス

発行日　令和 4年 7月 1日

ご利用明細

ご利用日	ご利用店名 海外ご利用店名／海外都市名	支払回数	何回目	ご利用金額(円)	摘要 現地通貨額	通貨名称	換算レート
	【[redacted]　様】						
4/ 5/ 6	MSFT *<E0400IHFE0> / MSBILL.INFO	1		1,496	１４９６．００	エン	１．０００

2020年4月以降の分割払い、2回払い、ボーナス一括払いのショッピング利用代金の遅延損害金率は未払債務に対し年2.99%とします。

Microsoft

請求書

2022 年 5 月
請求書発行日: 2022/05/05
請求書番号: E0400IHFEO

1,496 JPY

お客様名
戸井田事務所
日本 670-0012
hyogoken 姫路市
本町68
大手前第一ビル 戸井田事務所

請求先
戸井田事務所
[redacted]

サービス送付先
戸井田事務所
日本 670-0012
hyogoken 姫路市
本町68
大手前第一ビル 戸井田事務所

注文の詳細		注文の概要	
製品:	Online Services	請求額:	1,360
発注書番号:		割引:	0
発注 ID:	2119dade-6c5b-4f37-a262-96280f860881	クレジット:	0
請求期間:	2022/04/05 - 2022/05/04	消費税:	136
		合計:	**1,496**

お支払いについて: お振り込みは不要です。ご登録のクレジットカードに請求されます。

サポート

この課金内容には、繰越残高は含まれません。注文合計残高と前回以前の課金内容を表示するには、管理センターへアクセスして [課金情報] > [課金内容] の順にクリックしてください。

ヘルプ https://aka.ms/Office365Billing
電話: 0120 996 680 (Office 365 Enterprise), 0120 628 860 (その他のプラン)

注意:

Microsoft

請求書

2022 年 5 月
請求書発行日: 2022/05/05
請求書番号: E0400IHFEO

1,496 JPY

Microsoft 365 Business Standard

料金の計算式
サービス期間内のライセンス数 X 月間 (または年間) の価格/ライセンス X (サービス期間の日数/合計サービス期間) = 請求額

今回新たに発生する料金

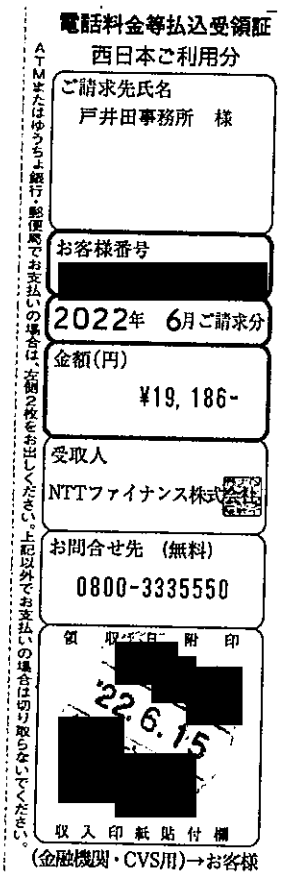
これは、お客様の現在のライセンス数に対する次の請求期間の料金です。

サービスのご利用期間	詳細	サービス期間内のライセンス	月額料金/ライセンス	サービス期間内の日数	請求額	割引	クレジット	小計	消費税 %	消費税	合計
2022/05/04 – 2022/06/03	月間のサブスクリプション料金	1	1,360	31	1,360	0	0	1,360	10.00 %	136	1,496
小計					1,360	0	0	1,360		136	1,496
総計					**1,360**	**0**	**0**	**1,360**		**136**	**1,496**

領収書等添付様式【共通】

（令和4年6月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
4	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 (事務費)・人件費



電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
戸井田事務所　様

お客様番号
[redacted]

2022年　6月ご請求分

金額(円)
¥19,186-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先（無料）
0800-3335550

領収日附印
22.6.15

収入印紙貼付欄

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側2枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

（金融機関・CVS用）→お客様

案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

19,186円 × 50%
= 9,593円

9,593円を充当

領収書（明細）は、別添のとおり。

請求書（西日本ご利用分）

〒670－0012
姫路市本町68－170

大手前第一ビル　2階
戸井田事務所　様

02206210100454932

郵便区内特別

41957

18064

Webでのお問い合わせ先

NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1－2－70

発行年月日　2022年　6月　7日発行
発行会社　NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先　0800－3335550（無料）
【還付先】
〒536　大阪市城東区森之宮1－6
－0025　－111　NLC森の宮ビル6F
社用コード　M30021111001 18064 17914 00 J
61 100000 1 0　22060101J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。（　1／　3ページ）

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
079－281－7700 [redacted]	2022年　6月ご請求分	19，186円	2022年　6月20日（月）

お　知　ら　せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

（　2／　3ページ）

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	079-281-7700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年　6月ご請求分

ご請求内訳　（お客様番号 [redacted]）

内訳項目　金額（円） CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額（円） AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN （本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。）		税区分 TAX
◆079-281-7700				
◇NTT西日本ご利用分				
8,276	5,400	フレッツ　光ネクスト　FHS利用料	4月　1日～　4月30日	合　算
	-1,790	光もっともっと割	2024年12月～2025年02月以外の解約は解約金がかかります	合　算
	1,100	ひかり電話オフィスA（エース）基本料	4月　1日～　4月30日	合　算
	2,000	複数チャネル使用料	4月　1日～　4月30日	合　算
	300	追加番号使用料	4月　1日～　4月30日	合　算
	240	ひかり電話（通話料）	4月　1日～　4月30日	合　算
	112	ひかり電話（携帯電話等への通話料）	4月　1日～　4月30日	合　算
	12	ユニバーサルサービス料他	4月　1日～　4月30日　4番号分のご請求となります。	合　算
	100	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用になります。	合　算
	50	収納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金融機関でお支払いいただく場合の手数料です。	合　算
	752	消費税等相当額（合計）	合算表示の料金合計×10％	
◇NTT西日本分（小計）				
8,276	8,276	（小計）		
◇NTTファイナンスご利用分				
10,910	1,320	OCN光with フレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。	＊　契約番号：N109983264	非対象等
	9,590	リース料 NTT・TCリース株式会社ご利用分。	＊　リース料金5月分、残21回	非対象等
◇合計				

ユニバーサルサービス料他には、2022年4月利用料分から2022年9月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1．1円（税込）が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

＊＊＊ユニバーサルサービス料について＊＊＊
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	079-281-7700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年 6月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 [redacted])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY(YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN (本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。)	税区分 TAX
19,186	19,186	合計	

<NTTファイナンスからのお知らせ>
○上記＊印はサービス提供者に代わって、ご請求させて いただきます。

V00270081000100C

M30031111001 05093 17914 00 .

領収書等添付様式【共通】

（令和 4年 6月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
5	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費

案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

コピー機使用料
15,299円＋110円（手数料）
＝15,409円
15,409円×50%
＝7,704円

7,704円を充当

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

☆☆お振込☆☆ SMBC

[redacted]

お振込金額 ¥15,299
振込手数料 ¥110

お受取人は
[redacted]
ﾌｼﾞﾌｲﾙﾑﾋﾞｼﾞﾈｽｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝｼﾞｬﾊﾟﾝ（カ 様
お振込人は
ﾄｲﾀﾞﾕｳｽｹｼﾞﾑｼｮ 様

お取扱日 4. 6.15 電信振込

取扱店	機番	年 月 日	時 刻
[redacted]		4. 6.15	11:17
			3450
銀行番号	店番号	[redacted]	

印紙税申告納付につき税務署承認済

三井住友銀行

本領収書は県議会議員
戸井田ゆうすけ宛のものである。

領収書（明細）は、別添のとおり。

請求書

発　行　日：2022年06月02日
請求書番号：820601-0046218

戸井田事務所

様

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

今回ご請求額	15,299円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合せ番号：3302201632　電話：0120-069-840

お支払のご案内	
お支払約束日	2022年06月30日
お支払方法	お振込
金融機関名	[redacted]
本・支店名	
預金種目／口座番号	
指定口座名	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

	料金項目／品名	期間／送品NO	枚数／数量	単価	小計（円）	合計（円）
1	トータルサービス料金	2022/05/01-2022/05/31				13909
2	黒モード	1カウント 以上	4583	3.00	13749	
3	フルカラー	1カウント 以上	8	20.00	160	
4	ご使用合計		4591			
5						
6	【代金/料金合計】					13909
7	【消費税および地方消費税(10%)】					1390
8	【今回ご請求額】					15299
9						
10	※ご利用機種/機械番号:ApeosPort C3070 (Model:PFS) 110458					
11	（今回）（前回）（テスト）（ミス）	2022/05/01-2022/05/31				
12	1（14619）（10022）（0）（14）					
13	2（）（）（）（）					
14	3（275）（266）（0）（1）					
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						

36400 22400　　3302201632 31 0607 0C9
A-075936　　0000 3302201632 510 1NK 0000 12503050

31 備考：

M1F003

領収書等添付様式【共通】

（令和4年 6月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
6	（調査研究費）・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

本領収書は県議会議員

戸井田ゆうすけ 宛のものである。

案分率

共通案分率	（50%） 25%

それ以外の案分

案分の説明

自動車リース料

別添の通り

29,512円を充当

04-6-17 口座振替３ | ★72,600 | TF)トヨタファイナンス

兵庫トヨタ自動車㈱　充当計算

6 月請求分

支払い総額	¥72,600	
除外額合計	¥13,576	
出金総額	¥59,024	
充当額合計　（５０％）	¥29,512	

除外オプション内訳

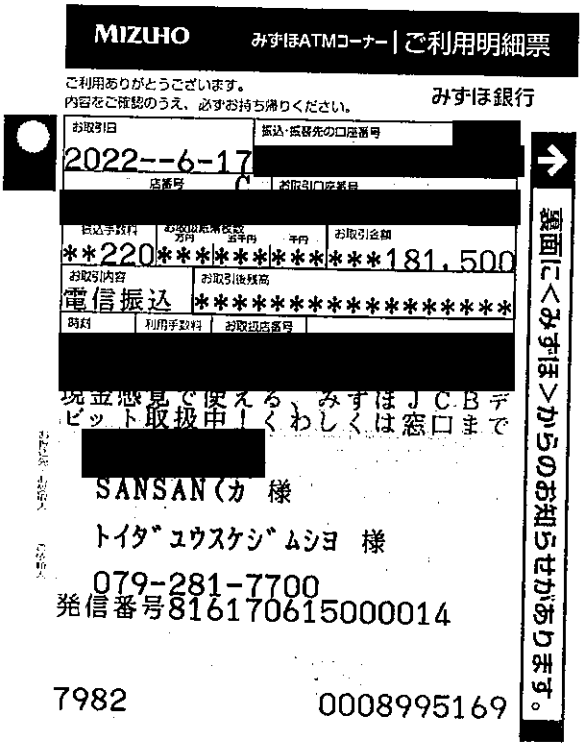
除外項目	除外額	備考
ＴＶコントロールキット	¥29,700	
ドライブレコーダー前後	¥51,700	
ナンバーフレーム	¥6,710	
任意保険	¥400,620	
合計	¥488,730	

計　¥488730/36回　　月々　¥13576　を除外

領収書等添付様式【共通】

（令和4年 6月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
7	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費



MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。
みずほ銀行

お取引日 2022--6-17
振込・振替先の口座番号 [redacted]
店番号 C [redacted]
お取引口座番号 [redacted]
振込手数料 **220
お取引金額 ***181,500
お取引内容 電信振込
お取引後残高 **********
時刻 [redacted]
利用手数料 [redacted]
お取扱店番号 [redacted]

現金預金で使える、みずほＪＣＢデビット取扱店！くわしくは窓口まで

[redacted]
SANSAN(カ 様
トイダ ユウスケシ ムシヨ 様
079-281-7700
発信番号816170615000014

7982 0008995169

裏面にもみずほ>からのお知らせがあります。

案分率

共通案分率	50% / 25%

それ以外の案分

案分の説明

県政報告発送・葬儀管理代
(SANSAN㈱)
181500円+220円(手数料)
=181,720円
181720円×50%
=90,860
90,860円を充当

2022年5月1日～
2022年10月31日

本領収書は県議会議員
戸井田ゆうすけ 宛のものである。

領収書（明細）は、別添のとおり。

作成日: 2022年5月31日
請求書番号: 202205-01430

請　求　書

戸井田事務所

戸井田　祐輔 様

請求金額	JPY 181,500

sansan

Sansan株式会社

〒150-0001
東京都渋谷区神宮前5-52-2
青山オーバルビル13F

件名: Sansanサービス
請求対象期間: 2022年5月1日～2022年10月31日
お支払期限: 2022年6月30日
該当見積番号: MAM2015-1892

NO	品名	単価	期間	数量	金額(期間合計)	備考
1	Group Edition	3,500	2022/05/01～2022/10/31	5	105,000	
2	Sansanスキャナ	10,000	2022/05/01～2022/10/31	1	60,000	
				小計	165,000	――
				消費税(10%)	16,500	――
				合計	181,500	――

備考

＊月額利用の商品においては、サービス開始日（またはサービス継続日）が月中の場合、該当する条件に対して日割計算をしております。

【お振込先】いずれかの口座へお振込ください。

[redacted]

※お振込手数料はお客様負担でお願いいたします。

活 動 報 告 書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	戸井田　ゆうすけ

活動名	県政報告紙配布用のリスト作成
活動概要	○内容　名刺のデータ化作業を SANSAN 株式会社に外注。 基本使用料　及び　スキャナーレンタル料 ☆案分率　共通案分率５０％

経費

領収書No	項目・内容	支出額	案分率(%)	政務活動費充当金額
7	県政報告発送名簿管理	181,720	50	90,860
合　計		181,720		90,860

備考	※支出額は、請求金額に振込手数料２２０円を含入

＊この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。

領収書等添付様式【共通】

（令和4年6月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
8	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・(事務所費)・事務費・人件費

案分率

共通案分率	(50%) / 25%

それ以外の案分

案分の説明

事務所
電気代
9,600円×50%
＝4,800円
4,800円を充当

2022/6/9

水光費・会費　口座振替のお知らせ

コード　51011

戸井田 祐輔　様

振替金額　¥　10,300 —

上記金額を令和　4 年　6 月　19 日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座
までお振り込みの程、お願い致します。

振込先 [redacted]
大手前第一ビル管理組合法人　理事長　柳谷　義則

ご請求内訳

◆電気代　(R　4 年　5 月度分)
電気使用料金　9,600 円
使用量　240 kwh
看板・電灯料金　- 円

◆水道代　(R　4 年　- 月度分)
水道使用料金　0 円
使用量　0 ㎥

[redacted]

合 計　10,300 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル　管理組合法人
理事長　水田　博敏

500

D 4- 6-20	管理費	40,534	ｵｵﾃﾏｴﾀﾞｲｲﾁﾋﾞﾙ

2022/6/9

水光費・会費　口座振替のお知らせ

コード　02011

戸井田　祐輔　　様

振替金額　¥　30,234 —

上記金額を令和　4 年　6 月　19 日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座
までお振り込みの程、お願い致します。

振込先 [redacted]
大手前第一ビル管理組合法人

ご請求内訳	
◆電気代　(R　4 年　5 月度分)	
電気使用料金	- 円
使用量	- kwh
看板・電灯料金	- 円
◆水道代　(R　4 年　- 月度分)	
水道使用料金	- 円
使用量	- m^3
[redacted]	
合　計	30,234 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル　管理組合法人
理事長　水田　博敏

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 4 年 6 月分）
（会派名 自民党兵庫 ）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
9	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	95%
それ以外の案分	~~100%~~

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため
「政務活動以外の部分が全体の5%を占める為」
県政報告発送料金代
386,320円 × 95%
＝367,004円
367,004円を充当

4-06-20		(後納郵便料金)	自払	386,320

県政報告 vol.7 原本は、 4月分（整理番号10）に添付。

次回口座振替のお知らせ　(Information of Current Bill)

戸井田　祐輔

様

日本郵便株式会社

平素は、格別のお引き立てに預かり、誠にありがとうございます。
料金後納ご利用額につき、2022年06月20日に、下記のとおり口座振替により
お引き落としさせていただきますので、お知らせ致します。
お手数ですが、2022年06月20日の前日までに、ご指定の口座へのご入金をお願い致します。

【お問合せ先】
[redacted]

ご請求番号（Billing ID）	次回振替額（Total Amount Due）	金融機関
[redacted]	386,320 円 （うち消費税相当額） 35,120 円	郵便貯金 本店

発行日（Date of Issue）
2022年 6月 6日

ご請求の内訳（Billing Details）

2022/05/01～2022/05/31 料金後納ご利用額	386,320円

上記口座振替日にお引き落としできなかった場合、別途お送りする請求書によりお支払いただきます（郵便局またはゆうちょ銀行でのお支払となります）。
この場合、お客さまご利用の金融機関によっては、お支払期限経過後に請求書をお届けする場合がございますので、予めご了承ください。ご利用明細はWEBでご参照ください。

領　収　書　(Receipt)

発行日

お客さま氏名（Customer）

ご請求番号 （Billing ID）	
ご請求の内訳 （Billing Details）	
領収金額（Amount Paid） （うち消費税相当額）	円 円
金融機関	

右記、金額を

口座振替により領収致しました。

日本郵便株式会社

後納郵便物等
取扱票(お客様用)

戸井田　祐輔　　様

[redacted]

[後納引受]
1 ゆうメール特別
100ｇ　県外
@110　2,800通
¥308,000

合計　¥308,000

〒100-8792　日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
取扱日時：2022年 5月 2日 18:59
発行No. 220502K1766 端211041617

[redacted]

取扱局
後納承認局
後納お取引番号　[redacted]

この控は領収書ではありません。
各料金明細、合計は実際の請求と異なることがあります。

後納郵便物等
取扱票(お客様用)

戸井田　祐輔　　様

[redacted]

[後納引受]
1 ゆうメール特別
100ｇ　県外
@110　712通
¥78,320

合計　¥78,320

〒100-8792　日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
取扱日時：2022年 5月 3日 12:33
発行No. 220503K8494 端211041612

[redacted]

取扱局
後納承認局
後納お取引番号　[redacted]

この控は領収書ではありません。
各料金明細、合計は実際の請求と異なることがあります。

（添付様式７）　　(3)

活 動 報 告 書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	戸井田　祐輔

活動名	県政報告紙の発行　Vol. ７　(令和４年６月)
活動概要	○　発行部数　：　３５００部 ○　配布方法　：　兵庫県内、姫路市内等　郵送３５００部 ○　内容　：　１２月定例会での代表質疑並びに県政報告 ○　郵送　：　後納郵便　３５１２通 （　5/2　２８００通　　5/3　７１２通　） ※12通は、印刷予備分を使用 ★ 備考　６月２０日後納郵便支払いの為、ひと月遅れでの請求 ★ 案分率　政務活動以外の記事を除いて９５%充当とする。

経費	領収書No	項目・内容	支出額	案分率(%)	政務活動費充当金額
	6 － 9	県政報告紙郵送代	386,320	95	367,004
	－				
	－				
	－				
	－				
	合　　計		386,320		367,004
備考					

＊この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 4年 6 月分）
（会派名 自民党兵庫 ）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
10	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	
それ以外の案分	100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため

神戸新聞代（6月分）
4,400円を充当

2022年06月分

領収証

神戸新聞

ID(15034)
No. 1- 103-0447-000
本町大手前ビル１階

戸井田事務所 様

銘柄	部	金額
神戸セット※	1	4,400
合計 ※は軽減税率対象品目		¥ 4,400

お知らせ

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,400(消費税 ¥326)

株式会社神戸新聞姫路中央販売
〒670-0925
姫路市亀井町１１１
TEL: 079-223-8513 FAX: 079-288-3314

領 神戸新聞 収

6/24 支払い

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年6月分）
（会派名自民党兵庫）
（議員名戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
11	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	

それ以外の案分　100%

案分の説明

すべて政務活動に係るものであるため

産経新聞代（6月分）
4400円を充当

2022年06月分

神戸新聞

領収証

ID(　22890)
No. 1-103-0447-001
本町６８
大手前ビル1階
戸井田事務所 様

銘柄	部	金額
産経セット※	1	4,400
合計 ※は軽減税率対象品目		¥4,400

お知らせ

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象　¥4,400(消費税　¥326)

株式会社神戸新聞姫路中央販売
〒670-0925
姫路市亀井町１１１
TEL: 079-223-8513　FAX: 079-288-3314

領 神戸新聞 収

6/24 支払い

領収書等添付様式【共通】

（令和4年6月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目	案分率
12	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	共通案分率 50% 25% それ以外の案分 95% 案分の説明「政務活動以外の部分が全体の5%を占めるため」 ホームページ保守管理料 55,000円×95% =52,250円 52,250円を充当

領収書

戸井田事務所 御中

金額

¥ 55,000−

但 戸井田ゆうすけ様 HP保守・管理費として

上記正に領収いたしました

発行日：2022年6月25日

Ink
〒112-0015
東京都文京区目白台2-10-9-102
TEL 03-6824-2983

[redacted]

〒670-0012 兵庫県姫路市本町68 大手前第一ビル 1F
戸井田事務所 御中

請求日 2022年6月23日

Ink
〒112-0015 東京都文京区目白台2-10-9-102
03-6824-2983

請 求 書

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

ご請求金額	¥55,000

作業内容	金 額	備 考
・HP保守・管理費	50,000	1カ月分

合計	50,000
消費税(10%)	5,000
税込み請求金額	55,000

振込先金融機関

誠に勝手ながら、振り込み手数料はお客様のご負担でお願いいたします。

兵庫県議会議

プロフィール　私の政策　FACEBOOK　問い合わせ

戸井田（といた）ゆうすけ

TOIDA YUSUKE OFFICIAL SITE



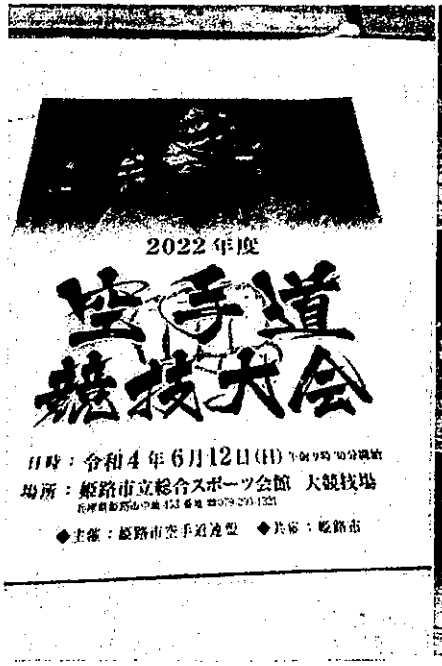
県政にチャレンジ！

現在（いま）と未来の架け橋。
あふれる若さと情熱で
「誇れる姫路！豊かな兵庫！」を作ります。

ページをフォロー

戸井田ゆうすけ
約2週間前

昨日、姫路市空手道競技大会が３年ぶりに開催され、私も大会顧問として、行って参りました。
新型コロナが発生して以来、各道場でも感染症対策に沿った稽古方法を模索していた様で、窓を開放して換気しながらの稽古、野外での稽古、コンタクトがある組手が出来ずに基本や形を中心に稽古を行う等、色々と制限があった様です。
大会も同様に入れ替え制等の対策をされておりました。
制限がある中とはいえ、久々に競技大会が開催される事はコロナ前の日常を少しずつ取り戻す事に繋がるので、嬉しく思います。







戸井田祐輔（といだ ゆうすけ）

誕生日…　1982年9月13日
血液型…　A型

| 経歴 |
昭和57年姫路市にて生まれる
祖父は、元厚生大臣 戸井田三郎
父は、元衆議院議員 戸井田徹
姫路市立安室東小学校 卒業
姫路市立安室中学校 卒業
私立二松学舎大学附属高等学校 卒業
専門学校 東京ヒシュアルアーツ 卒業
関西大学 中退

| 職歴 |
学校卒業後、IT関連会社にて番組映像制作に携わり
その後、元衆議院議員戸井田とある秘書を務め
父の引退後は、会社員として勤務

| 自己紹介 |
趣味…　サッカー観戦、読書
尊敬する人物…　渋沢栄一
好きな言葉…　忘己利他

私の政策

1

今後ますます進む少子高齢化や
人口減少により、危機にさらされる
地方の伝統文化や様々な活動の継承を
自らも担うと共に現場で得られる
地域の声を県政に届けます。

2

幅広い世代、地域の意見を聞き、
地域の持つ魅力、潜在能力を引き出し、
姫路、兵庫の更なる発展を目指します。

3 プロフィール 私の政策 FACEBOOK 問い合わせ

暮らしやすく、住みよい姫路を目指して
周辺自治体との連携を進めると共に
姫路と県をつなぎ、来たるべき
人口減少社会に備えます

同世代の有権者から、結婚、出産、
育児、教育等に関する現場の声を
拾い集め、課題の解決に努めることで、
若者が集まり、子育てのしやすい
まちづくりに尽力します



兵庫県議会議員 戸井田ゆうすけ
〒670-0012 姫路市本町68 大手前第一ビル1F
TEL 079-281-7700
FAX 079-281-7707

3 プロフィール 私の政策 FACEBOOK 問い合わせ

暮らしやすく、住みよい姫路を目指して
周辺自治体との連携を進めると共に
姫路と県をつなぎ、来たるべき
人口減少社会に備えます。

同世代の有権者から、結婚、出産、
育児、教育等に関する現場の声を
拾い集め、課題の解決に努めることで、
若者が集まり、子育てのしやすい
まちづくりに尽力します。



兵庫県議会議員 戸井田ゆうすけ
〒670-0012 姫路市本町68 大手前第一ビル1F
TEL 079-281-7700
FAX 079-281-7707

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年６月分）
（会派名自民党兵庫）
（議員名戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
13	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	
それ以外の案分	100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため

読売新聞代
（６月分）
4,400円を充当

領収書

区域058　全戸0018　お問合せNo26209

お名前 戸井田事務所 様
本町68-170
大手前第一ビル 1F
4年　6月分

	銘柄	部数	金額
1	読売新聞セット ※	1	4,400
2			
3			
	合計		4,400円

◇左記の通り領収しました
領収日 R4年6月27日

※は軽減税率　（10.0%対象　0円）（8.0%対象　4,400円）

読売センター姫路東
姫路市下寺町３９
TEL 079-282-6420

領収印

6/27 支払い

領収書等添付様式【共通】

（令和4年6月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
14	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・(事務所費)・事務費・人件費

案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

来客用駐車場代
（7月分）
14,000円×50%
＝7,000円
7,000円を充当

領収証

№ 37040

戸井田ゆうすけ事務所 様

R4年6月27日

金額			¥	1	4	0	0	0	−

但し 7月分

上記の金額正に領収いたしました

宗教法人に付収入印紙を貼付しません

〒670-0015 姫路市総社本町190
総社會館
電話(079)224−1111番(代)

領収書等添付様式【共通】

（令和4年6月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
15	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	50% / 25%

それ以外の案分

案分の説明

事務所賃借料
（7月分）
132,000円×50%
＝66,000円

66,000円を充当

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆ お振込 ☆☆

[redacted]

お振込金額 ¥132,000
振込手数料 ¥0

お受取人は
[redacted]
カ）タツミハウスサービス 様

お振込人は
トイダ ユウスケジ ムシヨ 様

お取扱日 4. 6.30 電信振込

取扱店	機番	年月日	時刻
[redacted]		4. 6.30	13:09
			1948

銀行番号	店番号	口座番号等
[redacted]		

印紙税申告納付につき廃止 税務署承認済

三井住友銀行

本領収書は県議会議員
戸井田ゆうすけ 宛のものである。

領収書等添付様式【共通】

（令和4年6月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
16	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	50% / (25%)

それ以外の案分

案分の説明

ガソリン代

20,281円＋110円（手数料）
＝20,391円
20,391円×25%
＝5097円
5,097円を充当

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

[redacted]

お振込金額	¥20,281
振込手数料	¥110

お受取人は
[redacted]
ヨコタレキセイコウキ゛ヨウ （カ 様

お振込人は
トイダ゛ユウスケシ゛ムシヨ 様

お取扱日 4. 6.30 電信振込

取扱店	機番	年 月 日	時 刻
[redacted]		4. 6.30	13:11
			1949

銀行番号	店番号	口座番号等
[redacted]		

印紙税申告納付につき税務署承認済 銀町

三井住友銀行

領収書（明細）は、別添のとおり。

領収証

No. 010308

戸井田事務所 殿

令和 4 年 6 月 30 日

金額	¥20,281 円

但し

上記金額正に領収致しました

内訳	
現金	
小切手	
手形	
口座振込	0
相殺	

収入印紙

横田灘青興業株式会社
本社 〒672-8064
姫路市飾磨区細江[redacted]
電話 (079) 233－05[redacted]

御支払確認印	取扱者
	[redacted]

請　求　書

お客様コードNo. 9301

No. 3

2022 年 5 月 31 日 締切分 (30)

６７０－００１２

姫路市本町68

戸井田事務所 様

横田瀝青興業株式会社　兵庫営業所
〒679-3111　神崎郡神河町大河755-1
ＴＥＬ　(0790)34-0792
ＦＡＸ　(0790)34-0791
〒672-8064　姫路市飾磨区細江995番地
ＴＥＬ　(079)233-0575
ＦＡＸ　(079)233-0561
取引銀行　[redacted]

TEL:079-281-7700　FAX:079-281-7707

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

※3万円以下は手数料をご負担願います。

前回御請求額	御入金額		繰越金額	御買上額	今回御請求額	
18,942	18,942		0	20,281	¥20,281	[redacted]

伝票日付	伝票No.	品名	数量	単位	単価	金額
22/ 5/10	1	レギュラーガソリン (横田S/S)	28.00	リットル	158.00	4,424
22/ 5/17	2	レギュラーガソリン (横田S/S)	28.58	リットル	158.00	4,516
22/ 5/20	3	レギュラーガソリン (横田S/S)	32.61	リットル	158.00	5,152
22/ 5/29	4	レギュラーガソリン (横田S/S)	27.50	リットル	158.00	4,345
22/ 5/31	86015	[入金 (振　込)]				[18,942]
		【税別御買上計10.0%】				18,437
		消費税等10.0%				1,844
		【合　　計】				20,281

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年6月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・(人件費)

17

領収書は別添の通り

案分率

共通案分率 (50%) / 25%

それ以外の案分

案分の説明

人件費

126,208円×50%

＝63,104円

63,104円を充当

政務活動補助業務　勤務実績表・領収書

6　月分　　氏　名　[redacted]

日	曜日	定時勤務 開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	備考(時間外勤務等) 開始時間	終了時刻	勤務時間
1	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
2	木							
3	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
4	土							
5	日							
6	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
7	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
8	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
9	木							
10	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
11	土							
12	日							
13	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
14	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
15	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
16	木							
17	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
18	土							
19	日							
20	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
21	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
22	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
23	木							
24	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
25	土							
26	日							
27	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
28	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
29	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
30	木							
31								
計					(A)136.00			

上記のとおり勤務したことを証明します。　　議員名 [redacted]

【総支給額の計算】

① 時給の場合　(A) [136時間00分] × 単価[928円] = 126,208 円(B)

①' 月額の場合　支給額 = 0 円(B)

② 時間外勤務手当等　支給額 = 0 円(C)

③ 総支給額　(B)+(C) = 126,208 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) － [　　円](所得税・住民税、保険料本人負担額) = 円(E)

金 126,208円(E)

左記金額を確かに領収致しました。

令和4年6月30日

住所 [redacted]

氏名

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与　総支給額(D)[126,208円] × 案分率[50%] = 63,104 円(F)

○ 保険料等雇用主負担額　総額[　　円] × 案分率[　%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計　(F)+(G) = 63,104 円

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年７月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
1	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	50% 25%

それ以外の案分

案分の説明

コピー機リース料

20,570円×50%

＝10,285円

10,285円を充当

本領収書は県議会議員
戸井田 ゆうすけ 宛のものである。

04-7-4 口座振替３ ¥20,570 シャープファイナンス

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 4年 7月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
2	調査研究費・研修費・会議費・(広報広聴費)・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

本領収書は県議会議員
戸井田 ゆうすけ 宛のものである。

領収書（明細）は、別添のとおり。

案分率		
	共通案分率	50% 25%
	それ以外の案分	95%

案分の説明
「政務活動以外の部分が全体の5%を占めるため」

ホームページレンタルサーバーサービス料
1430円×95%
=1,358円
1,358円を充当

04-711 口座振替 5 | ★4186 | ｴﾋﾒﾙUFJﾆｺｽ

ＭＵＦＧカードご利用明細書

平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。
戸井田　祐輔様の
ご利用明細をご案内申しあげます。

http://cr.mufg.jp

発行日　令和 4年 7月27日

お支払日　令和 4年 7月11日

三菱ＵＦＪニコス株式会社
〒812-8607
福岡市博多区下川端町9-3　津田ビル
福岡事務センター

関東財務局長(13)第00115号

当月お支払合計額	当月ご請求額	[redacted]
[redacted]	事前お支払額	0円
	内キャッシング分	円
	合計	[redacted]

ご入会年月	2020年7月(入会経過月数：2年1か月)
カード名称	[redacted]
会員番号	
金融機関名	
支店名	

リボ払いのご案内	
返済方式	定額方式
返済コース	Ａコース
手数料率	１５．０００％

お問い合わせ先
ＭＵＦＧカードコールセンター
0570-050535 または 03-5489-6165

ご請求明細

ご利用区分	前月お支払後残高(円)	新規ご利用額(円)	残　高(円)	ご請求金額(円)	内　訳			当月お支払後残高(円)
					元金(円)	手数料(円)	可能枠超過額(円)	
通常払い				4,186				

メッセージ

ご利用明細はＷＥＢで簡単に確認して、すっきりペーパーレス！ＷＥＢ明細チェックは毎月のご利用明細書の郵送を停止し、ＭＵＦＧカードＷＥＢサービスでご利用明細をご確認いただくサービスです。詳しくは三菱ＵＦＪニコスＷＥＢサイトへ。※一部、対象外のカードがあります。

ご　案　内

三菱ＵＦＪカード　スマートの書面によるご利用明細書は、一通あたりの発行手数料９９円（税込）でお送りしております。
※カードご入会後６ヵ月間の発行手数料は無料です。
※法令の定めによりご利用明細書の発行が義務付けられる場合、当社がご利用明細書の郵送を必要と判断する場合等は無料です。

お客様が気づかないうちにカードが悪用される被害が多発しております。当社では２４時間３６５日体制でモニタリング（不正利用の監視）を行っています。カードをご利用の際に、不正利用ケースと類似点があったり、会員様ご本人のご利用ケースと異なる点が見受けられた場合、お取引を保留させていただく場合がございます。

翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることができる場合があります。

FA1106162186AAA0C2BD59BCF452915C

発行日　　令和 4年 7月27日

ご利用明細

ご利用日	ご　利　用　店　名 海外ご利用店名／海外都市名	支払回数	何回目	ご利用金額(円)	摘　要 現地通貨額	通貨名称	換算レート
	【戸井田　祐輔　様】						
[redacted]							
4/ 6/ 1	オヲマエドツトコムレンタルサーバー	1		1,430			
[redacted]							

2020年4月以降の分割払い、2回払い、ボーナス一括払いのショッピング利用代金の遅延損害金率は未払債務に対し年2.99%とします。

Gmail 戸井田事務所 [redacted]

[お名前.com]■サーバーサービス■ご請求／領収明細（クレジットカード） 2022年6月度

info@onamae-server.com <info@onamae-server.com> 2022年6月19日 11:25
To: info@toi-da.com

ードメイン公式登録サービス――――――――――――――――――――――――――――――

□■□　お名前.com のレンタルサーバー　by GMO　□■□

――――――――――――――――――――――― https://www.onamae-server.com/ ―

お名前.comのレンタルサーバーサービスをご利用いただき誠にありがとうございます。

翌月分(まとめ払いのお客様は翌月以降分)のサービスご利用料金についてご登録のクレジットカードより領収いたしました。

詳細につきましては以下をご確認くださいますようお願いいたします。

――

■ご請求／領収内容■

――

会員ID.....: [redacted]
請求番号.....: [redacted]
ご請求日.....: 2022/06/01

[ご請求／領収明細]――――――――――――――――――――――――――――――――
you-toida.com
共用サーバーSD-11プラン 2022年7月ご利用分　1　1,430円
==========
お支払い金額.....: 1,430円

■お知らせ■
2019年10月1日以降のご利用分より、消費税率が8%から10%に変更となります。
何とぞご了承くださいますようお願いいたします。
詳細につきましては以下のご案内ページをご確認ください。
https://www.onamae-server.com/tax/2019/

※記載の料金はすべて税込金額です。
※一部のオプションの追加/削除について、お申込みの翌月にご利用料金の
　調整(精算)をさせていただく場合がございます。

ご請求につきましてご不明な点がございましたら、お客様窓口までご連絡ください。

――

【重要】■「お支払いのお願い」メールを受信されているお客様へ■

――

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年７月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
3	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費

本領収書は県議会議員
戸井田 ゆうすけ 宛のものである。

領収書（明細）は、別添のとおり。

案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分
案分の説明

パソコンソフト
リース料
1,496円 × 50%
＝748円
748円を充当

04-7-11 口座振替５ | ★4,186 | ミツビシUFJニコス

発行日　令和 4年 7月27日

ご利用明細

ご利用日	ご利用店名 海外ご利用店名／海外都市名	支払回数	何回目	ご利用金額(円)	摘要 現地通貨額	通貨名称	換算レート
	【戸井田　祐輔　様】						
[redacted]							
4/ 6/ 6	MSFT *<E0400IUXD7> / MSBILL.INFO	1		1,496	１４９６．００	エン	１．０００

2020年4月以降の分割払い、2回払い、ボーナス一括払いのショッピング利用代金の遅延損害金率は未払債務に対し年2.99%とします。

Microsoft

請求書

2022 年 6 月
請求書発行日: 2022/06/05
請求書番号: E0400IUXD7
1,496 JPY

お客様名
戸井田事務所
日本 670-0012
hyogoken 姫路市
本町68
大手前第一ビル 戸井田事務所

請求先
戸井田事務所
[redacted]

サービス送付先
戸井田事務所
日本 670-0012
hyogoken 姫路市
本町68
大手前第一ビル 戸井田事務所

注文の詳細

製品:	Online Services
発注書番号:	
発注 ID:	2119dade-6c5b-4f37-a262-96280f860881
請求期間:	2022/05/05 – 2022/06/04
お支払いについて:	お振り込みは不要です。ご登録のクレジットカードに請求されます。

請求の概要

請求額:	1,360
割引:	0
クレジット:	0
消費税:	136
合計:	1,496

サポート

この課金内容には、繰越残高は含まれません。注文合計残高と前回以前の課金内容を表示するには、管理センター へアクセスして [課金情報] > [課金内容] の順にクリックしてください。

ヘルプ https://aka.ms/Office365Billing
電話 : 0120 996 680 (Office 365 Enterprise), 0120 628 860 (その他のプラン)

Microsoft

請求書

2022 年 6 月
請求書発行日: 2022/06/05
請求書番号: E0400IUXD7
1,496 JPY

Microsoft 365 Business Standard

料金の計算式

服务期内的许可证数サービス期間内のライセンス数 X 月間 (または年間) の価格/ライセンス X (サービス期間の日数/合計サービス期間) = 請求額

今回新たに発生する料金

これは、お客様の現在のライセンス数に対する次の請求期間の料金です。

サービスのご利用期間	詳細	サービス期間内のライセンス	月額料金/ライセンス	サービス期間内の日数	請求額	割引	クレジット	小計	消費税 %	消費税	合計
2022/06/04 - 2022/07/03	月間のサブスクリプション料金	1	1,360	30	1,360	0	0	1,360	10.00 %	136	1,496
小計					1,360	0	0	1,360		136	1,496
総計					1,360	0	0	1,360		136	1,496

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 4年 7月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
4	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費

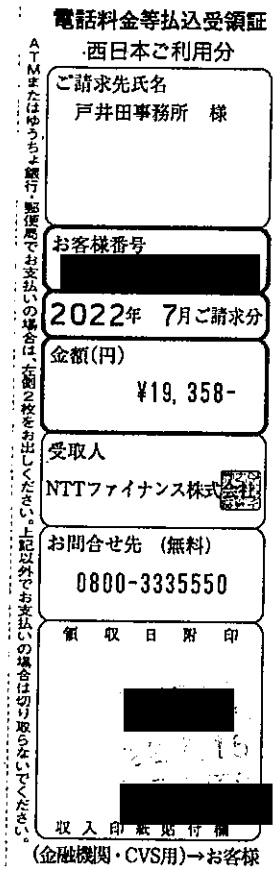
案分率

共通案分率 (50%) / 25%

それ以外の案分

案分の説明

電話代（ナビダイヤル）
19358円 − 154円
＝19,204円
19,204円 × 50%
＝9602円
9,602円を充当



電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、右側2枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名
戸井田事務所　様

お客様番号
[redacted]

2022年　7月ご請求分

金額(円)
¥19,358-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先（無料）
0800-3335550

領収日附印
[redacted]

収入印紙貼付欄
[redacted]

(金融機関・CVS用)→お客様

領収書（明細）は、別添のとおり。

請求書（西日本ご利用分）

〒670－0012
姫路市本町68－170

大手前第一ビル　2階
戸井田事務所　様

02207210100432234 6

郵便区内特別

09297

Webでのお問い合わせ先

NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1－2－70

発行年月日　2022年　7月　7日発行
発行会社　NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先　0800－3335550（無料）
【還付先】
〒536－0025　大阪市城東区森之宮1－6
－111　NLC森の宮ビル6F
社用コード　M30021211001 09297 09000 00 J
61 000000 10　22070101J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。（1／3ページ）

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
079－281－7700 [redacted]	2022年　7月ご請求分	19，358円	2022年　7月20日（水）

（2／3ページ）

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	079-281-7700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年　7月ご請求分

ご請求内訳　（お客様番号 [redacted]）

内訳項目　金額（円） CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額（円） AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN （本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。）		税区分 TAX
◆079-281-7700				
◇NTT西日本ご利用分				
8,294	5,400	フレッツ　光ネクスト　FHS利用料	5月　1日～　5月31日	合　算
	-1,790	光もっともっと割	2024年12月～2025年02月以外の解約は解約金がかかります	合　算
	1,100	ひかり電話オフィスA（エース）基本料	5月　1日～　5月31日	合　算
	2,000	複数チャネル使用料	5月　1日～　5月31日	合　算
	300	追加番号使用料	5月　1日～　5月31日	合　算
	144	ひかり電話（通話料）	5月　1日～　5月31日	合　算
	224	ひかり電話（携帯電話等への通話料）	5月　1日～　5月31日	合　算
	12	ユニバーサルサービス料他	5月　1日～　5月31日　4番号分のご請求となります。	合　算
	100	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用になります。	合　算
	50	収納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金融機関でお支払いいただく場合の手数料です。	合　算
	754	消費税等相当額（合計）	合算表示の料金合計×10%	
◇NTTコミュニケーションズご利用分				
~~154~~	~~140~~	~~ナビダイヤル／テレドーム等への通話料~~	~~5月　1日～　5月31日。0570／0180等で始まる番号への通話料です。~~	~~合　算~~
	~~14~~	~~消費税等相当額（合計）~~	~~合算表示の料金合計×10%~~	
◇NTT西日本分（小計）				
8,448	8,448	（小計）		
◇NTTファイナンスご利用分				
10,910	1,320	OCN光ｗｉｔｈフレッツ利用料等	＊　契約番号：N109983264	非対象等

ユニバーサルサービス料他には、2022年4月利用料分から2022年9月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1．1円（税込）が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

＊＊＊ユニバーサルサービス料について＊＊＊
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	079-281-7700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年 7月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 [redacted])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN 〔本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。〕	税区分 TAX
	9,590	NTTコミュニケーションズご利用分。 リース料 ＊ リース料金6月分、残20回 NTT・TCリース株式会社ご利用分。	非対象
◇合計 19,358	19,358	合計	

<NTTファイナンスからのお知らせ>
○上記＊印はサービス提供者に代わって、ご請求させて いただきます。

P0000035600001000 3

M30031211001 01547 09000 00 J

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年７月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
5	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	50%（25%）
それ以外の案分	
案分の説明	コピー機使用料 3752円＋110円 ＝3862円 3862円×50% ＝1931円 1931円を充当

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

[redacted]

お振込金額	¥3,752
振込手数料	¥110

お受取人は
[redacted]
フジフイルムビジネスイノベーションジャパン（カ 様
お振込人は
トイダユウスケジムショ 様

お取扱日 4. 7.15 電信振込

取扱店	機番	年月日	時刻
[redacted]		4. 7.15	15:51
			4698

銀行番号	店番号	口座番号等
[redacted]		

印紙税申告納付につき税務署承認済 町

三井住友銀行

領収書（明細）は、別添のとおり。

[redacted]

戸井田事務所

様

請求書

発　行　日：2022年07月04日
請求書番号：820701-0044651

今回ご請求額	3,752円

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合せ番号：3302201632　電話：0120-069-840

お支払のご案内	
お支払約束日	2022年08月01日
お支払方法	お振込
金融機関名	[redacted]
本・支店名	
預金種目／口座番号	
指定口座名	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

	料金項目／品名	期間／送品NO	枚数／数量	単価	小計（円）	合計（円）
1	トータルサービス料金	2022/06/01-2022/06/30				3411
2	黒モード	1カウント 以上	1137	3.00	3411	
3	フルカラー	1カウント 以上	0	20.00	0	
4	ご使用合計		1137			
5						
6	【代金/料金合計】					3411
7	【消費税および地方消費税(10%)】					341
8	【今回ご請求額】					3752
9						
10	※ご利用機種/機械番号:ApeosPort C3070 (Model-PFS) 110458					
11	今回 / 前回 / テスト / ミス	2022/06/01-2022/06/30				
12	1 15760 / 14619 / 0 / 4					
13	2					
14	3 275 / 275 / 0 / 0					
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						

36400 22400　3302201632 30 0707 0C9
A-075773　0000 3302201632 510 1NK 0000 12503050

31 備考：

[redacted]

M1F003

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 4 年 7 月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
6	(調査研究費)・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

本領収書は県議会議員
戸井田ゆうすけ 宛のものである。

案分率

共通案分率	50% 25%

それ以外の案分
案分の説明
自動車リース料
別添の通り
29,512円を按分

04-7-19 口座振替３ | *72600 | TF)トヨタファイナンス

兵庫トヨタ自動車㈱　充当計算

R4

7 月請求分

支払い総額	¥72,600	
除外額合計	¥13,576	
出金総額	¥59,024	
充当額合計　（５０％）	¥29,512	

除外オプション内訳

除外項目	除外額	備考
ＴＶコントロールキット	¥29,700	
ドライブレコーダー前後	¥51,700	
ナンバーフレーム	¥6,710	
任意保険	¥400,620	
合計	¥488,730	

計　¥488730/36回　　月々　¥13576　を除外

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 4年 7月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
7	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	50%（25%）

それ以外の案分

案分の説明

事務所
電気代
11500円×50%
＝5,750円
5,750円を充当

2022/7/7

水光費・会費　口座振替のお知らせ

コード　51011

戸井田　祐輔　様

振替金額　¥　15,191 －

上記金額を令和　4 年　7 月　19 日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座までお振り込みの程、お願い致します。

[redacted]
大手前第一ビル管理組合法人　理事長　柳谷　義則

ご請求内訳

◆電気代　(R　4 年　6 月度分)
電気使用料金　11,500 円
使用量　250 kwh
看板・電灯料金　－ 円

◆水道代　(R　4 年　5・6 月度分)
水道使用料金　2,991 円
使用量　3 ㎥

[redacted]

合 計　15,191 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル　管理組合法人
理事長　水田　博敏

500

D 4- 7-20 | 管理費 | 45,425 | オオテマエダイイチビル

2022/7/7

水光費・会費　口座振替のお知らせ

コード　02011

戸井田　祐輔　　様

振替金額　¥　30,234　—

上記金額を令和　4 年　7 月　19 日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座
までお振り込みの程、お願い致します。

振込先 [redacted]
大手前第一ビル管理組合法人

ご請求内訳

◆電気代　(R　4 年　6 月度分)
電気使用料金　- 円
使用量　- kwh
看板・電灯料金　- 円

◆水道代　(R　4 年　5・6 月度分)
水道使用料金　- 円
使用量　- m³

[redacted]

合 計　30,234 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル　管理組合法人
理事長　水田　博敏

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 4 年 7 月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
8	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・(事務所費)・事務費・人件費

案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

事務所水道代
299円×50%
=149.5円
1495円を充当

2022/7/7

水光費・会費　口座振替のお知らせ

コード　51011

戸井田 祐輔　様

振替金額　¥　15,191 —

上記金額を令和　4 年　7 月　19 日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座までお振り込みの程、お願い致します。

振込先 [redacted]
大手前第一ビル管理組合法人　理事長　柳谷　義則

ご請求内訳

◆電気代　(R　4 年　6 月度分)
電気使用料金　11,500 円
使用量　250 kwh
看板・電灯料金　－ 円

◆水道代　(R　4 年　5・6 月度分)
水道使用料金　2,991 円
使用量　3 ㎥

[redacted]

合 計　15,191 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル　管理組合法人
理事長　水田　博敏

500

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年7月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目	案分率	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
9			共通案分率 50% / 25% それ以外の案分 95% 案分の説明 「政務活動以外の部分が全体の5%を占めるため」 ホームページ保守管理料 55,000円×95% ＝52,250円 52,250円を充当

領収書

戸井田事務所 御中

金額

¥ 55,000−

但 戸井田ゆうすけ様 HP 保守・管理費として

上記正に領収いたしました

発行日：2022年7月25日

Ink
〒112-0015
東京都文京区目白台2-10-9-102
TEL 03-6824-2983

[redacted]

〒670-0012 兵庫県姫路市本町68 大手前第一ビル 1F
戸井田事務所 御中

請求日 2022年7月23日

Ink
〒112-0015 東京都文京区目白台2-10-9-102
03-6824-2983
[redacted]

請 求 書

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

ご請求金額	¥55,000

作業内容	金 額	備 考
・HP保守・管理費	50,000	1カ月分

合計	50,000
消費税(10%)	5,000
税込み請求金額	55,000

振込先金融機関 [redacted]

誠に勝手ながら、振り込み手数料はお客様のご負担でお願いいたします。

兵庫県議会議員

戸井田（といだ）ゆうすけ

TOIDA YUSUKE OFFICIAL SITE



県政にチャレンジ!

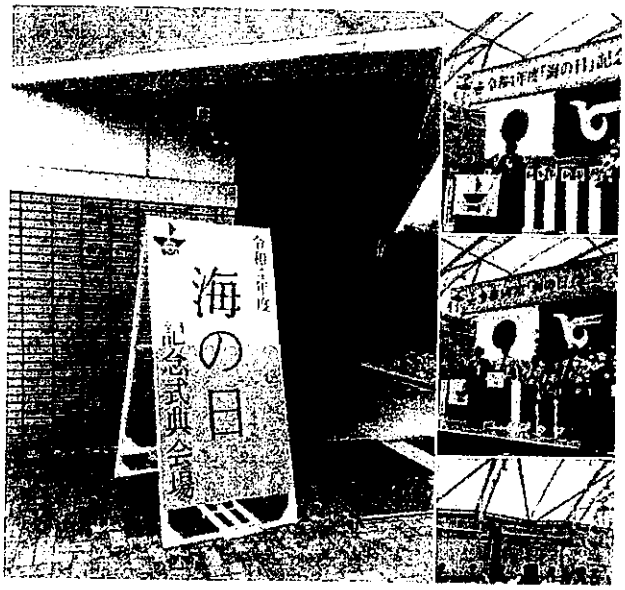
現在（いま）と未来の架け橋。
あふれる若さと情熱で
「誇れる姫路！豊かな兵庫！」を作ります。

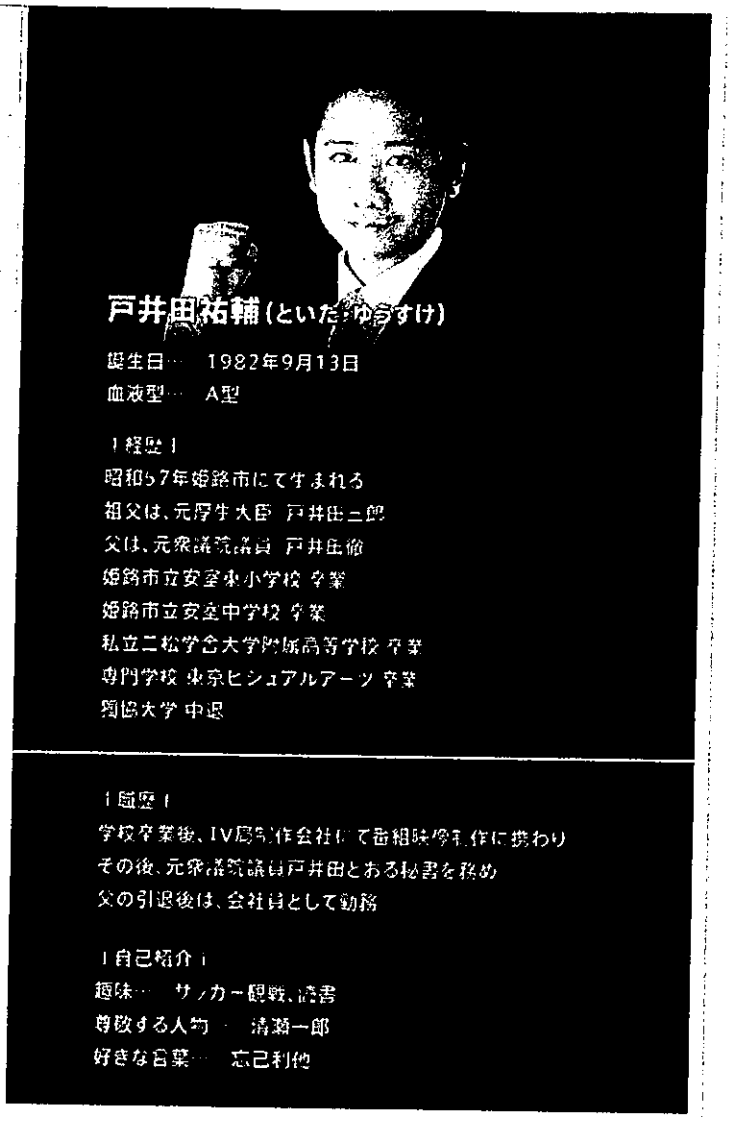
プロフィール　私の政策　FACEBOOK　問い合わせ

ページをフォロー

戸井田ゆうすけ
月曜日

今日は、2年ぶりに開催された、令和四年度 海の日記念式典に出席させて頂きました。海の日は、1876(明治9)年に明治天皇が東北を巡幸された際、7月20日に横浜港に入港された史実から、1941(昭和16)年に当時の逓信大臣である村田省蔵が提唱し制定、祝日化される前は海の日記念日とされておりました。
近年、観光業界から観光振興策としての要望もあり、ハッピーマンデーとして毎年7月の第3月曜日を海の日として制定しておりますが、海洋国家として、海の恵みに感謝するという本来の目的から離れ、連休としての1日になりつつある事から本来の7月20日に戻そうとする動きもある様です。
いずれにせよ、海の日の1日のどこかで海の恵み、水が豊富にある海洋国家である事を感謝し、海について考えたいですね。





戸井田祐輔（といだゆうすけ）

誕生日…　1982年9月13日
血液型…　A型

【経歴】
昭和57年姫路市にて生まれる
祖父は、元厚生大臣 戸井田三郎
父は、元衆議院議員 戸井田徹
姫路市立安室東小学校 卒業
姫路市立安室中学校 卒業
私立二松学舎大学附属高等学校 卒業
専門学校 東京ヒシュアルアーツ 卒業
獨協大学 中退

【職歴】
学校卒業後、IV局制作会社にて番組映像制作に携わり
その後、元衆議院議員戸井田とある秘書を務め
父の引退後は、会社員として勤務

【自己紹介】
趣味…　サッカー観戦、読書
尊敬する人物…　清瀬一郎
好きな言葉…　忘己利他

私の政策

1

今後ますます進む少子高齢化や
人口減少により、危機にさらされる
地方の伝統文化や様々な活動の継承を
自らも担うと共に現場で得られる
地域の声を県政に届けます.

2

幅広い世代、地域の意見を聞き、
地域の持つ魅力、潜在能力を引き出し、
姫路、兵庫の更なる発展を目指します。

3

暮らしやすく、住みよい姫路を目指して
周辺自治体との連携を進めると共に
姫路と県をつなぎ、来たるべき
人口減少社会に備えます

4

同世代の有権者から、結婚、出産、
育児、教育等に関する現場の声を
拾い集め、課題の解決に努めることで、
若者が集まり、子育てのしやすい
まちづくりに尽力します。



兵庫県議会議員 戸井田ゆうすけ
〒670-0012 姫路市本町68 大手前第一ビル1F
TEL 079-281-7700
FAX 079-281-7707

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年7月分）
（会派名自民県兵庫）
（議員名戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
10	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率	
共通案分率	
それ以外の案分	100%
案分の説明	すべて政務活動に係るものであるため

神戸新聞代（7月分）
4,400円を充当

2022年07月分　神戸新聞

領収証

ID(15034)
No. 1- 103-0447-000
本町大手前ビル１階

戸井田事務所 様

銘柄	部	金額
神戸セット※	1	4,400
合計		¥4,400
※は軽減税率対象品目		

お知らせ

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。
8%対象　¥4,400(消費税　¥326)

株式会社神戸新聞姫路中央販売
〒670-0925
姫路市亀井町１１１
TEL: 079-223-8513
FAX: 079-288-3314

領 神戸新聞 収

7/25 支払い

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 4年 7月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
11	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	
それ以外の案分	100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため

産経新聞代
（7月分）
4,400円を充当

2022年07月分　神戸新聞　**領収証**

ID(22890)
No. 1- 103-0447-001
本町６８
大手前ビル1階
戸井田事務所 様

銘柄	部	金額
産経セット※	1	4,400
合計 ※は軽減税率対象品目		¥ 4,400

お知らせ

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。
8%対象 ¥4,400(消費税 ¥326)

株式会社神戸新聞姫路中央販売
〒670-0925
姫路市亀井町１１１
TEL: 079-223-8513
FAX: 079-288-3314

領 神戸新聞 収

7/25 支払い

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年7月分）
（会派名自民党兵庫）
（議員名戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
12	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費 (資料購入費)・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	
それ以外の案分	100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため

読売新聞代
（7月分）
4,400円を充当

領収書

区域058　全戸0019　お問合せNo26209

お名前 戸井田事務所 様
本町68-170
大手前第一ビル 1F
4年　7月分

	銘柄		部数	金額
1	読売新聞セット	※	1	4,400
2				
3				
	合計			4,400円

◇左記の通り領収しました

領収日 R4年 7月25日

※は軽減税率　（10.0%対象　0円）（8.0%対象　4,400円）

読売センター姫路東
姫路市下寺町３９
TEL 079-282-6420

領収印

7/25 支払い

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年７月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目	案分率	共通案分率	それ以外の案分
13	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費 (事務所費)・事務費・人件費		(50%) 25%	案分の説明：来客用駐車場代（8月分） 14,000円×50% ＝7,000円 7,000円を充当

領収証

No. 37110

戸井田ゆうすけ事務所 様

令和4年7月27日

金額			¥	1	4	0	0	0	—

但し 8月分

上記の金額正に領収いたしました

宗教法人に付収入印紙を貼付しません

〒670-0015 姫路市総社本町190
総社會館
電話(079)224－1111番

総社會館

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年７月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
14	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	50% / 25%

それ以外の案分

案分の説明

事務所賃借料
（8月分）
132,000円 × 50%
＝66,000円

66,000円を充当

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

[redacted]

お振込金額	¥132,000
振込手数料	¥0

お受取人は
[redacted]
カ）タツミハウスサービス 様

お振込人は
トイダユウスケジムショ 様

お取扱日 4. 7.29 電信振込

取扱店	機番	年 月 日	時刻
[redacted]		4. 7.29	10:28
			3055

銀行番号	店番号	口座番号等
[redacted]		

印紙税申告納付につき税務署承認済

三井住友銀行

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年7月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
15	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

領収書（明細）は、別添のとおり。

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

☆☆お振込☆☆　SMBC

[redacted]

お振込金額　¥28,347
振込手数料　¥110

お受取人は
[redacted]
ヨコタレキセイコウギヨウ（カ　様

お振込人は
トイダユウスケジムショ　様

お取扱日 4. 7.29 電信振込

取扱店	機番	年月日	時刻
[redacted]		4. 7.29	10:26
			3054
銀行番号	店番号	口座番号等	
[redacted]			

印紙税申告納付につき翔町税務署承認済

三井住友銀行

案分率

共通案分率	50% (25%)

それ以外の案分

案分の説明

ガソリン代
28,347円＋110円（手数料）
＝28,457円
28,457円×25%
＝7,114円
7,114円を充当

領収証

No. 010312

戸井田事務所 殿

令和 4 年 7 月 29 日

金額	¥28,347 円

但し

上記金額正に領収致しました

内訳	
現金	
小切手	
手形	
口座振込	0
相殺	

収入印紙

横田瀝青興業株式会社
本社 〒672-8064
姫路市飾磨区細江995番地
電話（079）233－0551番（代表）

御支払確認印　取扱者 [redacted]

お客様コードNo. 9301

請　求　書

No. 30

2022 年 6 月 30 日 締切分 (30)

６７０－００１２

姫路市本町68

戸井田事務所 様

横田瀝青興業株式会社　兵庫営業所
〒679-3111　神崎郡神河町大河755-1
ＴＥＬ　(0790) 34-0792
ＦＡＸ　(0790) 34-0791
〒672-8064　姫路市飾磨区細江995番地
ＴＥＬ　(079) 233-0575
ＦＡＸ　(079) 233-0561
取引銀行　[redacted]
TEL:079-281-7700　FAX:079-281-7707

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

※3万円以下は手数料をご負担願います。

前回御請求額	御入金額		繰越金額	御買上額	今回御請求額
20,281	20,281		0	28,347	¥28,347

伝票日付	伝票No.	品名	数量	単位	単価	金額
22/ 6/ 5	1	レギュラーガソリン (横田S/S)	27.29	リットル	161.00	4,394
22/ 6/10	2	レギュラーガソリン (横田S/S)	26.00	リットル	161.00	4,186
22/ 6/13	3	レギュラーガソリン (横田S/S)	30.13	リットル	161.00	4,851
22/ 6/24	4	レギュラーガソリン (横田S/S)	24.01	リットル	161.00	3,866
22/ 6/27	5	レギュラーガソリン (横田S/S)	21.63	リットル	161.00	3,482
22/ 6/30	86286	[入金 (振　込)]				[20,281]
	6	レギュラーガソリン (横田S/S)	31.00	リットル	161.00	4,991
		【税別御買上計10.0%】				25,770
		消費税等10.0%				2,577
		【合　　計】				28,347

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年７月分）

（会派名 自民党兵庫）

（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目	案分率
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	共通案分率 50% 25%
16	領収書は別添の通り	それ以外の案分 案分の説明 人件費 118,784円×50% =59,392円 59,392円を充当

政務活動補助業務　勤務実績表・領収書

7 月分　氏　名 [redacted]

日	曜日	定時勤務 開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	備考(時間外勤務等) 開始時間	終了時刻	勤務時間
1	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
2	土							
3	日							
4	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
5	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
6	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
7	木							
8	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
9	土							
10	日							
11	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
12	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
13	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
14	木							
15	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
16	土							
17	日							
18	月							
19	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
20	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
21	木							
22	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
23	土							
24	日							
25	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
26	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
27	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
28	木							
29	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
30	土							
31	日							
計					(A) 128:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。　議員名 宇井田浩輔 [redacted]

【総支給額の計算】

① 時給の場合　(A) [128時間 00分] × 単価[928円] = 118,784 円(B)

①' 月額の場合　支給額 = 0 円(B)

② 時間外勤務手当等　支給額 = 0 円(C)

③ 総支給額　(B)+(C) = 118,784 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) － [　　円](所得税・住民税、保険料本人負担額) = 円(E)

金 118,784 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。

R4 年 7 月 30 日

住所 [redacted]

氏名

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与　総支給額(D)[118,784 円] × 案分率[50 %] = 59,392 円(F)

○ 保険料等雇用主負担額　総額[　　円] × 案分率[　%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計　(F)+(G) = 59,392 円

領収書等添付様式【共通】

（令和4年8月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
1	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

本領収書は県議会議員
戸井田ゆうすけ宛のものである。

案分率

共通案分率 50% 25%

それ以外の案分

案分の説明

コピー機リース料
20,570円×50%
=10,285円
10,285円を充当

04-8-3 口座振替3	★20,570	シャープファイナンス

領収書等添付様式【共通】

（令和 4年 8月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・(広報広聴費)・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

2

本領収書は県議会議員
戸井田 ゆうすけ 宛のものである。

領収書（明細）は、別添のとおり。

案分率

共通案分率	50%
	25%

それ以外の案分 95%

案分の説明
「政務活動以外の部分が全体の5%を占めるため」
ホームページレンタルサーバーサービス料
1,430円×95%
=1,358円
1,358円を充当

04-8-10 口座振替 5 | *2,926 | ミツビシUFJニコス

ＭＵＦＧカードご利用明細書

平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。
戸井田　祐輔様の
ご利用明細をご案内申しあげます。

http://cr.mufg.jp

発行日　　令和 4年 8月25日

お支払日　　令和 4年 8月10日

三菱ＵＦＪニコス株式会社
〒812-8607
福岡市博多区下川端町9-3　津田ビル
福岡事務センター

関東財務局長(13)第00115号

当月お支払合計額	当月ご請求額	[redacted]
[redacted]	事前お支払額	0円
	内キャッシング分	円
	合計	[redacted]

ご入会年月	2020年7月(入会経過月数：2年2か月)
カード名称	[redacted]
会員番号	
金融機関名	
支店名	

リボ払いのご案内	
返済方式	定額方式
返済コース	Ａコース
手数料率	１５．０００％

お問い合わせ先
ＭＵＦＧカードコールセンター
0570-050535 または 03-5489-6165

ご請求明細

ご利用区分	前月お支払後残高(円)	新規ご利用額(円)	残　高(円)	ご請求金額(円)	内訳			当月お支払後残高(円)
					元金(円)	手数料(円)	可能枠超過額(円)	
通常払い				[redacted]				

メッセージ

ご利用明細はＷＥＢで簡単に確認して、すっきりペーパーレス！ＷＥＢ明細チェックは毎月のご利用明細書の郵送を停止し、ＭＵＦＧカードＷＥＢサービスでご利用明細をご確認いただくサービスです。詳しくは三菱ＵＦＪニコスＷＥＢサイトへ。※一部、対象外のカードがあります。

ご　案　内

三菱ＵＦＪカード　スマートの書面によるご利用明細書は、一通あたりの発行手数料９９円（税込）でお送りしております。
※カードご入会後６ヵ月間の発行手数料は無料です。
※法令の定めによりご利用明細書の発行が義務付けられる場合、当社がご利用明細書の郵送を必要と判断する場合等は無料です。

お客様が気づかないうちにカードが悪用される被害が多発しております。当社では２４時間３６５日体制でモニタリング（不正利用の監視）を行っています。カードをご利用の際に、不正利用ケースと類似点があったり、会員様ご本人のご利用ケースと異なる点が見受けられた場合、お取引を保留させていただく場合がございます。

翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることができる場合があります。

063AEB5CB0320760401E3780E5B1EDF3

発行日　　令和 4年 8月25日

ご利用明細

ご利用日	ご利用店名 海外ご利用店名／海外都市名	支払回数	何回目	ご利用金額(円)	摘要 現地通貨額	通貨名称	換算レート
	【戸井田　祐輔　様】						
4/ 7/ 1	オナマエドツトコムレンタルサーバー	1		1,430			

2020年4月以降の分割払い、2回払い、ボーナス一括払いのショッピング利用代金の遅延損害金率は未払債務に対し年2.99%とします。

Gmail 戸井田事務所[redacted]

[お名前.com]■サーバーサービス■ご請求／領収明細（クレジットカード） 2022年7月度

1 件のメッセージ

info@onamae-server.com <info@onamae-server.com> 2022年7月19日 11:26
To: info@toi-da.com

ードメイン公式登録サービス――――――――――――――――――――――――――――

□■□ お名前.com のレンタルサーバー by GMO □■□

――――――――――――――――――――――――― https://www.onamae-server.com/ ―

お名前.comのレンタルサーバーサービスをご利用いただき誠にありがとう
ございます。

翌月分(まとめ払いのお客様は翌月以降分)のサービスご利用料金について
ご登録のクレジットカードより領収いたしました。

詳細につきましては以下をご確認くださいますようお願いいたします。

――

■ご請求／領収内容■

――

会員ID.....:[redacted]
請求番号.....:[redacted]
ご請求日.....: 2022/07/01

[ご請求／領収明細]――――――――――――――――――――――――――――――――
you-toida.com
共用サーバーSD-11プラン 2022年8月ご利用分 1 1,430円
==========
お支払い金額.....: 1,430円

■お知らせ■
2019年10月1日以降のご利用分より、消費税率が8%から10%に変更となります。
何とぞご了承くださいますようお願いいたします。
詳細につきましては以下のご案内ページをご確認ください。
https://www.onamae-server.com/tax/2019/

※記載の料金はすべて税込金額です。
※一部のオプションの追加/削除について、お申込みの翌月にご利用料金の
調整(精算)をさせていただく場合がございます。

ご請求につきましてご不明な点がございましたら、お客様窓口までご連絡ください。

――

【重要】■「お支払いのお願い」メールを受信されているお客様へ■

領収書等添付様式【共通】

（令和 4 年 8 月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
3	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費

本領収書は県議会議員
戸井田 ゆうすけ 宛のものである。

領収書（明細）は、別添のとおり。

案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分
案分の説明

パソコンソフト
リース料
1496円×50%
＝748円
748円を充当

04-8-10 口座振替 5 | *2926 | ミツビシUFJニコス

発行日　令和 4年 8月25日

ご利用明細

ご利用日	ご利用店名 海外ご利用店名／海外都市名	支払回数	何回目	ご利用金額(円)	摘要 現地通貨額	通貨名称	換算レート
	【戸井田　祐輔　様】						
[redacted]							
<47 7/ 6	MSFT *<E0400J8X3I> / MSBILL.INFO	1		1,496	１４９６．００	エン	１．０００

2020年4月以降の分割払い、2回払い、ボーナス一括払いのショッピング利用代金の遅延損害金率は未払債務に対し年2.99%とします。

Microsoft

請求書

2022 年 7 月
請求書発行日: 2022/07/05
請求書番号: E0400J8X3I
1,496 JPY

お客様名	請求先	サービス送付先
戸井田事務所 日本 670-0012 hyogoken 姫路市 本町68 大手前第一ビル 戸井田事務所	戸井田事務所 [redacted]	戸井田事務所 日本 670-0012 hyogoken 姫路市 本町68 大手前第一ビル 戸井田事務所

注文の詳細

製品:	Online Services
発注書番号:	
発注 ID:	2119dade-6c5b-4f37-a262-96280f860881
請求期間:	2022/06/05 - 2022/07/04

お支払いについて: お振り込みは不要です。ご登録のクレジットカードに請求されます。

請求の概要

請求額:	1,360
割引:	0
クレジット:	0
消費税:	136
合計:	1,496

サポート

この課金内容には、繰越残高は含まれません。注文合計残高と前回以前の課金内容を表示するには、管理センター へアクセスして [課金情報] > [課金内容] の順にクリックしてください。

ヘルプ https://aka.ms/Office365Billing
電話 : 0120 996 680 (Office 365 Enterprise), 0120 628 860 (その他のプラン)

Microsoft

請求書

2022 年 7 月
請求書発行日: 2022/07/05
請求書番号: E0400J8X3I
1,496 JPY

Microsoft 365 Business Standard

料金の計算式
サービス期間内のライセンス数 X 月間 (または年間) の価格/ライセンス X (サービス期間の日数/合計サービス期間) = 請求額

今回新たに発生する料金

これは、お客様の現在のライセンス数に対する次の請求期間の料金です。

サービスのご利用期間	詳細	サービス期間内のライセンス	月額料金/ライセンス	サービス期間内の日数	請求額	割引	クレジット	小計	消費税 %	消費税	合計
2022/07/04 - 2022/08/03	月間のサブスクリプション料金	1	1,360	31	1,360	0	0	1,360	10.00 %	136	1,496
小計					1,360	0	0	1,360		136	1,496
総計					1,360	0	0	1,360		136	1,496

日本マイクロソフト株式会社 〒108-0075東京都 港区 港南2-16-3品川グランドセントラルタワー

領収書等添付様式【共通】

（令和4年8月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
4	(調査研究費)・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

本領収書は県議会議員
戸井田ゆうすけ宛のものである。

案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分
案分の説明
自動車リース料
別添の通り
29,572円を充当

04-8-17 口座振替3		*72,600	TF)トヨタファイナンス

兵庫トヨタ自動車㈱　充当計算

8 月請求分

支払い総額	¥72,600	
除外額合計	¥13,576	
出金総額	¥59,024	
充当額合計　（５０%）	¥29,512	

除外オプション内訳

除外項目	除外額	備考
ＴＶコントロールキット	¥29,700	
ドライブレコーダー前後	¥51,700	
ナンバーフレーム	¥6,710	
任意保険	¥400,620	
合計	¥488,730	

計　¥488730/36回　　月々　¥13576　を除外

領収書等添付様式【共通】

（令和 4年 8 月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
5	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費

案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

電話代

21,604円 − 232円（電報料）
= 19,283円

19,283円 × 50%
= 9,641円

9,641円を充当

本領収書は県議会議員

戸井田 ゆうすけ 宛のものである。

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
04-08-18	[redacted]	料金払込 PE
記号		番号
[redacted]		
取扱番号		お取引金額
N061		*21,604
[redacted]		残高
		[redacted]

4605083249003
払込金額 *21,604円

払込内容ＮＴＴファイナンス
２０２２年 ８月分

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちょ銀行

領収書（明細）は、別添のとおり。

請求書（西日本ご利用分）

〒670－0012
姫路市本町68－170

大手前第一ビル　2階
戸井田事務所　様

02208210100450925 8

郵便区内特別

17890

Webでのお問い合わせ先

NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1－2－70

発行年月日　2022年　8月　7日発行
発行会社　NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先　0800－3335550（無料）
【還付先】
〒536　大阪市城東区森之宮1－6
－0025　－111　NLC森の宮ビル6F
社用コード　M30021111001 17890 17743 00 J
81 000000 10　22080101J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。（1／3ページ）

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
079－281－7700 [redacted]	2022年　8月ご請求分	21，604円	2022年　8月22日（月）

お　知　ら　せ

（2／3ページ）

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	079-281-7700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年　8月ご請求分

ご請求内訳　（お客様番号 [redacted]）

内訳項目　金額（円） CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額（円） AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN （本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。）		税区分 TAX
◆079-281-7700				
◇NTT西日本ご利用分				
10,694	5,400	フレッツ　光ネクスト　FHS利用料	6月　1日～　6月30日	合　算
	-1,790	光もっともっと割	2024年12月～2025年02月以外の解約は解約金がかかります	合　算
	1,100	ひかり電話オフィスA（エース）基本料	6月　1日～　6月30日	合　算
	2,000	複数チャネル使用料	6月　1日～　6月30日	合　算
	300	追加番号使用料	6月　1日～　6月30日	合　算
	248	ひかり電話（通話料）	6月　1日～　6月30日	合　算
	192	ひかり電話（携帯電話等への通話料）	6月　1日～　6月30日	合　算
	×-2,110	[redacted]		
	12	ユニバーサルサービス料他	6月　1日～　6月30日　4番号分のご請求となります。	合　算
	100	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用になります。	合　算
	50	収納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金融機関でお支払いいただく場合の手数料です。	合　算
	972	消費税等相当額（合計）		
	（761）	（内訳）消費税等相当額（合算分）	合算表示の料金合計×10%	
	（×-211）	[redacted]		
◇NTT西日本分（小計）				
10,694	10,694	（小計）		
◇NTTファイナンスご利用分				
10,910	1,320	OCN光ｗｉｔｈフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。	＊　契約番号：N109983264	非対象等
	9,590	リース料	＊　リース料金7月分、残19回	非対象等

ユニバーサルサービス料他には、2022年4月利用料分から2022年9月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1．1円（税込）が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

＊＊＊ユニバーサルサービス料について＊＊＊
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	079-281-7700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年 8月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 [redacted])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN (本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。)	税区分 TAX
		NTT・TCリース株式会社ご利用分。	
◇合計			
21,604	21,604	合計	
	−2321	<NTTファイナンスからのお知らせ>	
	19,283	○上記＊印はサービス提供者に代わって、ご請求させて いただきます。	

M30031111001 05254 17743 00 J

領収書等添付様式［共通］

（令和4年8月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
6	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 (事務費)・人件費

領収書（明細）は、別添のとおり。

案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

コピー機使用料

2,922円＋110円
＝3,032円
3,032円×50%
＝1,516円

1,516円を充当

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

[redacted]

お振込金額	¥2,922
振込手数料	¥110

お受取人は
[redacted]
フジフイルムビジネスイノベーションジャパン（カ 様
お振込人は
トイタユウスケシムショ 様

お取扱日 4. 8.19 電信振込

取扱店	機番	年 月 日	時刻
[redacted]		4. 8.19	13:56
			2876

銀行番号	店番号	口座番号等
[redacted]		

印紙税申告納付につき翌町税務署承認済

三井住友銀行

[redacted]

請求書

発　行　日：2022年08月02日
請求書番号：820801-0065178

戸井田事務所

様

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

今回ご請求額	2,922円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合せ番号：3302201632　電話：0120-069-840

お支払のご案内	
お支払約束日	2022年08月31日
お支払方法	お振込
金融機関名	[redacted]
本・支店名	
預金種目／口座番号	
指定口座名	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

	料金項目／品名	期間／送品NO	枚数／数量	単価	小計（円）	合計（円）
1	トータルサービス料金	2022/07/01-2022/07/31				2657
2	黒モード	1ｶｳﾝﾄ 以上	379	3.00	1137	
3	フルカラー	1ｶｳﾝﾄ 以上	76	20.00	1520	
4	ご使用合計		455			
5						
6	【代金/料金合計】					2657
7	【消費税および地方消費税(10%)】					265
8	【今回ご請求額】					2922
9						
10	※ご利用機種/機械番号:ApeosPort C3070 (Model-PFS) 110458					
11	（今回）（前回）（テスト）（ミス）	2022/07/01-2022/07/31				
12	1（16141）（15760）（0）（2）					
13	2（）（）（）（）					
14	3（352）（275）（0）（1）					
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						

36400 22400　3302201632 31 0805 0C9
A-087229　0000 3302201632 510 1NK 0000 12503050

31 備考：

M1F003

領収書等添付様式【共通】

（令和4年8月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
7	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・(事務所費)・事務費・人件費

案分率	共通案分率	(50%) / 25%
	それ以外の案分	
	案分の説明	事務所電気代 21,600円×50% ＝10,800円 10,800円を充当

2022/8/9

水光費・会費　口座振替のお知らせ

コード　51012

戸井田 祐輔　様

振替金額　¥　22,300 －

上記金額を令和　4 年　8 月　21 日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座までお振り込みの程、お願い致します。

振込先 [redacted]
大手前第一ビル管理組合法人 理事長 柳谷 義則

ご請求内訳

◆電気代　(R　4 年　7 月度分)
電気使用料金　21,600 円
使用量　540 kwh
看板・電灯料金　－ 円

◆水道代　(R　4 年　－ 月度分)
水道使用料金　0 円
使用量　0 ㎥

[redacted]

合 計　22,300 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル 管理組合法人
理事長 水田 博敏

500

D 4- 8-22	管理費	52,534	ｵｵﾃﾏｴﾀﾞｲｲﾁﾋﾞﾙ

2022/8/9

水光費・会費　口座振替のお知らせ

コード　02011

戸井田　祐輔　　様

振替金額　¥　*30,234*　—

上記金額を令和　4 年　8 月　21 日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座
までお振り込みの程、お願い致します。

[redacted]
大手前第一ビル管理組合法人

ご請求内訳

◆電気代　(R　4 年　7 月度分)
電気使用料金　－ 円
使用量　－ kwh
看板・電灯料金　－ 円

◆水道代　(R　4 年　－　月度分)
水道使用料金　－ 円
使用量　－ m³

[redacted]

合 計　30,234 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル　管理組合法人
理事長　水田　博敏

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年８月分）
（会派名自民党兵庫）
（議員名戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目	案分率
8	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	共通案分率： それ以外の案分　100% 案分の説明 すべて政務活動に係るものであるため

神戸新聞代（8月分）
4400円を充当

2022年08月分　神戸新聞　**領収証**

ID(15034)
No. 1- 103-0447-000
本町大手前ビル１階

戸井田事務所 様

銘柄	部	金額
神戸セット※	1	4,400
合計		¥4,400
※は軽減税率対象品目		

お知らせ

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象　¥4,400(消費税　¥326)

株式会社神戸新聞姫路中央販売
〒670-0925
姫路市亀井町１１１
TEL: 079-223-8513
FAX: 079-288-3314

領 神戸新聞 収

8/24 支払い

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年８月分）
（会派名自民党兵庫）
（議員名戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
9	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	
それ以外の案分	100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため

産経新聞代
（8月分）
4400円を充当

2022年08月分

領収証

神戸新聞

ID(22890)
No. 1- 103-0447-001
本町６８
大手前ビル1階
戸井田事務所 様

銘柄	部	金額
産経セット※	1	4,400
合計 ※は軽減税率対象品目		¥ 4,400

お知らせ

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,400(消費税 ¥326)

株式会社神戸新聞姫路中央販売
〒670-0925
姫路市亀井町１１１
TEL: 079-223-8513 FAX: 079-288-3314

領 神戸新聞 収

8/24 支払い

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 4年 8月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
10	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率	
共通案分率	
それ以外の案分	100%
案分の説明	すべて政務活動に係るものであるため

読売新聞代（8月分）
4,400円を充当

領収書

区域058　全戸0019　お問合せNo26209

お名前 戸井田事務所 様
本町68-170
大手前第一ビル 1F
4年　8月分

	銘柄	部数	金額
1	読売新聞セット ※	1	4,400
2			
3			
合計			4,400円

◇左記の通り領収しました

領収日 令和4年 8月25日

※は軽減税率　（10.0%対象 0円）（8.0%対象 4,400円）

読売センター姫路東
姫路市下寺町３９
TEL 079-282-6420

領収印

8/25 支払い

領収書等添付様式【共通】

（令和4年8月分）
（会派名 自民党兵庫1）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目	案分率
11	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	共通案分率 50% / 25% それ以外の案分 95% 案分の説明「政務活動以外の部分が全体の5%を占めるため」 ホームページ保守管理料 55,000円×95% ＝52,250円 52,250円を充当

領収書

戸井田事務所 御中



金額

¥ 55,000−

但 戸井田ゆうすけ様 HP保守・管理費として

上記正に領収いたしました

発行日：2022年8月25日

Ink
〒112-0015
東京都文京区目白台2-10-9-102
TEL 03-6824-2983

[redacted]

〒670-0012 兵庫県姫路市本町68 大手前第一ビル 1F
戸井田事務所 御中

請求日 2022年8月23日

Ink
〒112-0015 東京都文京区目白台2-10-9-102
03-6824-2983

請 求 書

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

ご請求金額	¥55,000

作業内容	金 額	備 考
・HP保守・管理費	50,000	1カ月分

合計	50,000
消費税(10%)	5,000
税込み請求金額	55,000

振込先金融機関

誠に勝手ながら、振り込み手数料はお客様のご負担でお願いいたします。

兵庫県議会議員

戸井田（といだ）ゆうすけ

TOIDA YUSUKE OFFICIAL SITE



県政にチャレンジ!

現在（いま）と未来の架け橋。
あふれる若さと情熱で
「誇れる姫路！豊かな兵庫！」を作ります。

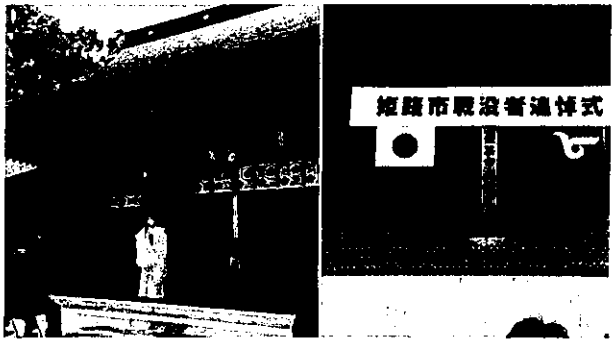
フロフィール　私の政策　FACEBOOK　問い合わせ

戸井田ゆうすけ

ページをフォロー

戸井田ゆうすけ
約1週間前

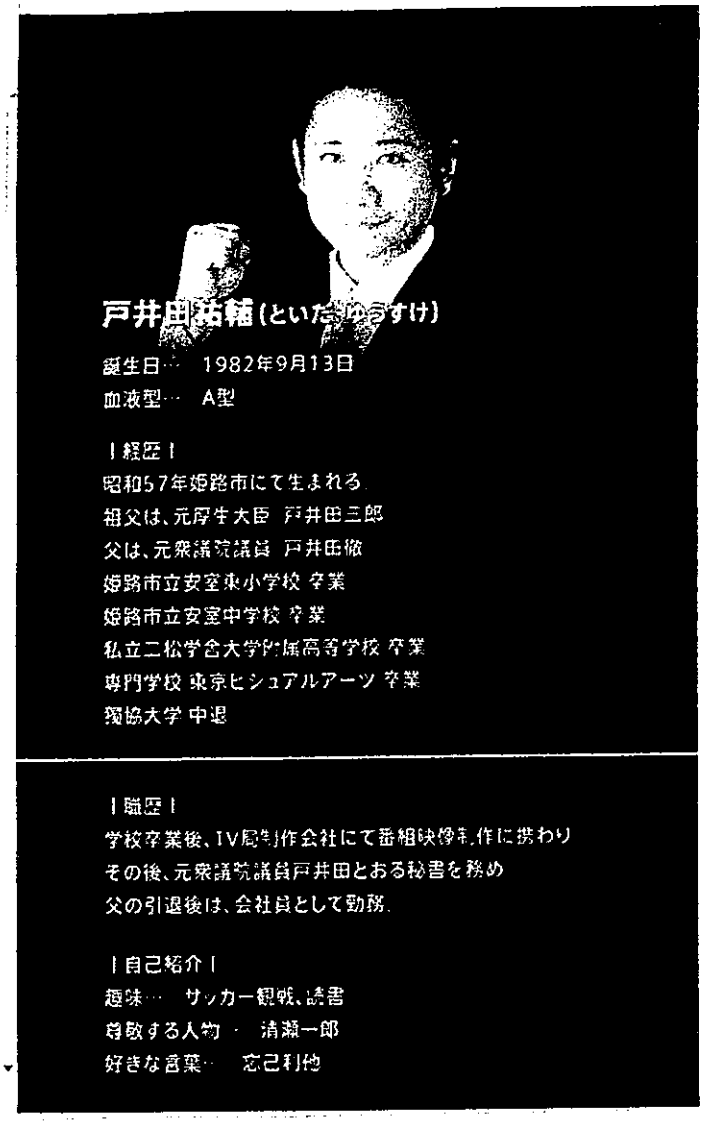
本日は、７７回目の終戦記念日、姫路護国神社にて英霊感謝祭に参列させて頂きました。その後、姫路市民会館にて、戦没者追悼式に参列、献花させて頂きました。



28　コメント　シェアする

戸井田ゆうすけ
約1か月前

今日は、2年ぶりに開催された、令和四年度 海の日記念式典に出席させて頂きました。海の日は、1876(明治9)年に明治天皇が東北を巡幸された際、7月20日に横浜港に入港された史実から、1941(昭和16)年に当時の逓信大臣である村田省蔵が提唱し制定、祝日化される前は海の日記念日とされておりました。
近年、観光業界から観光振興策としての要望もあり、ハッピーマンデーとして毎年7月の第3月曜日を海の日として制定しておりますが、海洋国家として、海の恵みに感謝するという本来の目的から離れ、連休としての1日になりつつある事から本来の7月20日に戻そうとする動きもある様です。
いずれにせよ、海の日の1日のどこかで海の恵み、水が豊富にある海洋国家である事を感謝し、海について考えたいですね



私の政策

1	2
今後ますます進む少子高齢化や 人口減少により、危機にさらされる 地方の伝統文化や様々な活動の継承を 自らも担うと共に現場で得られる 地域の声を県政に届けます.	幅広い世代、地域の意見を聞き、 地域の持つ魅力、潜在能力を引き出し、 姫路、兵庫の更なる発展を目指します.

3

暮らしやすく、住みよい姫路を目指して
周辺自治体との連携を進めると共に
姫路と県をつなぎ、来たるべき
人口減少社会に備えます.

4

同世代の有権者から、結婚、出産、
育児、教育等に関する現場の声を
拾い集め、課題の解決に努めることで、
若者が集まり、子育てのしやすい
まちづくりに尽力します.



兵庫県議会議員 戸井田ゆうすけ
〒670-0012 姫路市本町68 大手前第一ビル1F
TEL 079-281-7700
FAX 079-281-7707

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 4年 8月分）
（会派名 自民県兵庫 ）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
12	調査研究費・(研修費)・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	
それ以外の案分	100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため
研修視察費
33,000円を充当

領収証

戸井田幸治郎 様 No.

★ ¥33,000－

但 研修視察費として

2022年 8月 26日 上記正に領収いたしました

収入印紙	内訳
	税抜金額
	消費税額等（ %）

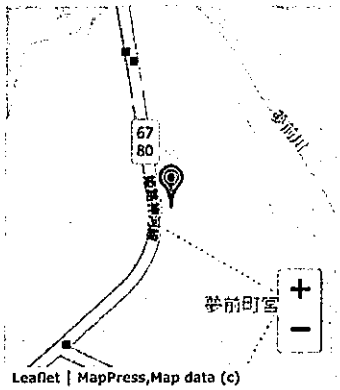
コクヨ ウケ-107

〒671-2121 兵庫県姫路市夢前町宮置437-1
vegetable&farm
夢街道 farm67.
TEL079-337-2100 FAX079-337-2110

領収書発行名と活動報告書の会社名が異なっていますが、「夢街道 farm67.」は、有限会社 夢前夢工房（代表取締役 衣笠愛之氏）が運営を行っています。

アクセス・営業案内

店名：夢街道 farm67
住所：〒671-2121
兵庫県姫路市夢前町宮置437-1
道順：姫路市北西部、書写山の麓の横関橋東の、県道67号線を北へ約15分。
大きないちごのオブジェが目印です♪



TEL：079-337-2100
営業時間：10：00～16：00
定休日：毎週月曜日(祝日の場合は翌営業日休)
禁煙席：すべて禁煙席
駐車場：20台(無料)

Find us on Facebook

Instagram

夢街道 farm67とは

『夢街道 farm67』は、「おいしい」の声を聞きたくて耕す生産者、「安全・安心」な農産物を買いたい消費者を結び、双方に喜びと感謝が生まれる仕組みを作り、日本の「食」を支える農業を活性化させることと、中心となる若手農家を育てていくことを目的とした店舗運営を基本理念としています。

『夢街道 farm67』は、有限会社夢前夢工房が運営を行っております。

(有)夢前夢工房　代表取締役　衣笠愛之

© 2021 夢街道 farm67 All Rights Reserved

プライバシー・

（添付様式７）

活 動 報 告 書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	戸井田　祐輔

活動名	農業生産法人 夢前夢工房への農業のICT化と未来型農業経営の聞き取り調査

活動概要

○日　時　　令和４年８月２５日（木）１４時～

○場　所　　兵庫県姫路市夢前町宮置

○内　容　　地域農業の高齢化が進み、担い手不足や農地の荒廃が顕著に現れてきている中において、地域の農業を支え、次世代に大切な農地を残すべく活動されている（有）夢前夢工房 代表 衣笠愛之氏へ農業の ICT 化と未来型農業の在り方や可能性について聞き取り調査

○案分率　　すべて政務活動にかかるものであるため１００％とする。

経費

領収書No	項目・内容	支出額	案分率(%)	政務活動費充当金額
8 － 12	研修視察費	33,000	100	33,000
－				
－				
－				
－				
合　　計		33,000		33,000

備考

＊この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。

調査）農業生産法人 夢前夢工房による

農業のICT化と未来型農業経営について

【日時】令和４年 ８月２５日 １４時～１５時３０分

【場所】姫路市夢前町宮置 有限会社 夢前夢工房

【説明者】衣笠愛之（有限会社 夢前夢工房 代表取締役）





【調査目的】

地域農業の高齢化が進み、後継者不足や農地の荒廃が顕著に現れてきている中において、地域の農業を支え、次世代に大切な農地を残す為に農業のICT化への取り組みや未来型農業の在り方についての活動を今後の県政への参考とする為、調査する。

【調査内容】

農地における、金網柵、鉄鋼スラグを使用した電気柵やビニールハウスでの施設見学の後、衣笠氏が経営する喫茶店での農業のＩＣＴ化と未来型農業の在り方について聞き取り調査。

【質疑応答】

Ｑ１．効率化・省人化の点で、１人の作業者が受け持つ面積はどのくらいが最適か？

Ａ．５０ｈａを正社員１人とアルバイト２人でやっている。年間労働 1960 時間（96 日休日）

Ｑ２．獣害対策で、独自に工夫されている事は？

Ａ．農区で３台の箱罠で捕獲、地域全体を金網柵と鉄鋼スラグで電気柵を使用

Ｑ３．後継者不足対策や後継者育成についてのアドバイス、高齢化が進む地域の農地の在り方については？

Ａ．経営と農作業を別で考えるべき。農機具のオペレーター付きシェアレンタルをすることで、農機具も人も持たない農業経営が出来ればと検討している。

【考察】

現在、我が県においても、また、我が国においても深刻な後継者不足、担い手不足により農業の衰退が問題になっている。この問題の解決策の一つとして、衣笠氏が近年検

討している農機具のオペレーター付きシェアレンタルという構想は非常に有効な取り組みであると考える。高齢等により農作業を行えなくなった事業者の土地を派遣されたオペレーターが農機具を使い、作付から収穫等を一手に担い、収穫された作物をその土地の事業者が販売するという農作業と経営を別に考えた新たな農業形態であると考える。実現するには、まだ多くの課題があるかと思うが、後継者不足や食料自給率の回復に向けたひとつの解決策であると考えられる。



10,000円以上で送料無料
こだわり食材を
Web販売

カート
ログイン
商品カテゴリー
米
野菜
乾麺
調味料
大豆加工品
粉類
インフォメーション
会社案内
ご注文方法
個人情報保護

2022年 9月
日 月 火 水 木 金 土
1 2 3
5 6 7 8 9 10
12 13 14 15 16 17
19 20 21 22 23 24
26 27 28 29 30

講演会について

農業・環境・新商品開発・地域づくりなどをテーマに 講演活動をしています。

講演時間

1時間につき ￥50,000（税別）
交通費
公共交通機関(新幹線指定を含) 実費
弊社車利用（往復）（+高速代）￥51/km

キャンセル料金

7日前にキャンセル　講演料の50%
3日前にキャンセル　講演料の80%
当日キャンセル 全額

注意事項

1

講演の概要
1.開催日時（日付・時間）できましたらスケジュールを2~3日ご提案ください。
2.講演会場（会場名・住所）
3.講演テーマ
4.対象
5.参加人数
6.団体名・担当者名・連絡先

2

講演料金は、講演会場の場所や開催日前後のスケジュールによって変わります。講演会場までの往復の交通費と宿泊が必要な場合は、宿泊費（1万円程度）を別途にお考えください。

3

弊社では、その講演日に入ってきた依頼を全て断ってスケジュール調整をしております。契約後にどうしてもキャンセルしなくてはならない場合は、お早目にご連絡ください。また、開催日の7日前よりキャンセル料が発生します。

4

弊社研修施設での視察研修につきましては、金額をご相談させていただきます。

5

公的な講演依頼につきましては、金額を相談させていただいております。

視察研修について

視察研修の場合は、1時間～１時間30分につき30,000円（税別）いただいております。
（夢やかた２F　研修室使用料：525円/時（税込））
20名以内　基本料金のみで対応。それ以上の場合、1名につき、500円（税別）をいただきます。
研修場所：姫路市　夢さき夢のさと　夢やかた

※簡単な視察で、社長以外の対応の場合は、1時間につき10,000円（税別）を賃料代としていただきます。

講演歴（平成26年度）

平成27年3月
「魅力ある地域づくりに向けて」
安来地域担い手育成総合支援協議会　様

平成27年2月
「農機販売店への期待」
全国農業機械商業協同組合連合会　様

休業日

平成27年1月
「夢は叶えるもの～人をつなぐ、
農業経営を学ぶ～」
大阪府泉州農と緑の総合事務所　様

平成27年1月
平成26年度認定農業者研修会
河内長野市認定農業者　様

平成27年1月
「食の安心と地域活性化は、
消費者と農家の連携から始まる」
中はりま消費者団体連絡会　様

平成27年1月
「農業で地域を元気に！
～繋がれば夢は叶う～」
徳島大学農工商連携センター　様

平成26年11月
視察研修
津山地域大型施設園芸研究会　様

平成26年11月
視察研修
福井県農業改良普及推進協議会　様

平成26年10月
「農業で地域を元気に～繋がれば夢が叶う～」
三重県担い手ネットワーク　様

平成26年10月
視察研修
宝お農業振興協議会、羽咋農業振興協議会　様

平成26年9月
視察研修
日本政策金融公庫農林水産事業本部近畿地区統括　様

平成26年8月
視察研修
香川県中讃農業士連絡協議会　様

平成26年6月
「主体的な地域づくり～夢をかたちに～」
佐用町地域づくり協議会研修会　様

平成26年4月
視察研修
兵庫丹波生活研究グループ連絡協議会　様

平成26年3月
「明日の地域農業を考える研修会」
香川県農業士連絡協議会　様

理念・ビジョン
理念・ビジョン
講演について
夢工房の活動
育てる
売る
体験
ショッピング
インフォメーション
会社案内
ご注文方法
お問い合わせ
個人情報保護

© 2010-2015 [illegible]. All Right Reserved.

領収書等添付様式【共通】

（令和4年8月分）
（会派名 自民協兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
13	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・(事務所費)・事務費・人件費

案分率

共通案分率 (50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

来客用駐車場代
（9月分）
14,000円×50%
＝7,000円
7,000円を充当

領収証

No 37131

戸井田ゆうすけ事務所 様

令和4年8月29日

金額			¥	1	4	0	0	0	-

但し 9月分

上記の金額正に領収いたしました

宗教法人に付収入印紙を貼付しません

〒670-0015 姫路市総社本町190
総社會館
電話(079)224－1111番代

領収書等添付様式【共通】

（令和4年8月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
14	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費 (事務所費) 事務費・人件費

案分率

共通案分率 (50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

事務所賃借料
（9月分）
132,000円×50%
＝66,000円
66,000円を充当

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

[redacted]

お振込金額 ¥132,000
振込手数料 ¥0

お受取人は
[redacted]
ｶﾌﾞ ﾀｿﾐﾊｳｽｻｰﾋﾞｽ 様

お振込人は
ﾄｲﾀﾞ ﾕｳｽｹｼﾞﾑｼｮ 様

お取扱日 4. 8.31 電信振込

取扱店	機番	年 月 日	時刻
[redacted]		4. 8.31	10:22
			0245

銀行番号	店番号	口座番号等
		[redacted]

税務署承認済 付につき趨町 印紙税申告納

三井住友銀行

領収書等添付様式【共通】

（令和4年8月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
15	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

領収書（明細）は、別添のとおり。

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆ お振込 ☆☆

[redacted]

お振込金額	¥14,417
振込手数料	¥110

お受取人は
[redacted]
ヨコタレキセイコウギョウ （カ 様

お振込人は
トイダ ユウスケシ ムシヨ 様

お取扱日 4. 8.31 電信振込

取扱店	機番	年 月 日	時刻
[redacted]		4. 8.31	10:24
			0246

銀行番号	店番号	口座番号等
[redacted]		

三井住友銀行

税務署承認済 印紙税申告納付につき廻町

案分率

共通案分率	50% (25%)

それ以外の案分

案分の説明

ガソリン代

14,417円＋110円（手数料）
＝14,527円
14527円×25%
＝3631円
3,631円を充当

領収証

No. 010317

戸井田事務所 殿

令和 4 年 8 月 31 日

金額				¥	1	4	4	1	7	円

但し

上記金額正に領収致しました

内訳	
現金	
小切手	
手形	
口座振込	0
相殺	

収入印紙

横田瀝青興業株式会社
本社 〒672-8064
姫路市飾磨区細江9[redacted]
電話（079）233－0[redacted]

御支払確認印 取扱者 [redacted]

3・50・50・8

お客様コードNo. 9301

請　求　書

No. 5

2022 年 7 月 31 日 締切分 (30)

６７０－００１２

姫路市本町68

戸井田事務所 様

横田瀝青興業株式会社　兵庫営業所
〒679-3111　神崎郡神河町大河755-1
ＴＥＬ　(0790) 34-0702
ＦＡＸ　(0790) 34-0701
〒672-8064　姫路市飾磨区細江995番地
ＴＥＬ　(079) 233-0575
ＦＡＸ　(079) 233-0561
取引銀行　[redacted]

TEL:079-281-7700　FAX:079-281-7707

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

※3万円以下は手数料をご負担願います。

前回御請求額	御入金額		繰越金額	御買上額	今回御請求額	
28,347	28,347		0	14,417	¥14,417	[redacted]

伝票日付	伝票No.	品名	数量	単位	単価	金額
22/ 7/10	1	レギュラーガソリン（横田S/S）	30.05	リットル	157.00	4,718
22/ 7/16	2	レギュラーガソリン（横田S/S）	24.30	リットル	157.00	3,815
22/ 7/29	86533	［入金（振　込）］				[28,347]
22/ 7/30	3	レギュラーガソリン（横田S/S）	29.13	リットル	157.00	4,573
		【税別御買上計10.0%】				13,106
		消費税等10.0%				1,311
		【合　　計】				14,417

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年8月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目	案分率	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
16	領収書は別添の通り		共通案分率 50%（25%） それ以外の案分 案分の説明 人件費 103,936円×50% =51,968円 51,968円を充当

政務活動補助業務　勤務実績表・領収書

8　月分　　氏　名　[redacted]

日	曜日	定時勤務 開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	備考(時間外勤務等) 開始時間	終了時刻	勤務時間
1	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
2	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
3	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
4	木							
5	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
6	土							
7	日							
8	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
9	火							
10	水							
11	木							
12	金							
13	土							
14	日							
15	月							
16	火							
17	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
18	木							
19	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
20	土							
21	日							
22	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
23	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
24	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
25	木							
26	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
27	土							
28	日							
29	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
30	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
31	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
計					(A)112:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。　　議員名 [redacted]

【総支給額の計算】

① 時給の場合　(A) [112時間 00分] × 単価[928円] = 103,936 円(B)

①' 月額の場合　支給額 = 0 円(B)

② 時間外勤務手当等　支給額 = 0 円(C)

③ 総支給額　(B)+(C) = 103,936 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) － [　　円](所得税・住民税、保険料本人負担額)＝　　円(E)

金 103,936 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。

令和 4 年 8 月 31 日

住所 [redacted]

氏名 [redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与　総支給額(D)[103,936 円] × 案分率[50%] = 51,968 円(F)

○ 保険料等雇用主負担額　総額[　　円] × 案分率[　%] = 0 円(G)

○ 政務活動費充当額の計　(F)+(G) = 51,968 円

領収書等添付様式【共通】

（令和4年9月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率	
共通案分率	50% 25%
それ以外の案分	
案分の説明	コピー機リース料 20,570円×50% =10,285円 10,285円を充当

1

本領収書は県議会議員
戸井田ゆうすけ宛のものである。

04-9-5 口座振替3	★20,570	シャープ ファイナンス

領収書等添付様式【共通】

（令和 4年 9月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

2

案分率

共通案分率	50%
	25%

それ以外の案分 95%

案分の説明

「政務活動以外の部分が全体の5%を占めるため」

ホームページレンタルサーバーサービス料

1194円×95%=1134円

1,134円を計上

04-9-12 口座振替５ *1,194 ミツビシUFJニコス

発行日 令和 4年 9月22日

ご利用明細

ご利用日	ご利用店名 海外ご利用店名／海外都市名	支払回数	何回目	ご利用金額(円)	摘要 現地通貨額	通貨名称	換算レート
	【戸井田 祐輔 様】						
4/ 8/ 1	オナマエドットコムレンタルサーバー	1		1,430			
4/ 8/15	MUFGカード スマートキャッシュバック	1		-236			

ＭＵＦＧカードご利用明細書

平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。
戸井田　祐輔様の
ご利用明細をご案内申しあげます。

http://cr.mufg.jp

発行日　令和 4年 9月22日

お支払日　令和 4年 9月12日

三菱ＵＦＪニコス株式会社
〒812-8607
福岡市博多区下川端町9-3　津田ビル
福岡事務センター

関東財務局長(13)第00115号

当月お支払合計額	当月ご請求額	[redacted]
[redacted]	事前お支払額	0円
	内キャッシング分	円
	合計	[redacted]

リボ払いのご案内	
返済方式	定額方式
返済コース	Ａコース
手数料率	１５．０００％

ご入会年月　2020年7月(入会経過月数：2年3か月)
カード名称　[redacted]
会員番号
金融機関名
支店名

お問い合わせ先
ＭＵＦＧカードコールセンター
0570-050535 または 03-5489-6165

ご請求明細

ご利用区分	前月お支払後残高(円)	新規ご利用額(円)	残　高(円)	ご請求金額(円)	内訳			当月お支払後残高(円)
					元金(円)	手数料(円)	可能枠超過額(円)	
通常払い				[redacted]				

メッセージ

ご利用明細はＷＥＢで簡単に確認して、すっきりペーパーレス！ＷＥＢ明細チェックは毎月のご利用明細書の郵送を停止し、ＭＵＦＧカードＷＥＢサービスでご利用明細をご確認いただくサービスです。詳しくは三菱ＵＦＪニコスＷＥＢサイトへ。※一部、対象外のカードがあります。

ご　案　内

三菱ＵＦＪカード　スマートの書面によるご利用明細書は、一通あたりの発行手数料９９円（税込）でお送りしております。
※カードご入会後６ヵ月間の発行手数料は無料です。
※法令の定めによりご利用明細書の発行が義務付けられる場合、当社がご利用明細書の郵送を必要と判断する場合等は無料です。

お客様が気づかないうちにカードが悪用される被害が多発しております。当社では２４時間３６５日体制でモニタリング（不正利用の監視）を行っています。カードをご利用の際に、不正利用ケースと類似点があったり、会員様ご本人のご利用ケースと異なる点が見受けられた場合、お取引を保留させていただく場合がございます。

翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることができる場合があります。

E663FF78027CCEBF07AFCB11395F2601

発行日　　令和 4年 9月22日

ご利用明細

ご利用日	ご利用店名 海外ご利用店名／海外都市名	支払回数	何回目	ご利用金額(円)	摘要 現地通貨額	通貨名称	換算レート
	【戸井田　祐輔　様】						
4/ 8/ 1	オナマエドツトコムレンタルサーバー	1		1,430			
4/ 8/15	ＭＵＦＧカード　スマートキャッシュバック	1		-236			

2020年4月以降の分割払い、2回払い、ボーナス一括払いのショッピング利用代金の遅延損害金率は未払債務に対し年2.99%とします。

Gmail 戸井田事務所 <toida.ax12@gmail.com>

[お名前.com]■サーバーサービス■ご請求／領収明細（クレジットカード） 2022年8月度

1 件のメッセージ

info@onamae-server.com <info@onamae-server.com> 2022年8月19日 11:23
To: info@toi-da.com

ードメイン公式登録サービス――――――――――――――――――――――――――――――

□■□ お名前.com のレンタルサーバー by GMO □■□

――――――――――――――――――――――― https://www.onamae-server.com/ ー

お名前.comのレンタルサーバーサービスをご利用いただき誠にありがとうございます。

翌月分(まとめ払いのお客様は翌月以降分)のサービスご利用料金についてご登録のクレジットカードより領収いたしました。

詳細につきましては以下をご確認くださいますようお願いいたします。

――

■ご請求／領収内容■

――

会員ID.....:[redacted]
請求番号.....:[redacted]
ご請求日.....: 2022/08/01

[ご請求／領収明細]――――――――――――――――――――――――――――――――

you-toida.com
共用サーバーSD-11プラン 2022年9月ご利用分 1 1,430円

==========

お支払い金額.....: 1,430円

■お知らせ■
2019年10月1日以降のご利用分より、消費税率が8%から10%に変更となります。
何とぞご了承くださいますようお願いいたします。
詳細につきましては以下のご案内ページをご確認ください。
https://www.onamae-server.com/tax/2019/

※記載の料金はすべて税込金額です。
※一部のオプションの追加/削除について、お申込みの翌月にご利用料金の調整(精算)をさせていただく場合がございます。

ご請求につきましてご不明な点がございましたら、お客様窓口までご連絡ください。

――

【重要】■「お支払いのお願い」メールを受信されているお客様へ■

領収書等添付様式【共通】

（令和4年 9月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
3	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費

案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

電話代
19,608円 × 50%
= 9,804円
9,804円を充当

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
04-09-13	[redacted]	料金払込 PE
記号		番号
*****		[redacted]
取扱番号		お取引金額
N024		*19,608
[redacted]		残高
		[redacted]

4605083249003
払込金額 *19,608円

払込内容ＮＴＴファイナンス
２０２２年 ９月分

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆ う ち ょ 銀 行

請求書（西日本ご利用分）

670−0012
姫路市本町68−170

大手前第一ビル　2階
戸井田事務所　様

郵便区内特別

3548800

09139

Webでのお問い合わせ先

02209210100431595 7

NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1−2−70

発行年月日　2022年　9月　7日発行
発行会社　NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先　0800−3335550（無料）
【選付先】
〒536　大阪市城東区森之宮1−6
−0025　−111　NLC森の宮ビル6F
社用コード　M30021211001 09139 08843 00 J
61 000000 1 0　22090101J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。（1／3ページ）

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
079−281−7700 [redacted]	2022年　9月ご請求分	19，608円	2022年　9月20日（火）

お　知　ら　せ

（2／3ページ）

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	079-281-7700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年　9月ご請求分

ご請求内訳（お客様番号 [redacted]）

内訳項目　金額（円） CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額（円） AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN（本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。）		税区分 TAX
◆079−281−7700				
◇NTT西日本ご利用分				
8,698	5,400	フレッツ　光ネクスト　FHS利用料	7月　1日〜　7月31日	合　算
	−1,790	光もっともっと割	2024年12月〜2025年02月以外の解約は解約金がかかります	合　算
	1,100	ひかり電話オフィスA（エース）基本料	7月　1日〜　7月31日	合　算
	2,000	複数チャネル使用料	7月　1日〜　7月31日	合　算
	300	追加番号使用料	7月　1日〜　7月31日	合　算
	304	ひかり電話（通話料）	7月　1日〜　7月31日	合　算
	432	ひかり電話（携帯電話等への通話料）	7月　1日〜　7月31日	合　算
	12	ユニバーサルサービス料他	7月　1日〜　7月31日　4番号分のご請求となります。	合　算
	100	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用になります。	合　算
	50	収納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金融機関でお支払いいただく場合の手数料です。	合　算
	790	消費税等相当額（合計）	合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分（小計）				
8,698	8,698	（小計）		
◇NTTファイナンスご利用分				
10,910	1,320	OCN光ｗｉｔｈフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。	＊　契約番号：N109983264	非対象等
	9,590	リース料 NTT・TCリース株式会社ご利用分。	＊　リース料金8月分、残18回	非対象等
◇合計				

ユニバーサルサービス料他には、2022年4月利用料分から2022年9月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1．1円（税込）が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

＊＊＊ユニバーサルサービス料について＊＊＊
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	079-281-7700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年 9月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 [redacted])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN (本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。)	税区分 TAX
19,608	19,608	合計	

<NTTファイナンスからのお知らせ>
○上記＊印はサービス提供者に代わって、ご請求させて いただきます。

領収書等添付様式【共通】

（令和4年9月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
4	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費

案分率	
共通案分率	(50%) / 25%
それ以外の案分	
案分の説明	コピー機使用料 2805円+110円（手数料） =2915円 2,915円×50% =1457円 1457円を充当

ご利用明細
本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。
SMBC
☆☆お振込☆☆

[redacted]
お振込金額 ¥2,805
振込手数料 ¥110

お受取人は
[redacted]
フジフイルムビジネスイノベーションジャパン（カ 様
お振込人は
トイダユウスケジムショ 様

お取扱日 4. 9.13 電信振込

取扱店	機番	年月日	時刻
[redacted]		4. 9.13	09:40
			8975

銀行番号	店番号	口座番号等
[redacted]		

印紙税申告納付につき税務署承認済 町

三井住友銀行

領収書（明細）は、別添のとおり。

[redacted]

請求書

発　行　日：2022年09月02日
請求書番号：820901-0052227

戸井田事務所
様

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社



今回ご請求額	2,805円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合せ番号：3302201632　電話：0120-069-840

お支払のご案内		
	お支払約束日	2022年09月30日
	お支払方法	お振込
	金融機関名	[redacted]
	本・支店名	
	預金種目／口座番号	
	指定口座名	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

	料金項目／品名	期間／送品NO	枚数／数量	単価	小計（円）	合計（円）
1	トータルサービス料金	2022/08/01-2022/08/31				2550
2	黒モード	1ｶｳﾝﾄ 以上	177	3.00	531	
3	フルカラー	1ｶｳﾝﾄ 以上	23	20.00	460	
4	最低ユビー料金				2550	
5	ご使用合計		200			
6						
7	【代金/料金合計】					2550
8	【消費税および地方消費税(10%)】					255
9	【今回ご請求額】					2805
10						
11	※ご利用機種/機械番号:ApeosPort C3070 (Model-PFS) 110458					
12	（今回）（前回）（テスト）（ミス）	2022/08/01-2022/08/31				
13	1（16319）（16141）（0）（1）					
14	2（）（）（）（）					
15	3（376）（352）（0）（1）					
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						

36400 22400　3302201632 31 0907 0C9
A-072787　0000 3302201632 510 1NK 0000 12503050

31 備考：

M1F003

[redacted]

領収書等添付様式【共通】

（令和4年9月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
5	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

本領収書は県議会議員
戸井田 ゆうすけ 宛のものである。

案分率

共通案分率	50% 25%
それ以外の案分	
案分の説明	自動車リース料 別添の通り 29,512円を充当

04-920 口座振替3	★72,600	TF)トヨタファイナンス

兵庫トヨタ自動車㈱　充当計算

9 月請求分

支払い総額	¥72,600	
除外額合計	¥13,576	
出金総額	¥59,024	
充当額合計　（５０%）	¥29,512	

除外オプション内訳

除外項目	除外額	備考
ＴＶコントロールキット	¥29,700	
ドライブレコーダー前後	¥51,700	
ナンバーフレーム	¥6,710	
任意保険	¥400,620	
合計	¥488,730	

計　¥488730/36回　　月々　¥13576　を除外

領収書等添付様式【共通】

（令和4年9月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
6	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・(事務所費)・事務費・人件費

案分率	共通案分率	(50%) 25%
	それ以外の案分	
	案分の説明	事務所電気代 21,760円×50% =10,880円 10,880円を計

2022/9/7

水光費・会費　口座振替のお知らせ

コード　51012

戸井田 祐輔　様

振替金額　¥ 25,640 —

上記金額を令和　4年　9月　19日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座までお振り込みの程、お願い致します。

振込先 [redacted]
大手前第一ビル管理組合法人　理事長 柳谷 義則

ご請求内訳

◎◆電気代　(R　4年　8月度分)
電気使用料金　21,760 円
使用量　640 kwh
看板・電灯料金　- 円

◆水道代　(R　4年　7・8月度分)
水道使用料金　3,180 円
使用量　3 ㎥

[redacted]

合 計　25,640 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル 管理組合法人
理事長 水田 博敏

500

D 4- 9-20	管理費	55,874	オオテマエダイイチビル

領収書等添付様式【共通】

（令和4年9月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
7	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・(事務所費)・事務費・人件費

案分率	
共通案分率	50% / 25%
それ以外の案分	
案分の説明	事務所水道代 3180円×50% =1,590円 1,590円を充当

2022/9/7

水光費・会費　口座振替のお知らせ

コード　51012

戸井田 祐輔　様

振替金額　¥　25,640 －

上記金額を令和　4 年　9 月　19 日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座までお振り込みの程、お願い致します。

振込先 [redacted]
大手前第一ビル管理組合法人 理事長 柳谷 義則

ご請求内訳

◆電気代　(R　4 年　8 月度分)
電気使用料金　21,760 円
使用量　640 kwh
看板・電灯料金　－ 円

◆水道代　(R　4 年　7・8 月度分)
水道使用料金　3,180 円
使用量　3 ㎥

[redacted]

合 計　25,640 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル 管理組合法人
理事長 水田 博敏

500

D 4- 9-20	管理費	55,874	オオテマエタﾞイイチビﾙ	

2022/9/7

水光費・会費　口座振替のお知らせ

コード　02011

戸井田　祐輔　　様

振替金額　¥　30,234 －

上記金額を令和　4 年　9 月　19 日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座
までお振り込みの程、お願い致します。

振込先 [redacted]
大手前第一ビル管理組合法人

ご請求内訳

◆電気代　(R　4 年　8 月度分)
電気使用料金　－ 円
使用量　－ kwh
看板・電灯料金　－ 円

◆水道代　(R　4 年　7・8 月度分)
水道使用料金　－ 円
使用量　－ m^3

[redacted]

合 計　30,234 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル　管理組合法人
理事長　水田　博敏

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年９月分）
（会派名自民党兵庫）
（議員名戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
8	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率

それ以外の案分　100%

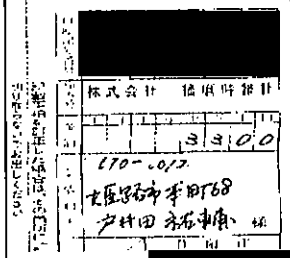
案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため

播磨時報
（令和4年4月から令和4年9月迄）
・3300円
3,300円を充当

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
04-09-21	[redacted]	
取扱店	[redacted]	
払込口座		
払込金額	＊3,300	料金 ＊0

振替受付票



払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
料金には、消費税等が含まれています。
（ゆうちょ銀行）

記号番号 [redacted]
残高

とっても便利！安心！オトク！
ゆうちょデビット　サービス開始！

令和 4年 9月27日

購読料ご請求書

戸井田ゆうすけ事務所 様

毎度本紙をご愛読いただき、厚くお礼申し上げます。
下記の通り購読料をご請求申し上げます。
お手数ですが、郵便振替か下記の金融機関に
ご送金お願い申し上げます。

令和4年 4月より	令和4年 9月まで
請求金額	3,300円

[redacted]

《第3種郵便物》
株式会社 播磨時報社
代表取締役 笹間 清
〒670-0955 姫路市安田4-33-9
TEL(079)281-0545 FAX(079)285-0094

領収書等添付様式【共通】

（令和4年9月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目	案分率
9	調査研究費・研修費・会議費・(広報広聴費)・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	共通案分率 50% / 25% / それ以外の案分 95% 案分の説明「政務活動以外の部分が全体の5%を占めるため」 ホームページ保守管理料 55,000円×95% =52,250円 52,250円を充当

領収書

戸井田事務所 御中

金額

¥ 55,000−

但 戸井田ゆうすけ様 HP保守・管理費として

上記正に領収いたしました

発行日：2022年9月25日

Ink
〒112-0015
東京都文京区目白台2-10-9-102
TEL 03-6824-2983

[redacted]

〒670-0012 兵庫県姫路市本町68 大手前第一ビル 1F
戸井田事務所 御中

請求日 2022年9月23日

Ink
〒112-0015 東京都文京区目白台2-10-9-102
03-6824-2983

請 求 書

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

ご請求金額	¥55,000

作業内容	金 額	備 考
・HP保守・管理費	50,000	1カ月分

合計	50,000
消費税(10%)	5,000
税込み請求金額	55,000

振込先金融機関

誠に勝手ながら、振り込み手数料はお客様のご負担でお願いいたします。

兵庫県議会議員

戸井田（といだ）ゆうすけ

TOIDA YUSUKE OFFICIAL SITE



県政にチャレンジ!

現在(いま)と未来の架け橋。
あふれる若さと情熱で
「誇れる姫路!豊かな兵庫!」を作ります。

フロフィール　私の政策　FACEBOOK　問い合わせ

ページをフォロー



戸井田ゆうすけ
約2週間前

今日は所属する自民党兵庫議員団より「令和5年度当初予算編成に対する重要政策提言」を齋藤元彦知事に行いました。

県民の命と暮らしを守る施策の総合的な推進

"HYOGO"の魅力の磨き上げによる地域創生の実現... もっと見る

14　コメント　シェアする

戸井田ゆうすけ
約1か月前

本日は、７７回目の終戦記念日、姫路護国神社にて英霊感謝祭に参列させて頂きました。その後、姫路市民会館にて、戦没者追悼式に参列、献花させて頂きました。





戸井田祐輔（といだゆうすけ）

誕生日…　1982年9月13日
血液型…　A型

| 経歴 |
昭和57年姫路市にて生まれる
祖父は、元厚生大臣　戸井田三郎
父は、元衆議院議員　戸井田徹
姫路市立安室東小学校 卒業
姫路市立安室中学校 卒業
私立二松学舎大学附属高等学校 卒業
専門学校 東京ビジュアルアーツ 卒業
獨協大学 中退

| 職歴 |
学校卒業後、TV局制作会社にて番組映像制作に携わり
その後、元衆議院議員戸井田とおる秘書を務め
父の引退後は、会社員として勤務

| 自己紹介 |
趣味…　サッカー観戦、読書
尊敬する人物…　清瀬一郎
好きな言葉…　忘己利他

私の政策

1

今後ますます進む少子高齢化や
人口減少により、危機にさらされる
地方の伝統文化や様々な活動の継承を
自らも担うと共に現場で得られる
地域の声を県政に届けます.

2

幅広い世代、地域の意見を聞き、
地域の持つ魅力、潜在能力を引き出し、
姫路、兵庫の更なる発展を目指します.

3

暮らしやすく、住みよい姫路を目指して
周辺自治体との連携を進めると共に
姫路と県をつなぎ、来たるべき
人口減少社会に備えます.

4

同世代の有権者から、結婚、出産、
育児、教育等に関する現場の声を
拾い集め、課題の解決に努めることで、
若者が集まり、子育てのしやすい
まちづくりに尽力します.



兵庫県議会議員 戸井田ゆうすけ
〒670-0012 姫路市本町68 大手前第一ビル1F
TEL 079-281-7700
FAX 079-281-7707

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 4年 9 月分）
（会派名 自民党兵庫 ）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
10	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率
- 共通案分率：
- それ以外の案分　100%
- 案分の説明：すべて政務活動に係るものであるため

神戸新聞代（9月分）
4400円を充当

2022年09月分

領収証

ID(15034)
No. 1- 103-0447-000
本町大手前ビル１階

戸井田事務所 様

銘柄	部	金額
神戸セット※	1	4,400
合計 ※は軽減税率対象品目		¥ 4,400

お知らせ

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。
8%対象　¥4,400(消費税　¥326)

株式会社神戸新聞姫路中央販売
〒670-0925
姫路市亀井町１１１
TEL: 079-223-8513
FAX: 079-288-3314

領 神戸新聞 収

9/26 支払い

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年9月分）
（会派名自民党兵庫）
（議員名戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
11	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	
それ以外の案分	100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため

産経新聞代
（9月分）
4400円を充当

2022年09月分　神戸新聞

領収証

ID(22890)
No. 1- 103-0447-001

本町６８
大手前ビル1階
戸井田事務所 様

銘柄	部	金額
産経セット※	1	4,400
合計 ※は軽減税率対象品目		¥4,400

お知らせ

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。
8%対象　¥4,400(消費税　¥326)

株式会社神戸新聞姫路中央販売
〒670-0925
姫路市亀井町１１１
TEL: 079-223-8513
FAX: 079-288-3314

領 神戸新聞 収

9/26 支払い

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年9月分）
（会派名自民県兵庫）
（議員名戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
12	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	
それ以外の案分	100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため

読売新聞代
(9月分)
4,400円を充当

領収書

区域058　全戸0019　お問合せNo26209

お名前 戸井田事務所 様
本町68-170
大手前第一ビル 1F
4年　9月分

	銘柄		部数	金額
1	読売新聞セット	※	1	4,400
2				
3				
	合計			4,400円

◇左記の通り領収しました
領収日　年　月　日

※は軽減税率　（10.0%対象　0円）（8.0%対象　4,400円）

読売センター姫路東
姫路市下寺町３９
TEL 079-282-6420

領収印

9/26 支払い

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年9月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・(事務所費)・事務費・人件費

13

案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

来客用駐車場代
（10月分）
14,000円×50%
＝7,000円

7,000円を充当

領収証

№ 37147

戸井田ゆうすけ事務所様

R4年9月26日

金額			7	1	4	0	0	0	-

宗教法人に付収入印紙を貼付しません

但し 10月分

上記の金額正に領収いたしました

〒670-0015 姫路市総社本町190
総社會館
電話(079)224－1111番代

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年９月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
14	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率 50% / 25%

それ以外の案分

案分の説明

事務所賃借料
（10月分）

132,000円×50%
＝66,000円

66,000円を充当

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

[redacted]

お振込金額	¥132,000
振込手数料	¥0

お受取人は
[redacted]
カ）タツミハウスサービス 様

お振込人は
トイダユウスケシムショ 様

お取扱日 4. 9. 28 電信振込

取扱店	機番	年 月 日	時 刻
[redacted]		4. 9. 28	10:29
			2518

銀行番号	店番号	口座番号等
[redacted]		

印紙税申告納付につき税務署承認済

三井住友銀行

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年9月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
15	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

ご利用明細
本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。
SMBC
☆☆お振込☆☆

[redacted]

お振込金額	¥20,948
振込手数料	¥110

お受取人は
[redacted]
ヨコタレキセイコウギヨウ （カ 様

お振込人は
トイダユウスケジムショ 様

お取扱日 4. 9.28 電信振込

取扱店	機番	年 月 日	時 刻
[redacted]		4. 9.28	10:28
			2517

銀行番号	店番号	口座番号等
[redacted]		

印紙税申告納付につき税務署承認済 神戸東町

三井住友銀行

案分率	
共通案分率	50% (25%)
それ以外の案分	
案分の説明	ガソリン代 20,948円＋110円（手数料） ＝21,058円 21058円×25% ＝5264円 5,264円を充当

領収証

No. 010320

戸井田事務所 殿

令和 4 年 9 月 28 日

金額	¥20948 円

但し

上記金額正に領収致しました

内訳	
現金	
小切手	
手形	
口座振込	0
相殺	

収入印紙

横田濯青興業株式会社
本社 〒672-8064
姫路市飾磨区細江995番地
電話（079）233－0551

御支払確認印	取扱者
	[redacted]

請　求　書

お客様コードNo. 9301

No. 35

2022年 8月 31日 締切分 (30)

６７０－００１２

姫路市本町68

戸井田事務所 様

横田瀝青興業株式会社　兵庫営業所
〒679-3111　神崎郡神河町大河755-1
ＴＥＬ　(0790) 34-0792
ＦＡＸ　(0790) 34-0791
〒672-8064　姫路市飾磨区細江995番地
ＴＥＬ　(079) 223-0575
ＦＡＸ　(079) 233-0561
取引銀行 [redacted]
TEL:079-281-7700　FAX:079-281-7707

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

※3万円以下は手数料をご負担願います

前回御請求額	御入金額		繰越金額	御買上額	今回御請求額	
14,417	14,417		0	20,948	¥20,948	[redacted]

伝票日付	伝票No.	品名	数量	単位	単価	金額
22/ 8/ 2	1	レギュラーガソリン（横田S/S）	29.00	リットル	158.00	4,582
22/ 8/11	2	レギュラーガソリン（横田S/S）	31.78	リットル	158.00	5,021
22/ 8/19	3	レギュラーガソリン（横田S/S）	28.75	リットル	158.00	4,543
22/ 8/23	4	レギュラーガソリン（横田S/S）	31.00	リットル	158.00	4,898
22/ 8/31	86790	［入金（振　込）］				[14,417]
		【税別御買上計10.0%】				19,044
		消費税等10.0%				1,904
		【合　　計】				20,948

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 4 年 9 月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目	案分率	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・(人件費)		
16	領収書は別添の通り		共通案分率 (50%) 25% それ以外の案分 案分の説明 人件費 111,360円×50% ＝55,680円 55,680円を充当

政務活動補助業務　勤務実績表・領収書

9 月分　氏　名 [redacted]

日	曜日	定時勤務 開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	備考(時間外勤務等) 開始時間	終了時刻	勤務時間
1	水							
2	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
3	土							
4	日							
5	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
6	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
7	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
8	木							
9	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
10	土							
11	日							
12	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
13	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
14	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
15	木							
16	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
17	土							
18	日							
19	月							
20	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
21	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
22	木							
23	金							
24	土							
25	日							
26	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
27	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
28	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
29	木							
30	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
31								
計					(A) 120:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。　議員名 [redacted]

【総支給額の計算】

① 時給の場合　(A) [120 時間 00 分] × 単価 [928 円] = 111,360 円(B)

①' 月額の場合　支給額 = 0 円(B)

② 時間外勤務手当等　支給額 = 0 円(C)

③ 総支給額　(B)+(C) = 111,360 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) － [　　円](所得税・住民税、保険料本人負担額) = 円(E)

金 111,360 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。

令和 4 年 9 月 30 日

住所 [redacted]

氏名 [redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与　総支給額(D)[111,360 円] × 案分率[50 %] = 55,680 円(F)

○ 保険料等雇用主負担額　総額[　　円] × 案分率[　%] = 0 円(G)

○ 政務活動費充当額の計　(F)+(G) = 55,680 円

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 4 年 10 月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
1	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率 50% / 25%

それ以外の案分

案分の説明

コピー機リース料

20,970円 − 400円（EC発行手数料）

＝20,570円

20,570円 × 50%

＝10,285円

10,285円を充当

振込金（兼手数料）受取書

依頼日	年 月 日
金額	¥ 20,970
先方銀行	[redacted]
受取人 預金種目	口座番号
受取人 口座名	シャープファイナンス K．K
ご依頼人名	トイタ゛ シ゛ムショ
契約番号	6601K0616041

上記の金額正に受取ました。
（取扱店）

手数料 ¥

銀行 支店

2022.10.11 取扱店 印紙 取扱印

（取扱店→依頼人）

・この振込金受取書は、コンビニエンスストアにお問合せください。
・切り取らないでください。
・受取人の領収証に代わるものですから、大切に保存ください。

お支払いのお願い　2022年10月05日作成

◎ご契約内容

※引落日は金融機関非営業日の場合は、その翌営業日となります。

契約番号	商品名	お支払金額	引落日	引落不能理由
6601K0616041	デジタルカラーフクコウキ	20,970円	10月03日	残高不足

◎今回お支払いいただく金額

金	20,970円
内訳 約定金	20,570円
×督促手数料	400円

ご契約者名　戸井田事務所

お支払期限　「至急」

お問合わせ番号　6601K0616041

1. 本書状についてのお問合わせは、「お問合わせ番号」をお申出の上、弊社までご連絡下さい。
2. 銀行・コンビニエンスストアでの振込手数料はお客様のご負担となります。宜しくお願い申し上げます。
3. コンビニエンスストアの取扱上限金額は３０万円（消費税込）です。
※３０万円（消費税込）を超える場合、金融機関をご利用下さい。

平素は、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。さて、上記契約のお支払をご指定の金融機関預金口座から引落しさせていただく予定でしたが、上記の理由により口座引落しが出来ませんでした。つきましては、左記の振込用紙にて裏面記載のコンビニエンスストアもしくは金融機関から「至急」ご送金下さいますようお願い申し上げます。なお、本書状と行き違いにご送金いただきました場合は何卒ご容赦願います。

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年10月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

2

案分率

共通案分率	50%
	25%

それ以外の案分 95%

案分の説明

「政務活動以外の部分が全体の5%を占めるため」

ホームページレンタルサーバーサービス料

1,430円×95%
=1,358円

1,358円を充当

04-10-11 口座振替 5 | *1,430 | ﾐﾂﾋﾞｼUFJﾆｺｽ

ＭＵＦＧカードご利用明細書

平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。
戸井田　祐輔様の
ご利用明細をご案内申しあげます。

http://cr.mufg.jp

発行日　令和 4年11月 2日

お支払日　令和 4年10月11日

三菱ＵＦＪニコス株式会社
〒812-8607
福岡市博多区下川端町9-3　津田ビル
福岡事務センター

関東財務局長(13)第00115号

当月お支払合計額	当月ご請求額	[redacted]
[redacted]	事前お支払額	0円
	内キャッシング分	円
	合計	[redacted]

ご入会年月	2020年7月(入会経過月数：2年5か月)
カード名称	[redacted]
会員番号	
金融機関名	
支店名	

リボ払いのご案内	
返済方式	定額方式
返済コース	Ａコース
手数料率	１５．０００％

お問い合わせ先
ＭＵＦＧカードコールセンター
0570-050535 または 03-5489-6165

ご請求明細

ご利用区分	前月お支払後残高(円)	新規ご利用額(円)	残　高(円)	ご請求金額(円)	内訳			当月お支払後残高(円)
					元金(円)	手数料(円)	可能枠超過額(円)	
通常払い				[redacted]				

メッセージ

【住所変更手続きのお願い】　お引越し等で住所が変わられた際には、当社宛にお早めに住所変更の届出をお願いします。お届けいただけない場合、当社からの重要なお知らせ・更新カード等が届かない場合もありますのでご注意ください。

ご　案　内

三菱ＵＦＪカード　スマートの書面によるご利用明細書は、一通あたりの発行手数料９９円（税込）でお送りしております。
※カードご入会後６ヵ月間の発行手数料は無料です。
※法令の定めによりご利用明細書の発行が義務付けられる場合、当社がご利用明細書の郵送を必要と判断する場合等は無料です。

お客様が気づかないうちにカードが悪用される被害が多発しております。当社では２４時間３６５日体制でモニタリング（不正利用の監視）を行っています。カードをご利用の際に、不正利用ケースと類似点があったり、会員様ご本人のご利用ケースと異なる点が見受けられた場合、お取引を保留させていただく場合がございます。

翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることができる場合があります。

1518AF5BC3135A23930BF4BC5440EAC1

発行日　　令和 4年11月 2日

ご利用明細

ご利用日	ご利用店名 海外ご利用店名／海外都市名	支払回数	何回目	ご利用金額(円)	摘要 現地通貨額	通貨名称	換算レート
	【戸井田　祐輔　様】						
4/ 9/ 1	オナマエドットコムレンタルサーバー	1		1,430			

2020年4月以降の分割払い、2回払い、ボーナス一括払いのショッピング利用代金の遅延損害金率は未払債務に対し年2.99%とします。

Gmail 戸井田事務所 <toida.ax12@gmail.com>

[お名前.com]■サーバーサービス■ご請求／領収明細（クレジットカード） 2022年9月度

info@onamae-server.com <info@onamae-server.com> 2022年9月19日 11:23
To: info@toi-da.com

ードメイン公式登録サービス――――――――――――――――――――――――――――

□■□ お名前.com のレンタルサーバー by GMO □■□

―――――――――――――――――――――――― https://www.onamae-server.com/ ―

お名前.comのレンタルサーバーサービスをご利用いただき誠にありがとう
ございます。

翌月分(まとめ払いのお客様は翌月以降分)のサービスご利用料金について
ご登録のクレジットカードより領収いたしました。

詳細につきましては以下をご確認くださいますようお願いいたします。

――

■ご請求／領収内容■

――

会員ID.....:[redacted]
請求番号.....:[redacted]
ご請求日.....: 2022/09/01

[ご請求／領収明細]――――――――――――――――――――――――――――――――
you-toida.com
共用サーバーSD-11プラン 2022年10月ご利用分 1 1,430円
==========
お支払い金額.....: 1,430円

■お知らせ■
2019年10月1日以降のご利用分より、消費税率が8%から10%に変更となります。
何とぞご了承くださいますようお願いいたします。
詳細につきましては以下のご案内ページをご確認ください。
https://www.onamae-server.com/tax/2019/

※記載の料金はすべて税込金額です。
※一部のオプションの追加/削除について、お申込みの翌月にご利用料金の
調整(精算)をさせていただく場合がございます。

ご請求につきましてご不明な点がございましたら、お客様窓口までご連絡ください。

――

【重要】■「お支払いのお願い」メールを受信されているお客様へ■

――

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年10月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
3	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	50%（25%）
それ以外の案分	
案分の説明	電話使用料 19,054円×50% ＝9,527円 9,527円を充当

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左図2枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名
戸井田事務所　様

お客様番号
4605-0832-49003

2022年10月ご請求分

金額(円)
¥19,054-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先（無料）
0800-3335550

領収日附印
'22.10.11

収入印紙貼付欄

（金融機関・CVS用）→お客様

請求書（西日本ご利用分）

〒670－0012
姫路市本町68－170

大手前第一ビル　2階
戸井田事務所　様

郵便区内特別

17462

Webでのお問い合わせ先

02210210100493861 7

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1－2－70

発行年月日　2022年10月　7日発行
発行会社　【差出人】NTTファイナンス株式会社
東京都港区港南1－2－70
お問合せ先　0800－3335550（無料）
【還付先】
〒536　大阪市城東区森之宮1－6
－0025　－111　NLC森の宮ビル6F
社用コード　M30021111001 17462 17347 00 J
61 010010 1 0　22100101J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。（ 1／ 3ページ

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
079－281－7700 [redacted]	2022年10月ご請求分	19，054円	2022年10月20日（木）

お　知　ら　せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

＊＊＊　NTTグループ各社ご請求金額　＊＊＊

NTT西日本分ご請求額	8，144円	
NTTファイナンス分ご請求額	10，910円	
（合計）	19，054円	詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

＊＊＊　NTTファイナンスからのお知らせ　＊＊＊
奇数月のご請求額が5，000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

＊＊＊NTT西日本からのお知らせ＊＊＊
フレッツ光の割引サービス（光もっともっと割、Web光もっともっと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割）は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中（自動延伸後を含む）に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト［http：／／flets－w．com／wari／］でご確認ください。
＊NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	079-281-7700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年10月ご請求分

ご請求内訳 （お客様番号 [redacted]）

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額（円） AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN （本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。）		税区分 TAX
◆079-281-7700				
◇ＮＴＴ西日本ご利用分				
8,144	5,400	フレッツ 光ネクスト ＦＨＳ利用料	８月 １日～ ８月３１日	合 算
	-1,790	光もっともっと割	２０２４年１２月～２０２５年０２月以外の解約は解約金がかかります	合 算
	1,100	ひかり電話オフィスＡ（エース）基本料	８月 １日～ ８月３１日	合 算
	2,000	複数チャネル使用料	８月 １日～ ８月３１日	合 算
	300	追加番号使用料	８月 １日～ ８月３１日	合 算
	120	ひかり電話（通話料）	８月 １日～ ８月３１日	合 算
	112	ひかり電話（携帯電話等への通話料）	８月 １日～ ８月３１日	合 算
	12	ユニバーサルサービス料他	８月 １日～ ８月３１日 ４番号分のご請求となります。	合 算
	100	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用になります。	合 算
	50	収納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金融機関でお支払いいただく場合の手数料です。	合 算
	740	消費税等相当額（合計）	合算表示の料金合計×１０％	
◇ＮＴＴ西日本分（小計）				
8,144	8,144	（小計）		
◇ＮＴＴファイナンスご利用分				
10,910	1,320	ＯＣＮ光ｗｉｔｈフレッツ利用料等 ＮＴＴコミュニケーションズご利用分。	＊ 契約番号：Ｎ１０９９８３２６４	非対象等
	9,590	リース料 ＮＴＴ・ＴＣリース株式会社ご利用分。	＊ リース料金９月分、残１７回	非対象等
◇合計				

ユニバーサルサービス料他には、２０２２年４月利用料分から２０２２年９月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として１番号あたり１．１円（税込）が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
ｈｔｔｐｓ：／／ｗｗｗ．ｔｃａ．ｏｒ．ｊｐ／ｔｅｌｅｐｈｏｎｅｒｅｌａｙ＿ｓｅｒｖｉｃｅ＿ｓｕｐｐｏｒｔ／ｑａ／

＊＊＊ユニバーサルサービス料について＊＊＊
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から１番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

M30021111001 17462 17347 00 J

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	079-281-7700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年10月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 [redacted])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN (本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。)	税区分 TAX
19,054	19,054	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記＊印はサービス提供者に代わって、ご請求させて いただきます。	

M30031111001 04823 17347 00 J

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年10月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
4	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

☆☆ お振込 ☆☆ SMBC

[redacted]

お振込金額	¥2,805
振込手数料	¥110

お受取人は
[redacted]
ｿﾆｰﾌｲﾙﾑﾋﾞｼﾞﾈｽｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝｼﾞｬﾊﾟﾝ（カ 様
お振込人は
ﾄｲﾀﾞﾕｳｽｹｼﾞﾑｼｮ 様

お取扱日 4.10.11 電信振込

取扱店	機番	年月日	時刻
[redacted]		4.10.11	13:19
			5892

銀行番号	店番号	口座番号等
[redacted]		

三井住友銀行

印紙税申告納付につき豊町税務署承認済

案分率

共通案分率	(50%)
	25%

それ以外の案分

案分の説明
コピー機使用料
2805円＋110円（手数料）
＝2915円
2915円×50%
＝1,457円

1,457円を充当

[redacted]

請求書

発行日：2022年10月04日
請求書番号：821003-0048801

戸井田事務所
様

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

今回ご請求額	2,805円



毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合せ番号：3302201632　電話：0120-069-840

お支払のご案内		
	お支払約束日	2022年10月31日
	お支払方法	お振込
	金融機関名	[redacted]
	本・支店名	
	預金種目／口座番号	
	指定口座名	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

	料金項目／品名	期間／送品NO	枚数／数量	単価	小計（円）	合計（円）
1	トータルサービス料金	2022/09/01-2022/09/30				2550
2	黒モード	1ｶｳﾝﾄ 以上	141	3.00	423	
3	フルカラー	1ｶｳﾝﾄ 以上	3	20.00	60	
4	最低コピー料金				2550	
5	ご使用合計		144			
6						
7	【代金/料金合計】					2550
8	【消費税および地方消費税(10%)】					255
9	【今回ご請求額】					2805
10						
11	※ご利用機種/機械番号:ApeosPort C3070 (Model-PFS) 110458					
12	今回 / 前回 / テスト / ミス	2022/09/01-2022/09/30				
13	1 16461 / 16319 / 0 / 1					
14	2 / / /					
15	3 380 / 376 / 0 / 1					
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						

36400 22400　3302201632 30 1007 0C9
A-075387　0000 3302201632 510 1NK 0000 12503050

31 備考：

[redacted]

M1F003

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年10月分）
（会派名自民党兵庫）
（議員名戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費 (資料購入費)・事務所費・事務費・人件費		
5		案分率	共通案分率 ／ それ以外の案分 100% 案分の説明 すべて政務活動に係るものであるため 兵庫ジャーナル購読料（R4年7月～9月分）8,400円を充当

2022年10月14日

領収書

戸井田　祐輔　　様

￥8,400-

但し　　兵庫ジャーナル購読料Ｒ4年7月～9月分として

上記金額正に領収いたしました。

内
消費税等
現金
小切手

株式会社兵庫ジャーナル
代表取締役 [redacted]
〒650-0011
神戸市中央区下山手通4丁目16-13
ファインコート下山手6F
TEL078-333-7560 FAX078-333-7563

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年10月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
6	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

本領収書は県議会議員
戸井田ゆうすけ宛のものである。

案分率

共通案分率	50% 25%
それ以外の案分	
案分の説明	自動車リース料 別添の通り 29,512円を充当

04-10-17 口座振替３ | *72600 (TF)トヨタファイナンス

兵庫トヨタ自動車㈱　充当計算

R4
10月請求分

支払い総額	¥72,600	
除外額合計	¥13,576	
出金総額	¥59,024	
充当額合計　（５０%）	¥29,512	

除外オプション内訳

除外項目	除外額	備考
ＴＶコントロールキット	¥29,700	
ドライブレコーダー前後	¥51,700	
ナンバーフレーム	¥6,710	
任意保険	¥400,620	
合計	¥488,730	

計　¥488730/36回　　月々　¥13576　を除外

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年10月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
7	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・(事務所費)・事務費・人件費

案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

事務所電気代

17,640円×50%
=8,820円

8,820円を充当

2022/10/11

水光費・会費　口座振替のお知らせ

コード　51012

戸井田 祐輔　様

振替金額　¥　18,340 －

上記金額を令和　4 年　10 月　19 日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座までお振り込みの程、お願い致します。

振込先 [redacted]
大手前第一ビル管理組合法人 理事長 柳谷 義則

ご請求内訳

◆電気代　(R　4 年　9 月度分)
電気使用料金　17,640 円
使用量　490 kwh
看板・電灯料金　－ 円

◆水道代　(R　4 年　－ 月度分)
水道使用料金　0 円
使用量　0 m³

[redacted]

合 計　18,340 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル 管理組合法人
理事長 水田 博敏

500

D 4-10-20　管理費　48,574　オオテマエダイイチビル

2022/10/11

水光費・会費　口座振替のお知らせ

コード　02011

戸井田　祐輔　　様

振替金額　¥　30,234 －

上記金額を令和　4 年　10 月　19 日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座
までお振り込みの程、お願い致します。

振込先 [redacted]
大手前第一ビル管理組合法人

ご請求内訳

◆電気代　(R　4 年　9 月度分)
電気使用料金　－ 円
使用量　－ kwh
看板・電灯料金　－ 円

◆水道代　(R　4 年　－ 月度分)
水道使用料金　－ 円
使用量　－ m³

[redacted]

合 計　30,234 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル　管理組合法人
理事長　水田　博敏

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年10月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
8	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・(事務所費)・事務費・人件費

案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

来客用駐車場代
(11月分)
14,000円×50%
＝7,000円

7,000円を充当

領収証

№ 37164

戸井田ゆうすけ事務所 様

令和4年10月24日

金額			¥	1	4	0	0	0	

但し 11月分

上記の金額正に領収いたしました

宗教法人に付収入印紙を貼付しません

〒670-0015 姫路市総社本町190
総社會館
電話(079)224−1111番(代)

領収書等添付様式【共通】

（令和 4年10月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
9	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	50% / 25%
それ以外の案分	95%

案分の説明
「政務活動以外の部分が全体の5%を占めるため」
ホームページ保守管理料
55,000円×95%
=52,250円
52,250円を充当

領収書

戸井田事務所 御中

金額

¥ 55,000−

但 戸井田ゆうすけ様 HP保守・管理費として

上記正に領収いたしました

発行日：2022年10月25日

Ink
〒112-0015
東京都文京区目白台2-10-9-102
TEL 03-6824-2983

[redacted]

〒670-0012 兵庫県姫路市本町68 大手前第一ビル 1F
戸井田事務所 御中

請求日 2022年10月23日

Ink [redacted]
〒112-0015 東京都文京区目白台2-10-9-102
03-6824-2983

請 求 書

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

ご請求金額	¥55,000

作業内容	金 額	備 考
・HP保守・管理費	50,000	1カ月分

合計	50,000
消費税(10%)	5,000
税込み請求金額	55,000

振込先金融機関 [redacted]

誠に勝手ながら、振り込み手数料はお客様のご負担でお願いいたします。

兵庫県議会議員

戸井田（といだ）ゆうすけ

TOIDA YUSUKE OFFICIAL SITE



県政にチャレンジ!

現在（いま）と未来の架け橋。
あふれる若さと情熱で
「誇れる姫路！豊かな兵庫！」を作ります。

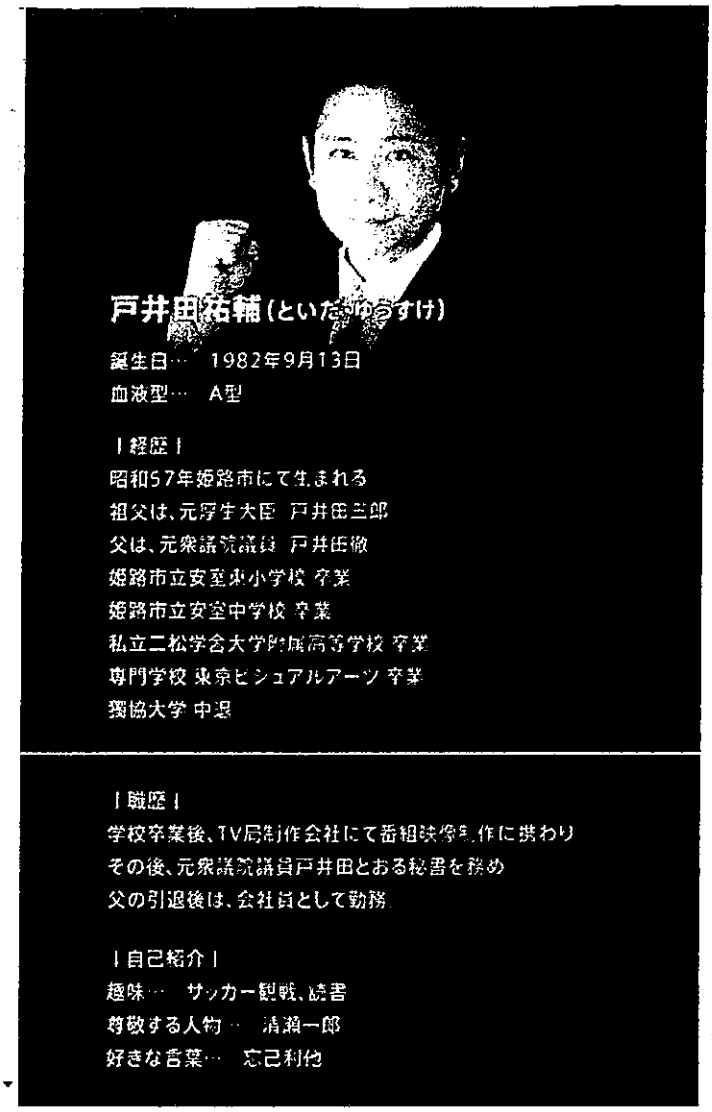
フロフィール　私の政策　FACEBOOK　問い合わせ

ページをフォロー

戸井田ゆうすけ
19時間前

昨日、土地改良推進議連の活動で、土地改良関連の予算要望のため、財務省と農林水産省を訪問して参りました。
まず、宮本周司財務大臣政務官と面談し、要望・意見交換をさせて頂き、農林水産省では、横山事務次官、青山農村振興局長と面談・意見交換を行いました。
また、末松参議院議員、加田参議院議員とも面談し、要望させて頂きました。





戸井田祐輔（といだゆうすけ）

誕生日…　1982年9月13日
血液型…　A型

| 経歴 |
昭和57年姫路市にて生まれる
祖父は、元厚生大臣　戸井田三郎
父は、元衆議院議員　戸井田徹
姫路市立安室東小学校 卒業
姫路市立安室中学校 卒業
私立二松学舎大学附属高等学校 卒業
専門学校 東京ビジュアルアーツ 卒業
獨協大学 中退

| 職歴 |
学校卒業後、TV局制作会社にて番組映像制作に携わり
その後、元衆議院議員戸井田とおる秘書を務め
父の引退後は、会社員として勤務

| 自己紹介 |
趣味…　サッカー観戦、読書
尊敬する人物…　清瀬一郎
好きな言葉…　忘己利他

私の政策

1

今後ますます進む少子高齢化や
人口減少により、危機にさらされる
地方の伝統文化や様々な活動の継承を
自らも担うと共に現場で得られる
地域の声を県政に届けます。

2

幅広い世代、地域の意見を聞き、
地域の持つ魅力、潜在能力を引き出し、
姫路、兵庫の更なる発展を目指します。

3

暮らしやすく、住みよい姫路を目指して
周辺自治体との連携を進めると共に
姫路と県をつなぎ、来たるべき
人口減少社会に備えます.

4

同世代の有権者から、結婚、出産、
育児、教育等に関する現場の声を
拾い集め、課題の解決に努めることで、
若者が集まり、子育てのしやすい
まちづくりに尽力します.



兵庫県議会議員 戸井田ゆうすけ
〒670-0012 姫路市本町68 大手前第一ビル1F
TEL 079-281-7700
FAX 079-281-7707

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年10月分）
（会派名自民党兵庫）
（議員名戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
10	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・**資料購入費**・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	
それ以外の案分	100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため

神戸新聞代
（10月分）
4,400円を充当

2022年10月分

領収証

ID(15034)
No. 1- 103-0447-000
本町大手前ビル１階

戸井田事務所 様

銘柄	部	金額
神戸セット※	1	4,400
合計 ※は軽減税率対象品目		¥4,400

お知らせ

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。
8%対象 ¥4,400(消費税 ¥326)

株式会社神戸新聞姫路中央販売
〒670-0925
姫路市亀井町１１１
TEL: 079-223-8513 FAX: 079-288-3314

領 神戸新聞 収

10/25 支払い

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年10月分）
（会派名自民党兵庫）
（議員名戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
11	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率

それ以外の案分　100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため

産経新聞代（10月分）
4,400円を充当

2022年10月分　神戸新聞　**領収証**

ID(22890)
No. 1- 103-0447-001
本町６８
大手前ビル1階
戸井田事務所 様

銘柄	部	金額
産経セット※	1	4,400
合計 ※は軽減税率対象品目		¥ 4,400

お知らせ

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。
8%対象　¥4,400(消費税　¥326)

株式会社神戸新聞姫路中央販売
〒670-0925
姫路市亀井町１１１
TEL: 079-223-8513
FAX: 079-288-3314

領 神戸新聞 収

10/25 支払い

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年10月分）
（会派名自民党兵庫）
（議員名戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
12	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	
それ以外の案分	100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため

読売新聞代
（10月分）
4,400円を充当

領収書

区域058　全戸0019　お問合せNo26209

お名前 戸井田事務所 様
本町68-170
大手前第一ビル 1F
4年　10月分

	銘柄	部数	金額
1	読売新聞セット ※	1	4,400
2			
3			
	合計		4,400円

◇左記の通り領収しました

領収日　年　月　日

※は軽減税率　（10.0%対象　0円）　（8.0%対象　4,400円）

読売センター姫路東
姫路市下寺町３９
TEL 079-282-6420

領収印　読売センター姫路東 大我之印

10/25 支払い

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

（令和4 年 10 月分）

会派名　自民党兵庫

議員名　戸井田 祐輔

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・委請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

13

兵庫県議会 自由民主党 土地改良推進議員連盟 要望活動

領　収　書

Receipt　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

領収年月日　2022.10.25

金　額　￥29,820（消費税等込み）

上記金額確かに領収いたしました

購入商品　ＪＲ乗車券類　ＪＲ tickets

（30080　4枚）

西日本旅客鉄道株式会社

新神戸駅

新神戸駅ＭＫ４０発行　40081-02

印紙税申告納付につき大淀税務署承認済

案分率

共通案分率	
それ以外の案分	100%

案分の説明

すべて政務活動に係るものであるため

¥29,820を充当

本領収書は県議会議員

戸井田ゆうすけ 宛のものである。

（添付様式７）

活　動　報　告　書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	戸井田祐輔

活動名	兵庫県議会 自由民主党 土地改良推進議員連盟 要望活動

活動概要

○日　時　　令和４年１０月２６日（木）１２時４５分～

○場　所　　財務省、農林水産省、衆議院・参議院議員会館

○内　容　　兵庫県では、地域の気候・風土に根差した農業・農村の持続的な発展を図るため、生産基盤の整備、農業用施設の維持管理や更新整備を推進している。
今後の農業・農村では国内市場の縮小、農業者の減少、資材の高騰、気候変動等に対応していくため活力向上の実現が求められている。
そこで、農業競争力・産地収益力の強化のため、生産基盤整備・防災対策・農業水利施設の戦略的な保全管理を推進するため要望を行う。

○案分率　　すべて政務活動にかかるものであるため１００％とする。

経費

項　目	政活費充当金額	領収書NO	内　容
交通費	29,820	13	要望活動の為の交通費　（姫路⇔東京）
合　計	29,820		

備考

詳細は別紙参照

＊この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。
＊「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果⑧広報誌発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

兵庫県議会自由民主党土地改良推進議員連盟 要望活動 行程

R4.10.24 8:30時点

日　程：令和４年10月26日（水）

件　名：兵庫県農業農村整備事業に関する要望

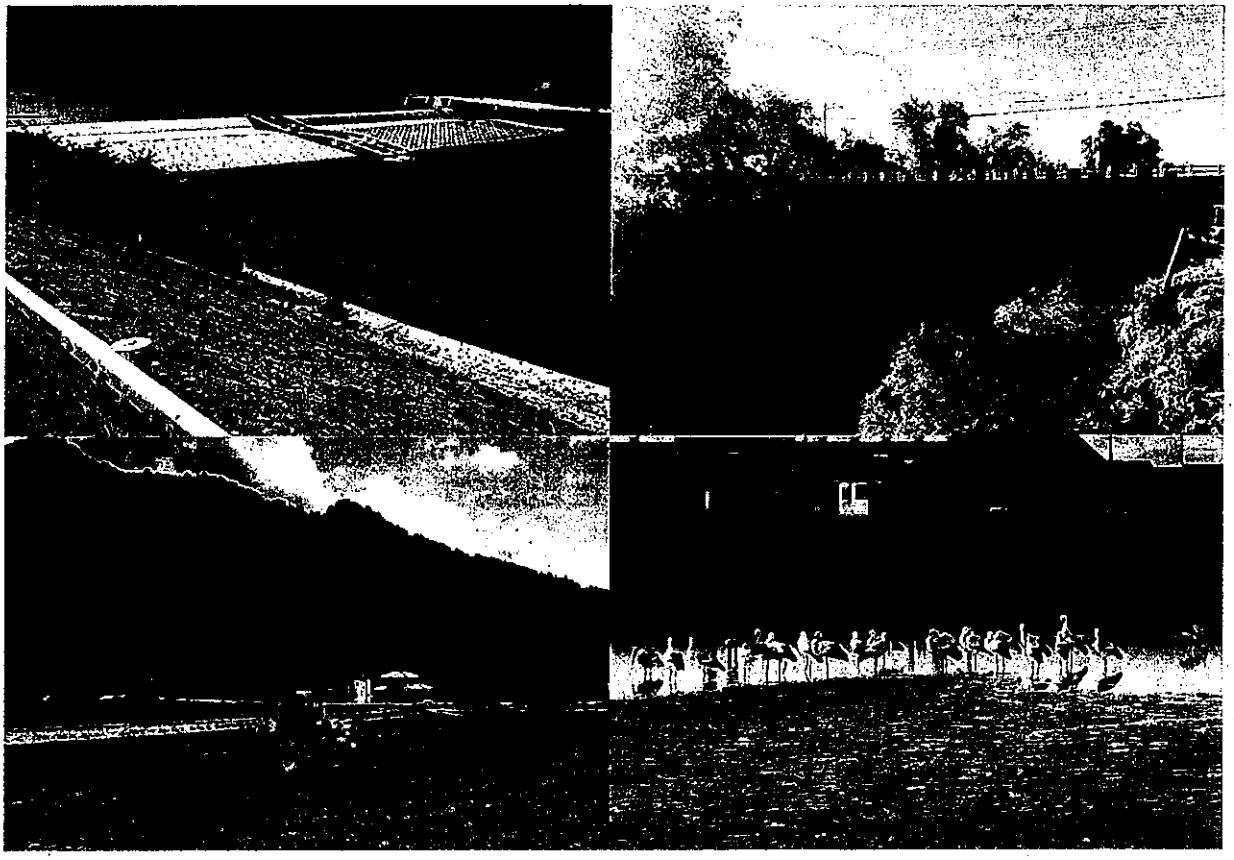
訪問者：議員連盟　会長 内藤 兵衛、副会長 浜田 知昭、理事 岡 つよし、監事 大豊 康臣、事務局長 奥谷 謙一、事務局次長 村岡 真夕子、会員 谷口俊介、会員 戸井田ゆうすけ

県 関 係　農地整備課長 三輪 顕、副課長 高木 利人

県 土 連　常務理事 石井 龍太郎

時 刻	行　程			面会	備　考
12:45					財務省正面入口前 集合
	財務省				
		大臣	鈴木 俊一		
		副大臣	秋野 公造		
		副大臣	井上 貴博		
↓		大臣政務官	宮本 周司	○	13:00～13:15
		大臣政務官	金子 俊平		
		事務次官	茶谷 栄治		
		主計局長	新川 浩嗣		
		主計局次長			
		主計官（農林水産係担当）	河口 健児		
14:00	農林水産省				
		大臣	野村 哲郎		
		副大臣	野中 厚		
		副大臣	勝俣 孝明		
↓		大臣政務官	角田 秀穂		
		大臣政務官	藤木 眞也		
		事務次官	横山 紳		
		審議官	小川 良介		
		大臣官房長	渡邊 毅		
		大臣官房総括審議官	杉中 淳		
		予算課長	押切 光弘		
	農村振興局	局長	青山 豊久	○	14:15～14:30
		大臣官房審議官（兼農村振興局）	林 泰三		
	農村振興局	次長	安部 伸治		
	農村振興局	整備部長	青山 健治		
15:30	議員会館	県関係国会議員			
		（参）末松(905)、加田(819)、進藤(719)、宮崎(610)			参議院議員会館
		（衆2）谷(810)、山口(603)			衆議院第2議員会館
↓		（衆1）渡海(1109)、盛山(904)、松本(707)、山田(617)、大串(616)、藤井(615)、関(603)、西村(611)			衆議院第1議員会館
18:30	意見交換会				

農業農村整備事業に関する要望



（左上）
農村地域防災減災事業　小苗井堰（西脇市）
（左下）
農地中間管理機構関連農地整備事業
宮置地区（姫路市）
（右上）
国営東播用水二期地区　御坂サイフォン（三木市）
（右下）
団体営ため池整備事業　和田上池地区（稲美町）

令和４年１０月

兵庫県議会自由民主党土地改良推進議員連盟

当初予算で確保するとともに、ため池管理者による適正管理を強化するための支援制度を拡充すること。

3　土地改良施設の機能保全

土地改良施設の老朽化が進行しており、特に国営事業で造成された農業水利施設については、受益が広範囲に及ぶため、地域農業への影響が大きい。また、水源施設であるダムは流域治水にも活用されるなど、公益的機能も有している。このため、計画的な施設更新、長寿命化対策を実施するとともに、施設管理を担う土地改良区に対する支援を行うこと。

【国営事業実施地区】

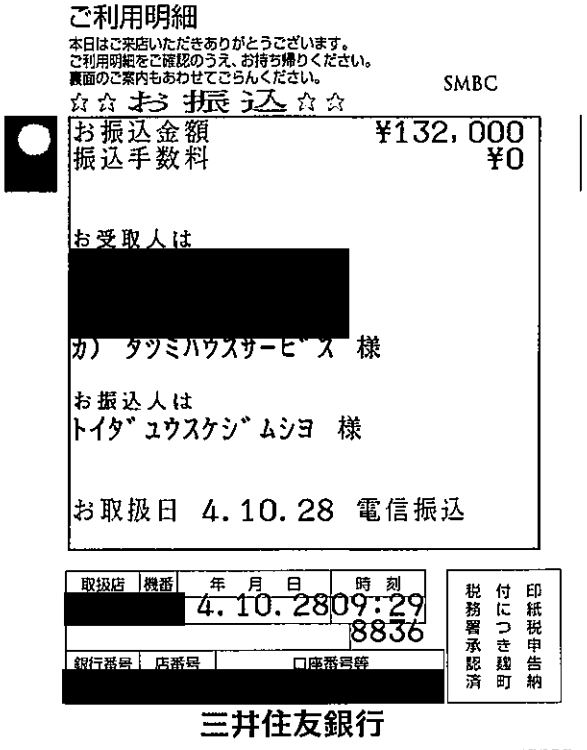
地区名	関係市町・関係土地改良区	主要施設	造成年度	対策の状況
東条川地区	加東市、小野市、三木市、兵庫県東播土地改良区	鴨川ダム，船木池，安政池，水路23km	S22～S39	二期事業実施 R3～R14
加古川西部地区	加西市、加東市、小野市、多可町、西脇市、姫路市、加古川西部土地改良区	糀屋ダム，頭首工 4 基，水路81km	S42～H2	—
東播用水地区	神戸市、三木市、稲美町、加古川市、明石市、東播用水土地改良区	呑吐ダム，大川瀬ダム，川代ダム，水路 110km	S45～H4	二期事業実施 H25～R3
北淡路地区	淡路市、北淡路土地改良区	常盤ダム，谷山ダム，揚水機場 2 箇所，水路 48km	S43～H1	地域整備方向検討調査 R3～R5

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年10月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
14	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・(事務所費)・事務費・人件費



ご利用明細
本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。
SMBC
☆☆お振込☆☆

お振込金額 ¥132,000
振込手数料 ¥0

お受取人は
[redacted]
カ) タツミハウスサービス 様

お振込人は
トイダユウスケシジムシヨ 様

お取扱日 4.10.28 電信振込

取扱店	機番	年月日	時刻
[redacted]		4.10.28	09:29
			8836

銀行番号	店番号	口座番号等
[redacted]		

税務署承認済 印紙税申告納付につき収入印紙貼付省略

三井住友銀行

案分率

共通案分率	(50%) 25%
それ以外の案分	

案分の説明

事務所賃借料
(10月分)
132,000円×50%
=66,000円

66,000円を充当

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 4年10月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
15	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

ご利用明細
本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。
SMBC
☆☆お振込☆☆

[redacted]

お振込金額	¥19,719
振込手数料	¥110

お受取人は
[redacted]
ヨコタレキセイコウギョウ（カ 様

お振込人は
トイダ ユウスケシ゛ムショ 様

お取扱日 4.10.28 電信振込

取扱店	機番	年月日	時刻
[redacted]		4.10.28	09:31
			8837

銀行番号	店番号	口座番号等
[redacted]		

印紙税申告納付につき税務署承認済 神戸西町

三井住友銀行

案分率	共通案分率	50% (25%)
	それ以外の案分	
	案分の説明	ガソリン代 19,719円＋110円（手数料） ＝19,829円 19,829円×25% ＝4,957円 4,957円を充当

領収証

No. 010324

戸井田事務所 殿

令和 4 年 10 月 28 日

金額	¥19,719 円

但し

上記金額正に領収致しました

内訳	
現金	
小切手	
手形	
口座振込	0
相殺	

収入印紙

横田瀝青興業株式会社
本社 〒672-8064
姫路市飾磨区細江99番地
電話（079）233－0555番

御支払確認印 取扱者 [redacted]

3・50×50（S）

請　求　書

お客様コードNo. 9301

No. 2

2022年 9月 30日 締切分 (30)

６７０－００１２

姫路市本町68

戸井田事務所 様

横田瀝青興業株式会社　兵庫営業所
〒679-3111　神崎郡神河町大河755-1
ＴＥＬ　(0790) 34-0792
ＦＡＸ　(0790) 34-0791
〒672-8064　姫路市飾磨区細江995番地
ＴＥＬ　(079) 233-0575
ＦＡＸ　(079) 233-0561
取引銀行　[redacted]

TEL:079-281-7700　FAX:079-281-7707

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

※3万円以下は手数料をご負担願います。

前回御請求額	御入金額		繰越金額	御買上額	今回御請求額		
20,948	20,948		0	19,719	¥19,719		[redacted]

伝票日付	伝票No.	品名	数量	単位	単価	金額
22/ 9/ 4	1	レギュラーガソリン（横田S/S）	29.00	リットル	158.00	4,582
22/ 9/ 8	2	レギュラーガソリン（横田S/S）	29.57	リットル	158.00	4,672
22/ 9/20	3	レギュラーガソリン（横田S/S）	28.61	リットル	158.00	4,520
22/ 9/24	4	レギュラーガソリン（横田S/S）	26.28	リットル	158.00	4,152
22/ 9/28	86978	[入金（振　込）]				[20,948]
		【税別御買上計10.0%】				17,926
		消費税等10.0%				1,793
		【合　　計】				19,719

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年10月分）
（会派名 自民浪兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目	案分率	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・(人件費)		
16	領収書は別添の通り	共通案分率	(50%) 25%
		それ以外の案分	
		案分の説明	人件費 122,880円×50% ＝61,440円 61,440円を充当

政務活動補助業務　勤務実績表・領収書

10 月分　氏　名 [redacted]

日	曜日	定時勤務 開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	備考（時間外勤務等） 開始時間	終了時刻	勤務時間
1	土							
2	日							
3	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
4	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
5	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
6	木							
7	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
8	土							
9	日							
10	月							
11	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
12	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
13	木							
14	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
15	土							
16	日							
17	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
18	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
19	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
20	木							
21	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
22	土							
23	日							
24	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
25	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
26	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
27	木							
28	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
29	土							
30	日							
31	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
計					(A)128:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。　議員名 [redacted] 印

【総支給額の計算】

① 時給の場合　(A) [128時間00分] × 単価[960円] = 122,880 円(B)

①' 月額の場合　支給額 = 0 円(B)

② 時間外勤務手当等　支給額 = 0 円(C)

③ 総支給額　(B)+(C) = 122,880 円(D)

【実支給額（総支給額－諸控除額）の計算】

(D) － [　　円]（所得税・住民税、保険料本人負担額）= 円(E)

金 122,880円(E)

左記金額を確かに領収致しました。

令和 4 年 10 月 31 日

住所 [redacted]

氏名

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与　総支給額(D)[122,880円] × 案分率[50%] = 61,440 円(F)

○ 保険料等雇用主負担額　総額[　　円] × 案分率[　%] = 0 円(G)

○ 政務活動費充当額の計　(F)+(G) = 61,440 円

（添付様式８）

※この様式は参考として示すものであり、この様式によることを必要とするものではありません。

雇　用　契　約　書

ふりがな	[redacted]	生　年　月　日
氏　　名	[redacted]	[redacted]
現　住　所	[redacted] Tel [redacted]	

下記の条件で契約します

雇用期間	期間の定め：(なし)・　あり　（　年　月　日～　年　月　日） 【期間の定めがある場合】契約の更新の有無 □　自動的に更新する　□　更新する場合があり得る　□　更新はしない 【契約の更新は次により判断する】 □　勤務成績、態度　□　能力　□　経営の状況 □　従事している業務の進捗状況　□　契約期間満了時の業務量 □　その他（　）
雇用形態	正規職員　・　(パートタイム)　・　その他
就業場所	姫路市本町６８　大手前第一ビル　戸井田事務所
仕事内容	事務作業
就業時間 （休憩時間）	1　始業（(午前)・午後　９時　００分）　終業（午前・(午後)　６時　００分） 2　休憩時間（　１２時　００分から　１３時　００分） 3　所定時間外労働：(なし)・　あり
休　　日	(土曜)日、(日曜)日、(祝祭)日、(年末及び年始)、(夏期休暇)、その他（　）
休　　暇	1　年次有給休暇：　日　時間単位年休：　なし　・　あり 2　代替休暇：　なし　・　あり 3　その他の休暇：　有給（　）　無給（　）
賃　　金	1　基本賃金　①　月　給（　円）、②　日　給（　円） ③　時間給（　９６０円）、④　その他（　円） 2　諸手当：(なし)・　あり ①（　手当　円）、②（　手当　円） 3　割増賃金率 ①　時間外：（　）％　②　休日：（　）％　③　深夜：（　）％ 4　賃金締切日：毎月　月末　5　賃金支払日：毎月　月末 6　賃金支払方法：（　現金支給　） 7　昇給：(なし)・　あり（時期等　） 8　賞与：(なし)・　あり（時期・金額等　） 9　退職金：(なし)・　あり（時期・金額等　）
退職に 関する事項	1　定年制：(なし)・　あり（　歳） 2　継続雇用制度：(なし)・　あり（　歳まで） 3　自己都合退職の手続（退職する　３０　日以上前に届け出ること） 4　解雇の事由及び手続（　）
そ　の　他	1　社会保険の加入状況：　□　厚生年金　☑　健康保険　☑　その他（国民年金） 2　雇用保険の適用：(なし)・　あり 3　雇用管理改善等の相談窓口：（　） 4　その他：（　）

契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する。

令和 4 年 10 月 1 日

雇 用 者　兵庫県議会議員　戸井田祐輔　印

被雇用者　[redacted]　[redacted]

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年11月分）
（会派名自民党兵庫）
（議員名戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
1	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率

それ以外の案分　100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため

11月29日、30日
沖縄県
要請陳情活動費
19,105円

19,105円を、要請陳情？調査研究かな

領収証 再発行

ADVENTURE skyticket

戸井田祐輔　様

NO. 1453613

￥19,105-

但し、旅行代金として

入金日：2022/10/27
発行日：2022/10/27
支払い方法：Credit Card

左記、正に領収いたしました

〒150-6024
東京都渋谷区恵比寿 4-20-3
恵比寿ガーデンプレイスタワー 24F
発行元：株式会社アドベンチャー
お問い合わせ先：スカイチケットカスタマーサービス
URL：https://skyticket.jp

アドベンチャー

旅行者情報

旅行者1	氏名(ローマ字)	TOIDA YUUSUKE	生年月日	1982/09/13
	氏名(カナ)	トイダ ユウスケ	性別	男
	旅行傷害保険	申込済		

旅行内容

11月29日(火)	SNA SNA125	08:00 神戸	→	10:15 那覇	普通席	バーゲン28
11月29日(火)	チェックイン **那覇東急REIホテル** 那覇市旭町 116-37 部屋数 1部屋（大人1人）				部屋名 【skyticket】ダブルルーム禁煙室(1名利用)／シャワーブース完備(バスタブ無し)/【航空券セット割】☆こだわりのベッドで1日の疲れをリフレッシュ☆ (素泊まり)	
	宿泊情報 ・朝食なし ・禁煙ルーム					
11月30日(水)	チェックアウト					
11月30日(水)	SKY SKY596	17:00 那覇	→	18:50 神戸	普通席	いま得
備考	旅程表に含まれないご移動はお客様のご負担となります。					
旅行契約/運賃形態	募集企画型旅行/正規割引運賃					
キャンセル規定・注意事項	キャンセル規定・注意事項を確認					

（添付様式７）

活　動　報　告　書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

会派名	戸井田　祐輔

活動名	令和４年度　「のじぎくの塔慰霊祭」「島守の塔慰霊祭」
活動概要	① ○日　時：令和４年１１月２９日（火）１４：００～１６：２０ ○場　所：沖縄県平和祈念公園（糸満市摩文仁丘） ② ○日　時：令和４年１１月３０日（水）１０：００～ ○内　容：那覇市役所、首里城視察調査 共に、別添資料参照 ○按分率：全て政務活動にかかるものである

経費	項　目	政活費充当金額	領収書NO	内　容
	要請陳情活動 交通費・宿泊費	19，105	11－1	Skyticket・航空券（11/29神戸→那覇） ・那覇東急 REI ホテル（11/29） ・航空券（11/30那覇→神戸）
	合　計	19，105		

備考	
	＊添付書類：パック料金のため各経費の内訳は明らかではないが、宿泊費相当額は充当上限額以内である。

＊この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。
＊「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果⑧広報誌発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

令和４年１１月２９日～３０日　沖縄視察報告書

報告書作成　戸井田　祐輔

１１/２９　１４：００～　のじぎくの塔・島守の塔　慰霊祭

先の大戦で地上戦が行われた沖縄県では、軍民合わせて二十万人以上の犠牲者を生む結果となった。兵庫県出身の戦没者も数多くおられ、中でも最後の官選知事である島田叡沖縄県知事は、兵庫県出身であり、地上戦が現実味を帯びる戦争末期に沖縄県知事として赴任し、苦しい状況の中、軍と連携して県民に寄り添い、その命を沖縄の地に捧げられた。

その姿は今も沖縄県民に語り継がれ、沖縄県民と兵庫県民の友好の礎となっている。

慰霊祭に同行された遺族会も高齢化から、子どもの世代から、孫の世代へと世代交代の波が押し寄せられていることを実感させられた。

慰霊を続けていくことを通して、戦争の悲劇、国を守ることの大切さを次世代に伝えることの重要性に気付かされた。

１１/３０　視察調査参加議員

黒川　治・長瀬　たけし・北口　寛人・戸井田　ゆうすけ・伊藤　すぐる

１０：００～　「くらしにみる昭和の沖縄展」視察調査

翌日には日本遺族会が開催された「くらしにみる昭和の沖縄展」に伺い、オープニングセレモニーに参加、戦前戦後の沖縄の写真や資料を見学。

展覧会主催者と懇談。

１１：００～　那覇市役所視察調査

新たに就任された知念那覇市長を表敬訪問し意見交換。少額ですが、有志で集めた首里城再建に対する協力金を自民党の北口政調会長より贈呈いたしました。

１３：００～　首里城視察調査

午後からは、火災焼失時に、一早くお見舞金を送った兵庫県・神戸市。

先日に本殿の起工式が開催された首里城の状況を那覇市当局の案内で視察調査。

令和４年度　のじぎくの塔慰霊祭･島守の塔慰霊祭主な参列者

1　日　時　令和４年11月29日(火)　14:00～16:20

2　場　所　沖縄県平和祈念公園（糸満市摩文仁丘）

3　参列者

（兵庫県）

兵庫県知事			齋藤元彦
兵庫県議会議長			小西隆紀
兵庫県議会議員（10名）			
	戸井田ゆうすけ	丸尾　牧	北口寛人
	伊藤　傑	門　隆志	小池ひろのり
	北浜みどり	黒川　治	松井重樹
	長瀬たけし		
神戸市長代理　福祉局高齢福祉課管理･事業推進係長			田中　毅
神戸市会議長			安井俊彦
兵庫県市議会議長会会長代理			
副会長（小野市議会議長）			岡嶋正昭
兵庫県遺族会会長（遺族）			北浦基広
須磨島守の会名誉顧問			井戸敏三

（沖縄県）

沖縄県知事	玉城デニー（調整中）
沖縄県議会議長	赤嶺　昇
糸満市長	當銘真栄
沖縄県遺族連合会会長代理　副会長	瑞慶山良祐
沖縄県平和祈念財団会長代理	
常務理事兼事務局長	松川　満
島田叡氏事跡顕彰期成会会長	嘉数昇明

来賓等	２５名
兵庫県遺族	１７名
合　計	４２名

のじぎくの塔慰霊祭・島守の塔慰霊祭次第

日時　令和4年11月29日(火)14:00～16:00
場所　沖縄県糸満市摩文仁丘

【のじぎくの塔慰霊祭】

14時00分　開式のことば(兵庫県遺族会)
国　　歌
黙　と　う
祭主祭文(兵庫県遺族会会長)
追悼のことば(兵庫県知事、兵庫県議会議長)
献　　花(兵庫県知事、沖縄県知事ほか)

14時40分　閉式のことば(兵庫県遺族会)

～記念植樹～

14時40分　兵庫・沖縄友愛提携50周年「記念植樹」

【島守の塔慰霊祭】

15時25分　開式のことば(兵庫県福祉部地域福祉課)
拝　　礼
黙　と　う
祭主追悼のことば(兵庫県知事)
献　　花(兵庫県知事、沖縄県知事ほか)
謝　　辞(島田叡氏事跡顕彰期成会会長)

16時00分　閉式のことば(兵庫県福祉部地域福祉課)

※慰霊祭終了後「平和の礎」へ献花

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 4 年11月分）
（会派名自民党兵庫）
（議員名戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費

2

本領収書は県議会議員
戸井田ゆうすけ宛のものである。

04-11-4 口座振替３ | ★20,570 | シャープ ファイナンス

案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

コピー機リース料

20,570円×50%

＝10,285円

10,285円を充当

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年11月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目	案分率	共通案分率	50% 25%
3	04-11-4 口座振替３ ｜ ＊30,800 ｜ミツイスミトモFL(SM		それ以外の案分	
			案分の説明	印刷機再リース料（令和4年10月9日から12ヶ月間） 30800円÷365日=84円 令和4年10月9日～令和5年4月29日迄=203日 84円×203=17052円 17052円×50%=8526円 8526円を充当

再リース契約手続完了通知書

2022年 9月15日

三井住友ファイナンス&リース株式会社
〒100-8287 東京都千代田区丸の内１-３-２

平素は格別のお引き立てに預かり厚く御礼申し上げます。
さて、過日お送りいたしました「リース期間満了のご案内」に基づき、本日、下記により再リースの手続きを完了させていただきましたので、ご通知申し上げます。

（リース期間満了のご案内記載のご回答期日までに、契約終了の意思表示をいただいていない場合は全部再リース、一部終了の意思表示をいただいた場合は、終了以外の物件について、再リースの手続きをさせていただきました。）

下記消費税額は、消費税法の定めにより、変更となる場合があります。

	契約番号	リース満了日(上段) 再リース期間(下段)	再リース料（上段） 支払方法（下段）	代表物件名（上段） 設置場所（下段）
①	ZSYLJU5G9-01	2022年10月 8日 2022年10月 9日 から 12ヶ月間	消費税抜き再リース料 28,000円 消費税額 2,800円 合計 30,800円 ２０２２年１１月０３日に一括払い・自動振替	印刷機 サテリオ 兵庫県姫路市 本町６８ 大手前第一ビル.
②			消費税抜き再リース料 消費税額 合計	
③			消費税抜き再リース料 消費税額 合計	
④			消費税抜き再リース料 消費税額 合計	
⑤			消費税抜き再リース料 消費税額 合計	

ご不明の点がございましたら、宛名面にご照会くださいますよう、お願い申し上げます。

（添付様式２）

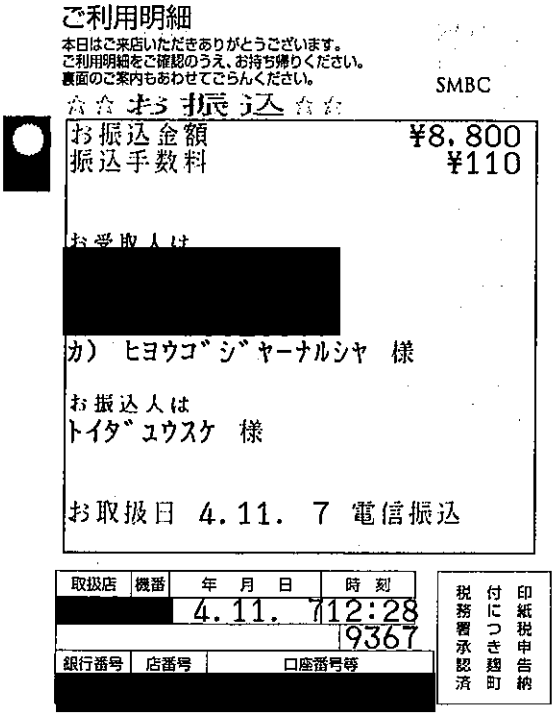
領収書等添付様式【共通】

（令和4 年 11 月分）

会派名　自民党兵庫

議員名　戸井田 祐輔

整理番号	使途項目
4	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費　資料作成費　(資料購入費)　事務所費・事務費・人件費



ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

お振込

お振込金額	¥8,800
振込手数料	¥110

お受取人は
[redacted]
カ）ヒヨウコ゛シ゛ャーナルシヤ　様

お振込人は
トイタ゛ユウスケ　様

お取扱日 4.11. 7 電信振込

取扱店	機番	年月日	時刻
[redacted]		4.11. 7	12:28
			9367

銀行番号	店番号	口座番号等
[redacted]		

税務署承認済　付につき翌町　印紙税申告納

案分率	
共通案分率	
それ以外の案分	100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため

書籍購入代
（令和4年兵庫県政便覧）
8800円＋110円（手数料）
＝8910円
8,910円を充当

請求書

2022 年 8 月 22 日

兵庫県議会議員　戸井田祐輔 様

株式会社兵庫ジャーナル社
代表取締役　[redacted]　富村
〒650-0011
神戸市中央区下山手通 4-[redacted]6-13
ファインコート下山手 6F
TEL078-333-7560 FAX078-333-7563

毎度ありがとうございます。下記のとおりご請求申し上げます。

商品名	数量	単位	単価	金額	消費税額
令和４年度版　兵庫県政便覧	1	冊	7,500	7,500	750
送料				500	50
合計	税抜	8,000	税額	800	総額 ¥8,800

お振込先: [redacted]

名　義:　㈱兵庫ジャーナル社

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4 年 11 月分）
会派名　自民党兵庫
議員名　戸井田 祐輔

整理番号	使途項目
5	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費　資料作成費　(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
04-11-08	[redacted]	A93320003
取扱店	[redacted]	
払込口座	[redacted]	
払込金額	*4,800	料金 *110

振替受付票

[redacted]

日本時事評論社　兵庫支局

¥4,800

姫路市本町68番地 大手前ビル
戸井田祐輔 様

払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
料金には、消費税等が含まれています。
(ゆうちょ銀行)

入金額　*5,010
おつり　*100

キャッシュバック率　5倍！
ゆうちょデビットキャンペーン！

印紙税申告納付につき廻町税務署承認済

案分率	共通案分率	
	それ以外の案分	100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため
日本時事評論社 購読料
(R5年1月～12月分)
4800円＋110円 手数料
＝4910円、
4910÷12＝409円
409×4＝1636円
1,636円を充当

任期がR5、4、29までのため、4か月分を充当する

購読料請求書

令和 4 年 11 月 4 日

戸井田事務所　様

下記の通り御請求申し上げます。

請求額　金　4,800　円也

令和 5 年 1 月から令和 5 年 12 月まで（ 1 年 0 ヶ月分）

(株) 日本時事評論社
兵庫支局
〒651-0085　神戸市中央区八幡通3丁目2-11
芙蓉ビル東館　7階
☎078-262-6561

[redacted]

26 号冊・No. 034170

日本時事評論購読料領収書

R4年11月13日

戸井田事務所 様

コード番号（ 450159 ）

¥ 4,800 （R5年1月1第週から
R5年12月下第週まで）

1年 ヶ月分領収いたしました

(株)日本時事評[redacted]

〒753-0817 山口市吉敷赤田四丁[redacted]

TEL 050-3532-5152

継続 郵送
新規 手配

取扱者 [redacted]

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 4 年11月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目	案分率	共通案分率	50% 25%
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		それ以外の案分	
6			案分の説明	95% 「政務活動以外の部分が全体の5%を占める為」 ホームページ・レンタルサーバーサービス料 1430円×95% =1358円 1358円を充当
	04-11-10 口座振替５ ｜ *3524 ﾐﾂﾋﾞｼUFJﾆｺｽ			

ＭＵＦＧカードご利用明細書

平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。
戸井田　祐輔様の
ご利用明細をご案内申しあげます。

http://cr.mufg.jp

発行日　令和 4年12月 1日

お支払日　令和 4年11月10日

三菱ＵＦＪニコス株式会社
〒812-8607
福岡市博多区下川端町9-3　津田ビル
福岡事務センター

関東財務局長(13)第00115号

当月お支払合計額	当月ご請求額	[redacted]
[redacted]	事前お支払額	0円
	内キャッシング分	円
	合計	[redacted]

ご入会年月	2020年7月(入会経過月数：2年6か月)
カード名称	[redacted]
会員番号	
金融機関名	
支店名	

リボ払いのご案内	
返済方式	定額方式
返済コース	Ａコース
手数料率	１５．０００％

お問い合わせ先
ＭＵＦＧカードコールセンター
0570-050535 または 03-5489-6165

ご請求明細

ご利用区分	前月お支払後残高(円)	新規ご利用額(円)	残　高(円)	ご請求金額(円)	内訳			当月お支払後残高(円)
					元金(円)	手数料(円)	可能枠超過額(円)	
通常払い				[redacted]				

メッセージ

ご利用明細はＷＥＢで簡単に確認して、すっきりペーパーレス！ＷＥＢ明細チェックは毎月のご利用明細書の郵送を停止し、ＭＵＦＧカードＷＥＢサービスでご利用明細をご確認いただくサービスです。詳しくは三菱ＵＦＪニコスＷＥＢサイトへ。※一部、対象外のカードがあります。

ご　案　内

三菱ＵＦＪカード　スマートの書面によるご利用明細書は、一通あたりの発行手数料９９円（税込）でお送りしております。
※カードご入会後６ヵ月間の発行手数料は無料です。
※法令の定めによりご利用明細書の発行が義務付けられる場合、当社がご利用明細書の郵送を必要と判断する場合等は無料です。

お客様が気づかないうちにカードが悪用される被害が多発しております。当社では２４時間３６５日体制でモニタリング（不正利用の監視）を行っています。カードをご利用の際に、不正利用ケースと類似点があったり、会員様ご本人のご利用ケースと異なる点が見受けられた場合、お取引を保留させていただく場合がございます。

翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることができる場合があります。

AF20E5C348FFB32CEE97486066857490

発行日　令和 4年12月 1日

ご利用明細

ご利用日	ご利用店名 海外ご利用店名／海外都市名	支払回数	何回目	ご利用金額(円)	摘要 現地通貨額	通貨名称	換算レート
	【戸井田　祐輔　様】						
4/10/ 1	オナマエドットコムレンタルサーバー ⑥	1		1,430			
4/10/ 6	MSFT *<E0400KDSLD> / MSBILL.INFO	1		2,094	２０９４．００	エン	１．０００

2020年4月以降の分割払い、2回払い、ボーナス一括払いのショッピング利用代金の遅延損害金率は未払債務に対し年2.99%とします。

Gmail 戸井田事務所 <toida.ax12@gmail.com>

[お名前.com]■サーバーサービス■ご請求／領収明細（クレジットカード） 2022年10月度

1 件のメッセージ

info@onamae-server.com <info@onamae-server.com> 2022年10月19日 11:26
To: info@toi-da.com

ードメイン公式登録サービス――――――――――――――――――――――――――――

□■□　お名前.com のレンタルサーバー　by GMO　□■□

―――――――――――――――――――――――― https://www.onamae-server.com/ ―

お名前.comのレンタルサーバーサービスをご利用いただき誠にありがとう
ございます。

翌月分(まとめ払いのお客様は翌月以降分)のサービスご利用料金について
ご登録のクレジットカードより領収いたしました。

詳細につきましては以下をご確認くださいますようお願いいたします。

――

■ご請求／領収内容■

――

会員ID.....:[redacted]
請求番号.....:[redacted]
ご請求日.....: 2022/10/01

[ご請求／領収明細]――――――――――――――――――――――――――――――――
you-toida.com
共用サーバーSD-11プラン 2022年11月ご利用分　　1　　1,430円
==========
お支払い金額.....: 1,430円

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 4 年11月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目	案分率	共通案分率	それ以外の案分
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費		(50%) 25%	
7	04-11-10 口座振替５ ｜ ★3524 ﾐﾂﾋﾞｼUFJﾆｺｽ			案分の説明 ﾊﾟｿｺﾝｿﾌﾄﾘｰｽ料 2094円×50% ＝1047円 1047円を充当

発行日　令和 4年12月 1日

ご利用明細

ご利用日	ご利用店名 海外ご利用店名／海外都市名	支払回数	何回目	ご利用金額(円)	摘要 現地通貨額	通貨名称	換算レート
	【戸井田　祐輔　様】						
4/10/ 1	オナマエドットコムレンタルサーバー	1		1,430			
4/10/ 6	MSFT *<E0400KDSLD> / MSBILL.INFO (7)	1		2,094	２０９４．００	エン	１．０００

2020年4月以降の分割払い、2回払い、ボーナス一括払いのショッピング利用代金の遅延損害金率は未払債務に対し年2.99%とします。

Microsoft

請求書

2022 年 10 月
請求書発行日: 2022/10/05
請求書番号: E0400KDSLD
2,094 JPY

お客様名
戸井田事務所
日本 670-0012
hyogoken 姫路市
本町68
大手前第一ビル 戸井田事務所

請求先
戸井田事務所
[redacted]

サービス送付先
戸井田事務所
日本 670-0012
hyogoken 姫路市
本町68
大手前第一ビル 戸井田事務所

注文の詳細

製品:	Online Services
発注書番号:	
発注 ID:	2119dade-6c5b-4f37-a262-96280f860881
請求期間:	2022/07/05 - 2022/10/04

お支払いについて: お支払いは不要です。選んだ支払方法で未払金額が請求されます。

請求の概要

請求額:	1,904
割引:	0
クレジット:	0
消費税:	190
合計:	2,094

サポート

この課金内容には、繰越残高は含まれません。注文合計残高と前回以前の課金内容を表示するには、管理センター へアクセスして [課金情報] > [課金内容] の順にクリックしてください。

ヘルプ https://aka.ms/Office365Billing
電話 : 0120 996 680 (Office 365 Enterprise), 0120 628 860 (その他のプラン)

Microsoft

請求書

2022 年 10 月
請求書発行日: 2022/10/05
請求書番号: E0400KDSLD
2,094 JPY

Microsoft 365 Business Standard

料金の計算式
サービス期間内のライセンス数 X 月間 (または年間) の価格/ライセンス X (サービス期間の日数/合計サービス期間) = 請求額

今回新たに発生する料金

これは、お客様の現在のライセンス数に対する次の請求期間の料金です。

サービスのご利用期間	詳細	サービス期間内のライセンス	月額料金/ライセンス	サービス期間内の日数	請求額	割引	クレジット	小計	消費税 %	消費税	合計
2022/09/22 – 2022/10/03	月間のサブスクリプション料金の前払い	1	1,360	12	544	0	0	544	10.00 %	54	598
2022/10/04 – 2022/11/03	月間のサブスクリプション料金	1	1,360	31	1,360	0	0	1,360	10.00 %	136	1,496
小計					1,904	0	0	1,904		190	2,094
総計					1,904	0	0	1,904		190	2,094

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 4 年 11 月分）
（会派名 自民党兵庫
（議員名 [redacted] ゆうすけ

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費

8

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
04-11-14	[redacted]	料金払込 PE
記号		番号
***		[redacted]
取扱番号		お取引金額
N079		*19,149
[redacted]		残高

4605083249003
払込金額　　*19,039円

払込内容ＮＴＴファイナンス
２０２２年１１月分

払込手数料　　*110円

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

印紙税申告納付につき麹町税務署承認済

案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

電話使用料
19,039円 + 110円（手数料）
= 19,149円
19,149円 − 55円（ナビダイヤル）
= 19,094円
19,094円 × 50%
= 9,547円
9,547円を充当

請求書（西日本ご利用分）

〒670-0012
姫路市本町68－170

大手前第一ビル　2階
戸井田事務所　様

02211210100455521 8

郵便区内特別

08982

Webでのお問い合わせ先

NTTファイナンス
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1－2－70

発行年月日　2022年11月　7日発行
発行会社　差出：NTTファイナンス（株）
東京都港区港南1－2－70
お問合せ先　0800－3335550（無料）
【還付先】
〒536－0025　大阪市城東区森之宮1－6
－111　NLC森の宮ビル6F
社用コード　M30021211001 08982 08690 00 J
61 000000 1 0　22110101J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。（ 1／ 3ページ）

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
079－281－7700 [redacted]	2022年11月ご請求分	19,039円 -55	2022年11月21日（月）

お　知　ら　せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】
＊＊＊　NTTグループ各社ご請求金額　＊＊＊　18,984

（ 2／ 3ページ）

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	079-281-7700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年11月ご請求分

ご請求内訳　（お客様番号 [redacted]）

内訳項目　金額（円） CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額（円） AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN （本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。）	税区 TA
◆079-281-7700			
◇NTT西日本ご利用分			
8,074	5,400	フレッツ　光ネクスト　FHS利用料　9月　1日～　9月30日	合
	-1,790	光もっともっと割　2024年12月～2025年02月以外の解約は解約金がかかります	合
	1,100	ひかり電話オフィスA（エース）基本料　9月　1日～　9月30日	合
	2,000	複数チャネル使用料　9月　1日～　9月30日	合
	300	追加番号使用料　9月　1日～　9月30日	合
	136	ひかり電話（通話料）　9月　1日～　9月30日	合
	32	ひかり電話（携帯電話等への通話料）　9月　1日～　9月30日	合
	12	ユニバーサルサービス料他　9月　1日～　9月30日　4番号分のご請求となります。	合
	100	発行手数料　本請求書等の発行にかかわる各種費用になります。	合
	50	収納手数料　本請求をコンビニエンスストア・各種金融機関でお支払いいただく場合の手数料です。	合
	734	消費税等相当額（合計）　合算表示の料金合計×10％	
◇NTTコミュニケーションズご利用分			
X [redacted]	(50)	ナビダイヤル／テレドーム等への通話料　9月　1日～　9月30日。0570／0180等で始まる番号への通話料です。	合
	(5)	消費税等相当額（合計）　合算表示の料金合計×10％	
◇NTT西日本分（小計）			
8,129	8,129	（小計）	
◇NTTファイナンスご利用分			
10,910	1,320	OCN光withフレッツ利用料等　＊　契約番号：N109983264	非対

ユニバーサルサービス料他には、2022年4月利用料分から2022年9月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1．1円（税込）が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

＊＊＊ユニバーサルサービス料について＊＊＊
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するために負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業協会から1番号あたりの費用（番号単価）が公表されています

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	079-281-7700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年11月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 [redacted])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN (本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。)	税
	9,590	NTTコミュニケーションズご利用分。 リース料 ＊ リース料金10月分、残16回 NTT・TCリース株式会社ご利用分。	非
◇合計 19,039	19,039	合計	
		<NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記＊印はサービス提供者に代わって、ご請求させて いただきます。	

（添付様式２）

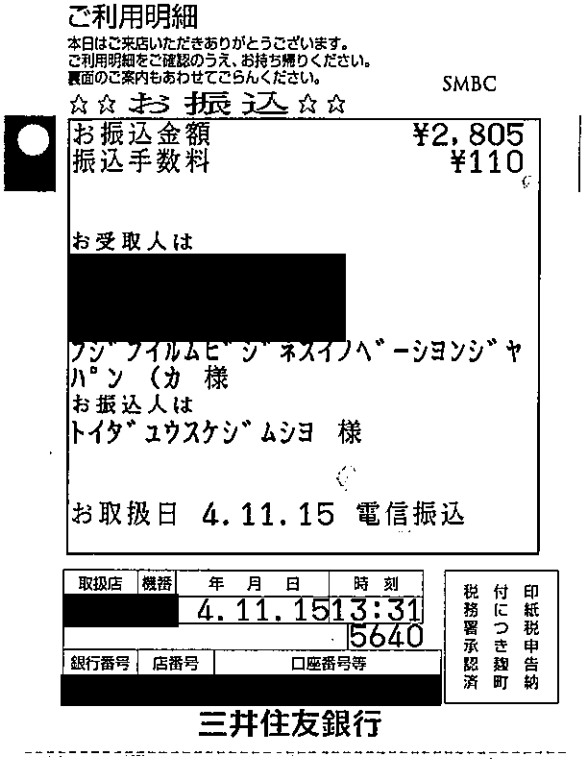
領収書等添付様式【共通】

（令和 4年11月分）
（会派名 自民党兵庫
（議員名 戸井田 ゆうすけ

整理番号	使途項目
9	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率
- 共通案分率 50% / 25%
- それ以外の案分
- 案分の説明

コピー機使用料
2805円＋110円（手数料）
＝2915円
2915円×50%
＝1457円
1457円を充当



ご利用明細
本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。
SMBC
☆☆お振込☆☆
[redacted]
お振込金額 ¥2,805
振込手数料 ¥110
お受取人は
[redacted]
ﾌｼﾞﾌｲﾙﾑﾋﾞｼﾞﾈｽｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝｼﾞｬﾊﾟﾝ（カ 様
お振込人は
ﾄｲﾀﾞﾕｳｽｹｼﾞﾑｼｮ 様
お取扱日 4.11.15 電信振込
取扱店 [redacted] 機番 [redacted] 年月日 4.11.15 時刻 13:31 5640
銀行番号 [redacted] 店番号 [redacted] 口座番号等 [redacted]
印紙税申告納付につき税務署承認済 麹町
三井住友銀行

[redacted]

戸井田事務所

様

請求書

発　行　日：2022年11月02日
請求書番号：821101-0038648

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

今回ご請求額	2,805円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合せ番号：3302201632　電話：0120-069-840

お支払のご案内	
お支払約束日	2022年11月30日
お支払方法	お振込
金融機関名	[redacted]
本・支店名	
預金種目／口座番号	
指定口座名	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

	料金項目／品名	期間／送品NO	枚数／数量	単価	小計（円）	合計（円）
1	トータルサービス料金	2022/10/01-2022/10/31				2550
2	黒モード	1ｶｳﾝﾄ 以上	216	3.00	648	
3	フルカラー	1ｶｳﾝﾄ 以上	15	20.00	300	
4	最低コピー料金				2550	
5	ご使用合計		231			
6						
7	【代金/料金合計】					2550
8	【消費税および地方消費税(10%)】					255
9	【今回ご請求額】					2805
10						
11	※ご利用機種/機械番号:ApeosPort C3070 (Model-PFS) 110458					
12	（今回）（前回）（テスト）（ミス）	2022/10/01-2022/10/31				
13	1（16678）（16461）（0）（1）					
14	2（）（）（）（）					
15	3（396）（380）（0）（1）					
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						

36400 22400　3302201632 31 1107 0C0
A-012489　0000 3302201632 510 1NK 0000 12503050

31 備考：

M1F003

[redacted]

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 4 年 11 月分）
（会派名 自民党兵庫
（議員名 戸井田 雅輔

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

10

本領収書は県議会議員
戸井田 ゆうすけ 宛のものである。

案分率

共通案分率 50% / 25%

それ以外の案分

案分の説明

自動車リース料
別添の通り
29,512円を充当

04-11-17 口座振替３	★72,600	TF)トヨタファイナンス

兵庫トヨタ自動車㈱　充当計算

R4 11 月請求分

支払い総額	¥72,600	
除外額合計	¥13,576	
出金総額	¥59,024	
充当額合計　（５０%）	¥29,512	

除外オプション内訳

除外項目	除外額	備考
ＴＶコントロールキット	¥29,700	
ドライブレコーダー前後	¥51,700	
ナンバーフレーム	¥6,710	
任意保険	¥400,620	
合計	¥488,730	

計　¥488730/36回　　月々　¥13576　を除外

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 4 年11月分）
（会派名 自民党兵庫
（議員名 戸井田祐輔

整理番号	使途項目
11	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・(事務所費)・事務費・人件費

共通案分率 (50%) / 25%

それ以外の案分

案分の説明 事務所 電気代 7,360円×50% =3,680円 3,680円を充当

案分率

2022/11/9

水光費・会費　口座振替のお知らせ

コード　51012

戸井田 祐輔　様

振替金額　¥ 11,105 —

上記金額を令和 4 年 11 月 20 日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座までお振り込みの程、お願い致します。

振込先 [redacted]
大手前第一ビル管理組合法人 理事長 柳谷 義則

ご請求内訳

◆電気代 (R 4 年 10 月度分)
電気使用料金 7,360 円
使用量 160 kwh
看板・電灯料金 - 円

◆水道代 (R 4 年 9・10 月度分)
水道使用料金 3,045 円
使用量 3 ㎥

[redacted]

合 計 11,105 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル 管理組合法人
理事長 水田 博敏

500

04-11-21 管理費 41,339 オオテマエダイイチビル

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 4 年11月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
12	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率
共通案分率 50% / 25%
それ以外の案分
案分の説明 事務所
水道代
3045円×50%
＝1,522円
1,522円を充当

2022/11/9

水光費・会費　口座振替のお知らせ

コード　51012

戸井田 祐輔　様

振替金額　¥　11,105 －

上記金額を令和　4 年　11 月　20 日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座までお振り込みの程、お願い致します。

振込先 [redacted]
大手前第一ビル管理組合法人　理事長　柳谷　義則

ご請求内訳

◆電気代　(R　4 年　10 月度分)
電気使用料金　7,360 円
使用量　160 kwh
看板・電灯料金　－ 円

◆水道代　(R　4 年　9・10 月度分)
水道使用料金　3,045 円
使用量　3 ㎥

[redacted]

合 計　11,105 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル　管理組合法人
理事長　水田　博敏

500

2022/11/9

水光費・会費　口座振替のお知らせ

コード　02011

戸井田　祐輔　　様

振替金額	¥	30,234	―

上記金額を令和　4 年　11 月　20 日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座
までお振り込みの程、お願い致します。

振込先 [redacted]
大手前第一ビル管理組合法人

ご請求内訳

◆電気代　(R　4 年　10 月度分)
電気使用料金　－ 円
使用量　－ kwh
看板・電灯料金　－ 円

◆水道代　(R　4 年　9・10 月度分)
水道使用料金　－ 円
使用量　－ m^3

X [redacted]

合 計　30,234 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル　管理組合法人
理事長　水田　博敏

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4 年 11 月分）
会派名　自民党兵庫
議員名　戸井田 祐輔

整理番号	使途項目
13	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費　資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	
それ以外の案分	100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため

新聞購読料
神戸新聞(11月分)
4,400円

4,400円を支出

2022年11月分　神戸新聞　**領収証**

ID(15034)
No. 1- 103-0447-000
本町大手前ビル１階

戸井田事務所 様

銘柄	部	金額
神戸セット※	1	4,400
合計 ※は軽減税率対象品目		¥ 4,400

お知らせ

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。
8%対象　¥4,400(消費税　¥326)

株式会社神戸新聞姫路中央販売
〒670-0925
姫路市亀井町１１１
TEL: 079-223-8513　FAX: 079-288-3314

領 神戸新聞 収

11/24 支払い

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4 年 11 月分）

会派名 自民党兵庫

議員名 戸井田 祐輔

整理番号	使途項目
14	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費　資料作成費　(資料購入費)　事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	
それ以外の案分	100%

案分の説明

すべて政務活動に係るものであるため

新聞購読料

産経新聞(11月分)

4400(12)

4,400円を充当

領収証

2022年11月分

ID(22890)

No. 1- 103-0447-001

本町６８

大手前ビル1階

戸井田事務所 様

銘柄	部	金額
産経セット※	1	4,400
合計 ※は軽減税率対象品目		¥ 4,400

お知らせ

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,400(消費税 ¥326)

株式会社神戸新聞姫路中央販売

〒670-0925

姫路市亀井町１１１

TEL: 079-223-8513 FAX: 079-288-3314

領 神戸新聞 収

11/24 支払い

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4 年 11 月分）

会派名　自民党兵庫

議員名　戸井田 祐輔

整理番号	使途項目
15	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費　資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	
それ以外の案分	100%

案分の説明

すべて政務活動に係るものであるため

新聞購読料

読売新聞(11月分)

4,400円

4,400円を充当

領収書

区域058　全戸0023　お問合せNo26209

お名前 戸井田事務所 様

本町68-170
大手前第一ビル 1F

4 年　11 月分

	銘柄		部数	金額
1	読売新聞セット	※	1	4,400
2				
3				
	合計			4,400円

◇左記の通り領収しました

領収日　年　月　日

※は軽減税率　（10.0%対象　0円）（8.0%対象　4,400円）

読売センター姫路東
姫路市下寺町３９

TEL 079-282-6420

領収印

11/25 支払い

領収書等添付様式【共通】

（令和4年11月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目	案分率
16	調査研究費・研修費・会議費・(広報広聴費)・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	共通案分率 50% 25% それ以外の案分 95% 案分の説明 「政務活動以外の部分が全体の5%を占めるため」 ホームページ保守管理料 55,000円×95% =52,250円 52,250円を充当

領収書

戸井田事務所 御中

金額

¥ 55,000−

但 戸井田ゆうすけ様 HP 保守・管理費として

上記正に領収いたしました

[redacted]

Ink
〒112-0015
東京都文京区目白台2-10-9-102
TEL 03-6824-2983

[redacted]

発行日：2022年11月25日

〒670-0012 兵庫県姫路市本町68 大手前第一ビル 1F
戸井田事務所 御中

請求日 2022年11月23日

Ink
〒112-0015 東京都文京区目白台2-10-9-102
03-6824-2983 [redacted]

請 求 書

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

ご請求金額	¥55,000

作業内容	金 額	備 考
・HP保守・管理費	50,000	1カ月分

合計	50,000
消費税(10%)	5,000
税込み請求金額	55,000

振込先金融機関 [redacted]

誠に勝手ながら、振り込み手数料はお客様のご負担でお願いいたします。

兵庫県議会議員

戸井田（といだ）ゆうすけ

TOIDA YUSUKE OFFICIAL SITE



県政にチャレンジ!

現在（いま）と未来の架け橋。
あふれる若さと情熱で
「誇れる姫路！豊かな兵庫！」を作ります。

フロフィール　私の政策　FACEBOOK　問い合わせ



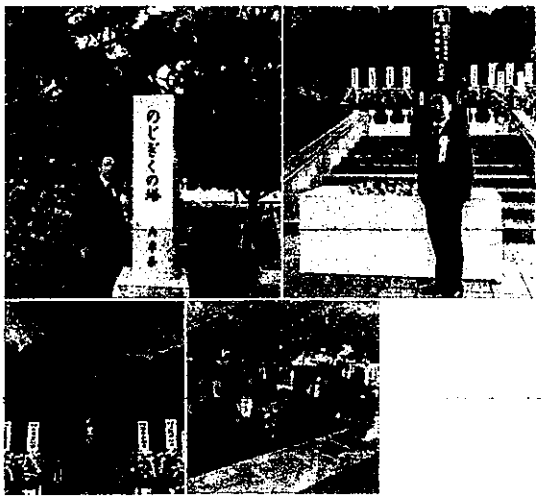
戸井田ゆうすけ

ページをフォロー



戸井田ゆうすけ
11時間前

沖縄県立平和祈念公園において、のじぎくの塔慰霊祭・島守の塔慰霊祭が執り行われ、健康福祉常任委員長として、参列させて頂きました。



18　1　シェアする



戸井田ゆうすけ
約1か月前

昨日、土地改良推進議連の活動で、土地改良関連の予算要望のため、財務省と農林水産省を訪問して参りました。
まず、宮本周司財務大臣政務官と面談し、要望・意見交換をさせて頂



戸井田祐輔（といだ・ゆうすけ）

誕生日：　1982年9月13日
血液型：　A型

【経歴】
昭和57年姫路市にて生まれる
祖父は、元労働大臣　戸井田三郎
父は、元衆議院議員　戸井田徹
姫路市立安室東小学校　卒業
姫路市立安室中学校　卒業
私立二松学舎大学附属柏高等学校　卒業
専門学校　東京ビジュアルアーツ　卒業
関西大学　中退

【職歴】
学校卒業後、IT関連企業社にて番組制作に携わり
その後、元衆議院議員戸井田とおる秘書を経め
父の引退後は、会社員として勤務

【自己紹介】
趣味：　サッカー観戦、読書
尊敬する人物：　浦島一郎
好きな言葉：　克己利他

私の政策

私の政策

1

今後ますます進む少子高齢化や
人口減少により、危機にさらされる
地方の伝統文化や様々な活動の継承を
自らも担うと共に現場で得られる
地域の声を県政に届けます。

2

幅広い世代、地域の意見を聞き、
地域の持つ魅力、潜在能力を引き出し、
姫路、兵庫の更なる発展を目指します。

3

暮らしやすく、住みよい姫路を目指して
周辺自治体との連携を進めると共に
姫路と県をつなぎ、来たるべき
人口減少社会に備えます。

4

同世代の有権者から、結婚、出産、
育児、教育等に関する現場の声を
拾い集め、課題の解決に努めることで、
若者が集まり、子育てのしやすい
まちづくりに尽力します。

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 4 年11月分）
（会派名自民党兵庫
（議員名戸井田 祐輔）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

整理番号	案分率	共通案分率	50% / 25%
17		それ以外の案分	
		案分の説明	来客用駐車場代（12月分） 14,000円×50% ＝7,000円 7,000円を充当

領収証

№ 37191

戸井田ゆうすけ事務所 様

4年11月28日

金額			¥	1	4	0	0	0	−

但し 12月分

上記の金額正に領収いたしました

宗教法人に付 収入印紙を貼 付しません

〒670-0015 姫路市総社本町190
総社會館
電話(079)224−1111 番(代)

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 千 年11月分）
（会派名 自民党兵庫
（議員名 戸井田 雅輔）

整理番号	使途項目
18	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・(事務所費)・事務費・人件費

案分率

共通案分率 (50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

事務所賃借料
（12月分）
132,000円 ×50%
＝66,000円

66,000円を充当

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

[redacted]

お振込金額	¥132,000
振込手数料	¥0

お受取人は
[redacted]
カ）タツミハウスサービス 様

お振込人は
トイダユウスケジムショ 様

お取扱日 4.11.28 電信振込

取扱店	機番	年月日	時刻
[redacted]		4.11.28	13:42
			5897

銀行番号	店番号	口座番号等
[redacted]		

印紙税申告納付につき税務署承認済 町

三井住友銀行

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 4 年11月分）
（会派名 自民党兵庫
（議員名 戸井田 ゆうすけ

整理番号	使途項目
19	(調査研究費) 研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率：共通案分率 50% (25%)

それ以外の案分

案分の説明

ガソリン代
18,953円＋110円
＝19,063円
19,063円×25%
＝4765円
4,765円を充当

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もおわせてごらんください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

[redacted]

お振込金額 ¥18,953
振込手数料 ¥110

お受取人は
[redacted]
ヨコタレキセイコウギョウ （カ 様

お振込人は
トイダユウスケジムショ 様

お取扱日 4.11.28 電信振込

取扱店	機番	年月日	時刻
[redacted]		4.11.28	13:41
			5896

銀行番号	店番号	口座番号等
[redacted]		

三井住友銀行

税務署承認済 付につき難町 印紙税申告納

領収証

No. 010330

戸井田事務所 殿

令和 4 年 11 月 28 日

金額				¥	1	8	9	5	3	円

但し

上記金額正に領収致しました

内訳	
現金	
小切手	
手形	
口座振込	0
相殺	

収入印紙

横田濾青興業株式会社
本社 〒672-8064
姫路市飾磨区細江 915番地
電話 (079) 233－05[redacted]

御支払確認印	取扱者
	[redacted]

3×50×50 (S)

請　求　書

お客様コードNo. 9301

No. 10

2022年 10月 31日 締切分 (30)

６７０－００１２

姫路市本町68

戸井田事務所 様

横田遜青興業株式会社　兵庫営業所
〒679-3111　神崎郡神河町大畑755-2
ＴＥＬ　(0790) 34-0792
ＦＡＸ　(0790) 34-0791
〒672-8064　姫路市飾磨区細江995番地
ＴＥＬ　(079) 233-0575
ＦＡＸ　(079) 233-0561

取引銀行 [redacted]

TEL:079-281-7700　FAX:079-281-7707

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

※3万円以下は手数料をご負担願います。

前回御請求額	御入金額		繰越金額	御買上額	今回御請求額		
19,719	19,719		0	18,953	¥18,953		[redacted]

伝票日付	伝票No.	品名	数量	単位	単価	金額
22/10/ 3	1	レギュラーガソリン（横田S/S）	23.73	リットル	157.00	3,726
22/10/ 7	2	レギュラーガソリン（横田S/S）	32.11	リットル	157.00	5,041
22/10/21	3	レギュラーガソリン（横田S/S）	28.71	リットル	157.00	4,507
22/10/26	4	レギュラーガソリン（横田S/S）	25.20	リットル	157.00	3,956
22/10/28	87239	［入金（振　込）］				[19,719]
		【税別御買上計10.0%】				17,230
		消費税等10.0%				1,723
		【合　　計】				18,953

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

（令和4年11月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目	案分率	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
20	領収書は別添の通り	共通案分率	50% 25%
		それ以外の案分	
		案分の説明	人件費 122,880円×50% =61,440円 61,440円を充当

政務活動補助業務　勤務実績表・領収書

R4　11 月分　氏　名 [redacted]

日	曜日	定時勤務 開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	備考(時間外勤務等) 開始時間	終了時刻	勤務時間
1	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
2	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
3	木							
4	金							
5	土							
6	日							
7	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
8	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
9	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
10	木							
11	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
12	土							
13	日							
14	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
15	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
16	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
17	木							
18	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
19	土							
20	日							
21	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
22	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
23	水							
24	木							
25	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
26	土							
27	日							
28	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
29	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
30	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
31								
計					(A)128:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。　議員名 宇井田浩輔 印

【総支給額の計算】

① 時給の場合　(A) [128時間00 分]×単価[960円] ＝ 122,880 円(B)

①' 月額の場合　支給額 ＝ 円(B)

② 時間外勤務手当等　支給額 ＝ 0 円(C)

③ 総支給額　(B)+(C) ＝ 122,880 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) － [　　円](所得税・住民税、保険料本人負担額)＝ 円(E)

金122,880円(E)

左記金額を確かに領収致しました。

令和04年11月30日

住所 [redacted]

氏名

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与　総支給額(D)[122,880 円]×案分率[50%]＝ 61,440 円(F)

○ 保険料等雇用主負担額　総額[　　円]×案分率[　%]＝ 0 円(G)

○ 政務活動費充当額の計　(F)+(G) ＝ 61,440 円

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年12月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費

1

案分率

共通案分率 (50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

コピー機リース料
20,570円×50%
=10,285円
10,285円を充当

04-12-5 口座振替３ | ★20,570 | シャープ ファイナンス

領収書等添付様式【共通】

（令和 4年12月分）
（会派名 自民党兵庫1）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
2	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	50% / 25%
それ以外の案分	95%

案分の説明

「政務活動以外の部分が全体の5%を占めるため」

ホームページレンタルサーバーサービス料

1430円×95%
＝1,358円

1,358円を充当

04-12-12 口座振替５ | ★2926 | ﾐｯﾋﾞｼUFJﾆｺｽ

ＭＵＦＧカードご利用明細書

平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。
戸井田　祐輔様の
ご利用明細をご案内申しあげます。

http://cr.mufg.jp

発行日　令和 4年12月22日

お支払日　令和 4年12月12日

三菱ＵＦＪニコス株式会社
〒812-8607
福岡市博多区下川端町9-3　津田ビル
福岡事務センター

関東財務局長(13)第00115号

当月お支払合計額	当月ご請求額	[redacted]
[redacted]	事前お支払額	0円
	内キャッシング分	円
	合計	[redacted]

ご入会年月	2020年7月(入会経過月数：2年6か月)
カード名称	[redacted]
会員番号	
金融機関名	
支店名	

リボ払いのご案内	
返済方式	定額方式
返済コース	Ａコース
手数料率	１５．０００％

お問い合わせ先
ＭＵＦＧカードコールセンター
0570-050535 または 03-5489-6165

ご請求明細

ご利用区分	前月お支払後残高(円)	新規ご利用額(円)	残　高(円)	ご請求金額(円)	内訳			当月お支払後残高(円)
					元金(円)	手数料(円)	可能枠超過額(円)	
通常払い				[redacted]				

メッセージ

ご利用明細はＷＥＢで簡単に確認して、すっきりペーパーレス！ＷＥＢ明細チェックは毎月のご利用明細書の郵送を停止し、ＭＵＦＧカードＷＥＢサービスでご利用明細をご確認いただくサービスです。詳しくは三菱ＵＦＪニコスＷＥＢサイトへ。※一部、対象外のカードがあります。

ご　案　内

三菱ＵＦＪカード　スマートの書面によるご利用明細書は、一通あたりの発行手数料９９円（税込）でお送りしております。
※カードご入会後６ヵ月間の発行手数料は無料です。
※法令の定めによりご利用明細書の発行が義務付けられる場合、当社がご利用明細書の郵送を必要と判断する場合等は無料です。

お客様が気づかないうちにカードが悪用される被害が多発しております。当社では２４時間３６５日体制でモニタリング（不正利用の監視）を行っています。カードをご利用の際に、不正利用ケースと類似点があったり、会員様ご本人のご利用ケースと異なる点が見受けられた場合、お取引を保留させていただく場合がございます。

翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることができる場合があります。

EBF9B9ADF8FC7B9C092716474D91D38A

発行日　令和 4年12月22日

ご利用明細

ご利用日	ご利用店名 海外ご利用店名／海外都市名	支払回数	何回目	ご利用金額(円)	摘要 現地通貨額	通貨名称	換算レート
	【戸井田　祐輔　様】						
4/11/ 1	オナマエドットコムレンタルサーバー	1		1,430			
4/11/ 6	MSFT *<E0400KRX0G> / MSBILL.INFO	1		1,496	１４９６．００	エン	１．０００

2020年4月以降の分割払い、2回払い、ボーナス一括払いのショッピング利用代金の遅延損害金率は未払債務に対し年2.99%とします。

Gmail 戸井田事務所 <toida.ax12@gmail.com>

[お名前.com]■サーバーサービス■ご請求／領収明細（クレジットカード） 2022年11月度

1 件のメッセージ

server@onamae-support.jp <server@onamae-support.jp> 2022年11月19日 12:04
To: info@toi-da.com

ードメイン公式登録サービス――――――――――――――――――――――――――――――

□■□ お名前.com のレンタルサーバー byGMO □■□

―――――――――――――――――――――――― https://www.onamae-server.com/ ―

お名前.comのレンタルサーバーサービスをご利用いただき誠にありがとう
ございます。

翌月分(まとめ払いのお客様は翌月以降分)のサービスご利用料金について
ご登録のクレジットカードより領収いたしました。

詳細につきましては以下をご確認くださいますようお願いいたします。

――

■ご請求／領収内容■

――

会員ID.....:[redacted]
請求番号.....:[redacted]
ご請求日.....: 2022/11/01

[ご請求／領収明細]――――――――――――――――――――――――――――――――
you-toida.com
共用サーバーSD-11プラン 2022年12月ご利用分 1 1,430円
==========
お支払い金額.....: 1,430円

■お知らせ■
2019年10月1日以降のご利用分より、消費税率が8%から10%に変更となります。
何とぞご了承くださいますようお願いいたします。
詳細につきましては以下のご案内ページをご確認ください。
https://www.onamae-server.com/tax/2019/

※記載の料金はすべて税込金額です。
※一部のオプションの追加/削除について、お申込みの翌月にご利用料金の
調整(精算)をさせていただく場合がございます。

ご請求につきましてご不明な点がございましたら、お客様窓口までご連絡ください。

――

【重要】■「お支払いのお願い」メールを受信されているお客様へ■

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年12月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目	案分率	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費		
3		共通案分率	(50%) 25%
		それ以外の案分	
		案分の説明	パソコン リフトリース料 1496円×50% =748円 748円を充当

04-12-12 口座振替５ | ★2926 | ミツビシUFJニコス

ＭＵＦＧカードご利用明細書

平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。
戸井田　祐輔様の
ご利用明細をご案内申しあげます。

http://cr.mufg.jp

発行日　令和 4年12月22日

お支払日　令和 4年12月12日

三菱ＵＦＪニコス株式会社
〒812-8607
福岡市博多区下川端町9-3　津田ビル
福岡事務センター

関東財務局長(13)第00115号

当月お支払合計額	当月ご請求額	[redacted]
[redacted]	事前お支払額	0円
	内キャッシング分	円
	合計	[redacted]

ご入会年月	2020年7月(入会経過月数：2年6か月)
カード名称	[redacted]
会員番号	
金融機関名	
支店名	

リボ払いのご案内	
返済方式	定額方式
返済コース	Ａコース
手数料率	１５．０００％

お問い合わせ先
ＭＵＦＧカードコールセンター
0570-050535 または 03-5489-6165

ご請求明細

ご利用区分	前月お支払後残高(円)	新規ご利用額(円)	残　高(円)	ご請求金額(円)	内訳			当月お支払後残高(円)
					元金(円)	手数料(円)	可能枠超過額(円)	
通常払い				[redacted]				

メッセージ

ご利用明細はＷＥＢで簡単に確認して、すっきりペーパーレス！ＷＥＢ明細チェックは毎月のご利用明細書の郵送を停止し、ＭＵＦＧカードＷＥＢサービスでご利用明細をご確認いただくサービスです。詳しくは三菱ＵＦＪニコスＷＥＢサイトへ。※一部、対象外のカードがあります。

ご　案　内

三菱ＵＦＪカード　スマートの書面によるご利用明細書は、一通あたりの発行手数料９９円（税込）でお送りしております。
※カードご入会後６ヵ月間の発行手数料は無料です。
※法令の定めによりご利用明細書の発行が義務付けられる場合、当社がご利用明細書の郵送を必要と判断する場合等は無料です。

お客様が気づかないうちにカードが悪用される被害が多発しております。当社では２４時間３６５日体制でモニタリング（不正利用の監視）を行っています。カードをご利用の際に、不正利用ケースと類似点があったり、会員様ご本人のご利用ケースと異なる点が見受けられた場合、お取引を保留させていただく場合がございます。

翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることができる場合があります。

EBF9B9ADF8FC7B9C092716474D91D38A

発行日　令和 4年12月22日

ご利用明細

ご利用日	ご利用店名 海外ご利用店名／海外都市名	支払回数	何回目	ご利用金額(円)	摘要 現地通貨額	通貨名称	換算レート
	【戸井田　祐輔　様】						
4/11/ 1	オナマエドツトコムレンタルサーバー	1		1,430			
4/11/ 6	MSFT *<E0400KRX0G> / MSBILL.INFO	1		1,496	1496.00	エン	1.000

2020年4月以降の分割払い、2回払い、ボーナス一括払いのショッピング利用代金の遅延損害金率は未払債務に対し年2.99%とします。

Microsoft

請求書

2022 年 11 月
請求書発行日: 2022/11/05
請求書番号: E0400KRX0G
1,496 JPY

お客様名	請求先	サービス送付先
戸井田事務所 日本 670-0012 hyogoken 姫路市 本町68 大手前第一ビル 戸井田事務所	戸井田事務所 [redacted]	戸井田事務所 日本 670-0012 hyogoken 姫路市 本町68 大手前第一ビル 戸井田事務所

注文の詳細

製品:	Online Services
発注書番号:	
発注 ID:	2119dade-6c5b-4f37-a262-96280f860881
請求期間:	2022/10/05 – 2022/11/04
お支払いについて:	お支払いは不要です。選んだ支払方法で未払金額が請求されます。

請求の概要

請求額:	1,360
割引:	0
クレジット:	0
消費税:	136
合計:	1,496

サポート

この課金内容には、繰越残高は含まれません。注文合計残高と前回以前の課金内容を表示するには、管理センター へアクセスして [課金情報] > [課金内容] の順にクリックしてください。

ヘルプ https://aka.ms/Office365Billing
電話 : 0120 996 680 (Office 365 Enterprise), 0120 628 860 (その他のプラン)

Microsoft

請求書

2022 年 11 月
請求書発行日: 2022/11/05
請求書番号: E0400KRX0G
1,496 JPY

Microsoft 365 Business Standard

料金の計算式
サービス期間内のライセンス数 X 月間 (または年間) の価格/ライセンス X (サービス期間の日数/合計サービス期間) = 請求額

今回新たに発生する料金

これは、お客様の現在のライセンス数に対する次の請求期間の料金です。

サービスのご利用期間	詳細	サービス期間内のライセンス	月額料金/ライセンス	サービス期間内の日数	請求額	割引	クレジット	小計	消費税 %	消費税	合計
2022/11/04 - 2022/12/03	月間のサブスクリプション料金	1	1,360	30	1,360	0	0	1,360	10.00 %	136	1,496
小計					1,360	0	0	1,360		136	1,496
総計					1,360	0	0	1,360		136	1,496

日本マイクロソフト株式会社 〒108-0075東京都 港区 港南2-16-3品川グランドセントラルタワー

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年12月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
4	調査研究費・研修費・会議費・(広報広聴費)・要請陳情等活動費・資料購入費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	(50%) / 25%

それ以外の案分

案分の説明

県政報告発送
名簿管理（手数料）
181,500円＋110円
＝181,610円
（2022年11月1日～
2023年4月29日迄
180日

$181,610 \times \frac{180}{181}$
＝180,606
× 50%
＝90,303円を
充当する。

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

お振込 御控

お振込金額	¥181,500
振込手数料	¥110

お受取人は
[redacted]
サンサン （カ 様

お振込人は
トイダ ユウスケジ ムショ 様

お取扱日 4.12.12 電信振込

取扱店	機番	年 月 日	時刻
[redacted]		4.12.12	14:10
			4211

銀行番号	店番号	口座番号等
[redacted]		

税務署承認済 付につき廃止 印紙税申告納

三井住友銀行

領収証

戸井田事務所 様 No. 16-41

★ ¥181,500

但 サービス利用料として

2022 年 12 月 12 日 上記正に領収いたしました

内訳

税率		
10 %	金額(税抜・税込)	165,000
	消費税額等	16,500
税率	金額(税抜・税込)	
%	消費税額等	

200円

〒150-0001
[redacted]
Sansan株式会社
代表取締役社長 寺田親弘

作成日: 2022年11月30日
請求書番号: 202211-01474

請　求　書

戸井田事務所

戸井田　祐輔 様

請求金額	JPY 181,500

sansan

Sansan株式会社

〒150-0001
東京都渋谷区神宮前5-52-2
青山オーバルビル13F

Sansan株式会社

件名: Sansanサービス
請求対象期間: 2022年11月1日～2023年4月30日
お支払期限: 2022年12月31日
該当見積番号: MAM2015-1892

NO	品名	単価	期間	数量	金額(期間合計)	備考
1	Group Edition	3,500	2022/11/01～2023/04/30	5	105,000	
2	Sansanスキャナ	10,000	2022/11/01～2023/04/30	1	60,000	
				小計	165,000	－－
				消費税(10%)	16,500	－－
				合計	181,500	－－

備考

＊月額利用の商品においては、サービス開始日（またはサービス継続日）が月中の場合、該当する条件に対して日割計算をしております。

【お振込先】いずれかの口座へお振込ください。

[redacted]

※お振込手数料はお客様負担でお願いいたします。

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年12月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
5	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

事務所電話代
19,525円×50%
＝9,762円

9,762円を充当

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
04-12-13	[redacted]	料金払込 PE
記号		番号
*****		[redacted]
取扱番号		お取引金額
N111		*19,525
[redacted]		残高
		[redacted]

4605083249003
払込金額 *19,525円

払込内容ＮＴＴファイナンス
２０２２年１２月分

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちょ銀行

請求書（西日本ご利用分）

〒670-0012
姫路市本町68-170

大手前第一ビル　2階
戸井田事務所　様

郵便区内特別

02212210100455052O

16131

Webでのお問い合わせ先

NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日　2022年12月　7日発行
発行会社　差出：NTTファイナンス（株）
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先　0800-3335550（無料）
【還付先】
〒536　大阪市城東区森之宮1-6
-0025　-111　NLC森の宮ビル6F
社用コード　M30021111001 16131 16025 00 J
61 100010 10　22120101J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。（ 1／ 3ページ

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
079-281-7700 [redacted]	2022年12月ご請求分	19,525円	2022年12月20日（火）

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

（ 2／ 3ページ）

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	079-281-7700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年12月ご請求分

ご請求内訳（お客様番号 [redacted]）

内訳項目 金額（円） CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額（円） AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN（本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。）		税区 TA
◆079-281-7700				
◇NTT西日本ご利用分				
8,615	5,400	フレッツ　光ネクスト　FHS利用料	10月　1日～10月31日	合　算
	-1,790	光もっともっと割	2024年12月～2025年02月以外の解約は解約金がかかります	合　算
	1,100	ひかり電話オフィスA（エース）基本料	10月　1日～10月31日	合　算
	2,000	複数チャネル使用料	10月　1日～10月31日	合　算
	300	追加番号使用料	10月　1日～10月31日	合　算
	216	ひかり電話（通話料）	10月　1日～10月31日	合　算
	448	ひかり電話（携帯電話等への通話料）	10月　1日～10月31日	合　算
	8	ユニバーサルサービス料他	10月　1日～10月31日　4番号分のご請求となります。	合　算
	100	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用になります。	合　算
	50	収納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金融機関でお支払いいただく場合の手数料です。	合　算
	783	消費税等相当額（合計）	合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分（小計） 8,615	8,615	（小計）		
◇NTTファイナンスご利用分 10,910	1,320	OCN光ｗｉｔｈフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。	＊　契約番号：N109983264	非対象
	9,590	リース料 NTT・TCリース株式会社ご利用分。	＊　リース料金11月分、残15回	非対象
◇合計				

ユニバーサルサービス料他には、2022年4月利用料分から2022年9月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1．1円（税込）が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

＊＊＊ユニバーサルサービス料について＊＊＊
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するために負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	079-281-7700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年12月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 [redacted])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN (本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。)	税
19,525	19,525	合計	

<NTTファイナンスからのお知らせ>
○上記＊印はサービス提供者に代わって、ご請求させて いただきます。

C00100016134005

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年12月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
6	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費

案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

コピー機使用料
2,805円＋110円（手数料）
＝2,915円
2915円×50%
＝1,457円
1,457円を充当

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

ﾌﾘｺﾐ 振込

[redacted]

お振込金額	¥2,805
振込手数料	¥110

お受取人は
[redacted]
ﾌｼﾞﾌｲﾙﾑﾋﾞｼﾞﾈｽｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝｼﾞｬﾊﾟﾝ（カ 様
お振込人は
ﾄｲﾀﾞ ﾕｳｽｹｼﾞﾑｼｮ 様

お取扱日 4.12.14 電信振込

取扱店	機番	年 月 日	時 刻
[redacted]		4.12.14	11:39
			3657

銀行番号	店番号	口座番号等
[redacted]		

印紙税申告納付につき税務署承認済 趣旨

三井住友銀行

[redacted]

請求書

発行日：2022年12月02日
請求書番号：821201-0048221

戸井田事務所 様

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

今回ご請求額	2,805円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合せ番号：3302201632　電話：0120-069-840

請求・支払いに関するよくあるご質問をリニューアルしました。富士フイルムBIホームページ ＞サポート ＞請求からご覧いただけます。是非ご活用いただきます様お願いします。
fujifilm.com/fb/support/callcenter/seikyu

お支払のご案内		
	お支払約束日	2023年01月04日
	お支払方法	お振込
	金融機関名	[redacted]
	本・支店名	
	預金種目／口座番号	
	指定口座名	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

	料金項目／品名	期間／送品NO	枚数／数量	単価	小計（円）	合計（円）
1	トータルサービス料金	2022/11/01-2022/11/30				2550
2	黒モード	1ｶｳﾝﾄ 以上	171	3.00	513	
3	フルカラー	1ｶｳﾝﾄ 以上	15	20.00	300	
4	最低コピー料金				2550	
5	ご使用合計		186			
6						
7	【代金/料金合計】					2550
8	【消費税および地方消費税(10%)】					255
9	【今回ご請求額】					2805
10						
11	※ご利用機種/機械番号:ApeosPort C3070 (Model-PFS) 110458					
12	（今回）（前回）（テスト）（ミス）	2022/11/01-2022/11/30				
13	1（16850）（16678）（0）（1）					
14	2（）（）（）（）					
15	3（412）（396）（0）（1）					
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						

36400 22400　3302201632 30 1207 0C9
A-074072　0000 3302201632 510 1NK 0000 12503050

31 備考：

M1F003

[redacted]

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年12月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
7	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率 (50%) / 25%

それ以外の案分

案分の説明

自動車リース料
別添の通り
29,512円を充当

04-12-19 口座振替３ | *72600 | TF)トヨタファイナンス

兵庫トヨタ自動車㈱　充当計算

R4　12月請求分

支払い総額	¥72,600	
除外額合計	¥13,576	
出金総額	¥59,024	
充当額合計　（５０%）	¥29,512	

除外オプション内訳

除外項目	除外額	備考
ＴＶコントロールキット	¥29,700	
ドライブレコーダー前後	¥51,700	
ナンバーフレーム	¥6,710	
任意保険	¥400,620	
合計	¥488,730	

計　¥488730/36回　　月々　¥13576　を除外

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年12月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
8	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・(事務所費)・事務費・人件費

案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

事務所電気代
9180円×50%
＝4,590円

4,590円を充当

2022/12/8

水光費・会費　口座振替のお知らせ

コード　51012

戸井田 祐輔　様

振替金額　¥　9,880 －

上記金額を令和　4 年　12 月　19 日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座までお振り込みの程、お願い致します。

振込先 [redacted]
大手前第一ビル管理組合法人　理事長　柳谷　義則

ご請求内訳

◆電気代　(R　4 年　11 月度分)
電気使用料金　9,180 円
使用量　180 kwh
看板・電灯料金　－ 円

◆水道代　(R　4 年　－　月度分)
水道使用料金　0 円
使用量　0 ㎥

X [redacted]

合 計　9,880 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル　管理組合法人
理事長　水田　博敏

500

D 4-12-20　管理費　40.114　オオテマエ2ﾞイチビﾙ

2022/12/8

水光費・会費　口座振替のお知らせ

コード　02011

戸井田　祐輔　様

振替金額	¥	30,234 —

上記金額を令和　4 年　12 月　19 日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座
までお振り込みの程、お願い致します。

振込先 [redacted]
大手前第一ビル管理組合法人

ご請求内訳

◆電気代　(R　4 年　11 月度分)
電気使用料金　- 円
使用量　- kwh
看板・電灯料金　- 円

◆水道代　(R　4 年　- 月度分)
水道使用料金　- 円
使用量　- m³

X [redacted]

合 計　30,234 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル　管理組合法人
理事長　水田　博敏

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年12月分）
（会派名自民党兵庫）
（議員名戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
9	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率

それ以外の案分 ：100%

案分の説明

すべて政務活動に係るものであるため

新聞購読料

読売新聞(12月分)

4,400円を充当

領収書

区域058　全戸0023　お問合せNo26209

お名前 戸井田事務所 様

本町68-170
大手前第一ビル 1F

4年　12月分

	銘柄	部数	金額
1	読売新聞セット ※	1	4,400
2			
3			
	合計		4,400円

◇左記の通り領収しました

領収日　年　月　日

※は軽減税率　（10.0%対象　0円）（8.0%対象　4,400円）

読売センター姫路東
姫路市下寺町３９

TEL 079-282-6420

領収印 [redacted]

12/22 支払い

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年12月分）
（会派名自民党兵庫）
（議員名戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
10	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	
それ以外の案分	100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため

新聞購読料
神戸新聞（12月分）
4,400円を充当

2022年12月分　神戸新聞

領収証

ID(15034)
No. 1- 103-0447-000
本町大手前ビル１階

戸井田事務所 様

銘柄	部	金額
神戸セット※	1	4,400
合計 ※は軽減税率対象品目		¥4,400

お知らせ

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。
8%対象 ¥4,400(消費税 ¥326)

株式会社神戸新聞姫路中央販売
〒670-0925
姫路市亀井町１１１
TEL: 079-223-8513 FAX: 079-288-3314

領 神戸新聞 収

12/23 支払い

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年12月分）
（会派名自民党兵庫）
（議員名戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
11	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	
それ以外の案分	100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため

新聞購読料
産経新聞
(12月分)
4,400円を充当

2022年12月分　神戸新聞　**領収証**

ID(22890)
No. 1- 103-0447-001
本町６８
大手前ビル1階
戸井田事務所 様

銘柄	部	金額
産経セット※	1	4,400
合計 ※は軽減税率対象品目		¥4,400

お知らせ

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。
8%対象　¥4,400(消費税　¥326)

株式会社神戸新聞姫路中央販売
〒670-0925
姫路市亀井町１１１
TEL: 079-223-8513
FAX: 079-288-3314

領 神戸新聞 収

12/23 支払い

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年12月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目	案分率
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・(事務所費)・事務費・人件費	共通案分率 (50%) 25%
12		それ以外の案分 案分の説明 来客用駐車場代 (R5年1月分) 14,000円 14,000×50% =7,000円 7,000円を充当

領収証

№ 37408

戸井田ゆうすけ事務所 様

R 4 年 12月 23日

金額			¥	1	4	0	0	0	-

但し R5 1月分

上記の金額正に領収いたしました

宗教法人に付収入印紙を貼付しません

〒670-0015 姫路市総社本町190
総社會館
電話(079)224－1111番代

領収書等添付様式【共通】

（令和4年12月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目	案分率	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	共通案分率	50% 25%
13		それ以外の案分	95%
		案分の説明	「政務活動以外の部分が全体の5%を占めるため」 ホームページ保守管理料 55,000円×95% =52,250円 52,250円を充当

領収書

戸井田事務所 御中



金額

¥ 55,000−

但 戸井田ゆうすけ様 HP保守・管理費として

上記正に領収いたしました

発行日：2022年12月25日

Ink
〒112-0015
東京都文京区目白台2-10-9-102
TEL 03-6824-2983

〒670-0012 兵庫県姫路市本町68 大手前第一ビル 1F
戸井田事務所 御中

請求日 2022年12月23日

Ink
〒112-0015 東京都文京区目白台2-10-9-102
03-6824-2983

請 求 書

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

ご請求金額	¥55,000

作業内容	金 額	備 考
・HP保守・管理費	50,000	1カ月分

合計	50,000
消費税(10%)	5,000
税込み請求金額	55,000

振込先金融機関

誠に勝手ながら、振り込み手数料はお客様のご負担でお願いいたします。

兵庫県議会議員

戸井田（といだ）ゆうすけ

TOIDA YUSUKE OFFICIAL SITE



県政にチャレンジ!

現在（いま）と未来の架け橋。
あふれる若さと情熱で
「誇れる姫路！豊かな兵庫！」を作ります。

フロフィール　私の政策　FACEBOOK　問い合わせ



戸井田ゆうすけ

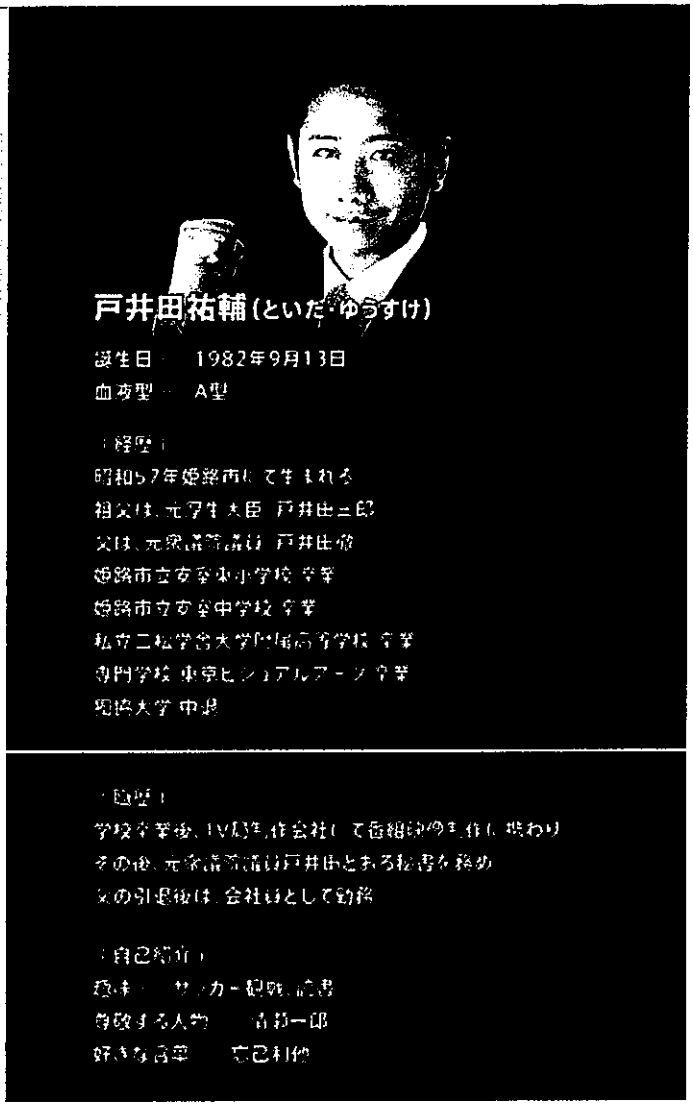
ページをフォロー



戸井田ゆうすけ
月曜日

火の用心！という事で、
年末特別警戒の時期がやって参りました！
本日から３１日まで地域の消防団の皆さんが
警戒にあたられます。
５年程前には、私の地元地域で大晦日に火災が発生しました。今年は火の取り扱いや警戒に充分注意し、火事や事故等が発生しない事を祈るばかりです。... もっと見る





私の政策

1

今後ますます進む少子高齢化や
人口減少により、危機にさらされる
地方の伝統文化や様々な活動の継承を
自らも担うと共に現場で得られる
地域の声を県政に届けます。

2

幅広い世代、地域の意見を聞き、
地域の持つ魅力、潜在能力を引き出し、
姫路、兵庫の更なる発展を目指します。

3

暮らしやすく、住みよい姫路を目指して
周辺自治体との連携を進めると共に
姫路と県をつなぎ、来たるべき
人口減少社会に備えます。

4

同世代の有権者から、結婚、出産、
育児、教育等に関する現場の声を
拾い集め、課題の解決に努めることで、
若者が集まり、子育てのしやすい
まちづくりに尽力します。



兵庫県議会議員 戸井田ゆうすけ
〒670-0012 姫路市本町68 大手前第一ビル1F
TEL 079-281-7700
FAX 079-281-7707

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年12月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
14	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・(事務所費)・事務費・人件費

案分率

共通案分率	(50%) / 25%

それ以外の案分

案分の説明

事務所賃借料
R5（1月分）
132,000円×50%
＝66,000円
66,000円を充当

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

お振込金額	¥132,000
振込手数料	¥0

お受取人は
[redacted]
ｶ) ﾀﾂﾐﾊｳｽｻｰﾋﾞｽ 様

お振込人は
ﾄｲﾀﾞ ﾕｳｽｹｼﾞﾑｼｮ 様

お取扱日 4.12.26 電信振込

取扱店	機番	年 月 日	時 刻
[redacted]		4.12.26	10:47
			8570

銀行番号	店番号	口座番号等
[redacted]		

印紙税申告納付につき翌町税務署承認済

三井住友銀行

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和４年12月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
15	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

お振込金額 ¥15,098
振込手数料 ¥110

お受取人は
[redacted]
ヨコタレキセイコウギョウ （カ 様

お振込人は
トイダユウスケジムショ 様

お取扱日 4.12.26 電信振込

取扱店	機番	年月日	時刻
[redacted]		4.12.26	10:45
			8569

銀行番号 店番号 口座番号等
[redacted]

印紙税申告納付につき麹町税務署承認済

三井住友銀行

案分率

共通案分率	50% (25%)

それ以外の案分

案分の説明

かりこ代
15,098円＋110円（振込手数料）
＝15,208円
15,208円×25%
＝3,802円
3,802円を充当

お客様コードNo. 9301

請　求　書

No. 3

2022年 11月 30日 締切分 (30)

６７０－００１２

姫路市本町68

戸井田事務所 様

横田瀝青興業株式会社 兵庫営業所
〒679-3111 神崎郡神河町大河755-1
ＴＥＬ (0790) 34-0792
ＦＡＸ (0790) 34-0791
〒672-8064 姫路市飾磨区細江995番地
ＴＥＬ (079) 233-0575
ＦＡＸ (079) 233-0561
取引銀行 [redacted]

TEL:079-281-7700 FAX:079-281-7707

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

※3万円以下は手数料をご負担願います。

前回御請求額	御入金額		繰越金額	御買上額	今回御請求額		
18,953	18,953		0	15,098	¥15,098		[redacted]

伝票日付	伝票No.	品名	数量	単位	単価	金額
22/11/ 7	1	レギュラーガソリン（横田S/S）	28.27	リットル	156.00	4,410
22/11/13	2	レギュラーガソリン（横田S/S）	30.71	リットル	156.00	4,791
22/11/22	3	レギュラーガソリン（横田S/S）	29.00	リットル	156.00	4,524
22/11/28	87485	［入金（振　込）］				[18,953]
		【税別御買上計10.0%】				13,725
		消費税等10.0%				1,373
		【合　　計】				15,098

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和4年12月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・(人件費)	案分率	共通案分率 (50%) 25%
16	領収書は別添の通り		それ以外の案分 案分の説明 人件費 122,880円×50% ＝61,440円 61,440円を充当

政務活動補助業務　勤務実績表・領収書

12 月分　氏　名 [redacted]

日	曜日	定時勤務 開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	備考(時間外勤務等) 開始時間	終了時刻	勤務時間
1	木							
2	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
3	土							
4	日							
5	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
6	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
7	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
8	木							
9	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
10	土							
11	日							
12	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
13	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
14	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
15	木							
16	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
17	土							
18	日							
19	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
20	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
21	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
22	木							
23	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
24	土							
25	日							
26	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
27	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
28	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
29	木							
30	金							
31	土							
計					(A) 128:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。　議員名 戸井田徹輔 (印)

【総支給額の計算】

① 時給の場合　(A) [128時間 00分] × 単価[960円] = 122,880 円(B)

①' 月額の場合　支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等　支給額 = 0 円(C)

③ 総支給額　(B)+(C) = 122,880 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) － [　　円](所得税・住民税、保険料本人負担額) = 円(E)

金 122,880 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。

2022 年 12 月 28 日

住所 [redacted]

氏名

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与　総支給額(D)[122,880 円] × 案分率[50 %] = 61,440 円(F)

○ 保険料等雇用主負担額　総額[　　円] × 案分率[　%] = 0 円(G)

○ 政務活動費充当額の計　(F)+(G) = 61,440 円

領収書等添付様式【共通】

（令和 5年 1 月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
1	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率 50% / 25%

それ以外の案分

案分の説明

コピー機リース料
20,570円 × 50%
=10,285円
10,285円を充当

05-1-4 口座振替 3 | ★20,570 | シャープ ファイナンス

領収書等添付様式【共通】

（令和5年1月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
2	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	50%
	25%
それ以外の案分	95%

案分の説明
「政務活動以外の部分が全体の5%を占めるため」

ホームページ
レンタルサーバーサービス料
1430円×95%
=1,358円
1,358円を充当

05-1-10 口座振替5 | ★2926 | ミツビシUFJニコス

ＭＵＦＧカードご利用明細書

平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。
戸井田　祐輔様の
ご利用明細をご案内申しあげます。

http://cr.mufg.jp

発行日　令和 5年 2月 2日

お支払日　令和 5年 1月10日

三菱ＵＦＪニコス株式会社
〒812-8607
福岡市博多区下川端町9-3　津田ビル
福岡事務センター

関東財務局長(13)第00115号

当月お支払合計額	当月ご請求額	[redacted]
[redacted]	事前お支払額	0円
	内キャッシング分	円
	合計	[redacted]

ご入会年月	2020年7月(入会経過月数：2年8か月)
カード名称	[redacted]
会員番号	
金融機関名	
支店名	

リボ払いのご案内	
返済方式	定額方式
返済コース	Ａコース
手数料率	１５．０００％

お問い合わせ先
ＭＵＦＧカードコールセンター
0570-050535 または 03-5489-6165

ご請求明細

ご利用区分	前月お支払後残高(円)	新規ご利用額(円)	残　高(円)	ご請求金額(円)	内訳			当月お支払後残高(円)
					元金(円)	手数料(円)	可能枠超過額(円)	
通常払い				[redacted]				

メッセージ

ご利用明細はＷＥＢで簡単に確認して、すっきりペーパーレス！ＷＥＢ明細チェックは毎月のご利用明細書の郵送を停止し、ＭＵＦＧカードＷＥＢサービスでご利用明細をご確認いただくサービスです。詳しくは三菱ＵＦＪニコスＷＥＢサイトへ。※一部、対象外のカードがあります。

ご　案　内

三菱ＵＦＪカード　スマートの書面によるご利用明細書は、一通あたりの発行手数料９９円（税込）でお送りしております。
※カードご入会後６ヵ月間の発行手数料は無料です。
※法令の定めによりご利用明細書の発行が義務付けられる場合、当社がご利用明細書の郵送を必要と判断する場合等は無料です。

お客様が気づかないうちにカードが悪用される被害が多発しております。当社では２４時間３６５日体制でモニタリング（不正利用の監視）を行っています。カードをご利用の際に、不正利用ケースと類似点があったり、会員様ご本人のご利用ケースと異なる点が見受けられた場合、お取引を保留させていただく場合がございます。

翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることができる場合があります。

14969E37AF4BE211DA291DCF720BCC8F

発行日　令和 5年 2月 2日

ご利用明細

ご利用日	ご利用店名 海外ご利用店名／海外都市名	支払回数	何回目	ご利用金額(円)	摘要 現地通貨額	通貨名称	換算レート
	【戸井田 祐輔 様】						
4/12/ 1	オナマエドットコムレンタルサーバー	1		1,430			
4/12/ 6	MSFT *<E0400L5LF7> / MSBILL.INFO	1		1,496	１４９６．００ エン		１．０００

2020年4月以降の分割払い、2回払い、ボーナス一括払いのショッピング利用代金の遅延損害金率は未払債務に対し年2.99%とします。

Gmail 戸井田事務所 <toida.ax12@gmail.com>

[お名前.com]■サーバーサービス■ご請求／領収明細（クレジットカード） 2022年12月度

1 件のメッセージ

server@onamae-support.jp <server@onamae-support.jp> 2022年12月19日 12:09
To: info@toi-da.com

ードメイン公式登録サービス――――――――――――――――――――――――――――

□■□　お名前.com のレンタルサーバー　byGMO　□■□

――――――――――――――――――――――――― https://www.onamae-server.com/ ー

お名前.comのレンタルサーバーサービスをご利用いただき誠にありがとう
ございます。

翌月分(まとめ払いのお客様は翌月以降分)のサービスご利用料金について
ご登録のクレジットカードより領収いたしました。

詳細につきましては以下をご確認くださいますようお願いいたします。

――

■ご請求／領収内容■

――

会員ID.....:[redacted]
請求番号.....:[redacted]
ご請求日.....: 2022/12/01

[ご請求／領収明細]――――――――――――――――――――――――――――――――
you-toida.com
共用サーバーSD-11プラン 2023年1月ご利用分　　1　　1,430円
==========
お支払い金額.....: 1,430円

※記載の料金はすべて税込金額です。
※一部のオプションの追加/削除について、お申込みの翌月にご利用料金の
　調整(精算)をさせていただく場合がございます。

ご請求につきましてご不明な点がございましたら、お客様窓口までご連絡ください。

――

【重要】■決済システム切り換えについて■

――

2023年2月より、弊社にてクレジットカード払いにおける決済システムの
切り換えを行います。

まことに恐縮ではございますが、お客様にて利用中のクレジットカードの
締日や引き落し日によっては、クレジットカード会社によるお客様の口座からの
引き落としタイミングに以下の変更が生じる可能性がございます。

領収書等添付様式【共通】

（令和 5年 1 月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
3	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費

案分率

共通案分率	(50%) 25%
それ以外の案分	
案分の説明	パソコン ソフトリース料 1496円×50% =748円 748円を充当

05-1-10 口座振替５ | ★2926 | ﾐﾂﾋﾞｼUFJﾆｺｽ

発行日　令和 5年 2月 2日

ご利用明細

ご利用日	ご利用店名 海外ご利用店名／海外都市名	支払回数	何回目	ご利用金額(円)	摘要 現地通貨額	通貨名称	換算レート
	【戸井田　祐輔　様】						
4/12/ 1	オナマエドツトコムレンタルサーバー	1		1,430			
4/12/ 6	MSFT *<E0400L5LF7> / MSBILL.INFO	1		1,496	1496.00	エン	1.000

2020年4月以降の分割払い、2回払い、ボーナス一括払いのショッピング利用代金の遅延損害金率は未払債務に対し年2.99%とします。

Microsoft

請求書

2022 年 12 月
請求書発行日: 2022/12/05
請求書番号: E0400L5LF7
1,496 JPY

お客様名	請求先	サービス送付先
戸井田事務所 日本 670-0012 hyogoken 姫路市 本町68 大手前第一ビル 戸井田事務所	戸井田事務所 [redacted]	戸井田事務所 日本 670-0012 hyogoken 姫路市 本町68 大手前第一ビル 戸井田事務所

注文の詳細

製品:	Online Services
発注書番号:	
発注 ID:	2119dade-6c5b-4f37-a262-96280f860881
請求期間:	2022/11/05 – 2022/12/04
お支払いについて:	お支払いは不要です。選んだ支払方法で未払金額が請求されます。

請求の概要

請求額:	1,360
割引:	0
クレジット:	0
消費税:	136
合計:	1,496

サポート

この課金内容には、繰越残高は含まれません。注文合計残高と前回以前の課金内容を表示するには、管理センター へアクセスして [課金情報] > [課金内容] の順にクリックしてください。

ヘルプ https://aka.ms/Office365Billing
電話 : 0120 996 680 (Office 365 Enterprise), 0120 628 860 (その他のプラン)

Microsoft

請求書

2022 年 12 月
請求書発行日: 2022/12/05
請求書番号: E0400L5LF7
1,496 JPY

Microsoft 365 Business Standard

料金の計算式
サービス期間内のライセンス数 X 月間 (または年間) の価格/ライセンス X (サービス期間の日数/合計サービス期間) = 請求額

今回新たに発生する料金

これは、お客様の現在のライセンス数に対する次の請求期間の料金です。

サービスのご利用期間	詳細	サービス期間内のライセンス	月額料金/ライセンス	サービス期間内の日数	請求額	割引	クレジット	小計	消費税 %	消費税	合計
2022/12/04 - 2023/01/03	月間のサブスクリプション料金	1	1,360	31	1,360	0	0	1,360	10.00 %	136	1,496
小計					1,360	0	0	1,360		136	1,496
総計					1,360	0	0	1,360		136	1,496

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和５年１月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
4	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費

案分率

共通案分率	(50%) / 25%

それ以外の案分

案分の説明

コピー機使用料
2805円＋110円（手数料）
＝2,915円
2,915円×50%
＝1,457円
1457円を充当

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

お振込

お振込金額	¥2,805
振込手数料	¥110

お受取人は
[redacted]
フジフイルムビジネスイノベーションジャパン（カ 様
お振込人は
トイダユウスケジムショ 様

お取扱日 5. 1.16 電信振込

取扱店	機番	年月日	時刻
[redacted]		5. 1.16	10:54
			0621

銀行番号	店番号	口座番号等
[redacted]		

三井住友銀行

印紙税申告納付につき税務署承認済 蔵町

[redacted]

請求書

発　行　日：2022年12月29日
請求書番号：821228-0012463

戸井田事務所

様

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

今回ご請求額	2,805円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合せ番号：3302201632　電話：0120-069-840

請求・支払いに関するよくあるご質問をリニューアルしました。富士フイルムBIホームページ ＞サポート ＞請求からご覧いただけます。是非ご活用いただきます様お願いします。
fujifilm.com/fb/support/callcenter/seikyu

お支払のご案内	
お支払約束日	2023年01月31日
お支払方法	お振込
金融機関名	[redacted]
本・支店名	
預金種目／口座番号	
指定口座名	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

	料金項目／品名	期間／送品NO	枚数／数量	単価	小計（円）	合計（円）
1	トータルサービス料金	2022/12/01-2022/12/31				2550
2	黒モード	1ｶｳﾝﾄ 以上	159	3.00	477	
3	フルカラー	1ｶｳﾝﾄ 以上	0	20.00	0	
4	最低ユビー料金				2550	
5	ご使用合計		159			
6						
7	【代金/料金合計】					2550
8	【消費税および地方消費税(10%)】					255
9	【今回ご請求額】					2805
10						
11	※ご利用機種/機械番号:ApeosPort C3070 (Model-PFS) 110458					
12	（今回）（前回）（テスト）（ミス）	2022/12/01-2022/12/31				
13	1（17010）（16850）（0）（1）					
14	2（）（）（）（）					
15	3（413）（412）（0）（1）					
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						

36400 22400　　3302201632 31 0106 0C9
A-014067　　0000 3302201632 510 1NK 0000 12503050

31 備考：

[redacted]

M1F003

（添付様式２）

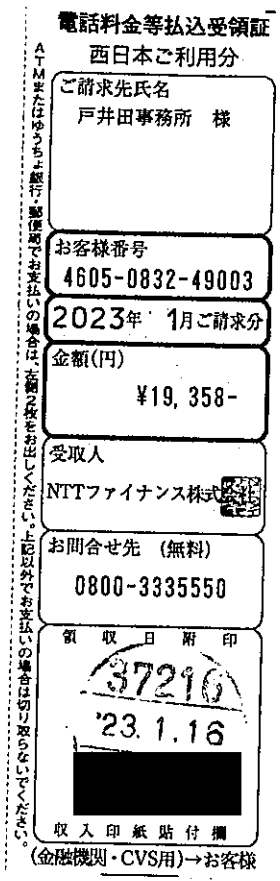
領収書等添付様式【共通】

（令和５年１月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
5	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費

案分率

共通案分率	(50%) 25%
それ以外の案分	
案分の説明	電話使用料 19,358円×50% ＝9,679円 9,679円を充当



電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
戸井田事務所　様

お客様番号
4605-0832-49003

2023年 1月ご請求分

金額(円)
¥19,358-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
37216
'23.1.16
[redacted]
収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側2枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

請求書（西日本ご利用分）

〒670-0012
姫路市本町68-170

郵便区内特別

大手前第一ビル　2階
戸井田事務所　様

02301210100471059O

08776

Webでのお問い合わせ先

NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日　2023年　1月　9日発行
発行会社　差出：NTTファイナンス（株）
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先　0800-3335550（無料）
【還付先】
〒536-0025　大阪市城東区森之宮1-6
-111　NLC森の宮ビル6F
社用コード　M30021211001 08776 08480 00 J
61 000000 1 0　23010101J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。（1／3ページ）

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
079-281-7700 [redacted]	2023年　1月ご請求分	19,358円	2023年　1月20日（金）

お　知　ら　せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

（2／3ページ）

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	079-281-7700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年　1月ご請求分

ご請求内訳（お客様番号 [redacted]）

内訳項目　金額（円） CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額（円） AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN（本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。）		税区分 TAX
◆079-281-7700				
◇NTT西日本ご利用分				
8,448	5,400	フレッツ　光ネクスト　FHS利用料	11月　1日～11月30日	合　算
	-1,790	光もっともっと割	2024年12月～2025年02月以外の解約は解約金がかかります	合　算
	1,100	ひかり電話オフィスA（エース）基本料	11月　1日～11月30日	合　算
	2,000	複数チャネル使用料	11月　1日～11月30日	合　算
	300	追加番号使用料	11月　1日～11月30日	合　算
	192	ひかり電話（通話料）	11月　1日～11月30日	合　算
	320	ひかり電話（携帯電話等への通話料）	11月　1日～11月30日	合　算
	8	ユニバーサルサービス料他	11月　1日～11月30日　4番号分のご請求となります。	合　算
	100	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用になります。	合　算
	50	収納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金融機関でお支払いいただく場合の手数料です。	合　算
	768	消費税等相当額（合計）	合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分（小計）				
8,448	8,448	（小計）		
◇NTTファイナンスご利用分				
10,910	1,320	OCN光with フレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。	＊　契約番号：N109983264	非対象等
	9,590	リース料 NTT・TCリース株式会社ご利用分。	＊　リース料金12月分、残14回	非対象等
◇合計				

ユニバーサルサービス料他には、2022年4月利用料分から2022年9月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1．1円（税込）が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

＊＊＊ユニバーサルサービス料について＊＊＊
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	079-281-7700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 1月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 4605-0832-49003)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN (本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。)	税区分 TAX
19,358	19,358	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記＊印はサービス提供者に代わって、ご請求させて いただきます。	

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和5年1月分）
（会派名自民党兵庫）
（議員名戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目	案分率
6	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費	共通案分率 それ以外の案分 100% 案分の説明 すべて政務活動に係るものであるため 兵庫ジャーナル購読料 R4年10月～12月分 ¥8,400を充当

2023年1月16日

領収書

戸井田　祐輔　　様

¥8,400-

但し　兵庫ジャーナル購読料R4年10月～12月分として

上記金額正に領収いたしました。

内	
消費税等	
現金	
小切手	

株式会社兵庫ジャーナル社
代表取締役　[redacted]
〒650-0011
神戸市中央区下山手通[redacted]-13
ファインコート下山手6F
TEL078-333-7560 FAX078-333-7563

領収書等添付様式【共通】

（令和5年1月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
7	(調査研究費)・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	(50%) 25%
それ以外の案分	
案分の説明	自動車リース料 別添の通り 29,512円を充当

05-1-17 口座振替３ | ＊72,600 | TF)トヨタファイナンス

兵庫トヨタ自動車㈱　充当計算

R5 / 月請求分

支払い総額	¥72,600	
除外額合計	¥13,576	
出金総額	¥59,024	
充当額合計　（５０%）	¥29,512	

除外オプション内訳

除外項目	除外額	備考
ＴＶコントロールキット	¥29,700	
ドライブレコーダー前後	¥51,700	
ナンバーフレーム	¥6,710	
任意保険	¥400,620	
合計	¥488,730	

計　¥488730/36回　　月々　¥13576　を除外

領収書等添付様式【共通】

（令和 5年 1 月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
8	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

2023/1/11

水光費・会費　口座振替のお知らせ

コード　51012

戸井田 祐輔　様

振替金額　¥　19,431 －

上記金額を令和　5 年　1 月　19 日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座までお振り込みの程、お願い致します。

[redacted]
大手前第一ビル管理組合法人　理事長　柳谷　義則

ご請求内訳

◆電気代　(R　4 年　12 月度分)
電気使用料金　15,980 円
使用量　340 kwh
看板・電灯料金　- 円

◆水道代　(R　4 年 11・12 月度分)
水道使用料金　2,751 円
使用量　3 ㎥

[redacted]

合 計　19,431 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル　管理組合法人
理事長　水田　博敏

500

案分率

共通案分率	50% / 25%

それ以外の案分

案分の説明

事務所電気代
15,980円×50%
＝7990円
7,990円を充当

D 5- 1-20	管理費	49,665	オオテマエタ゛イイチヒ゛ル

2023/1/11

水光費・会費　口座振替のお知らせ

コード　02011

戸井田　祐輔　　様

振替金額　¥	30,234 —

上記金額を令和　5 年　1 月　19 日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座
までお振り込みの程、お願い致します。

[redacted]
大手前第一ビル管理組合法人

ご請求内訳

◆電気代　(R　4 年　12 月度分)
電気使用料金　- 円
使用量　- kwh
看板・電灯料金　- 円

◆水道代　(R　4 年 11・12 月度分)
水道使用料金　- 円
使用量　- m³

[redacted]

合 計　30,234 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル　管理組合法人
理事長　水田　博敏

領収書等添付様式【共通】

（令和 5年 1 月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
9	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

2023/1/11

水光費・会費　口座振替のお知らせ

コード　51012

戸井田 祐輔　様

振替金額　¥　19,431 －

上記金額を令和　5 年　1 月　19 日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座までお振り込みの程、お願い致します。

振込先 [redacted]
大手前第一ビル管理組合法人 理事長 柳谷 義則

ご請求内訳

◆電気代　(R　4 年　12 月度分)
電気使用料金　15,980 円
使用量　340 kwh
看板・電灯料金　－ 円

◆水道代　(R　4 年 11・12 月度分)
水道使用料金　2,751 円
使用量　3 ㎥

[redacted]

合 計　19,431 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル 管理組合法人
理事長 水田 博敏

500

案分率

共通案分率　50% → 25%

それ以外の案分

案分の説明

事務所水道代
275円×50%
＝137.5円
137.5円を充当

領収書（明細）は、「 8 」に添付

領収書等添付様式【共通】

（令和5年1月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目	案分率
10	~~調査研究費~~・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	共通案分率 50% / 25% それ以外の案分 95% 案分の説明「政務活動以外の部分が全体の5%を占めるため」 ホームページ保守管理料 55,000円×95% =52,250円 52,250円を充当

領収書

戸井田事務所 御中



金額

¥ 55,000−

但 戸井田ゆうすけ様 HP 保守・管理費として

上記正に領収いたしました

[redacted]

Ink
〒112-0015
東京都文京区目白台2-10-9-102
TEL 03-6824-2983

[redacted]

発行日：2023年1月25日

〒670-0012 兵庫県姫路市本町68 大手前第一ビル 1F
戸井田事務所 御中

請求日 2023年1月23日

Ink [redacted]
〒112-0015 東京都文京区目白台2-10-9-102
03-6824-2983

請 求 書

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

ご請求金額	¥55,000

作業内容	金 額	備 考
・HP保守・管理費	50,000	1カ月分

合計	50,000
消費税(10%)	5,000
税込み請求金額	55,000

振込先金融機関 [redacted]

誠に勝手ながら、振り込み手数料はお客様のご負担でお願いいたします。

兵庫県議会議員

戸井田（といだ）ゆうすけ

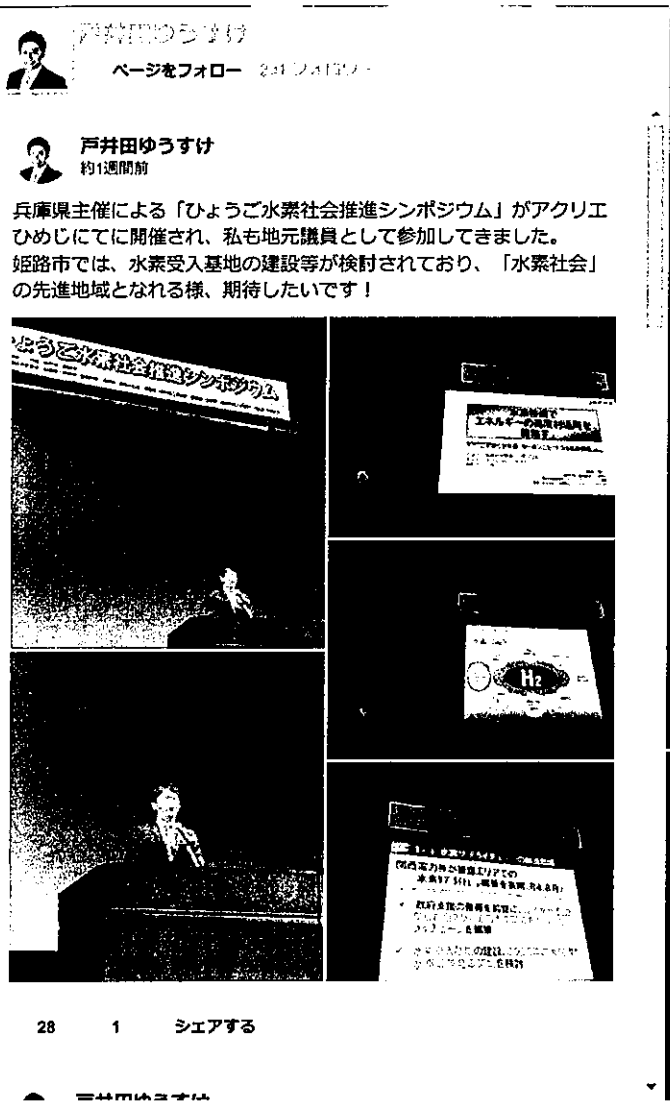
TOIDA YUSUKE OFFICIAL SITE

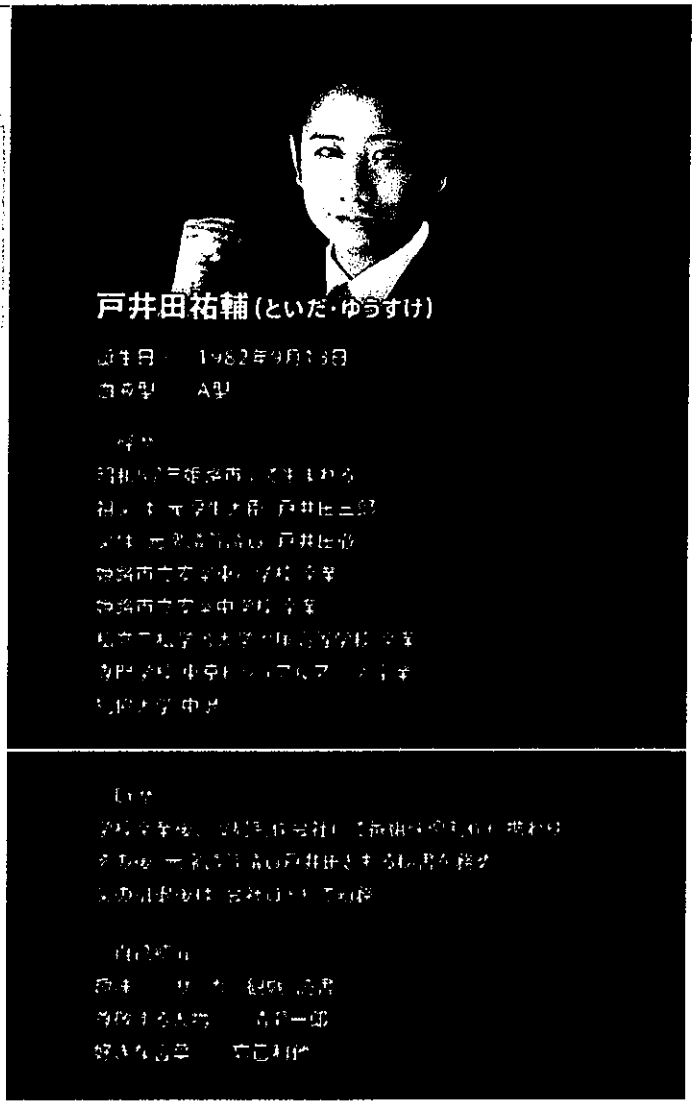


県政にチャレンジ！

現在（いま）と未来の架け橋。
あふれる若さと情熱で
「誇れる姫路！豊かな兵庫！」を作ります。

フロフィール　私の政策　FACEBOOK　問い合わせ





私の政策

1

今後ますます進む少子高齢化や
人口減少により、危機にさらされる
地方の伝統文化や様々な活動の継承を
自らも担うと共に現場で得られる
地域の声を県政に届けます。

2

幅広い世代、地域の意見を聞き、
地域の持つ魅力、潜在能力を引き出し、
姫路、兵庫の更なる発展を目指します。

3

暮らしやすく、住みよい姫路を目指して
周辺自治体との連携を進めると共に
姫路と県をつなぎ、来たるべき
人口減少社会に備えます。

4

同世代の有権者から、結婚、出産、
育児、教育等に関する現場の声を
拾い集め、課題の解決に努めることで、
若者が集まり、子育てのしやすい
まちづくりに尽力します.



兵庫県議会議員 戸井田ゆうすけ
〒670-0012 姫路市本町68 大手前第一ビル1F
TEL 079-281-7700
FAX 079-281-7707

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和5年1月分）
（会派名自民党兵庫）
（議員名戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
11	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	
それ以外の案分	100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため

新聞購読料
読売新聞(1部)
4,400円を充当

領収書

区域058　全戸0024　お問合せNo26209

お名前 戸井田事務所 様
本町68-170
大手前第一ビル 1F
5年　1月分

	銘柄	部数	金額
1	読売新聞セット ※	1	4,400
2			
3			
	合計		4,400円

◇左記の通り領収しました
領収日　年　月　日

※は軽減税率　（10.0%対象　0円）（8.0%対象　4,400円）

読売センター姫路東
姫路市下寺町3-9
TEL 079-282-6420

領収印

1/26 支払い

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和5年1月分）
（会派名自民県兵庫）
（議員名戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
12	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	
それ以外の案分	100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため

新聞購読料
神戸新聞(1部)
4,400円を充当

2023年01月分　神戸新聞

領収証

ID(15034)
No. 1- 103-0447-000
本町大手前ビル１階

戸井田事務所 様

銘柄	部	金額
神戸セット※	1	4,400
合計 ※は軽減税率対象品目		¥4,400

お知らせ

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。
8%対象　¥4,400(消費税　¥326)

株式会社神戸新聞姫路中央販売
〒670-0925
姫路市亀井町１１１
TEL: 079-223-8513　FAX: 079-288-3314

領 神戸新聞 収

1/27 支払い

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和5年1月分）
（会派名自民党兵庫）
（議員名戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
13	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	

それ以外の案分　100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため

新聞購読料
産経新聞(1部分)
4,400円を充当

2023年01月分

領収証

神戸新聞

ID(　22890)
No. 1-103-0447-001
本町６８
大手前ビル1階
戸井田事務所 様

銘柄	部	金額
産経セット※	1	4,400
合計 ※は軽減税率対象品目		¥4,400

お知らせ

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象　¥4,400(消費税　¥326)

株式会社神戸新聞姫路中央販売
〒670-0925
姫路市亀井町１１１
TEL: 079-223-8513
FAX: 079-288-3314

領 神戸新聞 収

1/27 支払い

領収書等添付様式【共通】

（令和5年1月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
14	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・(事務所費)・事務費・人件費

案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

来客用駐車場代
（2月分）
14,000円×50%
=7,000円

7,000円を充当

領収証

№ 37425

戸井田ゆうすけ事務所 様

R5年1月27日

金額			¥	1	4	0	0	0	-

但し 2月分

上記の金額正に領収いたしました

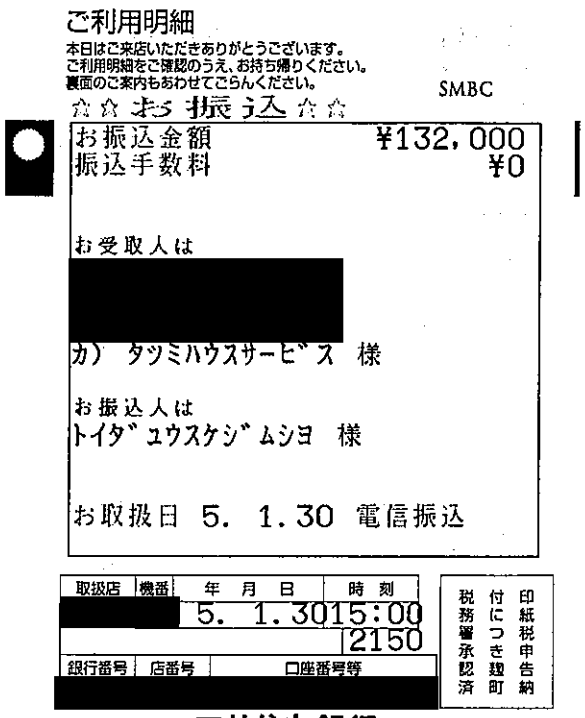
宗教法人に付収入印紙を貼付しません

〒670-0015 姫路市総社本町190
総社會館
電話(079)224－1111番代

領収書等添付様式【共通】

（令和5年1月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
15	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・(事務所費)・事務費・人件費



ご利用明細
本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてこらんください。
SMBC
☆☆お振込☆☆

お振込金額 ¥132,000
振込手数料 ¥0

お受取人は
[redacted]
カ）タツミハウスサービス 様

お振込人は
トイダ ユウスケシ ムシヨ 様

お取扱日 5. 1.30 電信振込

取扱店	機番	年 月 日	時 刻
[redacted]		5. 1.30	15:00
			2150

銀行番号	店番号	口座番号等
[redacted]		

印紙税申告納付につき題町税務署承認済

三井住友銀行

案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

事務所賃借料
（2月分）
132,000円×50%
＝66,000円
66,000円を充当

領収書等添付様式【共通】

（令和5年1月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
16	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	50% (25%)

それ以外の案分

案分の説明

ガソリン代
25,863円＋110円
＝25,973円

25973円×25%
＝6,493円

6,493円を充当

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

お振込金額	¥25,863
振込手数料	¥110

お受取人は
[redacted]
ヨコタレキセイコウキ ヨウ （カ 様

お振込人は
トイダ ユウスケジ ムシヨ 様

お取扱日 5. 1.30 電信振込

取扱店	機番	年 月 日	時 刻
[redacted]		5. 1.30	14:53
			2147

銀行番号	店番号	口座番号等
[redacted]		

印紙税申告納付につき難波税務署承認済

三井住友銀行

請　求　書

お客様コードNo.　9301

No.　7

2022年　12月　31日 締切分　(30)

６７０－００１２

姫路市本町68

戸井田事務所 様

横田瀝青興業株式会社　兵庫営業所
〒679-3111　神崎郡神河町大河755-1
ＴＥＬ　(0790)34-0792
ＦＡＸ　(0790)34-0791
〒672-8064　姫路市飾磨区細江995番地
ＴＥＬ　(079)233-0575
ＦＡＸ　(079)233-0561
取引銀行　[redacted]

TEL:079-281-7700　　FAX:079-281-7707

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

※3万円以下は手数料をご負担願います。

前回御請求額	御入金額		繰越金額	御買上額	今回御請求額		
15,098	15,098		0	25,863	¥25,863		[redacted]

伝票日付	伝票No.	品名	数量	単位	単価	金額
22/12/ 3	1	レギュラーガソリン（横田S/S）	32.23	リットル	156.00	5,028
22/12/ 7	2	レギュラーガソリン（横田S/S）	28.58	リットル	156.00	4,458
22/12/15	3	レギュラーガソリン（横田S/S）	30.89	リットル	156.00	4,819
22/12/20	4	レギュラーガソリン（横田S/S）	27.00	リットル	156.00	4,212
22/12/23	5	レギュラーガソリン（横田S/S）	32.02	リットル	156.00	4,995
22/12/26	87738	［入金（振　込）］				[15,098]
		【税別御買上計10.0%】				23,512
		消費税等10.0%				2,351
		【合　　計】				25,863

領収書等添付様式【共通】

（令和5年1月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・(人件費)

17

領収書は別紙の通り

案分率

共通案分率 (50%) / 25%

それ以外の案分

案分の説明

人件費

107520円×50%

=53,760円

53,760円を充当

政務活動補助業務　勤務実績表・領収書

R5年　1　月分　　氏　名　[redacted]

日	曜日	定時勤務 開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	備考(時間外勤務等) 開始時間	終了時刻	勤務時間
1	日							
2	月							
3	火							
4	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
5	木							
6	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
7	土							
8	日							
9	月							
10	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
11	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
12	木							
13	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
14	土							
15	日							
16	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
17	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
18	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
19	木							
20	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
21	土							
22	日							
23	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
24	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
25	水							
26	木							
27	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
28	土							
29	日							
30	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
31	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
計					(A)112:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。　　議員名 [redacted] 印

【総支給額の計算】

① 時給の場合　(A) [112時間00分] × 単価[960円] = 107,520 円(B)

①' 月額の場合　支給額 = 0 円(B)

② 時間外勤務手当等　支給額 = 0 円(C)

③ 総支給額　(B)+(C) = 107,520 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) － [　　円](所得税・住民税、保険料本人負担額) = 円(E)

金107,520円(E)

左記金額を確かに領収致しました。

2023 年 1 月 31 日

住所 [redacted]

氏名 [redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与　総支給額(D)[107,520円] × 案分率[50%] = 53,760 円(F)

○ 保険料等雇用主負担額　総額[　　円] × 案分率[　%] = 0 円(G)

○ 政務活動費充当額の計　(F)+(G) = 53,760 円

領収書等添付様式【共通】

（令和5年2月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
1	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費

案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

コピー機リース料
20,570円×50%
=10,285円

10,285円を充当

05-2-3 口座振替 3 ¥20,570 [illegible]

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和５年２月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

2

案分率

共通案分率	50%
	25%

それ以外の案分 95%

案分の説明

「政務活動以外の部分が全体の5%を占めるため」

ホームページ レンタルサーバーサービス料

1430円×95%
＝1,358円

1,358円を充当

05-210 口座振替 5 | ¥2,920 | ﾐﾂﾋﾞｼUFJﾆｺｽ

ＭＵＦＧカードご利用明細書

平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。
戸井田　祐輔様の
ご利用明細をご案内申しあげます。

http://cr.mufg.jp

発行日　令和 5年 2月24日

お支払日　令和 5年 2月10日

三菱ＵＦＪニコス株式会社
〒812-8607
福岡市博多区下川端町9-3　津田ビル
福岡事務センター

当月お支払合計額	当月ご請求額	[redacted]
[redacted]	事前お支払額	0円
	内キャッシング分	円
	合計	[redacted]

ご入会年月	2020年7月（入会経過月数：2年8か月）
カード名称	[redacted]
会員番号	
金融機関名	
支店名	

リボ払いのご案内	
返済方式	定額方式
返済コース	Ａコース
手数料率	１５．０００％

お問い合わせ先
ＭＵＦＧカードコールセンター
0570-050535 または 03-5489-6165

ご請求明細

ご利用区分	前月お支払後残高(円)	新規ご利用額(円)	残　高(円)	ご請求金額(円)	内訳			当月お支払後残高(円)
					元金(円)	手数料(円)	可能枠超過額(円)	
通常払い				[redacted]				

メッセージ

ご利用明細はＷＥＢで簡単に確認して、すっきりペーパーレス！ＷＥＢ明細チェックは毎月のご利用明細書の郵送を停止し、ＭＵＦＧカードＷＥＢサービスでご利用明細をご確認いただくサービスです。詳しくは三菱ＵＦＪニコスＷＥＢサイトへ。※一部、対象外のカードがあります。

ご　案　内

三菱ＵＦＪカード　スマートの書面によるご利用明細書は、一通あたりの発行手数料９９円（税込）でお送りしております。
※カードご入会後６ヵ月間の発行手数料は無料です。
※法令の定めによりご利用明細書の発行が義務付けられる場合、当社がご利用明細書の郵送を必要と判断する場合等は無料です。

お客様が気づかないうちにカードが悪用される被害が多発しております。当社では２４時間３６５日体制でモニタリング（不正利用の監視）を行っています。カードをご利用の際に、不正利用ケースと類似点があったり、会員様ご本人のご利用ケースと異なる点が見受けられた場合、お取引を保留させていただく場合がございます。

翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることができる場合があります。

5870E4908253F87B2A636CC961AE8C7B

発行日　令和 5年 2月24日

ご利用明細

ご利用日	ご利用店名 海外ご利用店名／海外都市名	支払回数	何回目	ご利用金額(円)	摘要 現地通貨額	通貨名称	換算レート
	【戸井田　祐輔　様】						
5/ 1/ 1	オナマエ.ドットコムレンタルサーバー	1		1,430			
5/ 1/ 6	MSFT *<E0400LJPS8> / MSBILL.INFO	1		1,496	１４９６．００	エン	１．０００

2020年4月以降の分割払い、2回払い、ボーナス一括払いのショッピング利用代金の遅延損害金率は未払債務に対し年2.99%とします。

Gmail 戸井田事務所 <toida.ax12@gmail.com>

[お名前.com]■サーバーサービス■ご請求／領収明細（クレジットカード） 2023年1月度

1 件のメッセージ

server@onamae-support.jp <server@onamae-support.jp> 2023年1月19日 12:07
To: info@toi-da.com

ードメイン公式登録サービス――――――――――――――――――――――――――――

□■□　お名前.com のレンタルサーバー　byGMO　□■□

―――――――――――――――――――― https://www.onamae-server.com/ ―

お名前.comのレンタルサーバーサービスをご利用いただき誠にありがとう
ございます。

翌月分(まとめ払いのお客様は翌月以降分)のサービスご利用料金について
ご登録のクレジットカードより領収いたしました。

詳細につきましては以下をご確認くださいますようお願いいたします。

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

■ご請求／領収内容■

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

会員ID.....:[redacted]
請求番号.....:[redacted]
ご請求日.....: 2023/01/01

[ご請求／領収明細]――――――――――――――――――――――――――――――
you-toida.com
共用サーバーSD-11プラン 2023年2月ご利用分　　1　　1,430円
==========
お支払い金額.....: 1,430円

※記載の料金はすべて税込金額です。
※一部のオプションの追加/削除について、お申込みの翌月にご利用料金の
　調整(精算)をさせていただく場合がございます。

ご請求につきましてご不明な点がございましたら、お客様窓口までご連絡ください。

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

■レンタルサーバーをご契約中のお客様へのお役立ち情報■

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

ブログ、ホームページ利用のためにレンタルサーバーをご契約中の方は、
「ブログで収入を得る方法」「SEO対策」「WordPressの利用方法」などの
お役立ち情報をご用意しています。

▼ お役立ち情報を今すぐチェック！！ ▼
https://www.onamae.com/server/bepossible/?banear_id=creditml_bp

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和５年２月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目	案分率	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	共通案分率	50% 25%
3			それ以外の案分 案分の説明 パソコン リフトリース料 1496円×50% ＝748円 748円を充当

05-210 口座振替５ *2930 ﾐﾂﾋﾞｼUFJﾆｺｽ

発行日　　令和 5年 2月24日

ご利用明細

ご利用日	ご利用店名 海外ご利用店名／海外都市名	支払回数	何回目	ご利用金額(円)	摘要 現地通貨額	通貨名称	換算レート
	【戸井田　祐輔　様】						
5/ 1/ 1	オナマエドツトコムレンタルサーバー	1		1,430			
5/ 1/ 6	MSFT *<E0400LJPS8> / MSBILL.INFO	1		1,496	１４９６．００	エン	１．０００

2020年4月以降の分割払い、2回払い、ボーナス一括払いのショッピング利用代金の遅延損害金率は未払債務に対し年2.99%とします。

Microsoft

請求書

2023 年 1 月
請求書発行日: 2023/01/05
請求書番号: E0400LJPS8
1,496 JPY

お客様名	請求先	サービス送付先
戸井田事務所 日本 670-0012 hyogoken 姫路市 本町68 大手前第一ビル 戸井田事務所	戸井田事務所 [redacted]	戸井田事務所 日本 670-0012 hyogoken 姫路市 本町68 大手前第一ビル 戸井田事務所

注文の詳細

製品:	Online Services
発注書番号:	
発注 ID:	2119dade-6c5b-4f37-a262-96280f860881
請求期間:	2022/12/05 - 2023/01/04
お支払いについて:	お支払いは不要です。選んだ支払方法で未払金額が請求されます。

請求の概要

請求額:	1,360
割引:	0
クレジット:	0
消費税:	136
合計:	1,496

サマリー

この課金内容には、繰越残高は含まれません。注文合計残高と前回以前の課金内容を表示するには、管理センター へアクセスして [課金情報] > [課金内容] の順にクリックしてください。

ヘルプ https://aka.ms/Office365Billing
電話 : 0120 996 680 (Office 365 Enterprise), 0120 628 860 (その他のプラン)

Microsoft

請求書

2023 年 1 月
請求書発行日: 2023/01/05
請求書番号: E0400LJPS8
1,496 JPY

Microsoft 365 Business Standard

料金の計算式
サービス期間内のライセンス数 X 月間 (または年間) の価格/ライセンス X (サービス期間の日数/合計サービス期間) = 請求額

今回新たに発生する料金

これは、お客様の現在のライセンス数に対する次の請求期間の料金です。

サービスのご利用期間	詳細	サービス期間内のライセンス	月額料金/ライセンス	サービス期間内の日数	請求額	割引	クレジット	小計	消費税 %	消費税	合計
2023/01/04 - 2023/02/03	月間のサブスクリプション料金	1	1,360	31	1,360	0	0	1,360	10.00 %	136	1,496
小計					1,360	0	0	1,360		136	1,496
総計					1,360	0	0	1,360		136	1,496

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和５年２月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
5	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 (事務費) 人件費

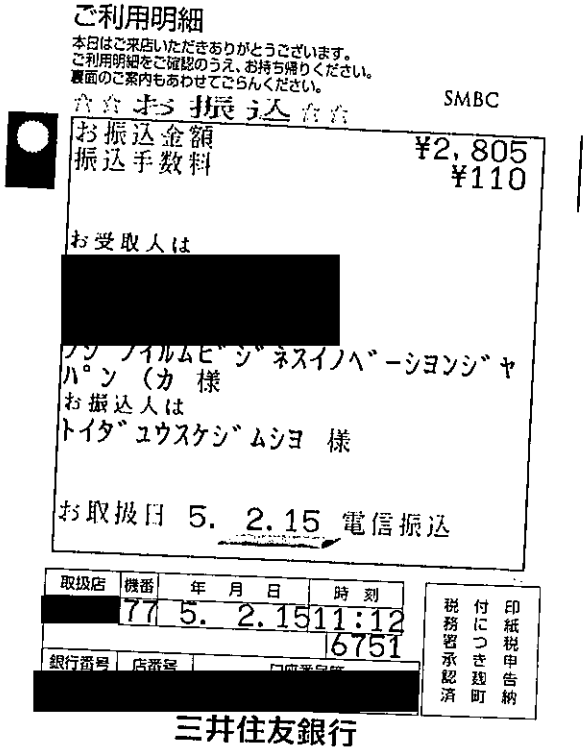
案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

コピー機使用料
2805円 +110円
(手数料)
=2,915円
2,915円 ×50%
=1,457円
1,457円を充当



ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

ｵﾝﾗｲﾝお振込ｻｰﾋﾞｽ　SMBC

お振込金額　¥2,805
振込手数料　¥110

お受取人は
[redacted]
ﾌﾝﾌｲﾙﾑﾋﾞｼﾞﾈｽｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝｼﾞｬﾊﾟﾝ（カ 様
お振込人は
ﾄｲﾀﾞﾕｳｽｹｼﾞﾑｼｮ 様

お取扱日 5. 2.15 電信振込

取扱店	機番	年 月 日	時刻
[redacted]	77	5. 2.15	11:12
			6751

銀行番号	店番号	口座番号等
[redacted]		

印紙税申告納付につき税務署承認済

三井住友銀行

[redacted]

請求書

発　行　日：2023年02月02日
請求書番号：830201-0043562

戸井田事務所

様

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

今回ご請求額	2,805円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合せ番号：3302201632　電話：0120-069-840

請求・支払いに関するよくあるご質問をリニューアルしました。富士フイルムBIホームページ ＞サポート ＞請求からご覧いただけます。是非ご活用いただきます様お願いします。
fujifilm.com/fb/support/callcenter/seikyu

お支払のご案内		
	お支払約束日	2023年02月28日
	お支払方法	お振込
	金融機関名	[redacted]
	本・支店名	
	預金種目／口座番号	
	指定口座名	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

	料金項目／品名	期間／送品NO	枚数／数量	単価	小計（円）	合計（円）
1	トータルサービス料金	2023/01/01-2023/01/31				2550
2	黒モード	1ｶｳﾝﾄ 以上	256	3.00	768	
3	フルカラー	1ｶｳﾝﾄ 以上	69	20.00	1380	
4	最低コピー料金				2550	
5	ご使用合計		325			
6						
7	【代金/料金合計】					2550
8	【消費税および地方消費税(10%)】					255
9	【今回ご請求額】					2805
10						
11	※ご利用機種/機械番号:ApeosPort C3070 (Model-PFS) 110458					
12	（今回）（前回）（テスト）（ミス）	2023/01/01-2023/01/31				
13	1（17267）（17010）（0）（1）					
14	2（）（）（）（）					
15	3（483）（413）（0）（1）					
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						

36400 22400　　3302201632 31 0207 0C9
A-071499　　0000 3302201632 510 1NK 0000 12503050

31 備考：

[redacted]

M1F003

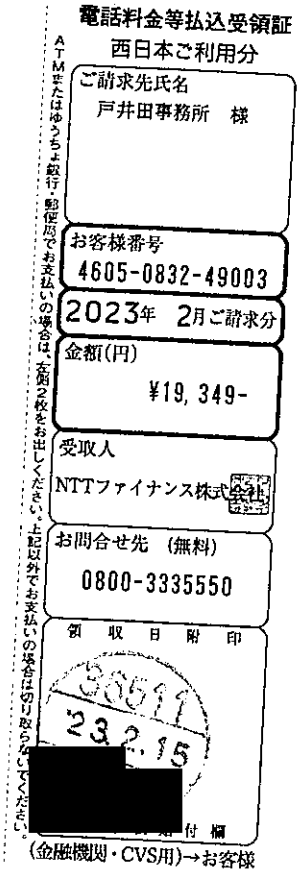
（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和５年２月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・**事務費**・人件費

6



電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
戸井田事務所　様

お客様番号
4605-0832-49003

2023年　2月ご請求分

金額(円)
¥19,349-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先　(無料)
0800-3335550

領収日附印
23.2.15

[redacted]

(金融機関・CVS用)→お客様

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側2枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合はのり取らないでください。

案分率

共通案分率	50% 25%

それ以外の案分

案分の説明

電話使用料

19,349円×50%
＝9,674円

9,674円を充当

請求書（西日本ご利用分）

〒670－0012
姫路市本町68－170

大手前第一ビル　2階
戸井田事務所　様

郵便区内特別

0230221010004805299

15982

Webでのお問い合わせ先

NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1－2－

発行年月日　2023年　2月　7日発行
発行会社　差出：NTTファイナンス（株）
東京都港区港南1－2－70
お問合せ先　0800－3335550（無
【還付先】
〒536　大阪市城東区森之宮1－6
－0025　－111　NLC森の宮ビル6F
社用コード　M30021111001 15982 15880 00
61 100010 1 0　2302010

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。（　1／　3

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
079－281－7700 [redacted]	2023年　2月ご請求分	19，349円	2023年　2月20日（

お　知　ら　せ

（　2／　3ページ）

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	079-281-7700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年　2月ご請求分

ご請求内訳　（お客様番号 [redacted]）

内訳項目　金額（円） CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額（円） AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN（本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。）		税区 TA
◆079-281-7700				
◇NTT西日本ご利用分				
8,439	5,400	フレッツ　光ネクスト　FHS利用料	12月　1日～12月31日	合　3
	－1,790	光もっともっと割	2024年12月～2025年02月以外の解約は解約金がかかります	合　3
	1,100	ひかり電話オフィスA（エース）基本料	12月　1日～12月31日	合　3
	2,000	複数チャネル使用料	12月　1日～12月31日	合　3
	300	追加番号使用料	12月　1日～12月31日	合　3
	152	ひかり電話（通話料）	12月　1日～12月31日	合　3
	352	ひかり電話（携帯電話等への通話料）	12月　1日～12月31日	合　3
	8	ユニバーサルサービス料他	12月　1日～12月31日　4番号分のご請求となります。	合　3
	100	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用になります。	合　3
	50	収納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金融機関でお支払いいただく場合の手数料です。	合　3
	767	消費税等相当額（合計）	合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分（小計）				
8,439	8,439	（小計）		
◇NTTファイナンスご利用分				
10,910	1,320	OCN光with フレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。	＊　契約番号：N109983264	非対象
	9,590	リース料 NTT・TCリース株式会社ご利用分。	＊　リース料金1月分、残13回	非対象
◇合計				

ユニバーサルサービス料他には、2022年4月利用料分から2022年9月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1．1円（税込）が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

＊＊＊ユニバーサルサービス料について＊＊＊
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業協会から1番号あたりの費用（番号単価）が公表されています

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	079-281-7700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 2月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 [redacted])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY(YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN (本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。)	税
19,349	19,349	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記＊印はサービス提供者に代わって、ご請求させて いただきます。	

%0096851000100C

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和５年２月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
7	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率 50%（25%）

それ以外の案分

案分の説明

自動車リース料
別添の通り
29,512円を計

05-2-17 口座振替 3 | ¥72600 | TF)トヨタファイナンス

兵庫トヨタ自動車㈱　充当計算

R5年2月請求分

支払い総額	¥72,600	
除外額合計	¥13,576	
出金総額	¥59,024	
充当額合計　（５０％）	¥29,512	

除外オプション内訳

除外項目	除外額	備考
ＴＶコントロールキット	¥29,700	
ドライブレコーダー前後	¥51,700	
ナンバーフレーム	¥6,710	
任意保険	¥400,620	
合計	¥488,730	

計　¥488730/36回　　月々　¥13576　を除外

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和５年２月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
8	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・(事務所費)・事務費・人件費

案分率

共通案分率	(50%) / 25%

それ以外の案分

案分の説明

事務所電気代
15,480円×50%
＝7,740円

7,740円を充当

2023/2/7

水光費・会費　口座振替のお知らせ

コード　51012

戸井田 祐輔　様

振替金額　¥　16,180 －

上記金額を令和　5 年　2 月　19 日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座までお振り込みの程、お願い致します。

振込先 [redacted]
大手前第一ビル管理組合法人 理事長 柳谷 義則

ご請求内訳

◆電気代　(R　5 年　1 月度分)
電気使用料金　15,480 円
使用量　360 kwh
看板・電灯料金　－ 円

◆水道代　(R　5 年　－ 月度分)
水道使用料金　0 円
使用量　0 ㎥

[redacted]

合 計　16,180 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル 管理組合法人
理事長 水田 博敏

500

D 5- 2-20	管理費	46,414	ｵｵﾃﾏｴﾀﾞｲｲﾁﾋﾞﾙ

2023/2/7

水光費・会費　口座振替のお知らせ

コード　02011

戸井田　祐輔　　様

振替金額　¥　30,234　—

上記金額を令和　5 年　2 月　19 日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座までお振り込みの程、お願い致します。

振込先 [redacted]
大手前第一ビル管理組合法人

ご請求内訳

◆電気代　(R　5 年　1 月度分)
電気使用料金　－ 円
使用量　－ kwh
看板・電灯料金　－ 円

◆水道代　(R　5 年　－　月度分)
水道使用料金　－ 円
使用量　－ m³

[redacted]

合 計　30,234 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル　管理組合法人
理事長　水田　博敏

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和５年２月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
11	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	

それ以外の案分　100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため

新聞購読料
読売新聞
（２月分）
4,400円を充当

領収書

区域058　全戸0024　お問合せNo26209

お名前 戸井田事務所 様
本町68-170
大手前第一ビル 1F

5年　2月分

	銘柄		部数	金額
1	読売新聞セット	※	1	4,400
2				
3				
	合計			4,400円

◇左記の通り領収しました

※は軽減税率(10.0%対象　0円)
(8.0%対象　4,400円)

領収日　年　月　日

読売センター姫路東
姫路市下寺町３９
TEL 079-282-6420

領収印

3/24 支払い

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和５年２月分）
（会派名自民党兵庫）
（議員名戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
12	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率

それ以外の案分　100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため

新聞購読料
神戸新聞（２回分）
4,400円を充当

領収証

2023年02月分

神戸新聞

ID(　15034)
No.　1- 103-0447-000
本町大手前ビル１階

戸井田事務所 様

銘柄	部	金額
神戸セット※	1	4,400
合計 ※は軽減税率対象品目		¥ 4,400

お知らせ

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象　¥4,400(消費税　¥326)

株式会社神戸新聞姫路中央販売
〒670-0925
姫路市亀井町１１１
TEL: 079-223-8513　FAX: 079-288-3314

領 神戸新聞 収

2/24 支払い

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和5年2月分）
（会派名自民党兵庫）
（議員名戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
13	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	
それ以外の案分	100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため

新聞購読料
産経新聞
(2月分)
4,400円を充当

2023年02月分　神戸新聞　**領収証**

ID(22890)
No. 1- 103-0447-001

本町６８
大手前ビル1階
戸井田事務所 様

銘柄	部	金額
産経セット※	1	4,400
合計 ※は軽減税率対象品目		¥ 4,400

お知らせ

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。
8%対象　¥4,400(消費税　¥326)

株式会社神戸新聞姫路中央販売
〒670-0925
姫路市亀井町１１１
TEL: 079-223-8513
FAX: 079-288-3314

領 神戸新聞 収

2/24 支払い

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和5年2月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
14	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・(事務所費)・事務費・人件費

案分率

共通案分率	(50%) / 25%

それ以外の案分

案分の説明

来客用駐車場
（3月分）
14,000円×50%
＝7,000円
7,000円を充当

領収証

№ 37448

戸井田ゆうすけ事務所 様

R5年2月24日

金額			¥	7	1	4	0	0	0	-

但し 3月分

上記の金額正に領収いたしました

宗教法人に付収入印紙を貼付しません

〒670-0015 姫路市総社本町190
総社會館
電話(079)224－1111番

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 5年 2月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目	案分率	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
15		共通案分率	50% 25%
		それ以外の案分	95%
		案分の説明	「政務活動以外の部分が全体の5%を占めるため」 ホームページ保守管理料 55,000円×95% =52,250 52,250円を充当

領収書

戸井田事務所 御中

金額

¥ 55,000−

但 戸井田ゆうすけ様 HP 保守・管理費として

上記正に領収いたしました

発行日：2023年2月25日

[redacted]

Ink
〒112-0015
東京都文京区目白台2-10-9-102
TEL 03-6824-2983

[redacted]

〒670-0012 兵庫県姫路市本町68 大手前第一ビル 1F
戸井田事務所 御中

請求日 2023年2月23日

Ink
〒112-0015 東京都文京区目白台2-10-9-102
03-6824-2983

請 求 書

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

ご請求金額	¥55,000

作業内容	金 額	備 考
・HP保守・管理費	50,000	1カ月分

合計	50,000
消費税(10%)	5,000
税込み請求金額	55,000

振込先金融機関

誠に勝手ながら、振り込み手数料はお客様のご負担でお願いいたします。

兵庫県議会議員

戸井田（といだ）ゆうすけ

TOIDA YUSUKE OFFICIAL SITE



県政にチャレンジ!

現在（いま）と未来の架け橋。
あふれる若さと情熱で
「誇れる姫路！豊かな兵庫！」を作ります。

フロフィール　私の政策　FACEBOOK　問い合わせ

戸井田ゆうすけ

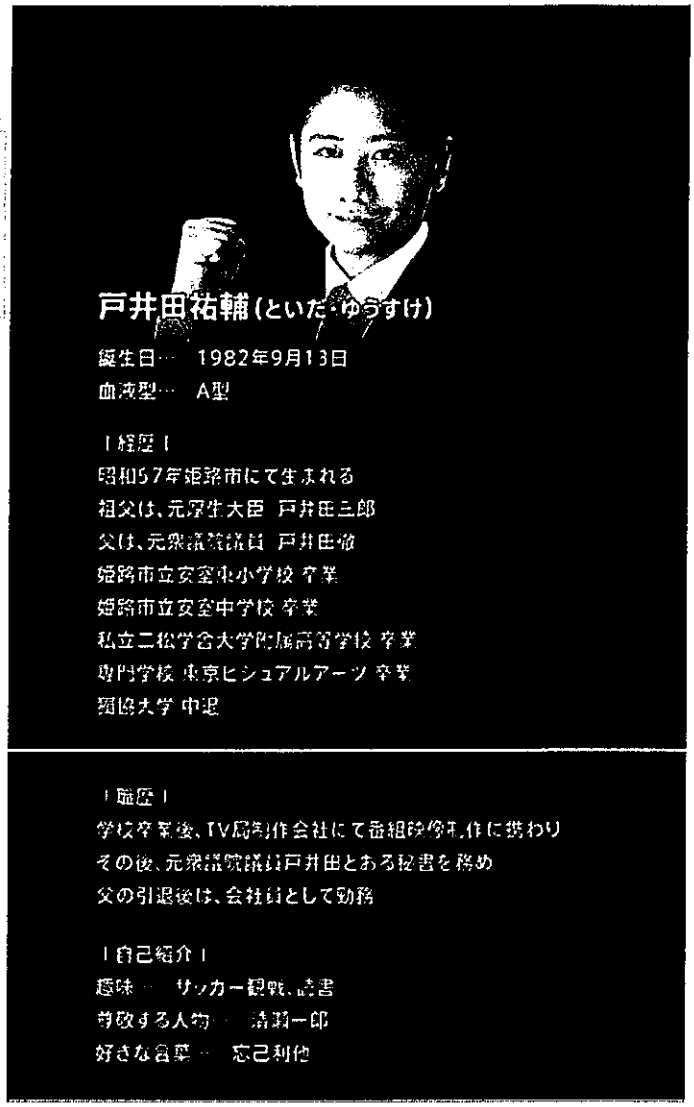
ページをフォロー 331 フォロワー

戸井田ゆうすけ
13時間前

本日は、新姫路市中央卸売市場開場記念式典に行って参りました。清元秀泰市長から式典開会の挨拶があり、齋藤元彦県知事からも開場のお祝いの挨拶がありました。
安全安心な生鮮食品の流通拠点として、西播磨地域の食の拠点として大いに期待したいです！



3 コメント シェアする



私の政策

1

今後ますます進む少子高齢化や
人口減少により、危機にさらされる
地方の伝統文化や様々な活動の継承を
自らも担うと共に現場で得られる
地域の声を県政に届けます。

2

幅広い世代、地域の意見を聞き、
地域の持つ魅力、潜在能力を引き出し、
姫路、兵庫の更なる発展を目指します。

3

暮らしやすく、住みよい姫路を目指して
周辺自治体との連携を進めると共に
姫路と県をつなぎ、来たるべき
人口減少社会に備えます。

4

同世代の有権者から、結婚、出産、
育児、教育等に関する現場の声を
拾い集め、課題の解決に努めることで、
若者が集まり、子育てのしやすい
まちづくりに尽力します。



兵庫県議会議員 戸井田ゆうすけ
〒670-0012 姫路市本町68 大手前第一ビル1F
TEL 079-281-7700
FAX 079-281-7707

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和５年２月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
16	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・(事務所費)・事務費・人件費

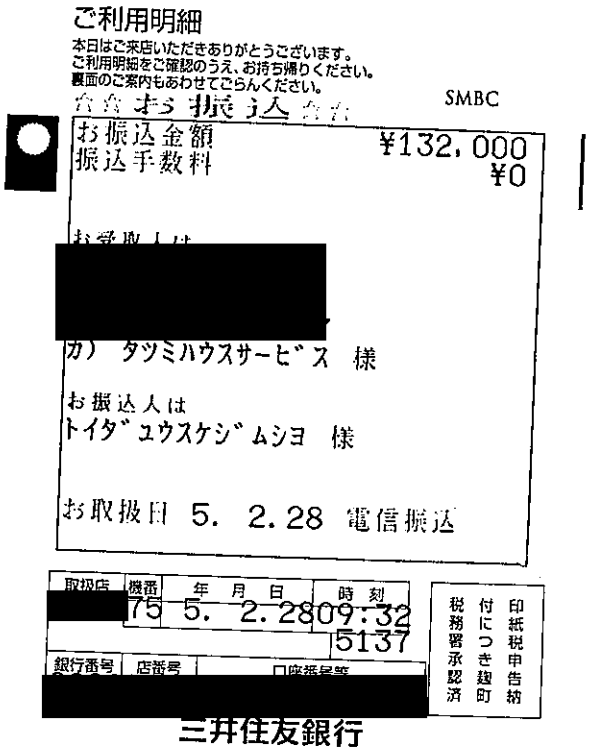
案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

事務所賃借料
（3月分）
132,000×50%
＝66,000円
66,000円を充当



ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

窓口お振込票　SMBC

お振込金額　¥132,000
振込手数料　¥0

お受取人は
[redacted]
カ）タツミハウスサービス　様

お振込人は
トイダ ユウスケジムショ　様

お取扱日 5. 2.28 電信振込

取扱店	機番	年	月	日	時刻
[redacted]	75	5.	2.	28	09:32
					5137

銀行番号	店番号	口座番号等
[redacted]		

税務署承認済　付につき収印紙税申告納

三井住友銀行

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和５年２月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
17	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	50% (25%)

それ以外の案分

案分の説明

ガソリン代
23,044円＋110円（手数料）
＝23,154円
23,154円×25%
＝5,788円
5,788円を充当

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

ご振込

お振込金額	¥23,044
振込手数料	¥110

お受取人は
[redacted]
ヨコタレキセイコウギョウ（カ 様

お振込人は
トイダユウスケジムショ 様

お取扱日 5. 2.28 電信振込

取扱店	機番	年 月 日	時 刻
[redacted]	75	5. 2.28	09:29
			5136

銀行番号	店番号	口座番号等
[redacted]		

税務署承認済 付につき廃止 印紙税申告納

三井住友銀行

領収証

No. 010337

戸井田事務所 殿

令和 5 年 2 月 28 日

金額	¥23044 円

但し

上記金額正に領収致しました

内訳	
現金	
小切手	
手形	
口座振込	○
相殺	

収入印紙

播田瀝青興業株式会社
本社 〒672-8064
姫路市飾磨区細江[redacted]
電話（079）233－053[redacted]

御支払確認印 取扱者 [redacted]

請　求　書

お客様コードNo. 9301

No. 2

2023 年 1 月 31 日 締切分 (30)

６７０－００１２

姫路市本町68

戸井田事務所 様

横田瀝青興業株式会社　兵庫営業所
〒679-3111　神崎郡神河町大河755-1
ＴＥＬ　(0790)-34-0792
ＦＡＸ　(0790)-34-0791
〒672-8064　姫路市飾磨区細江995番地
ＴＥＬ　(079)-233-0575
ＦＡＸ　(079)-233-0561
取引銀行 [redacted]

TEL:079-281-7700　FAX:079-281-7707

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

※3万円以上は手数料をご負担願います。

前回御請求額	御入金額		繰越金額	御買上額	今回御請求額	
25,863	25,863		0	23,044	¥23,044	[redacted]

伝票日付	伝票No.	品名	数量	単位	単価	金額
23/ 1/ 6	1	レギュラーガソリン（横田S/S）	15.21	リットル	157.00	2,388
23/ 1/ 9	2	レギュラーガソリン（横田S/S）	28.00	リットル	157.00	4,396
23/ 1/13	3	レギュラーガソリン（横田S/S）	35.72	リットル	157.00	5,608
23/ 1/16	4	レギュラーガソリン（横田S/S）	30.50	リットル	157.00	4,789
23/ 1/30	88040	［入金（振　込）］				[25,863]
	5	レギュラーガソリン（横田S/S）	24.00	リットル	157.00	3,768
		【税別御買上計10.0%】				20,949
		消費税等10.0%				2,095
		【合　　計】				23,044

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和５年２月分）
（会派名 自民浸兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目	案分率	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・(人件費)	共通案分率	(50%) 25%
18	領収書は別添の通り	それ以外の案分	
		案分の説明	人件費 122,880円×50% ＝61,440円 61,440円を充当

政務活動補助業務　勤務実績表・領収書

2　月分　氏　名 [redacted]

日	曜日	定時勤務 開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	備考(時間外勤務等) 開始時間	終了時刻	勤務時間
1	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
2	木							
3	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
4	土							
5	日							
6	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
7	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
8	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
9	木							
10	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
11	土							
12	日							
13	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
14	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
15	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
16	木							
17	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
18	土							
19	日							
20	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
21	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
22	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
23	木							
24	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
25	土							
26	日							
27	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
28	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
29								
30								
31								
計					(A)128:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。　議員名 戸井田裕輔 [redacted]印

【総支給額の計算】

① 時給の場合　(A) [128時間00分] × 単価[960円] = 122,880 円(B)

①' 月額の場合　支給額 = 0 円(B)

② 時間外勤務手当等　支給額 = 0 円(C)

③ 総支給額　(B)+(C) = 122,880 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) － [　　円](所得税・住民税、保険料本人負担額) = 円(E)

金122,880円(E)

左記金額を確かに領収致しました。

2023 年 2 月 28 日

住所 [redacted]

氏名

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与　総支給額(D)[122880 円] × 案分率[50%] = 61,440 円(F)

○ 保険料等雇用主負担額　総額[　　円] × 案分率[　%] = 0 円(G)

○ 政務活動費充当額の計　(F)+(G) = 61,440 円

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 5 年 3 月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	50%
	25%

それ以外の案分 95%

案分の説明

「政務活動以外の部分が全体の5%を占めるため」

1

ホームページレンタルサーバーサービス料

1573円 × 95%
＝1494円

1,494円を充当

05-3-10 口座振替 7 | ★3,069 | ミツビシUFJニコス

ＭＵＦＧカードご利用明細書

平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。
戸井田　祐輔様の
ご利用明細をご案内申しあげます。

http://cr.mufg.jp

発行日　令和 5年 3月24日

お支払日　令和 5年 3月10日

三菱ＵＦＪニコス株式会社
〒812-8607
福岡市博多区下川端町9-3　津田ビル
福岡事務センター

当月お支払合計額	当月ご請求額	[redacted]
[redacted]	事前お支払額	0円
	内キャッシング分	円
	合計	[redacted]

ご入会年月	2020年7月（入会経過月数：2年9か月）
カード名称	[redacted]
会員番号	
金融機関名	
支店名	

リボ払いのご案内	
返済方式	定額方式
返済コース	Ａコース
手数料率	１５．０００％

お問い合わせ先
ＭＵＦＧカードコールセンター
0570-050535 または 03-5489-6165

ご請求明細

ご利用区分	前月お支払後残高(円)	新規ご利用額(円)	残　高(円)	ご請求金額(円)	内　訳			当月お支払後残高(円)
					元金(円)	手数料(円)	可能枠超過額(円)	
通常払い				[redacted]				

メッセージ

ご利用明細はＷＥＢで簡単に確認して、すっきりペーパーレス！ＷＥＢ明細チェックは毎月のご利用明細書の郵送を停止し、ＭＵＦＧカードＷＥＢサービスでご利用明細をご確認いただくサービスです。詳しくは三菱ＵＦＪニコスＷＥＢサイトへ。※一部、対象外のカードがあります。

ご　案　内

三菱ＵＦＪカード　スマートの書面によるご利用明細書は、一通あたりの発行手数料９９円（税込）でお送りしております。
※カードご入会後６ヵ月間の発行手数料は無料です。
※法令の定めによりご利用明細書の発行が義務付けられる場合、当社がご利用明細書の郵送を必要と判断する場合等は無料です。

お客様が気づかないうちにカードが悪用される被害が多発しております。当社では２４時間３６５日体制でモニタリング（不正利用の監視）を行っています。カードをご利用の際に、不正利用ケースと類似点があったり、会員様ご本人のご利用ケースと異なる点が見受けられた場合、お取引を保留させていただく場合がございます。

翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることができる場合があります。

B2A17A36DD30CCF627169AB6144812AF

発行日　令和 5年 3月24日

ご利用明細

ご利用日	ご利用店名 海外ご利用店名／海外都市名	支払回数	何回目	ご利用金額(円)	摘要 現地通貨額	通貨名称	換算レート
	【戸井田　祐輔　様】						
5/ 2/ 6	マイクロソフト	1		1,496			
5/ 2/ 8	お名前．ｃｏｍレンタルサーバー	1		1,573			

2020年4月以降の分割払い、2回払い、ボーナス一括払いのショッピング利用代金の遅延損害金率は未払債務に対し年2.99%とします。

Gmail 戸井田事務所 <toida.ax12@gmail.com>

[お名前.com]■サーバーサービス■ご請求／領収明細（クレジットカード） 2023年2月度

1 件のメッセージ

server@onamae-support.jp <server@onamae-support.jp> 2023年2月19日 12:03
To: info@toi-da.com

ードメイン公式登録サービス――――――――――――――――――――――――――――――

□■□　お名前.com レンタルサーバー　byGMO　□■□

―――――――――――――――――――――――― https://www.onamae.com/server/ ー

お名前.comのレンタルサーバーサービスをご利用いただき誠にありがとうございます。

翌月分(まとめ払いのお客様は翌月以降分)のサービスご利用料金についてご登録のクレジットカードより領収いたしました。

詳細につきましては以下をご確認くださいますようお願いいたします。

――

■ご請求／領収内容■

――

会員ID.....: [redacted]
請求番号.....: [redacted]
ご請求日.....: 2023/02/01

[ご請求／領収明細]――――――――――――――――――――――――――――――――

you-toida.com

共用サーバーSD-11プラン 2023年3月ご利用分	1	1,430円
共用サーバーSD-11プランサービス維持調整費	1	143円

==========

お支払い金額.....: 1,573円

各種価格高騰の情勢に鑑み、誠に不本意ながら2023年2月1日以降サービス品質維持のため、対象となる料金に一定割合の「サービス維持調整費」を一時的にいただきます。
なにとぞご理解ご協力をいただきたくお願い申し上げます。
割引が適用される場合は、割引後価格に基づいてご請求させていただきます。

※記載の料金はすべて税込金額です。
※一部のオプションの追加/削除について、お申込みの翌月にご利用料金の調整(精算)をさせていただく場合がございます。

ご請求につきましてご不明な点がございましたら、お客様窓口までご連絡ください。

――

領収書等添付様式【共通】

（令和5年3月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目	案分率
2	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	共通案分率 50%（25%） それ以外の案分 案分の説明 パソコンソフトリース料 1496円×50% ＝748円 748円を充当

05-3-10 口座振替 7 | ★3,069 | ミツビシUFJニコス

発行日　令和 5年 3月24日

ご利用明細

ご利用日	ご利用店名 海外ご利用店名／海外都市名	支払回数	何回目	ご利用金額(円)	摘要 現地通貨額	通貨名称	換算レート
	【戸井田　祐輔　様】						
5/ 2/ 6	マイクロソフト	1		1,496			
5/ 2/ 8	お名前．ｃｏｍレンタルサーバー	1		1,573			

2020年4月以降の分割払い、2回払い、ボーナス一括払いのショッピング利用代金の遅延損害金率は未払債務に対し年2.99%とします。

Microsoft

請求書

2023 年 2 月
請求書発行日: 2023/02/05
請求書番号: E0400LY4PQ
1,496 JPY

お客様名	請求先	サービス送付先
戸井田事務所 日本 670-0012 hyogoken 姫路市 本町68 大手前第一ビル 戸井田事務所	戸井田事務所 [redacted]	戸井田事務所 日本 670-0012 hyogoken 姫路市 本町68 大手前第一ビル 戸井田事務所

注文の詳細

製品:	Online Services
発注書番号:	
発注 ID:	2119dade-6c5b-4f37-a262-96280f860881
請求期間:	2023/01/05 - 2023/02/04
お支払いについて:	お支払いは不要です。選んだ支払方法で未払金額が請求されます。

請求の概要

請求額:	1,360
割引:	0
クレジット:	0
消費税:	136
合計:	1,496

サポート

この課金内容には、繰越残高は含まれません。注文合計残高と前回以前の課金内容を表示するには、管理センター へアクセスして [課金情報] > [課金内容] の順にクリックしてください。

ヘルプ https://aka.ms/Office365Billing
電話 : 0120 996 680 (Office 365 Enterprise), 0120 628 860 (その他のプラン)

Microsoft

請求書

2023 年 2 月
請求書発行日: 2023/02/05
請求書番号: E0400LY4PQ
1,496 JPY

Microsoft 365 Business Standard

料金の計算式
サービス期間内のライセンス数 X 月間 (または年間) の価格/ライセンス X (サービス期間の日数/合計サービス期間) = 請求額

今回新たに発生する料金

これは、お客様の現在のライセンス数に対する次の請求期間の料金です。

サービスのご利用期間	詳細	サービス期間内のライセンス	月額料金/ライセンス	サービス期間内の日数	請求額	割引	クレジット	小計	消費税 %	消費税	合計
2023/02/04 - 2023/03/03	月間のサブスクリプション料金	1	1,360	28	1,360	0	0	1,360	10.00 %	136	1,496
小計					1,360	0	0	1,360		136	1,496
総計					1,360	0	0	1,360		136	1,496

領収書等添付様式【共通】

（令和 5年 3月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
3	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費

本領収書は県議会議員
戸井田ゆうすけ 宛のものである。

20,970
△ 400
20,570

案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分
案分の説明
コピー機リース料
20,570円×50%
＝10,285円
10,285円を充当

振込金（兼手数料）受取書

依頼日	年 月 日
金額	20,970
先方銀行	[redacted]
預金種目 / 口座番号	[redacted]
口座名	シャープファイナンス K.K
ご依頼人名	トイタジムショ
契約番号	[redacted]

上記の金額正に受取ました。
（取扱店）
手数料
銀行 支店
取扱店 23.8 縛4 取扱印
（取扱店→依頼人）

お支払いのお願い　2023年03月07日作成

◎ご契約内容
※引落日は金融機関非営業日の場合は、その翌営業日となります。

契約番号	商品名	お支払金額	引落日	引落不能理由
6601K0616041	デジタルカラーフクゴウキ	20,970円	03月03日	残高不足

◎今回お支払いいただく金額

金　20,970円
内訳　約定金　20,570円
×　~~督促手数料　400円~~

ご契約者名　戸井田事務所
お支払期限　「至急」
お問合わせ番号　6601K0616041

1. 本書状についてのお問合わせは、「お問合わせ番号」をお申出の上、弊社までご連絡下さい。
2. 銀行・コンビニエンスストアでの振込手数料はお客様のご負担となります。宜しくお願い申し上げます。
3. コンビニエンスストアの取扱上限金額は３０万円（消費税込）です。
※３０万円（消費税込）を超える場合、金融機関をご利用下さい。

平素は、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。さて、上記契約のお支払をご指定の金融機関預金口座から引落しさせていただく予定でしたが、上記の理由により口座引落しが出来ませんでした。つきましては、左記の振込用紙にて裏面記載のコンビニエンスストアもしくは金融機関から「至急」ご送金下さいますようお願い申し上げます。なお、本書状と行き違いにご送金いただきました場合は何卒ご容赦願います。

領収書等添付様式【共通】

（令和 5年 3月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
4	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費

案分率

共通案分率	(50%) / 25%

それ以外の案分

案分の説明

電話使用料

19,067円＋110円（手数料）
＝19,177円
19,177円×50%
＝9,588円
9,588円を充当

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
05-03-14	[redacted]	料金払込 PE
記号		番号
***		[redacted]
取扱番号		お取引金額
N045		*19,177
[redacted]		残高

[redacted]

払込金額 *19,067円

払込内容ＮＴＴファイナンス
２０２３年 ３月分

払込手数料 *110円

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

印紙税申告納付につき麹町税務署承認済

請求書（西日本ご利用分）

〒670－0012
姫路市本町68－170

大手前第一ビル　2階
戸井田事務所　様

郵便区内特別

08160

08444

Webでのお問い合わせ先

02303210100443163 7

NTTファイナンス
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1－2－70

発行年月日　2023年　3月　7日発行
発行会社　差出：NTTファイナンス（株）
東京都港区港南1－2－70
お問合せ先　0800－3335550（無料）
【還付先】
〒536　大阪市城東区森之宮1－6
－0025　－111　NLC森の宮ビル6F
社用コード　M30021211001 08444 08160 00 J
61 000000 1 0　23030101J

C01100008445002Z

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。（　1／　3ページ）

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
079－281－7700 [redacted]	2023年　3月ご請求分	19，067円	2023年　3月20日（月）

お　知　ら　せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

（　2／　3ページ）

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	079-281-7700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年　3月ご請求分

ご請求内訳（お客様番号 [redacted]）

内訳項目　金額（円） CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額（円） AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN（本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。）		税区 TA
◆079-281-7700				
◇NTT西日本ご利用分				
8,157	5,400	フレッツ　光ネクスト　FHS利用料	1月　1日～　1月31日	合　算
	-1,790	光もっともっと割	2024年12月～2025年02月以外の解約は解約金がかかります	合　算
	1,100	ひかり電話オフィスA（エース）基本料	1月　1日～　1月31日	合　算
	2,000	複数チャネル使用料	1月　1日～　1月31日	合　算
	300	追加番号使用料	1月　1日～　1月31日	合　算
	136	ひかり電話（通話料）	1月　1日～　1月31日	合　算
	112	ひかり電話（携帯電話等への通話料）	1月　1日～　1月31日	合　算
	8	ユニバーサルサービス料他	1月　1日～　1月31日　4番号分のご請求となります。	合　算
	100	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用になります。	合　算
	50	収納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金融機関でお支払いいただく場合の手数料です。	合　算
	741	消費税等相当額（合計）	合算表示の料金合計×10％	
◇NTT西日本分（小計）				
8,157	8,157	（小計）		
◇NTTファイナンスご利用分				
10,910	1,320	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。	＊　契約番号：N109983264	非対象
	9,590	リース料 NTT・TCリース株式会社ご利用分。	＊　リース料金2月分、残12回	非対象
◇合計				

ユニバーサルサービス料他には、2022年4月利用料分から2022年9月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1．1円（税込）が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

＊＊＊ユニバーサルサービス料について＊＊＊
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業協会から1番号あたりの費用（番号単価）が公表されています

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	079-281-7700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 3月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 [redacted])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN 〔本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。〕	税
19,067	19,067	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記＊印はサービス提供者に代わって、ご請求させて いただきます。	

領収書等添付様式【共通】

（令和5年3月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
5	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・雑務費・人件費

案分率

共通案分率	50% / 25%

それ以外の案分

案分の説明

コピー機使用料
14,746円＋110円（手数料）
＝14,856円
14,856円×50%
＝7,428円
7,428円を充当

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

[redacted]

お振込金額	¥14,746
振込手数料	¥110

お受取人は
[redacted]
フジフイルムビジネスイノベーションジャパン（カ 様
お振込人は
トイダユウスケジムショ 様

お取扱日 5. 3.16 電信振込

取扱店	機番	年 月 日	時刻
[redacted]	78	5. 3.16	09:56
			5015

銀行番号	店番号	口座番号等
[redacted]		

印紙税申告納付につき税務署承認済 麹町

三井住友銀行

[redacted]

請求書

発　行　日：2023年03月02日
請求書番号：830301-0053120

戸井田事務所
様

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

今回ご請求額	14,746円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合せ番号：3302201632　電話：0120-069-840

お支払のご案内	
お支払約束日	2023年03月31日
お支払方法	お振込
金融機関名	[redacted]
本・支店名	
預金種目／口座番号	
指定口座名	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

	料金項目／品名	期間／送品NO	枚数／数量	単価	小計（円）	合計（円）
1	トータルサービス料金	2023/02/01-2023/02/28				13406
2	黒モード	1ｶｳﾝﾄ 以上	4382	3.00	13146	
3	フルカラー	1ｶｳﾝﾄ 以上	13	20.00	260	
4	ご使用合計		4395			
5						
6	【代金/料金合計】					13406
7	【消費税および地方消費税(10%)】					1340
8	【今回ご請求額】					14746
9						
10	※ご利用機種/機械番号:ApeosPort C3070 (Model-PFS) 110458					
11	（今回）（前回）（テスト）（ミス）	2023/02/01-2023/02/28				
12	1（21663）（17267）（0）（14）					
13	2（）（）（）（）					
14	3（497）（483）（0）（1）					
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						

36400 22400　　3302201632 28 0307 0C9
A-072907　　0000 3302201632 510 1NK 0000 12503050

31 備考：

[redacted]

M1F003

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和5年3月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
6	(調査研究費)・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	(50%) 25%
それ以外の案分	
案分の説明	自動車リース料 別添の通り 29,512円を充当

05-3-17 口座振替３ | ★72,600 | TFJトヨタファイナンス

兵庫トヨタ自動車㈱　充当計算

R5年
3 月請求分

支払い総額	¥72,600	
除外額合計	¥13,576	
出金総額	¥59,024	
充当額合計　（５０%）	¥29,512	

除外オプション内訳

除外項目	除外額	備考
ＴＶコントロールキット	¥29,700	
ドライブレコーダー前後	¥51,700	
ナンバーフレーム	¥6,710	
任意保険	¥400,620	
合計	¥488,730	

計　¥488730/36回　　月々　¥13576　を除外

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和５年３月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
7	調査研究費・研修費・会議費・(広報広聴費)・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	(50%) / 25%
それ以外の案分	

県政報告発送料金外
372,671円×50%
＝186,335円
を充当する。

5-03-20 (後納郵便料金) 自払 372,671

後納郵便物等取扱票（お客様用）

戸井田 祐輔 様
2000006013-000002-
0000000001-000001

[後納引受]
1 ゆうメール特別
50ｇ 県外
@109 3,419通
¥372,671

合計 ¥372,671

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
取扱日時：2023年 2月27日 17:26
発行No. 230227K3496 端211041625
連絡先 [redacted]郵便局
TEL:0570-943-219

取扱局	2001-430030
後納承認局	2001-430030
後納お取引番号	0002101110

この控は領収書ではありません。
各料金明細、合計は実際の請求と異なることがあります。

（添付様式７）　　(1)

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	戸井田　祐輔

活動名	県政報告紙の発行
活動概要	○ 発行部数 ： 3500部 ○ 配布方法 ： 兵庫県内 姫路市内等　郵送 344の通 ○ 内容 ： 任期中の活動報告のまとめ ・郵送 ： 後納郵便（2月27日 3419通、3月6日 21通） ★ 案分率　政務活動以外の記事を除いて５０％充当とする。 ＊備考　3月20日（2月分）後納郵便の支払いの為 ひと月遅れでの請求

経費	領収書No	項目・内容	支出額	案分率(%)	政務活動費充当金額
	7	後納郵便	372,670円	50	186,335円
	合　計				186,335円

備考	戸井田ゆうすけ県政活動報告を添付

＊この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。

誇れる姫路、
豊かな兵庫。

兵庫県議会議員

戸井田ゆうすけ
県政活動報告

ご意見・ご感想をお聞かせください

〒670-0012 姫路市本町68 大手前第一ビル 1F
TEL 079-281-7700 E-Mail info@toi-da.com
FAX 079-281-7707 http://you-toida.com

facebook 戸井田ゆうすけで検索

兵庫県議会議員

戸井田ゆうすけ
県政活動報告



発行
戸井田ゆうすけ事務所
姫路市本町68大手前第一ビル
TEL：079-281-7700
MAIL：info@toi-da.com

討議資料

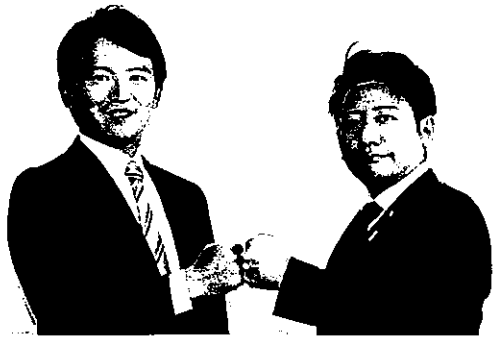
こんにちは！兵庫県議会議員の戸井田ゆうすけです。

いつも、ご支援いただき本当にありがとうございます。県議会議員二期目の任期も残すところわずかとなりました。昨年六月に健康福祉委員長という役職に就任し、二期目の最後の一年は、この職務に全力で取り組んで参りました。これまでは、副委員長や政調副会長といった、どちらかと言えばサポートにまわる役職が多かったのですが、自らがひとつの委員会の代表として議論を進めて行く立場となり、様々な面で勉強させていただく機会を得ることができました。また、健康福祉という祖父や父が懸命に取り組んできた福祉、厚生の分野に関わらせていただいた事も感慨深く感じております。まだまだ新型コロナウイルス感染症の影響も大きく、委員会運営も平時のようにはいかず、ままならない部分もありましたが、いただいた時間の最後まで一日も早い日常の回復とこれからのアフターコロナの時代を見据えた県政を目指して頑張って参ります。齋藤県政がスタートして一年半が経ち、知事が目指す「躍動する県政」という目標も徐々に県庁内に浸透してきております。目標の実現に向けて、私も知事と歩調を合わせて、これからも共に歩み、支えて参ります。

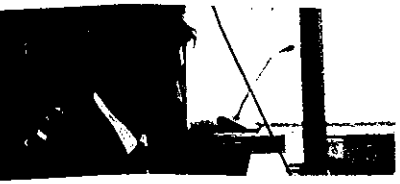
初当選から八年に亘り、様々な経験を積ませていただき、地域の声を聞かせていただいて参りました。その声を県政に届け、行政と地域の間で働かせていただいたことで自分の自信にも繋がりました。自分自身でも八年を振り返った時に、成長できたと思えることが多々あります。もちろん、まだまだ学ばなければならないこと、力をつけなければならないことは山のようにありますが、進歩を積み重ねて、より大きな歩みに変えていけるようにこれからも努力して参ります。

四月には早いもので三度目の審判を受けることになります。議会でも同僚議員としばしば選挙の話になりますが、我々自由民主党所属の議員にとって厳しい情勢になりつつあることを年々実感させられます。また、姫路選挙区では現職と新人が入り乱れる激戦と予想されております。これからも地域のお役に立ちたい、地元に貢献したいという気持ちを強く持ち、頑張って参ります。どうか引き続き、戸井田ゆうすけにご支援を賜りますようお願い申し上げます。

今回の県政報告では、これまでの八年間の取り組みの一端をまとめさせていただきました。ご一読いただき、戸井田ゆうすけの県政活動と兵庫県政へのご理解を賜りますとともにご意見、ご要望、なんでもお聞かせ下さい。姫路のため、兵庫のために一生懸命頑張ります。



戸井田ゆうすけ
8年間の主な成果と活動のまとめ



1 外堀川 三左衛門堀の浚渫、河川整備　実現しました！

令和元年6月の定例県議会の一般質問で取り上げさせていただいた外堀川の環境対策について、この度、城陽地区にある外堀川（三左衛門堀）の堆積土砂撤去の工事が完了しました。



堆積土砂撤去前



川（三左衛門堀）

自民党兵庫政策提言が 令和4年度予算化・実現

Ⅰ 県民の命と暮らしを守る施策の総合的推進

- 入院医療体制等の確実な確保：592億円
- 保健所等の体制整備：4.4億円
- 検査体制の整備：89億円
- 地域経済の活性化・地域の元気づくり：211億円
- 県民生活の安定化に向けた支援：3億円
- 歯及び口腔の健康づくり推進条例を制定
- 高齢者等への介護支援の取組強化：500万円
- 不妊治療を行う方への支援促進：170万円
- 中小企業等における経営改善・成長力強化への支援：12億円
- 近隣府県との連携を広げる新たな観光戦略の策定：210万円
- 地場産業におけるSDGsの取組への支援：3,600万円
- 県産農林水産物流通・販売の拡大：820万円
- 県産農作物の生産拡大に向けた取組強化：1,700万円
- 県産木材の有効活用と森林の保全再生の取組強化：2,070万円
- 但馬牛生産基盤の強化：9.6億円
- 全国豊かな海づくり大会の開催、活動の県民運動への発展：3.6億円
- ひょうご水素社会の推進：3.5億円
- Jクレジット制度の取組への支援：110万円
- 警察活動の充実強化：730万円
- 水上オートバイによる危険行為等への対策の実施：770万円

Ⅱ 五国の魅力を磨く地域創生の実現

- 集落・地域の自主的・主体的な取組による活力創出等の支援：1,320万円
- 2025年大阪・関西万博「ひょうごフィールドパビリオン」展開：2,230万円
- 交流基盤としての基幹道路の整備促進：99億円
- 社会基盤等の充実・強化：985億円
- ひょうごリーディングハイスクールの推進：500万円
- 学校問題への総合的な支援：1.4億円
- 特別支援学校における「心のバリアフリー」の推進：640万円

Ⅲ 防災先進県・兵庫の災害に強い県土づくりの推進

- 減災・防災、国土強靱化の推進：432億円
- 災害に強い県土づくりの推進（県単独事業）：90億円
- 避難行動要支援者のための個別避難計画の作成促進：1,170万円
- 消防団活性化への支援：330万円

Ⅳ 県民本意の行財政改革の実行

- 県政改革方針の策定
- 県政改革方針に基づく不断の改革



※11月8日、令和5年度県当初予算編成に対する申し入れを齋藤知事に行いました

任期中に取り組んだ主な政策

•妊婦健診費助成金制度における助成金向上への取り組み
➡自民党市議団協力の下、85,000円（平成27年時）から121,000円（令和4年現在）にUP

•県道姫路環状線（梅ケ谷町付近～御立中付近の区間）における道路の拡幅事業
➡地元協力の下、車両の待避所設置のため取組中

•赤穂市と家島地域を結ぶ海底送水管の設備更新への取り組み
➡令和4年度から姫路市により、送水管の劣化状況を把握する為、大規模な調査を開始

•暴力団に属さない所謂半グレ集団に対する対策への取り組み
➡集団に対する実態解明及び取り締まりを強化

•県道373号線（大柳仁豊野線）豊富町豊富、御蔭付近の道路整備への取り組み
➡事業着手に向けて取り組み中

•都市計画道路（船場川線飯田一延末区間）拡幅と安全対策についての取り組み
➡通行の支障となっていた大型案内標識を令和2年3月に撤去、令和3年5月に歩行者だまりに縁石及び防護柵を設置、南北方向の横断歩道の位置を変更が完了。道路拡幅は引き続き取組中

•県道山之内茹野姫路線古瀬畑地区の道路整備への取り組み
➡令和元年道路拡幅工事完了

•放課後児童クラブへの運営費補助の向上への取り組み
➡運営費の補助基準額の引き上げや補助メニューの更なる充実を国へ要望中

•県道67号線（書写街道）の側溝への安全対策への取り組み
➡安全策としてフェンスの設置を完了

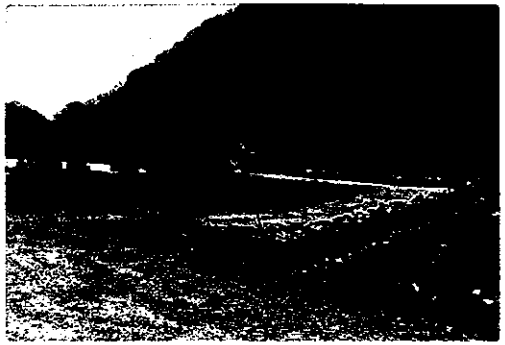
•兵庫県河川監視システムのサーバーの強化への取り組み
➡災害時のアクセス集中にも対応可能となる様、サーバーを強化

•的形排水機場の改修事業への取り組み
➡令和6年度に改修事業着手予定



2 夢前川の河川・護岸工事　実現しました！

私が1期目に取り上げました、夢前川の河川・護岸工事の質問から7年が経ち、これまでの県政報告でも取り上げて報告させて頂いておりますが、上流から順次工事が進んでおります。河川・護岸工事の進捗に伴って、夢前川に沿って走る県道の整備も進んでおります。これからも県民の皆様の安心安全なくらしを守る為、引き続き取り組んで参ります。

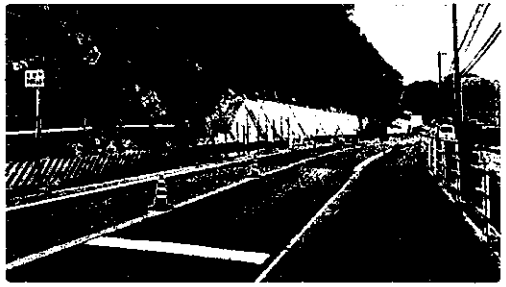




県道67号姫路神河線の整備

夢前スマートインターチェンジから姫路市街への最短アクセスは、夢前川沿いの県道67号姫路神河線のみとなっており、がけ崩れや冠水により通行止めになってしまうと、迂回すれば姫路市街へのアクセスは可能ではありますが、一刻一秒を争う場合、命に関わる事態も想定されます。時間はかかりましたが、道路整備完了しております。



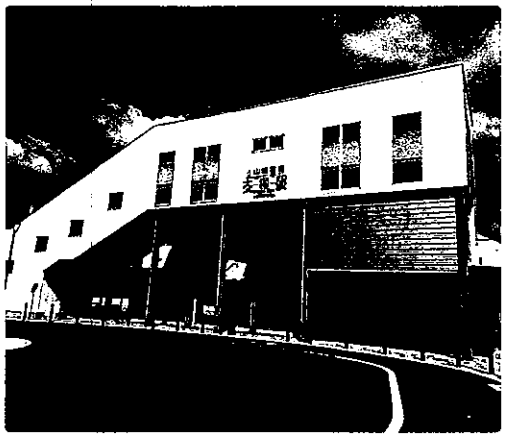




3 山陽電鉄大塩駅の改修と周辺整備　実現しました!

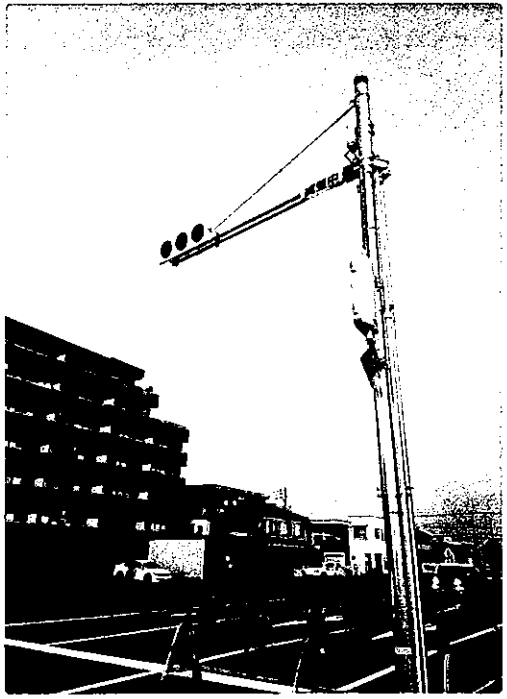
地元市議会議員と協力の元、大塩駅の改修と周辺整備に取り組まさせていただきました。



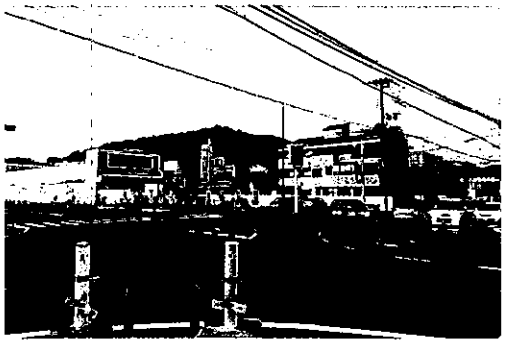


4 城北線 新交差点に信号機の設置　実現しました!

姫路市辻井と新在家を結ぶ城北線の一部が開通し、新たな交差点(県立大学新在家キャンパス南西)ができましたが、交通量が多い交差点にも関わらず、信号機が設置されておりませんでした。また、道路開通直後から事故が多発し、地元の方から陳情を受け、県警へとお願いしましたところ、事故が増えていることを重視して素早い対応をしていただけました。

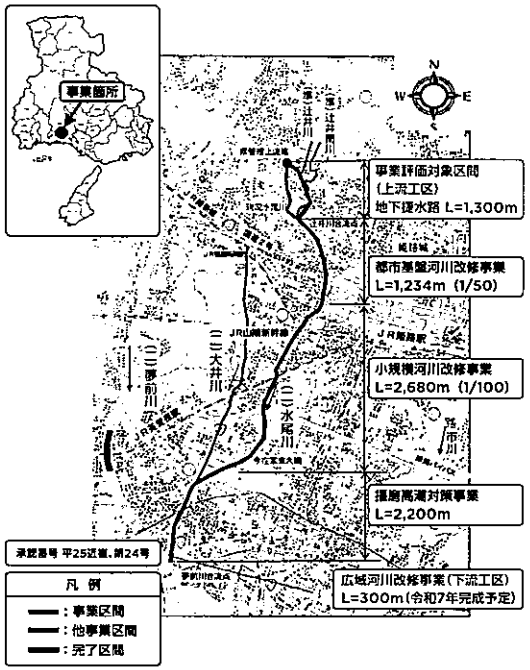






5 二級河川 夢前川水系「水尾川」治水対策　事業化決定!

水尾川治水対策事業は、地元自治会の皆さんの要望を受け、共に県へ要望書を提出、担当部署への陳情や働きかけを重ねた結果、事業化が実現しました!



目 的

河川整備計画(平成26年10月)に基づく治水安全度の向上
(下水道雨水排水計画と整合を図り、年超過確率1/20の規模の洪水を流下させることを目標とする)

事業概要

事業区間：姫路市田寺～北今宿
総事業費：82億円
内用地補償費：1.5億円
事業期間：令和4(2022)年～令和9(2027)年
事業概要：地下躯水路整備
延 長：1,300 m(φ4.75m)
費用便益比B/C = 5.0
(河川整備計画における全ての事業による費用便益比)

計画流量：43.3m³/s(河川：35m³/s、下水道(姫路市)8.3㎥/s)
※下水道の流量は今後の市における詳細検討により変更する場合がある
負担割合：河川と下水道との流量の割合を基本に設定

※現地条件を反映した見積りや、類似事業である瀬戸川地下貯留管整備事業を参考に、事業費及び工程の妥当性を確認した。

工程表

事業内容	年度 R4	R5	R6	R7	R8	R9
調査設計	■					
用地補償	■					
立 杭		発進立杭			到達立杭	
シールド製作		■	■			
シールド掘削			■	■	■	■



領収書等添付様式【共通】

（令和5年3月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
8	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	50% / 25%
それ以外の案分	
案分の説明	事務所電気代 12870円×50% ＝6435円 6435円を充当

2023/3/9

水光費・会費　口座振替のお知らせ

コード　51012

戸井田 祐輔　様

振替金額　¥　17,122 －

上記金額を令和　5 年　3 月　19 日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座までお振り込みの程、お願い致します。

振込先 [redacted]
大手前第一ビル管理組合法人　理事長 [redacted]

ご請求内訳

◆電気代　(R　5 年　2 月度分)
電気使用料金　12,870 円
使用量　390 kwh
看板・電灯料金　－ 円

◆水道代　(R　5 年　1・2 月度分)
水道使用料金　3,552 円
使用量　4 m³

[redacted]

合 計　17,122 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル　管理組合法人
理事長 [redacted]

500

D 5- 3-20	管理費	47,356	オオテマエタ゛イイチヒ゛ル

領収書等添付様式【共通】

（令和 5年3月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
9	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費 (事務所費)・事務費・人件費

案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

事務所水道代
3552円×50%
=1,776円
1,776円を充当

2023/3/9

水光費・会費　口座振替のお知らせ

コード　51012

戸井田 祐輔　様

振替金額　¥　17,122 －

上記金額を令和　5 年　3 月　19 日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座までお振り込みの程、お願い致します。

振込先 [redacted]
大手前第一ビル管理組合法人　理事長 [redacted]

ご請求内訳

◆電気代　(R　5 年　2 月度分)
電気使用料金　12,870 円
使用量　390 kwh
看板・電灯料金　－ 円

◆水道代　(R　5 年　1・2 月度分)
水道使用料金　3,552 円
使用量　4 ㎥

[redacted]

合 計　17,122 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル　管理組合法人
理事長 [redacted]

500

05- 3-20	管理費	47,356	オオテマエ1ﾀﾞｲｲﾁﾋﾞﾙ

2023/3/9

水光費・会費　口座振替のお知らせ

コード　02011

戸井田　祐輔　　様

振替金額　¥　*30,234*　—

上記金額を令和　5 年　3 月　19 日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座
までお振り込みの程、お願い致します。

振込先 [redacted]
大手前第一ビル管理組合法人

ご請求内訳

◆電気代　(R　5 年　2 月度分)
電気使用料金　- 円
使用量　- kwh
看板・電灯料金　- 円

◆水道代　(R　5 年　1・2 月度分)
水道使用料金　- 円
使用量　- ㎥

[redacted]

合　計　30,234 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル　管理組合法人
理事長　水田　博敏

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和5年 3 月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田 ゆうすけ）

整理番号	使途項目
10	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
05-03-23	[redacted]	A93250005
取扱店	[redacted]	
払込口座	[redacted]	
払込金額	*3,300	料金 *110

[redacted]
株式会社 播磨時報社
金額 ¥ 3300
ご依頼人 戸井田祐輔 様
日附印

振替受付票
払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
料金には、消費税等が含まれています。
（ゆうちょ銀行）

入金額 *5,010
おつり *1,600

5月3日～5日は、ゆうちょのほぼすべてのサービスを終日休止します

印紙税申告納付につき趣町税務署承認済

案分率	共通案分率	
	それ以外の案分	100%
	案分の説明	すべて政務活動に係るものであるため

播磨時報社
3410円を充当
（令和4年10～令和5年3月迄）

3,300 + 振込手数料 110
= 3,410

令和5年 3月 日

購読料ご請求書

戸井田ゆうすけ事務所 様

毎度本紙をご愛読いただき、厚くお礼申し上げます。
下記の通り購読料をご請求申し上げます。
お手数ですが、郵便振替か下記の金融機関に
ご送金お願い申し上げます。

令和4年 10月より	令和5年 3月まで
請求金額	3，300円

[redacted]

《第3種郵便物》
株式会社 播磨時報社
代表取締役 笹間 清豪
〒670-0955 姫路市安田4-33-9
TEL(079)281-0545 FAX(079)285-0094

領収書等添付様式【共通】

（令和5年3月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
11	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・(事務所費)・事務費・人件費

共通案分率 (50%) / 25%

それ以外の案分

案分の説明

事務所賃借料
（4月分）

案分率

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

[redacted]

お振込金額 ¥132,000
振込手数料 ¥0

お受取人は
[redacted]
カ）タツミハウスサービス 様

お振込人は
トイダユウスケジムショ 様

お取扱日 5. 3.24 電信振込

取扱店	機番	年月日	時刻
[redacted]	77	5. 3.24	09:51
			5929

銀行番号	店番号	口座番号等
[redacted]		

印紙税申告納付につき税務署承認済 紐町

三井住友銀行

議員任期が R5、4、29 までのため、

$132,000 \times \frac{29日}{30日} = 127,600$

$\times 50\% = 63,800$ 円を充当する。

令和 2年 8月30日

事業用賃貸借契約書

姫路市本町68番地170　大手前第一ビル 1階5号

借主:　　戸 井 田　祐 輔　様

貸主:　株式会社辰己ハウスサービス

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 株式会社辰己ハウスサービス (以下「甲」という。)と借主 戸井田祐輔 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1)　目的物件の表示

建物	名　称	大手前第一ビル　　1 階 5 号室		
	所在地	(住居表示) 姫路市本町６８番地１７０		
		(登記簿) 姫路市本町６８番地１７０		
		(家屋番号)本町６８番１７０の９		
		(建物の名称) １Ｆ５号		
	構　造	(一棟)鉄筋コンクリート造・陸屋根地下１階付５階建　(専有部分) 鉄筋コンクリート造１階建		
	種　類	事務所	新築年月	昭和４７年４月
	面　積	５１.97㎡		
附属施設		なし		

頭書(2)　事業内容(具体的に記載すること)

頭書(3)　契約期間

令和　2年　7月　1日　から　　令和　4年　6月　30日まで（　2年間)

頭書(4)　賃料等

賃料	月額１３２，０００円 (内消費税等12,000円)	管理・共益費	賃料に含む		
敷金	[redacted]	礼金	[redacted]		

その他の条件				
貸与する鍵	鍵No.			
	本数			
賃料等の支払時期	毎月末日までに翌月分を支払う			
賃料等の支払方法	■振込	[redacted]		
		株式会社辰己ハウスサービス　※振込み手数料は借主負担		
	□持参	持参先		
	□口座引落	委託会社名		

頭書(5)　借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏　名)
	(自　宅)ＴＥＬ
	(勤務先)ＴＥＬ　　(会社名・部署名)
	(携　帯)ＴＥＬ

頭書(6)　貸主及び管理業者

貸　　主	[redacted]

管理組合	名称　大手前第一ビル管理組合
	住所　姫路市本町６８番地の１７０
	ＴＥＬ

頭書(7)　乙の債務の担保

担保の方法	■連帯保証人	氏名	
		住所	

頭書(8)　更新に関する事項

契約更新月の６ヶ月前までに借主からの申し出がない場合は、同条件で２年間更新したものと みなします。

頭書(9)　特約事項

1. 借主が搬入した内装・動産・設備に関しては解約時には撤去し基本的に引き渡し時の状態にすることとします。尚、看板等も撤去し契約前の状態にする
2. 本契約締結後消費税法により税額が変更になった際には変更後の税率を家賃に付加して支払うものとします
3. 業種変更がある場合は事前に家主の承諾を必要とします。
4. 本事務所の営業に係る許認可関係については借主の責任と負担において行うものとする
5. 本契約条項第６条（Ａ・Ｂ）項全文を末消

本契約の締結を証するため、本契約書を２通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　２年　７月　１日

甲・貸主	氏名	株式会社辰巳ハウスサービス 代表取締役 赤鹿嘉[redacted]	
	住所	姫路市辻井1丁目2番22号	
乙・借主	氏名	戸井田祐輔[redacted]	TEL [redacted]
	住所	[redacted]	
連帯保証人	氏名		
	住所		

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の営業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合

二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

三 類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

入居時、1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とし、解約時は月割り計算とする。

(共益費)

4条 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

入居時、1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とし、解約時は月割り計算とする。

(負担の帰属)

5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

2 頭書(2)記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

(敷金)

6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料の　ヶ月分相当

額を差し引き、返還するものとする。

4　甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5　前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第７条　甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

一　自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

二　甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと

三　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

四　自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第８条　乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2　乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3　乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、頭書(２)の事業内容を変更してはならない。

4　前３項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の１ヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

5　乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

6　乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7　乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一　銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること

二　大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること

三　騒音等の迷惑行為を行うこと

四　第１項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること

五　本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

六　本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

七　本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

8　乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一　階段・廊下等共用部分への物品の設置

二　階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第９条　乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2　乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3　乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4　契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5　乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

（原状の変更）

第10条　乙が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、付属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

2　前項の工事により法令による設備の新規改善の必要が生じた場合、その費用は乙が負担するものとする。

（契約期間中の修繕）

第11条　甲は、第３項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2　前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3　乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。

一　電球、蛍光灯、ヒューズの取替え

二　その他費用が軽微な修繕

4　本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

（契約の解除）

第12条　甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

一　乙が賃料又は共益費の支払いを２ヶ月以上怠ったとき

二　乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき

2　甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

一　本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき

二　第８条(第７項第五号から第七号を除く。)から第10条までの規定に違反したとき

三　入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実に重大な虚偽があったことが判明したとき

四　その他乙が本契約の各条項に違反したとき

五　銀行取引の停止

六　破産手続きの開始

七　民事再生手続きの開始

八　会社更生手続きの開始

九　特別清算手続きの開始

3　甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

一　第７条の確約に反する事実が判明したとき

二　契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

4　甲は、乙が第８条第７項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

（乙からの解約）

第13条　乙は、甲に対して６ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

2　前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から６ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して６ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第14条　乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2　乙は、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3　乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。

4　本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

5　本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。

6　乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第15条　甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2　乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3　本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4　甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第16条　甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

一　賃料等支払い方法の変更

二　頭書(６)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第17条　乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

一　乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡又は転貸と評価できるときは、第８条第１項の定めに従うものとする

二　長期に休業するとき

三　連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更

四　連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

第18条　乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日当たり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第19条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする

二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第17条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(契約の消滅)

第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第21条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第22条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第23条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第24条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

領収書等添付様式【共通】

（令和5年3月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
12	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

共通案分率 50% (25%)

それ以外の案分

案分の説明

ガソリン代

21,003円+110円（手数料）

＝21,113円

21113円×25%

＝5,278円

5,278円を充当

案分率

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

☆☆お振込☆☆ SMBC

[redacted]

お振込金額	¥21,003
振込手数料	¥110

お受取人は
[redacted]
ヨコタレキセイコウギヨウ（カ 様

お振込人は
トイダユウスケジムショ 様

お取扱日 5. 3.24 電信振込

取扱店	機番	年 月 日	時刻
[redacted]	74	5. 3.24	12:29
			7419

銀行番号 [redacted] 店番号 [redacted]

印紙税申告納付につき税務署承認済

三井住友銀行

領収証

No. 010340

戸井田事務所 殿

令和 5 年 3 月 24 日

金額	¥21003 円

但し

上記金額正に領収致しました

内訳	
現金	
小切手	
手形	
口座振込	○
相殺	

収入印紙

横田瀝青興業株式会社

本社 〒672-8064
姫路市飾磨区細江 [redacted]
電話（079）233 [redacted]

御支払確認印 取扱者 [redacted]

請　求　書

お客様コードNo. 9301

No. 2

2023年 2月 28日 締切分 (30)

６７０－００１２

姫路市本町68

戸井田事務所 様

横田瀝青興業株式会社　兵庫営業所
〒679-3111　神崎郡神河町大河755-1
ＴＥＬ　(0790) 34-0792
ＦＡＸ　(0790) 34-0791
〒672-8064　姫路市飾磨区細江995番地
ＴＥＬ　(079) 233-0575
ＦＡＸ　(079) 233-0561
取引銀行　[redacted]

TEL:079-281-7700　FAX:079-281-7707

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

※3万円以下は手数料をご負担願います。

前回御請求額	御入金額		繰越金額	御買上額	今回御請求額	
23,044	23,044		0	21,003	¥21,003	[redacted]

伝票日付	伝票No.	品名	数量	単位	単価	金額
23/ 2/ 4	1	レギュラーガソリン（横田S/S）	29.05	リットル	155.00	4,503
23/ 2/15	2	レギュラーガソリン（横田S/S）	29.00	リットル	155.00	4,495
23/ 2/23	3	レギュラーガソリン（横田S/S）	35.23	リットル	155.00	5,461
23/ 2/26	4	レギュラーガソリン（横田S/S）	29.90	リットル	155.00	4,635
23/ 2/28	88359	［入金（振　込）］				[23,044]
		【税別御買上計10.0%】				19,094
		消費税等10.0%				1,909
		【合　　計】				21,003

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和５年３月分）
（会派名 自民党兵庫 ）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目	案分率	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
13		共通案分率	50% 25%
		それ以外の案分	95%
		案分の説明	「政務活動以外の部分が全体の5%を占めるため」 ホームページ保守管理料 55,000円×95% ＝52,250円 52,250円を充当

領収書

戸井田事務所 御中

金額

¥ 55,000−

但 戸井田ゆうすけ様 HP 保守・管理費として

上記正に領収いたしました

発行日：2023年3月25日

Ink
〒112-0015
東京都文京区目白台2-10-9-102
TEL 03-6824-2983

〒670-0012 兵庫県姫路市本町68 大手前第一ビル 1F
戸井田事務所 御中

請求日 2023年3月23日

Ink [redacted]
〒112-0015 東京都文京区目白台2-10-9-102
03-6824-2983

請 求 書

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

ご請求金額	¥55,000

作業内容	金 額	備 考
・HP保守・管理費	50,000	1カ月分

合計	50,000
消費税(10%)	5,000
税込み請求金額	55,000

振込先金融機関 [redacted]

誠に勝手ながら、振り込み手数料はお客様のご負担でお願いいたします。

兵庫県議会議員

戸井田（といだ）ゆうすけ

TOIDA YUSUKE OFFICIAL SITE

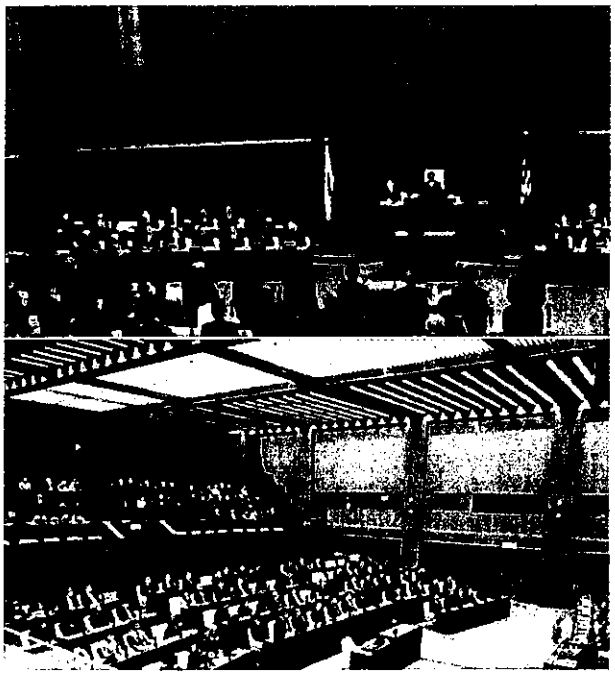


ページをフォロー

戸井田ゆうすけ
20時間前

昨日、３６日間に渡り行われた、第３６１回２月定例会が閉会しました。今任期、最後の定例会でした。
今定例会では、議案１２３件、意見書案１０件を可決したほか、１件の決議を可決、１件の請願を採択しました。

本来であれば、四年間の任期のはずですが、阪神・淡路大震災の際に起こった２ヶ月のズレを今任期で解消する事になり、３年１０カ月と、少し短い任期になりました。... もっと見る





戸井田祐輔（といだ ゆうすけ）

誕生日　1982年9月13日
血液型　A型

【経歴】
昭和57年姫路市にて生まれる
祖父は、元厚生大臣 戸井田三郎
父は、元衆議院議員 戸井田徹
姫路市立安室東小学校 卒業
姫路市立安室中学校 卒業
私立二松学舎大学附属高等学校 卒業
専門学校 東京ヒューマンアーツ 卒業
獨協大学 中退

【職歴】
学校卒業後、TV局制作会社にて番組映像制作に携わり
その後、元衆議院議員戸井田とおる秘書を務め
父の引退後は、会社員として勤務

【自己紹介】
趣味　サッカー観戦、読書
尊敬する人物　勝海舟
好きな言葉　忘己利他

私の政策

1

今後ますます進む少子高齢化や
人口減少により、危機にさらされる
地方の伝統文化や様々な活動の継承を
自らも担うと共に現場で得られる
地域の声を県政に届けます。

2

幅広い世代、地域の意見を聞き、
地域の持つ魅力、潜在能力を引き出し、
姫路、兵庫の更なる発展を目指します。

3

暮らしやすく、住みよい姫路を目指して
周辺自治体との連携を進めると共に
姫路と県をつなぎ、来たるべき
人口減少社会に備えます

4

同世代の有権者から、結婚、出産、
育児、教育等に関する現場の声を
拾い集め、課題の解決に努めることで、
若者が集まり、子育てのしやすい
まちづくりに尽力します。



兵庫県議会議員 戸井田ゆうすけ
〒670-0012 姫路市本町68 大手前第一ビル1F
TEL 079-281-7700
FAX 079-281-7707

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 5年 3月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆかり）

整理番号	使途項目
14	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率

それ以外の案分　100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため

新聞購読料
読売新聞(3部)
4400円を充当

領収書

区域058　全戸0024　お問合せNo26209

お名前 戸井田事務所 様
本町68-170
大手前第一ビル 1F
5年　3月分

	銘柄	部数	金額
1	読売新聞セット ※	1	4,400
2			
3			
	合計		4,400円

◇左記の通り領収しました

領収日 R5年3月27日

※は軽減税率(10.0%対象　0円)
(8.0%対象　4,400円)

読売センター姫路東
姫路市下寺町３９
TEL 079-282-6420

領収印

3/27 支払い

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和5年3月分）
（会派名 自民党兵庫
（議員名 戸井田ゆうすけ

整理番号	使途項目
15	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	
それ以外の案分	100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため

新聞購読料
神戸新聞(3部)
4400円を充当

領収証

2023年03月分

ID(15034)
No. 1- 103-0447-000
本町大手前ビル１階

戸井田事務所 様

銘柄	部	金額
神戸セット※	1	4,400
合計 ※は軽減税率対象品目		¥ 4,400

お知らせ

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,400(消費税 ¥326)

株式会社神戸新聞姫路中央販売
〒670-0925
姫路市亀井町１１１
TEL: 079-223-8513 FAX: 079-288-3314

領 神戸新聞 収

3/27 支払い

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 5年 3月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
16	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費 (資料作成費)・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	
それ以外の案分	100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため

新聞購読料
産経新聞(3部)
4400円を充当

2023年03月分　神戸新聞

領収証

ID(22890)
No. 1- 103-0447-001

本町６８
大手前ビル1階
戸井田事務所 様

銘柄	部	金額
産経セット※	1	4,400
合計 ※は軽減税率対象品目		¥ 4,400

お知らせ

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。
8%対象 ¥4,400(消費税 ¥326)

株式会社神戸新聞姫路中央販売
〒670-0925
姫路市亀井町１１１
TEL: 079-223-8513　FAX: 079-288-3314

領 神戸新聞 収

3/27 支払い

領収書等添付様式【共通】

（令和 5年 3月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目	案分率
17	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・(事務所費)・事務費・人件費	共通案分率 (50%) 25% それ以外の案分 案分の説明 来客用駐車場代 (4月分)

領収証

№ 37368

戸井田ゆうすけ事務所 様

R5年3月27日

金額			¥	1	4	0	0	0	−

但し 4月分

上記の金額正に領収いたしました

宗教法人に付収入印紙を貼付しません

〒670-0015 姫路市総社本町190
総社會館
電話(079)224−1111番代

議員任期が R5. 4. 29 までのため、

14,000円 × 29日/30日 = 13,533円

× 50% = 6,766円を充当する

駐車契約書

(宗)射楯兵主神社(以下甲という)と戸井田事務所(以下乙という)は、自動車の駐車につき、次の通り契約する。

記

第一条　甲は乙に対し末記車両を以下の条項により甲の境内地に駐車することを認める。

第二条　乙は前条に定めた駐車車両を変更しようとする時は、事前に甲の承諾を得なければならない。

第三条　駐車契約の期間は次の通りとする。

令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで

但し、上記期間内において、祭礼及び甲の行事に支障をきたすと認めた場合は、乙は駐車することができない。

第四条　１、駐車料金は、一車両につき一ケ月１４，０００円(消費税含む)とし、乙は甲に当月末日までに翌月分を支払う。

２、前条により乙が駐車できない期間があっても、前条の金額は返金若しくは減額しない。

第五条　乙は駐車場に車庫等の工作物を設置してはならない。

第六条　乙は甲の承諾を得ないで、本契約による権利を第三者に譲渡・転貸してはならない。

第七条　甲は駐車場内の車両については保管・車両の盗難・損傷等その他一切の事故に対して甲はその責を負わないものとする。

第八条　乙または乙の関係人(使用者・運転者・同乗者等を含む)が駐車場並びに付帯設備及び駐車場内で他の車両を損傷したときは、速やかに甲に連絡すると共に、その損害の賠償をしなければならない。

第九条　乙が本契約上の義務に違反したときは、第三条の期間中を問わず甲は催告その他の手続を執ることなく即時この契約を解約することができる。

第十条　乙が何らかの都合によって本契約を解約する場合は一ケ月前までに甲に予告しなければならない。

第十一条　本契約が期間満了又は解除により終了したときは、乙は直ちに車両を駐車場内から搬出しなければならない。

前項の定めにもかかわらず乙が車両を搬出しないとき、又は残留物があるときは、甲は適当と思われる方法で車両の搬出、その他適宜の措置を講じることができ、その費用は乙の負担とする。

第十二条　本契約の定めにない事項が生じたときは甲乙協議の上決定する。

令和５年４月１日

甲　姫路市総社本町１９０番地
射楯兵主神社

乙　住所　姫路市本町６８番地　大手前第一ビル１Ｆ
氏名　戸井田事務所
戸井田　祐輔
連絡先　０７９－２８１－７７００

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 5年 3月分）
（会派名 自民党兵庫）
（議員名 戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目	案分率	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・事務費・(人件費)	共通案分率	(50%) 25%
18	領収書は別添の通り		それ以外の案分 案分の説明 人件費 192000円×50% =96,000円 96,000円を充当

政務活動補助業務　勤務実績表・領収書

3 月分　氏　名 [redacted]

日	曜日	定時勤務 開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	備考(時間外勤務等) 開始時間	終了時刻	勤務時間
1	水							
2	木							
3	金							
4	土							
5	日							
6	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
7	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
8	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
9	木	9:00	18:00	1:00	8:00			
10	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
11	土	9:00	18:00	1:00	8:00			
12	日	9:00	18:00	1:00	8:00			
13	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
14	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
15	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
16	木	9:00	18:00	1:00	8:00			
17	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
18	土	9:00	18:00	1:00	8:00			
19	日	9:00	18:00	1:00	8:00			
20	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
21	火							
22	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
23	木	9:00	18:00	1:00	8:00			
24	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
25	土	9:00	18:00	1:00	8:00			
26	日	9:00	18:00	1:00	8:00			
27	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
28	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
29	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
30	木	9:00	18:00	1:00	8:00			
31	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
計					(A) 200:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。　議員名 [redacted] 印

【総支給額の計算】

① 時給の場合　(A) 200時間　分]×単価[960円] ＝ 192,000 円(B)

①' 月額の場合　支給額 ＝ 0 円(B)

② 時間外勤務手当等　支給額 ＝ 0 円(C)

③ 総支給額　(B)+(C) ＝ 192,000 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) －［　　円](所得税・住民税、保険料本人負担額)＝　　円(E)

金 192,000 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。

2023 年 3 月 31 日

住所 [redacted]

氏名

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与　総支給額(D)[192,000 円]×案分率[50%]＝ 96,000 円(F)

○ 保険料等雇用主負担額　総額[　　円]×案分率[　%]＝ 0 円(G)

○ 政務活動費充当額の計　(F)+(G) ＝ 96000 円